先進事例調査分析・横展開による 自治体機能強化支援総合研究 平成 29~令和元年度

報告書

国立社会保障·人口問題研究所 社会保障基礎理論研究部

はじめに

本報告書は、平成 29 年度から令和元年度に渡って国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部において展開された先進事例調査分析・横展開による自治体機能強化支援総合研究の報告書である。

2025 年度を目途とした地域包括ケア体制の構築を目指し、2015 年度から地域ケア会議、2017 年度から介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)、2018 年度から在宅医療・介護連携推進事業等の実施が全市町村に義務づけられることとなる。一部の先行自治体では既にこれら事業に対する取り組みが進められており、そのノウハウも蓄積されてきているが、多くの自治体はそのレベルに至ってはいない。地域包括ケア構築を効果的に展開するためには、データに基づく現状分析(地域診断)~地域課題の抽出~関係者間での地域課題の共有~課題解決策の検討と遂行~実施状況と結果のモニタリング~実施方法の見直しといった自治体の地域マネジメント力の強化が必須となる。

当部では、自治体支援(都道府県・市町村)をテーマに、幾つかの調査研究(地域診断支援ツールの開発、自治体と共同した各種支援(データ分析支援、事業運営への助言等など)をこれまで実施してきたが、これら支援を通じて、

- ① 地域課題を抽出・整理する力が弱い
- ② 各事業に対する先進的取り組みは各種報告されているが、その内容や方法を理解し、自 地域で展開する力が弱い
- ③ 様々な主体(医療・介護専門職、地域住民など)が参加する会議を運営する力が弱い(ファシリテーション力が弱い)

などの課題があることがわかってきた。今後、各種事業への取り組みを本格化させる自治体に対し、効果的な事業実施方法を横展開していくためには、上記課題を改善・解決するための方法論を早急に開発し、試行・展開する必要がある。

そこで、本研究では、地域包括ケアシステム構築に向けた各自治体の地域マネジメント力の強化(地域診断力、会議運営能力、先行自治体の事業展開ノウハウの共有と助言、都道府県・都道府県立大学による支援体制構築など)を図るため、社人研で開発した地域診断支援ツール(プロトタイプ)の改良及び複数自治体への普及展開、都道府県や大学を巻き込んだ継続的な支援体制の構築業務などを行う。

なお、3カ年の事業は以下の通りである。

【平成29年度】

①各事業の先進事例の調査・分析(研究者ベース研究収集)、②既存地域診断システムの更新の検討(コスト)、小地域(町丁目)をカバーする厚労省地域包括ケア見える化システムの補完データベースの構築準備

【平成30年度】

①先進事例の普遍的なノウハウの抽出・整理(日本能率協会に委託)、厚労省「地域包括ケ

ア見える化データベース」のブレイクダウンによる自治体の模倣可能性の指数表示化(財政力、医療・介護資源等)の検討②小地域(町丁目)をカバーする地域包括ケア見える化システムの補完データベースの構築および作成ノウハウの自治体への移転(模擬研修の実施)、③会議運営能力の向上研修(埼玉県立大学との共催)。③に関しては平成31年2月5日の厚生政策セミナーで、成果の一部が公開された。

【令和元年度】

①模倣可能性指数を考慮した事業ごとのノウハウ集の作成、②地域診断データベースの整備継続、地図化のための自治体研修(青山学院大学ジェロントロジー研究所との共催による)、③計画策定者向け研修/会議運営者向け研修の実施と評価を行う。

なお、①及び②に関しては令和元年9月4日に1都2県(宮代町、練馬区、東村山市、大和市、横須賀市)を対象に地図化のための自治体研修を実施した。

研究の効果としては、

- 1) 効果的な地域ケア会議及び介護予防・日常生活支援総合事業の横展開により、①要介護認定率の低下、②中重度者の減少に伴う健康寿命の延伸、③元気高齢者の増加、④不適切なサービスの排除が期待できる
- 2) 在宅医療・介護連携推進事業の推進により、①退院支援の円滑化、②病院と在宅関係者間の連携強化、③医療職とケア職間の連携強化が期待できる

と考えている。

なお、本プロジェクトに参加したのは以下の者達である。

井上孝 (青山学院大学経済学部教授)

石田成則 (関西大学政策創造学部教授)

小野太一(政策研究大学院大学教授、令和元年8月から厚生労働省に復職)

川越雅弘(埼玉県立大学大学院保健医療福祉学研究科研究開発センター教授)

篠崎武久(早稲田大学理工学術院教授)

藤本健太郎(静岡県立大学経営情報学部教授)

山本克也(国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部長)

菊池潤 (同部室長)

佐藤格 (同部室長)

井上希 (同部研究員)

第一部 市町村と介護事業者等との協働による 地域包括ケアシステムに関する事例集

国立社会保障 · 人口問題研究所

1.	. 調査概要	1
	(1)調査の目的	1
	(2) 調査の手法	1
	(3) 事例集の構成	1
2.	. 調査結果および考察	2
	(1) 各自治体の基礎データ	2
	(2) 各自治体の取組み概要	3
	(3) 民間企業等との協働による取組みのポイント	4
3.	. 取り組み事例	6
	(1) 3次調査先	6
	事例 1. 鳥取県南部町	6
	事例 2. 静岡県伊豆の国市	15
	事例 3. 愛知県新城市	22
	事例 4. 奈良県五條市	30
	事例 5. 茨城県笠間市	37
	事例 6. 富山県南砺市	44
	事例 7. 石川県津幡町	54
	事例8. 愛知県半田市	62
	事例 9. 静岡県富士宮市	71
	事例 10. 三重県いなべ市	79
	(2) 2次調査先	86
	事例 1. 北海道足寄町	86
	事例 2. 茨城県笠間市	89
	事例 3. 埼玉県吉見町	92
	事例 4. 千葉県匝瑳市	94
	事例 5. 富山県南砺市	97
	事例 6. 石川県津幡町	99
	事例 7. 静岡県富士宮市	101
	事例 8. 静岡県伊豆の国市	103
	事例 9. 愛知県半田市	105
	事例 10. 愛知県新城市	108
	事例 11. 愛知県田原市	111
	事例 12.三重県桑名市	114
	事例 13. 三重県いなべ市	116

	事例 14.	奈良県五條市	. 119
	事例 15.	鳥取県南部町	. 122
	事例 16.	岡山県奈義町	. 125
	事例 17.	広島県安芸太田町	. 128
	事例 18.	鹿児島県肝付町	. 130
	(3) 1次	調査結果	. 132
4.	2次・3と	r調査対象市町村の人口及び財政構造	.141
		で調査対象市町村の人口及び財政構造スト(1)	
5.	GIS テキ		.183
5. 6.	GIS テキ	スト(1)	.183 .237

1. 調査概要

(1)調査の目的

本調査は、市区町村と民間企業等(営利法人、NPO法人、社会福祉法人、医療法人等)の協働による「生活支援サービスの構築」「総合事業の推進」「地域づくりの推進」等に係る取り組みの事例収集、ならびに、それら自治体の政策立案・決定者や事業体へのインタビューを通じた要因分析を行い、市区町村自身が地域での展開を行う上での参考となる市区町村職員向けの事例集を作成するためのものである。

(2)調査の手法

市区町村と民間企業等が協働して「生活支援サービスの構築」「総合事業の推進」「地域づくりの推進」等に係る取り組みを実施している事例の抽出ならびに具体的な取り組み内容の把握を目的として、各種文献による情報収集、調査を行った(1次調査)。

次に、1次調査により抽出した市区町村または民間企業等に対して、取り組み内容に関するアンケート調査及びヒアリングを行った(2次調査)。

さらに、1次調査により収集した事例のうち、本業務の趣旨に適切なものを抽出し、取り組みに関する詳細な情報の収集・整理を目的として、市区町村の担当者にインタビュー調査を実施した(3次調査)。

(3) 事例集の構成

- 「1. 調査概要」では、調査の目的と調査手法、事例集の構成について記載している。
- 「2. 調査結果および考察」では、アンケート調査およびインタビュー調査結果の概要を記載している。調査を行った事例の全体像を把握する際にご覧いただきたい。また、市区町村と民間企業等の協働の取組みのポイントについても考察を行った。
- 「3. 取り組み事例」では、アンケート調査およびインタビュー調査を行った各事例について、取組の概要や背景、関係者とその役割、今後の課題と予定等について取りまとめた。特に、取り組みにおける自治体と民間企業等の役割分担に焦点を当てており、自治体がどのように取り組みに関わったかについて記載している。

2. 調査結果および考察

(1)各自治体の基礎データ

	自治体名	都道府県	第7期介 護保険料	総人口	65 歳以上人口	第1号談	定者	備考
	1711111	ar zem m	(円)	(人)	(人)	(人)	(%)	
1	足寄町	北海道	5, 750	6, 957	2, 709	430	15 0	H30.9 月時点
	た	北海坦	3, 730	9月28日現在	H30.9 月時点	400	10. 9	1100.9 月時点
2	笠間市	茨城県	5, 200	75, 030	23, 251	3, 652	15 7	介護保険事業状
_	77 (E) (I)	次级术	0, 200	H30 年 10 月 1 日現在	H30.10月末	0, 002	10. 7	況報告(H30.7)
3	吉見町	埼玉県	5, 300	19, 193	6, 017	772	12 8	H30.10 月末時点
		为正水	0,000	H30 年 11 月 1 日現在	H30.10 月末時点	,,,	12.0	1100. 10 7] XKBIJ MK
4	匝瑳市	千葉県	5, 100	38, 571	11, 735	1. 970	16.8	介護保険事業状
	正死巾	1 未水	0, 100	H27 年 4 月 1 日現在	H27 年 4 月 1 日現在	1, 070	10.0	沈報音(日30.7)
5	南砺市	富山県	5, 980	51, 193	19, 077	8, 097	_	介護保険事業状 況報告(砺波地方
	(砺波地方介護保険組合)	田山水	0, 000	H30 年 9 月末	H30.9 月分	0, 007		介護保険組合)
6	津幡町	石川県	5, 700	37, 617	8, 874	1, 348	15 2	H30.10 月末時点
	/牛1用中1	чиж	0, 700	2018年10月31日 現在	H30.10 月末時点	1, 040	10. 2	1100.10 万木時派
7	富士宮市	静岡県	5, 823	133, 013	37, 677	5, 922	15 7	H30.10 月末時点
	H	HTIMIN	0, 020	H30 年 11 月 1 日現在	H30.11.1 時点		10. 7	1100. 10 7] XKBIJ MK
8	伊豆の国市	静岡県	5, 100	48, 876	15, 780	2, 252	1//	介護保険事業状
Ü	ア立の国山	計画示	3, 100	H30 年 11 月 1 日現在	H30 年 11 月 1 日現在	2, 202		況報告(H30.4)
9	新城市	愛知県	4, 906	46, 856	16, 093	2, 906	18. 0	
J	(東三河広域連合)	交加示	4, 300	H30 年 11 月 1 日現在	H30 年 11 月 1 日現在	2, 300	10.0	
10	田原市	愛知県	4, 906	62, 364	15, 960	30, 949	9 –	介護保険事業状 況報告(東三河広
10	(東三河広域連合)	交加示	4, 300	H27 年 10 月 1 日現在	H27 年 10 月 1 日現在	00, 545		域連合)
11	半田市	愛知県	5, 480	118, 713	27, 488	4, 645	16 9	介護保険事業状
	Тып	交州水	0, 100	H28 年 3 月末	H28 年 3 月末		10.0	況報告(H30.7)
12	桑名市	三重県	5, 542	142, 603	36, 782	4, 979	13. 5	介護保険事業状
12	*10	一王术	0, 042	2018 年 9 月末現在	H30.8 月分	4, 575	10.0	況報告(H30.7)
12	いなべ市	三重県	6, 050	43, 743	12, 223	1, 899	15 5	H30. 9. 1 時点
10	0.02 4111	一主术	0, 000	平成 30 年 11 月 1 日	H30.11.1 時点		10.0	1100. J. 1 147.7K
14	五條市	奈良県	6, 450	30, 846	10, 977	2, 448	22.3	介護保険事業状
17	五座山	示 及示	0, 430	H30 年 10 月 31 日現在	H30.10月1日時点		22. 0	元報音(日30.7)
15	南部町	鳥取県	7, 400	10, 920	3, 905	1, 661	_	介護保険事業状 況報告(東三河広
10	(南部箕蚊屋広域連合)	温れた	7, 400	H29 年 10 月 31 日現在	H29 年 10 月 31 日現在	1, 001		域連合)
16	奈義町	岡山県	6, 700	5, 903	2, 034	344	16.0	H30.10 月末時点
. 0	小孩叫	岡山木	0, 700	H30 年 10 月 1 日現在	H30.10 月末時点	16. 9		1100.10 刀不时点
17	安芸太田町	広島県	6. 300	6, 282	3, 105	766	24 7	H30.10 月末時点
	X A WHE	四西东	0, 000	H30 年 10 月 31 日現在	H30.10 月末時点	24. /		1100.10 刀不时点
1Ω	肝付町	鹿児島県	6, 500	15, 533	6, 256	1, 427	22 Ω	H30.10 月末時点
10	ומו ויז פון	此儿齿乐	0, 300	H30 年 10 月 31 日現在	H30 年 10 月 31 日現在		۷۷. ۵	1100.10 月末時尽

(2) 各自治体の取組み概要

3次調査および2次調査による、各自治体の取組みの概要は、下表の通りである。 なお、自治体の役割を大きく、①企画・提案、②協力要請・働きかけ、③事務的サポート、④情報提供、⑤推進組織への参画、⑥関係機関・団体等との調整、⑦行政リソースの 提供(公共施設利用許可や補助金支給等)の7分類に整理している。(2次調査先には7分類を提示し、選択回答してもらった)。

								行政(の役割			
		市区 町村	取組	協働する民間企業等	企画• 提案	協力 要請・ 働きか け	事務的サポート	情報 提供	推進 組織 への 参画	関係 機関・ 団体 等との 調整	行政リ ソースの 提供	その他
3次 調査	1	鳥取県 南部町	住民が運営する地域の居場所づくり	•東西町地域振興協議会 •社会福祉協議会		-	•	•	-	-	-	
	2	静岡県 伊豆の国市	「手づくりベンチ」による地域づくり	・市内建設業協会 ・シルバー人材センター ・明るい社会をつくる会 ・NPO法人 ・近隣の高等学校(建築科) ・ベンチ設置を希望する住民			•	•		•		
	3	愛知県 新城市	限られた医療資源を活用し、在 宅医療を支える体制を構築	・三師会 ・地域包括支援センター ・地域自治区 ・民生委員協議会	•	•	•	•	•	•		
	4	奈良県 五條市	地域で暮らし続けるための仕組 みづくり	- 郵便局 ・ 大塔ふる里センター ・ 社会福祉協議会 ・ 吉野ストア ・ 自治連合会 ・ 民生児童委員 ・ 大塔ふれあいの会 ・ 消防署	•	•	•	•	•	•	•	
	5	茨城県 笠間市	リアルタイムで閲覧・共有できる 地域包括ケアシステムネット ワークの充実	·居宅介護支援事業所 ・介護サービス関係事業所 ・社会福祉協議会 ・県立中央病院 ・市立病院 ・消防本部	•	•	•	•		•	•	•
	6	富山県 南砺市	自発的活動が活性化した「地域 医療を支える」意識改革	・富山大学附属病院総合診療部 ・南砺の地域包括医療・ケアを守り育てる会 ・なんと住民マイスターの会	•	-	•	•		-	•	
	7	石川県 津幡町	地域の困りごとを地域の力で解 決するネットワークづくり	・社会福祉協議会 ・児童福祉、高齢者福祉関係事業所 ・地域の各種団体(区長会、民生・児童委 員協議会など)		•	•	•	•	•		
	8	愛知県 半田市	顔の見える関係づくりからス タートした課題解決体制構築	- 三師会 · NPO法人 · 訪問看護 ·居宅介護支援事業所連絡協議会 · 社会福祉法人(母子生活支援施設)	•	•	•	•		•	•	
	9	静岡県 富士宮市	さまざまな企業・機関と協働した地域づくり	・市内で営業している企業 ・ダイハツ工業株式会社 ・株式会社セブンーイレブン・ジャパン				•		•	•	
	10	三重県いなべ市	住民がリーダーとなり住民主体 の介護予防の取組みを推進	・一般社団法人元気クラブいなべ ・一般社団法人元気づくり大学 ・元気づくりシステム実施自治体		•		•		•	•	•
2次 調査	1	北海道 足寄町	「医療機関全体で住民を支える」医療機能の役割を調整	・医療法人社団三意会 ・国保病院 ・町特別養護老人ホーム		•				-	•	
	2	埼玉県 吉見町	担い手を養成し、地域ぐるみの 介護予防を強化	• 社会福祉協議会		-		•		-		
	3	千葉県 匝瑳市	拠点施設を整備し、「生涯活躍 のまち」づくりを推進	•社会福祉法人九十九里ホーム				•	•			

4		顔のみえる関係づくりをはじめと した推進体制整備	・三師会 ・介護保険関係の事業者 ・社会福祉協議会 ・老人クラブ ・民生委員 ・病院(松崎、福祉村、渥美)	-	-			-			
5	三重県 桑名市	縦割りの地域支援を見直し見守 り体制強化	各戸を訪問する事業を行う事業者		•						•
6		高齢男性に焦点をあてた取組み	・奈義町社会福祉協議会 ・社会医療法人清風会 ・岡山家庭医療センター ・奈義ファミリーグリニック ・般社団法人ナギカラ	•	•		•	•	•	•	
7	広島県 安芸太田町	住民主体の通いの場づくり	・社会福祉協議会 ・町立病院 ・シルバー人材センター		•						-
8	鹿児島県 肝付町	地域住民が活躍できる生活支 援を実施	・社会福祉協議会 ・シルバー人材センター			-			-	-	

(3) 民間企業等との協働による取組みのポイント

「市町村と民間企業等が協働」することの関係性には、次の2つのアプローチがあると考えられる。ひとつには「行政あるいは民間企業等が、それぞれ単独で対応するには限界がある公的ニーズに対応する」ため、もうひとつは「民間企業等の保有資源を活用して、市町村が提供する公的サービスの質・量を向上・拡大させる」ためであり、前者は「市町村と民間企業等が補完関係」にあり、後者では「市町村に対する民間企業等による支援関係」にあると言えよう。

自治体が今後、生活支援サービスの構築や総合事業の推進、地域づくりの推進等に取組む上で、「民間企業等と協働する」という手段を選択する際の参考となる情報を提供することが、本事例集の狙いである。

ここでは、本調査により収集した取組事例を基に、取組事例にみられる協働の特徴やポイントについて考察した。

1) 民間企業等が持つノウハウやアイデア、経営資源の活用

行政が持たないノウハウやアイデア、経営資源を民間企業等に期待し、公的課題の解決 に活用することは、民間との協働における重要な要素である。

●鳥取県南部町

南部町では、「住み慣れた地域の中の居場所づくり」が行われている。居場所づくりの主体者は地域住民が構成員となっている東西地域振興協議会であり、町は主に事業の立上げ・基礎づくりの役割で当協議会と協働した。

当協議会の強みは、以前から中心となって実施してきた「見守り活動」のノウハウやツールを活用していた点にある。見守り活動では「支え愛マップ」づくりに取り組んでいて、「見守り役の設定」「手助け上手な事例に基づくノウハウづくり」「自主防災体制の構築」「認知症患者に対する取組の強化」などが図られていて、これらにより、独居高齢者のニーズなどに的確に対応できている。

一方、町では「居場所」の具体的な建物の探索・決定、地域住民のニーズ・シーズ調査(利用に関わる需要、支え役に関わる人的支援などの実態を把握するための調査)、支え役住民づくりのための予算確保(ヘルパー養成費用、施設修繕費用、施設運営費用など)などを担った。

●静岡県伊豆の国市

伊豆の国市では、「ベンチを活用した見守りの居場所づくり (ベンチプロジェクト)」 「食材市による地域交流づくり」が行われている。いずれの活動も市内の建設事業者が 手掛ける事業が基盤となったものである。

「ベンチプロジェクト」では、「作り手」としてベンチの製作に建設業ならではの機能が活用された。このベンチを中心に地域住民の集う場が生まれ、これに対して、「置き手」として商店や旅館、個人などが賛同して設置が進んだ。また、「食材市」は、同じ建設事業者が取り組む新事業「農福連携事業」がきっかけとなっている。農耕放棄地を活

用した農業参入と併せて、高齢者などの買い物困難者を支援する販売事業者と連携した。 一方、市は、いずれの事業においても主に「情報発信」「コーディネート機能」を担っ た。ベンチプロジェクトでは「作りて」「置き手」の他、「資材の提供者」を募り、事業 の継続を図った。また、食材市では建設事業者以外の「食材の提供者」や「販売者」「協 力者」を募り、事業の盛況を図った。

2) ビジョンや課題の明確化と共有

取組みを進めるに当たり、理念や方針、あるいは課題を明確にし、それを行政と民間企業等とが共有することもまた重要である。一般企業あるいは何らかの組織体において、経営理念を掲げそれを構成員が共有し、同じ方向性を持って活動することが組織活動に欠かせない要素である、同じように、地域包括ケアシステムを構築する上でも、目指すべき姿を確立すること、目指すべき姿と現実との乖離を埋める活動(すなわち課題)を見極めること、そしてこれらを関係者が共有することが不可欠である。

●愛知県新城市

新城市では、公設の訪問看護ステーションが、関係機関と連携して「限られた医療資源の中で在宅医療提供体制を構築する」役割を担った。

具体的には地域包括ケアに関わる機関が集まる主要な会議の開催、関係職種の連携により市内全域をカバーする 24 時間体制の確立、在宅医療・福祉統合型支援ネットワークシステムの活用、地域住民に対する啓発活動など、多方面で体制構築に取り組んだ。

●奈良県五條市

五條市では、大水害後に地域住民が感じた「可能な限り、住み慣れた地域で住み続けたい」という思いに、地域の関係機関が「協働して応える」活動が展開された。

紀伊半島を襲った大水害は若い世代、子ども達の流出を招き、地域の高齢化はこれまで以上に進行することとなった。これに対して、地域包括支援センターの保健師、民生委員、社協、既存施設の運営者、郵便局、小売り事業者などが、自立的に「地域住民のために自身でできること」を考え、行動に移した。

活動は「通信紙の発行」「買い物支援」「見守り支援」「関係機関の会議の開催」などの多岐にわたり、市はこうした活動の立上げ段階で、県に対する支援策の提案、有識者に対するアドバイスの要請、社会基盤の機関との協定に基づいた協働支援などの基盤づくりに尽力した。

3. 取り組み事例

(1) 3次調査先

事例 1. 鳥取県南部町

(1) 地域特性

le.				
人口、世帯	世帯数(2018.10.末時点): 3,881 世帯			
	総人口(2018.10.末時点): 10,920 人			
	総人口(2025推計): 9,664人			
	65 歳以上人口(2018.10.末時点): 3,905 人			
	65 歳以上人口(2025 推計): 3,759 人			
認定者数、認定率 (第2号被保険者含)	708名(18.1%)	第7期介護保険料	5,917 円	

(2) 取組みの概要・特徴

<地域コミュニティホーム「西町の郷」による居場所の提供>

- ・南部町 東西町地区では、地域住民が主体となって、住み慣れた地域の中で日中の居場所・短期間宿泊・長期的な住まいとして利用することができるコミュニティホームを運営している。運営は地域住民がボランティアで行い、建物は既存の民家を借り受けるなど、コストを抑えることで利用者の負担を軽減している。
 - ①年登録料 3,000円
 - ②日中の居場所(利用料 300 円/日、月・水・金、10 時~16 時、昼食実費 300 円・ボランティアによる送迎有(送迎負担金 100 円))
 - ③短期間の宿泊(1泊2,000円、18時~翌9時、食事は自己負担・送迎有)
 - ④長期間の住まい(サポート員が常駐、家賃は要相談)
- ・住民の協働の場である東西町地域振興協議会が中心となって実施してきた見守り活動が原点となって、地域住民が可能な限り同じ生活環境で暮らし続けられるように地域 全体で支援していくことで、生き心地が良い町を目指している。

(3) 主なステークホルダーと役割

①開所までの役割

	じの役割	
	関係者・関係組織	役割
自治体	健康福祉課南部地域包括支援センター	・プロジェクトチームへの参加。 ・鳥取県支え愛体制づくり補助金及び 鳥取型地域生活支援システムモデ ル事業補助金の申請手続き等。 ・利用希望者情報の提供。 ・施設運営委員。
民間企業等	東西町地域振興協議会 <プロジェクトチーム> ・協議会長 ・福祉部長(プロジェクトリーダー) ・福祉部員 2 名 ・民生委員 1 名 <運営組織> 協議会長 1 名 協議会事務局員 2 名	 ・プロジェクトチームの発足・主導。 ・該当施設の探索から決定まで。 ・ホームヘルパー2級(現:介護職員初任者研修)取得受講者の募集等によるスタッフの強化。 ・利用者、ボランティアのニーズ・シーズ調査の実施。 ・施設運営。

	協議会会計担当2名 事業統括1名(福祉部長)	
	施設長1名(民生委員) サポート員11名	
その他	南部町社会福祉協議会	・プロジェクトチームへの参加。・アドバイス。

※地域振興協議会について

平成 19 年度、南部町内を 7 つの振興区に分け、「自らが暮らす地域の在り方を考え、地域の力を結集して様々な活動に取り組む場として、かつ、町が町民の意見を町政の運営に反映し、町民と共に魅力あるまちづくりを行う」ことを目的として設立。

東西町地域振興協議会 (H19.6.24)

大国地域振興協議会 (H19.6.24)

法勝寺地区振興協議会 (H19.7.8)

南さいはく振興協議会 (H19.4.15)



あいみ手間山地域振興協 議会 (H19.6.30)

あいみ富有の里地域振興協 議会(H19.6.17)

天津地域振興協議会 (H19.7.7)

(4) 取組みの背景・課題認識

東西町地区は昭和 44 年に宅地造成が開始された地域で、育った子どもが都会等に出て行き、一人暮らし・高齢者のみの世帯が増加しているという地域課題があった。住民自身による安全安心なまちづくりや地域課題を解決するため、平成 19 年に南部町内を 7 つの振興区に分け、地域振興協議会を設置し、東西町地区に「東西町地域振興協議会」が発足した。

平成 21 年に地域福祉力向上事業のモデル事業として支え愛マップを作成し、地域全体で見守り活動に取り組んできた中で見えてきた地域課題として、「要介護状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域で暮らしていきたい。」というニーズがあることがわかった。

平成 24 年度から 3 年間の予定で始まった、鳥取型地域生活支援システムモデル事業 (地域コミュニティホーム) を利用し、行政・社会福祉協議会・地域住民の代表で構成したプロジェクトチームを結成し、約 1 年間かけて住民のニーズにあった事業になるよう 検討を重ねた。

<経過>

①見守り活動が原点となった

地域福祉力向上事業のモデル指定を受けて、「支え愛マップ」作りに取り組む。 (平成21年2月)

【ポイント】

- ・当人に見込まれた人を見守り人に。
- ・独身の息子と高齢者の母親のペアも対象に。
- ・助けられ上手の事例を収集しノウハウつくりを。
- ・地域振興協議会に入っていなくても困った人がいたら見守りを付ける地区へ。
- ・一人も見逃さない地区に。

②見守り活動の継続化と深化による課題の把握

- ・自主防災体制の確立(平成23年)。
- ・認知症に対する取組みの強化。

③独居高齢者の状況

- ○「可能な限り、住み慣れた地域で暮らし続けたい」というニーズがある。
- ○できるだけ、利用者負担を軽減したサービスのニーズがある。
- ○鳥取県の平均年金受給月額、平均賃金はともに全国平均より低い。

(平均年金受給月額と平均賃金の水準)

	平均年金受給月額(円)	平均賃金(現金給与総額、円)					
全国平均	85, 355	316, 966					
鳥取県	82,569(全国比 96.7%)	287, 243 (全国比 90.6%)					

※資料出所

- ・平均年金受給月額:「厚生年金保険・国民年金事業の概況」(平成 28 年度 厚生労働省) 算出式…厚生年金保険と国民年金の受給者の加重平均値
- •現金給与総額:「毎月勤労統計調査」(平成29年分 厚生労働省)

(5) 具体的な施策内容

【鳥取県による事業のコンセプト】

○要介護状態になった独居高齢者等にとって、どこに住むかは非常に大きな問題。

選択肢	課題
離れて住む家族と同居	・家族に迷惑をかけたくない・生活環境が一変する
特別養護老人ホーム、認知症グループホームなど	・待機者が多い ・生活環境が一変する ・要介護者でないと入れない ・介護保険料が高くなる
有料老人ホーム、サービス付き 高齢者住宅など	・料金が高い(月10万以上かかる) ・生活環境が一変する

〇地域コミュニティホームモデル事業は、自宅で暮らしにくくなった高齢者等をこれまで と同じ生活環境の中で暮らしていけるよう、地域で支援していく全国初の取組み。

「在宅」の持つ地域の人間関係の維持、低額の側面、「施設」の持つ安心感の提供など、両者の良さを併せ持つ「第三の住まい」のあり方を提供

【事業概要】

- ・既存の民家を改修。
- ・地域住民が必要に応じて、見守り、食事の手伝いなどを行う。
- ・必要な医療、介護サービスを受けていても利用できる。
- ・地域住民が主体となって運営することで利用者負担を可能な限り安価に抑える。

(6) 施策展開プロセス

①体制及び役割

〇平成 24 年 5 月

・自治体(南部町)と住民(東西町地域振興協議会)が一緒になって、コミュニティホーム企画プロジェクトチームを結成した。

<プロジェクトチーム構成>

■行政側

健康福祉課 1名 社会福祉協議会 1名

■地区側

協議会長

福祉部長

福祉部員 2名

民生委員 1名

〇平成 24 年 5 月 ホームヘルパー 2 級 (現:介護職員初任者研修)取得講習受講者を募集

・受講料は鳥取県の支え愛体制づくりの補助金から。6名が24年度末までに資格を取得。

〇平成24年8月 該当する民家があったが断念

・空家を賃貸する話があったが、提示された家賃では収支が取れないと断念。

〇平成24年11月 家賃不要で借りられる民家が出てきた

・ご両親が住んでおられた家を家賃不要で貸与しても良いとの話をいただいた。 プロジェクトチームで検討の結果、この民家を借り受けて、地域コミュニティホームと する事にし、改修計画の作成に入った。

〇平成 24 年 12 月 東西町地区で全戸アンケートを実施

・地域コミュニティホームの概要を紹介するとともに、利用希望、ボランティアとして何 が出来るかのアンケートを実施して、ニーズ、シーズの把握に努める。

アンケート調査結果

配布戸数 398 戸 回収戸数 274 戸 (69%)

1) 利用希望:49 戸(18%)

日中利用(45)短期宿泊(6) 長期滯在(1)

過ごし方:ゲーム(5)おしゃべり(3)健康体操(3)読書(3)手芸(2)等

2) サポート員として協力: 31戸(11%)

協力形態:話し相手(11)送迎(6)宿直(3)食事準備(3)囲碁・将棋(3)等

〇平成 25 年 1 月 民家の片付けと改修

プロジェクトチーム員や住民で改修する民家の片付けを実施して、施設としての改修 を始めた。

<u>〇平成25年6月</u> 地域コミュニティホーム「西町の郷」開所

<ボランティアスタッフ構成>

- ・コミュニティホーム事業統括・・・・1名(福祉部長)
- ・施設長 ・・・・1名(介護福祉士、民生委員)
- ・サポート員 ・・・・11 名 (介護福祉士 (1名)、初任者研修資格者 (5名) ケアマネジャー資格者 (2名) 、看護師 (2名) ※83歳の方がサポート員として支援している
- ・送迎ボランティア ・・・13名

※病気と戦っている方も役に立ちたいと参加

<行政との関り合い>

- ・南部町健康福祉課職員や南部地域包括支援センター職員が利用希望者情報の提供そして施設運営委員として関与。
- ・開設前に県の支え愛体制づくりの補助金を受け、ホームヘルパー2級(現:介護職員初任者研修)の資格を6名が取得。

②資金

【実施主体】 東西町地域振興協議会

【補助率】 市町村1/3、県2/3 (鳥取型地域生活支援システムモデル事業)

【補助対象】 施設改修費 1,000万円

運営費 2,00万円

【実施期間】 平成 24 年~平成 26 年 (3 年間)

(7) 取り組み経過のフロー

<活動準備期>

(平成 19 年度) 南部町東西町地域振興協議会

(平成21年度) 支え愛マップ作り

(平成23年度) 自主防災体制の確立

もともと持っている資源(組織・ 人材)を活用することで、早期に 実現できた



(平成24年度)「コミュニティホームプロジェクトチーム」結成



南部町と地域振興協議会が協働

施設となる空家の探索・決定



コストがかからないこと =安くサービス提供が可能

全戸調査によるニーズ・シーズの把握 利用者とホフンアイノ確保



コミュニティホームの開設



利用サービスがすぐに軌道に乗る



地域コミュニティホーム 西町の郷



利用者による昼食の準備

(8) 要因分析(成功要因、障害要因)

○資源があった

平成 19 年に発足した東西町地域振興協議会が、見守り活動を通して福祉を切り口にした地域づくりを実践していたので、既にヒト、モノ、カネの資源が揃っていたと言える。

【地域振興協議会の役割(活動の基本は行政との協働)】

- ▶ 住民自身による安全安心なまちづくり
- ▶ 住民自身による地域課題の解決
- ▶ 町民の意見集約及び調整
- ▶ 地域づくり計画の策定とその実施

〇二一ズが認識されていた

- ・地域では、社会福祉法人が介護予防事業の一環で開催される事業やサロンに高齢者が多く参加していた。
- ・高齢者の居場所づくりが必要との認識があった。
- ・東西町地区は宅地造成された地域で、育った子どもが都会等へ出て行き、一人暮らし ・ 高齢者のみの世帯が増加しているという地域課題があった。

○地域との協働

コミュニティホーム企画プロジェクトチーム発足当初から、東西町地域振興協議会が 主体となって動いたため、これまで認識されていたニーズをより細かく把握することが でき、同ホームの事業化につなげることができた。

南部町内の7つの地域振興区ごとに地域の課題が異なるため、「今、地域に何が必要かを地域と一緒に考えていくこと」ができたことがポイントとなった。

同ホームの運営にかかわるスタッフなど、地域住民の協力を得られたことは、行政主 導ではなかなか難しかったと思われる。

○健康上の効果が上がった

- ・利用者のバイタルチェックで病気の早期発見。
- ・キチンと昼食を摂ることで体調が良くなった。
- ・亡くなる1か月前までの利用があった。

⇨保険医療費の削減

○他のメリットも多い

- ・安心して働きに出られると家族から感謝の声。
- •利用者に感謝されることでサポート員にも喜びや定期的出かけることで生活にリズムが 出てきた。
- 家にいると鬱になりそう⇔サポート員となり解消。
- ・僅かであるがサポート員の小遣いとなる。

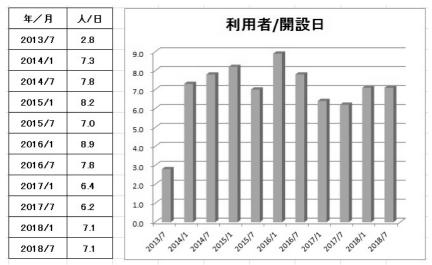
○拡大要因がある

・ボランティアヘルプ活動・・・配食・家事援助。

(9) 今後の課題

現在のところ、利用者を考えると施設のキャパシティは足りている。 それほど、対象者が増加すると思われない。

〇利用実績



(年間利用者数の推移)

H25 年度	536 人				
H26 年度	1, 106 人				
H27 年度	1,027人				
H28 年度	955 人				
H29 年度	905 人				

○男性の利用者がいない

缶詰めバー等を開催し、一緒に楽しむ環境づくりに努める。

○ボランティアの育成

現在のボランティアの後継者作りが必要であり、その準備を進めている。

(10) 今後の予定

・高知県の「いきいき 100 歳体操」を導入する等、健康寿命の延長に努めていきたい。

事例2. 静岡県伊豆の国市

(1) 地域特性

人口、世帯	世帯数(2018.11.1 時点): 21,204 世帯				
	総人口(2018.11.1 時点): 48,876 人				
	総人口(2025 推計): 44,536 人				
	65 歳以上人口(2018.11.1 時点): 15,780 人(32.3%)				
	65 歳以上人口(2025 推計): 15,321 人(34.4%)				
認定者数、認定率 (第1号被保険者)	2,252 人(14.4%)	第7期介護保険料	5,100 円		

(2) 取組みの概要・特徴

<「ベンチプロジェクト」ならびに「笑顔の食材市」による地域交流づくり>

- ・伊豆の国市では、地域づくりをテーマにした勉強会を実施する中で、民間企業や社会 福祉法人が主体となり「地域の人たちが自ら見守りしあえる場づくり」による地域包 括支援の取り組みが進んでいる。
- ・その1つは事業者、商店街、施設等とのマッチングで市内各所に「ベンチ」を設置する活動(ベンチプロジェクト)で、もう1つは買物困難者の支援、閉じこもり防止と地産地消モデルを目指した食材市活動である。居場所づくりの輪が広がり、地域力向上の取り組みが進んでいる。

(3) 主なステークホルダーと役割

	ステークホルダー	役割
	伊豆の国市 保健福祉・こども・	事務的サポート、関係機関との調整
自治体	子育て相談センター	
日日中	同 地域づくり推進課	同上
	同 農業商工課	商工会や農福連携のサポート、調整
	市内建設業協会	ベンチ作成、作成協力企業紹介、メンテナン
		ス、ベンチ資材提供
民間	シルバー人材センター他	ベンチ作成・提供・メンテナンス、ベンチ資
企業等		材提供
	商工会、近隣商店	販売食材提供
	社会福祉法人	食材市販売業務、販売場所提供
	近隣高等学校 (建築科)	ベンチ作成・メンテナンス
その他	ベンチ設置希望者	ベンチ管理
	地区の市民(区長、民生委員等)	販売支援、販売場所提供

(4) 取組みの背景・課題認識

伊豆の国市では、人口動態や地域像が大きく変化を遂げつつある中、高齢者の閉じこもり予防や認知症予防、あるいは子育て中の親の育児ノイローゼ予防などが課題としてあげられていた。相互協力のきっかけとして市民の交流の場が活性化することが期待されていた中、市内の建設業者の一社である土屋建設で進んでいる交流事例が契機となり、民間と市の協力による取り組みが始まることとなった。

土屋建設は市内で建設業を営む傍ら、耕作放棄地となった農地を活用した農業参入を 進めていた。なお参入当初から地場産業としての地域貢献を考えていた同社は、農福連 携を推進するとともに、地域課題解決に向けた取り組みにも意欲的であった。

ベンチプロジェクトの始まりは、同社の無人野菜直売所にベンチを置いたことに始まる。野菜直売所に来る高齢者向けに、自社の建設資材を使ってベンチを置いたところ、そのベンチが地域住民の憩いの場となり、交流の活性化が進んだ。その効果に注目した他施設が「ベンチ」設置を望み、市民の居場所づくりとして注目した市の保健師がコーディネートを行ったところからプロジェクトとして発展することとなった。

他方で、伊豆の国市の高台分譲地はいずれも、昭和50年代に一斉入居した世代が中心であったため、急速な高齢化が近年進んでいた。そこで農福連携のモデル事業化の模索過程でこの地域の買物困難課題が注目され、販売所の設置検討が進んだ。特に千代田地区では住民自身の自治意識が高く、見守り隊が機能していたため、単なる販売拠点ではなく「閉じこもり防止」なども意識した食材市実施が計画されることとなった。

なお、食材市は平成29年から実施されたが、そこにつながる活動が元々2点存在した。1点は平成27年より実施されていた公民館無人直売所の取り組み、もう1点は土屋建設の圃場における障がい者就労施設メンバーの実習農業である。特に前者は買物難民化が懸念される地域に対し、新鮮な野菜を自ら選ぶ楽しみとともに届けることをテーマに行われたもので、体操教室の時間帯にあわせた直売形態をとっていた。この取り組みを支える「地域の食は地域で支える検討会」の協議やヒアリング調査を経て、食材市の企画が固まっていった。

(5) 具体的な施策内容

①ベンチプロジェクト

ベンチを通した人と人との交流、地域内のつながり再生を目的にした活動が「ベンチプロジェクト」である。少子高齢化に伴い希薄となった地域コミュニティを再生するため、市内の建設事業者や有志が手持ちの部材で「ベンチ」を作成し、置き手として協力してくれる各種店舗や商店および個人所有地のスペースに「ベンチ」を設置する。各「ベンチ」が居場所となり、会話が生まれ「支え合い」による地域包括ケアシステムの構築が進むことが期待される。

平成 27 年に土屋建設の野菜販売所に第 1 号が設置されたところから始まり、平成 28 年から伊豆の国市が支援するプロジェクトとなり、平成 29 年 8 月時点では 13 か所設置、平成 30 年 9 月時点では 42 か所の設置へと広がっている。

活動は、伊豆の国市の保健福祉・こども・子育て相談センターがマッチング機能を担い、「ベンチを設置したい人」「ベンチをつくりたい人」「ベンチの材料を提供できる人」をつなげてベンチ設置を具体化させる。平成 29 年度にはベンチ巡りを推進するご朱印帳を企画するなど、認知普及にもつとめている。最近の例としては、市の予約型乗合タクシーの停留所が新設された場所に、次のような仲介を経てベンチが設置された。

(ベンチ設置に至る例)

- ・市の予約型乗合タクシーの停留所新設に伴うベンチ設置の要望を市が受け、ベンチ 設置場所の店舗に打診し賛同をもらう。
- ・ベンチ製作を申し出たシルバー人材センターの状況を確認。この場合は資材がなかったため、資材提供先の会社を探して協力を得ている。
- ・設置場所と製作者とをマッチングし、設置に至る。

本取り組みには様々な人・企業が協力をしているが、主な役割と参画者は次のとおりである。

(主な役割と参画者)

役割	具体的な参画者	活動内容
ベンチの設置者	商店、旅館、金融機関、寺、幼稚	場所の提供
場所の提供者	園、市民個人など、自分の敷地内	管理
	にベンチ設置を希望する人	
ベンチの製作者	市内建設会社、大工組合、市民団	その場所ごとに見合ったべ
	体、シルバーセンター、高校の建	ンチを作成し、設置する
	築工学科、一般市民など、ベンチ	
	をつくる意欲がある人	
資材の提供者	ベンチ製作者が資材提供する場	建築会社や製材会社の端材
	合、あるいは市民団体等からの寄	など、利用可能な資材、ある

	付など	いは材料費を提供する
希望者のマッチング実	伊豆の国市 保健福祉・こども・	設置希望者と制作希望者、
施者	子育て相談センター	資材提供のマッチング、設
		置状況の把握、広報活動

(ベンチ設置図)





②笑顔の食材市

地場産業の生きる道として地産地消モデルの模索をしていた土屋建設をはじめとする地元企業と、地区の持続的な相互支援関係を推進していた千代田地区の見守り隊メンバー、そして地域包括ケアを推進する行政側の連携により実現したのが「笑顔の食材市」である。平成 29 年 5 月に始まり、毎週火曜 $11:30\sim12:00$ に開催されている。

販売をするのは就労継続支援B型事業施設のもくせい苑で、支援賛同先(商店等)から商品を回収し、販売を行う。販売場所では「千代田見守り隊」が売り場設置や準備を手伝い、訪れる住民とも会話を交わし、さらに、買い物支援や購入品のお届けなど、補助的な役割を担う。平成30年3月からは、養護老人ホーム「長岡寮湯の家」でも食材市が始まり、千代田が終了した後に移動して12:30~13:00で開催している。

販売品は現在、野菜、パンならびに一人暮らしでも使いやすいサイズに小分けされた 惣菜が中心である。生活必需品などの出品を行った時期もあるが、地産地消食材中心が 最も期待されるとのアンケート調査を経て、現在の形に落ち着いている。

食材市には近隣の一人暮らし高齢者をはじめとする住民、施設職員等が訪れる。千代 田公園にはベンチプロジェクトで設置されたベンチもあり、昼食をとりながらの交流も 行われる。

(食材市の開催手順)

- ・10:30~11:00 販売・集荷担当のもくせい苑のメンバーが提供拠点で商品を回収する
- ・11:00~11:30 移動/もくせい苑メンバーが販売場所(千代田団地内公園)に着き、 千代田見守り隊も手伝いながら販売準備を行う
- ・11:30~12:00 販売
- ・12:15~12:30 移動/次の販売場所(長岡寮湯の家)に着き、販売準備を行う
- ・12:30~13:00 販売

(主な役割と参画者)

役割	具体的な参画者	活動内容	
食材販売、	就労継続支援B型事業施設のも	販売商品の回収、販売	
地域と提供側との連絡	くせい苑	※販売委託手数料がもくせ	
		い苑の売り上げとなる	
食材提供	賛同商店・企業(寿司、惣菜、パ	販売用商品を準備し、販売	
	ン、野菜)	者に渡す	
食材市開催協力、参加	地区住民 (千代田見守り隊)、場	場所提供、準備、地域交流支	
呼びかけ	所提供者(長岡寮湯の家)	援	
実施サポート	伊豆の国市 保健福祉・こども・	情報連絡、調整支援	
	子育て相談センター		

(食材市の様子)

※雨天時実施の様子(千代田区公民館/湯の家)





(6) 施策展開プロセス

①体制および役割

「ベンチプロジェクト」「笑顔の食材市」とも、民間企業・団体の自主性を主として成り立っており、市の側で計画化や組織化を率先して行うものとはなっていない。しかし、市が後方支援や効果検証などの一部を担うことで、複数企業・団体のゆるやかな連携が築かれ、持続的な運営が保たれている。

(ベンチプロジェクト)

行政側では、伊豆の国市 保健福祉・こども・子育て相談センターがマッチングや情報展開機能を担う。他に各地区長への発信や設置場所の調整等は地域づくり推進課、高校生のインターンシップ活動との連携は政策推進課なども協力して行われる。

ベンチ製作、資材提供においては協力してくれる企業・団体が関わるが、中でも市内 建設業協会は傘下の建設会社の協力支援をする役割も持っている。

平成 29 年には保健福祉・こども・子育て相談センターが主体となりベンチ設置者を 集めたヒアリングを行ったが、平成 30 年はアンケート調査によって情報や意見の把握 を進める方針にある。

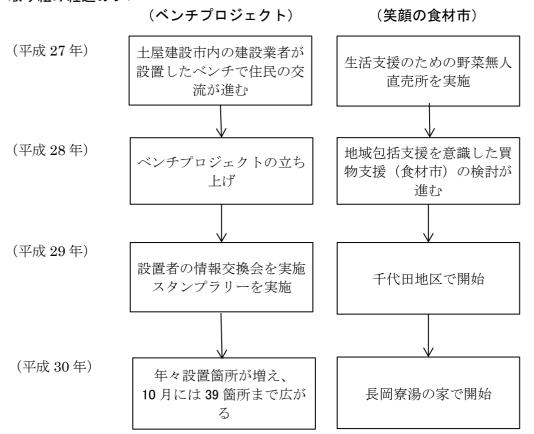
(笑顔の食材市)

既存開催の市では、食材提供者、もくせい苑の販売活動、地域の見守り隊の連携で毎週の定期的な開催が進む。千代田地区では地区放送を使った販売呼びかけも行われ、地区ぐるみでこの活動を支える。一方、協力商店の増減対応や新規食材市実施検討などについては、関係する民間事業者を中心とする「地域の食は地域で支える検討会」で検討している。この検討会は市の保健福祉・こども・子育て相談センターが開催協力し、必要な時に不定期開催されるものである。当初の企画段階では市の農業商工課や障がい福祉課、地域づくり推進課などの協力も得ながら、商工会や福祉施設の参画協力を募って実施が進められた。

2 資金

ベンチプロジェクトも食材市も、市としての予算は特に行っていない。ベンチプロジェクトの場合は資材提供または寄付金をもとに実行され、食材市は販売料、販売手数料で実行される。

(7) 取り組み経過のフロー



(8) 要因分析(成功要因、障害要因)

①意欲的な民間事業者の存在

「地域の食を地域で支える検討会」の開催をはじめ、「笑顔の食材市」実現までには土屋建設の積極的な関与が後押ししている。社長の土屋氏は静岡県農業参入法人研究会の会長も務めていたが、農業参入の折から高齢化が進む農村集落への問題意識を強く持っていた。また実施をリードした同社総務部の土屋氏は地元企業が協力して地域力をあげたいという想いを強くもっていた。そうした背景から行政側の推進する 6 次産業化や農福連携にも積極的に参画する中、後の食材市を立ち上げる際の中核メンバーとの交流が深まり、検討会の開催にこぎつけている。

また「ベンチプロジェクト」が始まったきっかけも土屋建設であるが、2つ目のベンチは同社敷地内に設置したベンチでの交流に着目した老人福祉施設が、同社にベンチ製作を依頼したことで実現した。同社が市の建設業協会の会長でもあったことから、協会会員である市内建設会社の全面的な協力も活動を後押しした。

②現場実態に即した市の調整・支援

「ベンチプロジェクト」ではベンチの設置を進める際に、設置場所の認可や調整が必要になることがあった。そこを保健福祉・こども・子育て相談センターの生活支援コーディネーターがサポートして行政各機関につないだり、関連する事業者への連絡・調整を行うことで、実現されていくこととなった。

また「笑顔の食材市」も、農福連携会議に出席していた保健福祉・こども・子育て相談センターの保健師が土屋建設の土屋氏の希望を受けて「地域の食は地域で支える検討会」 実施に協力したことが実現を後押しした。協力内容としては、市庁舎内での情報交換会 開催支援、実施に当たり、専門家としての助言や必要な関連部署等の調整等である。

(9) 今後の課題

①持続的な参加者、協力者の発掘

「ベンチプロジェクト」の場合、設置希望者、製作希望者はいずれも徐々に広がっているが、資材提供は常に見つかるわけではなく発掘が必要である。また「笑顔の食材市」は一定数の参加者は来るものの、安定的な売り上げにはまだ課題がある。地域包括ケアという視点で参加を促したい一人暮らしの高齢者にまだアプローチがしきれていない点も実施者の方から挙げられた。

②地域包括ケア視点での仕組み化

「ベンチプロジェクト」ではベンチから生まれた新しいコミュニティを「見守り支援」につなげ、さらに専門機関につなげる仕組み化まで進めることが先々構想されている。ただし現在はそこまで至っておらず今後が期待される。「笑顔の食材市」も安否確認、相互扶助の場として発展が望まれるが、その取り組みは今後の課題となっている。また、千代田地区と同じ高台分譲地では同様の課題を抱えているが、当モデルの横展開が有効かどうかもこれからの検討課題といえる。

(10) 今後の予定

ベンチから生まれた新たなコミュニティを「見守り支援」につなげる仕組みづくりとする。またベンチを増やすことで、高齢者が自分の足で通える範囲に小さなコミュニティを増やしていくことが見込まれている。食材市については近隣の一人暮らし高齢者への周知を進め、コミュニティとしての持続的な発展への関心が寄せられている。

事例3. 愛知県新城市

(1) 地域特性

人口、世帯	世帯数(2018.11.1 時点): 17,669 世帯				
	総人口(2018.11.1 時点): 46,856 人				
	総人口 (2025 推計): 41,592 人				
	65 歳以上人口(2018.11.1 時点): 16,110 人(34.4%)				
	65 歳以上人口(2025 推計): 16,608 人(39.9%)				
認定者数、認定率 (第1号被保険者)	2,908 人(18.0%)	第7期介護保険料	4,906 円		

(2) 取組みの概要・特徴

<訪問看護ステーションモデル>

- ・新城市では、医療資源が限られる中で在宅医療提供体制を確保するために、公設の訪問看護ステーションを活用とした地域包括ケアシステム構築を進めている。
- ・関係者による地域包括ケアの協力体制を進める中、医療機関や訪問機関をネットワークでつなぎ、電子@連絡帳を活用した情報共有も進む。

(3) 主なステークホルダーと役割

	ステークホルダー	役割
	新城市役所	企画運営、事務的サポート、関係機関との調
自治体		整
	新城市訪問看護ステーション	サービス提供、情報共有
民間	3 師会	会議委員、情報提供
企業等	新城市社会福祉協議会 地域包	会議開催、委員、情報提供
正未守	括支援センター	
その他	地域自治区	互助取り組み
て V7世	民生委員協議会	情報共有、支援体制協力

(4) 取組みの背景・課題認識

少子高齢化が進む中、市域が広く在宅医療提供医師が限られている新城市では、在宅医療提供体制の継続的な確保に課題を感じていた。そのため平成 26 年から 28 年にかけて愛知県が実施した地域包括ケアモデル事業に参画し、モデル構築に取り組んだ。ここで構築された地域包括ケア推進会議は平成 26 年から現在まで継続的に続いている。医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院、訪問看護ステーション、地域包括支援センター、介護事業者、市社会福祉協議会、民生委員、ボランティア団体、自治会、保健所、商工会、保健センターからの出席者が参加する場で、新城市がその事務局を担う。

モデル事業の際に注目されたのが、公設の訪問看護ステーションである。平成 20 年に設立されていたものであるが、このモデル事業に伴い役割を強化し、要介護者の全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるようにした。

なお、市の地域包括ケアシステム推進室としては、大きく4点の事業に取り組んでいる。

- ①介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- ②在宅医療・介護連携の推進
- ③認知症対策の推進
- ④生活支援体制の推進
- この中で主に②在宅医療・介護連携の推進のなかで、訪問看護ステーションモデルの 体制構築は進んでいる。





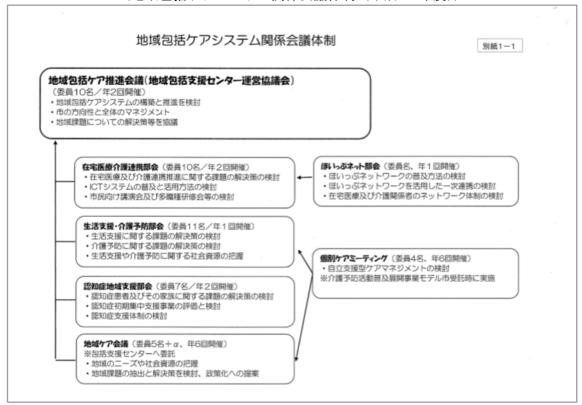
(5) 具体的な施策内容

地域包括ケア全体の連携が進む中、在宅医療・介護連携課題の抽出、切れ目のない在 宅医療と介護の提供体制の構築推進、情報共有の仕組み等に関して会議や研修会、情報 共有システムの導入等が進み、訪問看護ステーションモデルも認知、利用が進んでいる。

①関係機関のネットワーク化

新城市の地域包括ケアは、全体を横断する情報共有、連絡機会がつくられ、個別テーマが部会で扱われる。訪問看護ステーションの取り組みは在宅医療介護連携の一環となるが、全体の動きとしては次のような動きをとっている。

(地域包括ケアシステム関係会議体制 (平成30年度))



主要会議の開催頻度、内容は以下のとおりである。

・地域包括ケア推進会議

概要:地域ケア会議より提案のあった地域課題について、解決策を検討する。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開催数	4 回	5 回	4 回	2 回	2回 (予定)

・地域ケア会議

概要:地域のニーズおよび社会資源等を把握し、地域課題の抽出から具体的な解決策 を関係機関連絡会議へ提案する。この会議主催は地域包括支援センターに委託 されている。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開催数	6 回	11 回	5 回	6 回	6回 (予定)

在宅医療連携協議会

概要:在宅医療連携推進のための課題抽出と解決策検討、ICTシステムの普及・活用、 講演会および多職種検討会をテーマとする。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開催数	4 回	5 回	4 回	3 回	2回(予定)

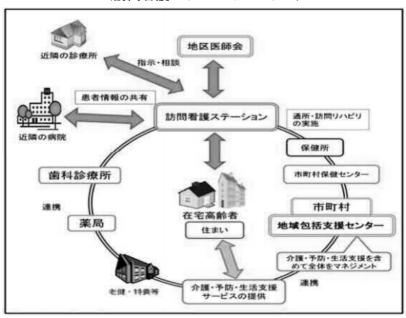
• 多職種研修会

概要:グループワーク等で相互の業務内容を理解し、連携体制の推進を図る。

170					
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開催数	4 回	3 回	3 回	2 回	2回(予定)

②訪問看護ステーションモデルの確立

新城市の訪問看護ステーションは、市の公設機関で市内全域を 24 時間体制で対応している。訪問看護ステーションモデルは、訪問看護ステーションを中心に医療、介護職、予防、生活支援を担う関係職種が連携し、高齢者の在宅医療を支えることができるような仕組みである。後述のシステム活用も含めながら、連携体制が高められている。



(訪問看護ステーションモデル)

(愛知県地域包括ケアモデル事業報告書より転載)

③情報共有の仕組み整備と活用促進

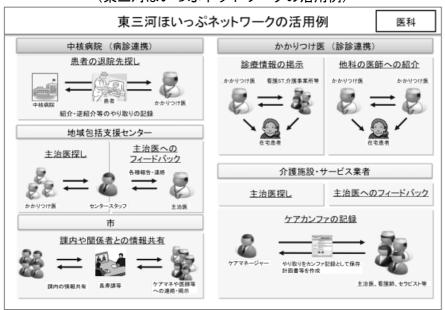
東三河8市が共通して使う在宅医療・福祉統合型支援ネットワークシステム「東日本ほいっぷネットワーク」(電子@連絡帳)を新城市でも導入し、平成26年10月から使い始めている。このシステムは医療・福祉従事者(サービス提供者)が利用する「電子@連絡帳システム」と患者・市民(特に高齢者)(サービス利用者)が利用する「電子@支援手帳システム」で構成されており、支援機関(サービス・相談)の間の情報伝達をスムーズに行うことができる。

この仕組みを訪問看護ステーションではいち早く導入し、活用している。それに伴い、 訪問看護利用者を担当するケアマネジャーや関係者も、早期にシステムを活用すること となった。

たとえば地域包括センターのケアマネジャーにとって、従来は担当利用者の療養支援をする際に、時には通院病院まで同行して趣意を述べ、医師面談に同席する必要があった。この電子@連絡帳を活用したことにより、医療機関側で入力した情報をケアマネジャーも見ることができ、逆にケアマネジャーからの情報を医療機関も確認したうえで治療に当たれるようになるため、相互の治療・支援がスムーズに進んでいる。

なお、患者の個人情報については厳重に管理され、必要な関係者のみ見られるようセキュリティ面は完備されている。こうした個人情報ページ以外に、地域包括ケアに関する情報の共有掲示板として、あるいはケアマネジャー同士など職種を限った情報共有サイトとして使うこともできる。この導入・活用に際しては操作研修会が継続的に行われている。

(東三河ほいっぷネットワークの活用例)



(東三河ほいっぷネットワークサイトより転載)

(操作研修会実施回数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開催数	8 回	8 回	8 回	8回 (予定)

④地域住民への普及啓発

市民講演会の開催や広報誌を通じて認知が高まり、利用者は増加傾向にある。広報誌での特設コーナー、「訪問看護ステーション便り」の作成、また地域の民生委員会議や老人クラブ、シルバーセンターの催しなどに出向いて普及啓発が進められている。

(広報誌掲載の訪問看護ステーション便り)



(訪問看護ステーション利用者数)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開催数	631 人	829 人	936 人	936 人 (計画)	1,172 人 (計画)

※平成30年からは東三河広域連合での計画値となる。

(6) 施策展開プロセス

①体制および役割

訪問看護ステーションモデルについては(5)-②を参照。

(訪問看護ステーション)

・設置主体:市(健康福祉部内)

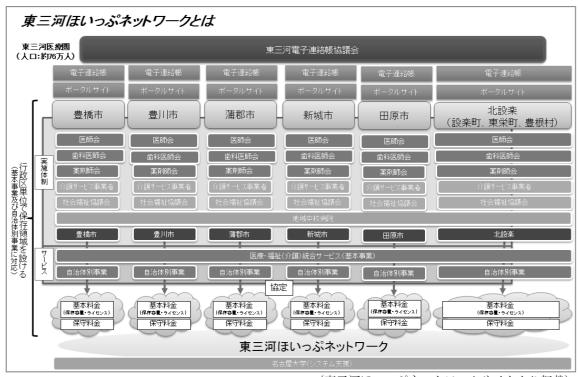
・活動範囲:市内全域 24 時間対応体制

・職員数:常勤9人、非常勤1人、非常勤事務1人(2018年10月)

(東三河ほいっぷネットワーク)

東三河 8 市町村が参画する電子@連絡帳システム。事業所は Web での施設登録申請を行い、利用者は利用登録を行うことで利用可能となる。加入事業所は年々増え、 平成 29 年度末では 60 事業所となっている。

・加入事業所:60事業所(平成29年末:病院3、医科診療所10、歯科診療所6、薬局8、訪問看護1、介護支援事業所17、その他7、行政8)



(東三河ほいっぷネットワークサイトより転載)

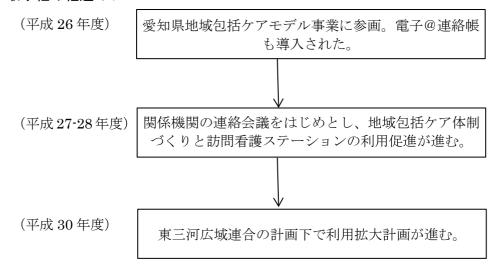
②資金

平成 30 年度の在宅医療・介護連携推進事業の予算は、10,402 千円、訪問看護事業は 15,063 千円の予算となっている。

また、訪問看護ステーションの平成 30 年度収支計画は、次のようになっている。 収入:介護保険 36,620 千円、医療保険 44,222 千円、その他 296 千円、計 65,217 千円

支出:職員給与費、材料費、その他 計82,160千円

(7) 取り組み経過のフロー



(8) 要因分析(成功要因、障害要因)

①関係者の連携体制の構築

平成 26 年から県のモデル事業に参画したことで、仕組みとしての連携体制がつくられたこと、ICT を活用した情報共有体制がつくられたことが、地域包括ケアシステムの推進を高めやすくした。また平成 27 年度に地域包括ケア推進室を設置し、地域住民、行政、関係機関、多職種と共同した訪問看護ステーションモデルを進めたことが、利用拡大につながっている。

②訪問看護ステーションの立地・対応変更

開業医の利用促進に向けて、平成25年10月に市域のほぼ中心地点にある鳳来保健センター内に場所を移動させ、市内全域に1時間以内に向かえる場所とした。さらに利用者が増えて対応が困難になってきたため、平成27年7月より夜間診療所を昼休憩に利用し、昼のステーションまでの往復時間を患者宅への訪問にあてることで職員1人あたりの1日平均訪問件数を伸ばした。こうした工夫で利用者数が伸びている。

(9) 今後の課題

①医師会との関係性強化

在宅医療が可能な医師が限られており、また地域包括ケアへの医師会の協力もまだ途上といえる。県のモデル事業が医師会の協力体制を促す契機にはなったが、積極的な協力の有無は医師ごとの差が大きい。

②自助・互助の継続と組織化

地域包括ケアが一層進み、相互の助け合い、あるいは自助精神が高まっていくことも 期待されるが、持続的な仕組み化、組織化には至っていない。新城市では地域自治区制に より 10 地区があるが、互助が進む地区と進んでいない地区とがある。ただし昨年度実施 した「住まい対策部会」に地域自治区の方に入ってもらうなど、巻き込みの工夫は進む。 訪問看護に限らず地域課題全般での連携体制を進めることが今後必要だと認識されてい る。

④ 東三河ほいっぷネットワーク活用の拡大

ケアマネジャー間での情報共有の取り組みが始まっているが、同職種間、あるいは各利用者ごとの多職種間での情報共有としての活用拡大が期待される。現在、訪問看護モデルの利用者に対しては概ねこのネットワーク上で情報共有が可能になったため、共通の情報を一括送信することが可能だが、デイケアや相談案件に関する関係者の情報共有

には使えていない。従来型の情報共有は、都度電話や FAX、メール等で個別に連絡をすることになるが、同じ情報を一律周知できる方法という点でも、こうしたネットワーク活用の利便性があると、地域包括支援センターからの意見が聞かれた。

(10) 今後の予定

①広域連合体制下での取り組みの推進

新城市の地域包括ケア推進室としては、平成30年から東三河8市町村での広域連合体制下で委託された業務を行う形となる。

②訪問看護ステーションの機能強化型移行検討

機能強化型訪問看護ステーションに移行することが検討・計画されている。その条件 を満たすための体制・拠点拡大も検討されている。また 10 年間の収支計画もつくられ、 経営の健全化に向けた取り組みも重視されている。

③市民目線での体制・質強化

市民一人ひとりが、医療や介護との連携、住まい等について、自己決定が可能になるような体制を整えていくことが望まれている。また、終活に向けての支援活動も今後必要になってくると考えられている。

事例4. 奈良県五條市

(1) 地域特性

人口、世帯	世帯数(2018.10.31 時	序点): 13,636 世帯	
	総人口(2018.10.31 時点): 30,864 人		
	総人口(2025 推計): 24,360 人		
	65 歳以上人口(2018.4.1 時点): 10,935 人(35.2%)		
	65 歳以上人口(2025 推計): 10,393 人(42.7%)		
認定者数、認定率 (第1号被保険者)	2,448 人(22.3%)	第7期介護保険料	6,450 円

(2) 取組みの概要・特徴

<おおとう元気会議>

- ・平成23年(2011年)の紀伊半島大水害は、大塔町の住民の生活に大きな影響をもたらした。
- ・影響は、例えば、若い住民や子ども達の流出であり、また、小売店などの閉鎖に伴う生活基盤の縮小などである。こうした状況下で、留まる住民、避難先から戻る住民は「可能な限り、住み慣れた地域で住み続けたい」という願いを持っていた。一方、こうした住民の生活支援を担う自治体や郵便局、消防署などの社会基盤、福祉機関などが協働し、住民の願いに応える方策のひとつとして「おおとう元気会議」の立上げを図った。
- ・現在では、「大塔町で暮らし続けるための仕組みづくり」や生活課題の解決に向けた検討と実行を目的に実施していて、大塔地域の課題解決に向けた検討を会議で行っている。また、検討内容に応じて五條市消防署大塔分署・大塔駐在所・森林組合・移動販売車(吉野ストア)等が加わって検討を進めている。

(3) 主なステークホルダーと役割

(0) I 'A		/L.中山
	ステークホルダー	役割
	五條市 介護福祉課長寿係 地域包括支援センター 西吉野・大塔在宅介護支援セン ター	企画・提案、協力要請・働きかけ、事務的サポート、情報提供、推進組織への参画、関係機関・団体等との調整(行政リソースの提供も実施)・年2回の会議開催では主に長寿係が行う。・会議の内容検討及び進行等は、課内で検討しながら実施し、大塔町で暮らし続けるために必要な課題について、各参加者同士が解決に向け検討を行える体制を作っている。
自治体	五條市 保健福祉センター	地域住民の健康をサポートする立場から住 民の健康管理への支援を提供する。
	【当初のその他の参加者】・奈良県長寿社会課 高齢者地域生活支援係・奈良県立大学・奈良県吉野保健所	 ・五條市介護福祉課地域包括支援センターも含めた三者が「おおとう元気会議」の開催及び、今後、大塔町での地域包括ケアシステム構築に必要な事柄や市の役割について協議を重ねた。 ・県のモデル事業として有識者の謝金やアンケート調査など会議開催に必要な費用の補助を受けた。 ・精神、難病者の生活支援に関わる支援。
	郵便局	会議の参加・意見交換・郵便配達時の声かけ。
民間	大塔ふる里センター	会議の参加・意見交換・見守り。
企業等	社会福祉協議会	会議の参加・意見交換・サロンづくり。

	吉野ストア	会議の参加・意見交換・移動販売時に見守り。
	自治連合会	会議の参加・意見交換・地域での見守り。
	民生児童委員	会議の参加・意見交換・地域での見守り。
その他	大塔ふれあいの会	会議の参加・意見交換・地域での見守り。
	消防署	会議の参加・意見交換・地域で顔見知りの関
	假则有	係作り。

(4) 取組みの背景・課題認識

平成23年(2011年)9月の台風12号により紀伊半島は大水害に見舞われ、大塔町では2つの小売店が閉鎖された。ひとつは水害自体の被害で、ひとつは避難しなければならない地域にあったため閉鎖された。福祉サービスの拠点も使用不能となり、多くの住民が子供たちの家や仮設住宅に移り住む状況となった。

五條市の65歳以上人口の割合は35%であるが、大塔町は60%近くあり、高齢化が大幅に進行している地域である。元々地域のコミュニティはしっかりしていたものの、災害をきっかけに若い世代、子どもが減少し、高齢者だけの町になりつつあることで地域のコミュニティを強化する必要性が高まっていた。

こうした時期の五條市では以下のような動きがあった。

①地域包括支援センター

・被災地や、今回被災はしていない地域をセンターの保健師が回り、住民と接する中で感じた思いとして、大塔町で「可能な限り、住み慣れた地域で住み続けたい」と願う住民のために「何ができるのか?」「住民は、何を望んでいるのか?」「地域で自立した生活を続けるためには何が必要なのか?」と考えていた。

②生活支援の社会基盤

- i . 福祉関係
- ・以前から住民の生活を支援していた「民生委員」「関係団体・機関(ふる里センター (温泉施設の運営など)、社協(福祉を担う事業所)など)」も同じように「地域で 自立した生活を続けるためには何が必要なのか?」といった思いを持っていた。

ii. 郵便関係

- ・郵便局は、地域が被災した当時、「郵便局が地域の立て直しに協力したい」という意向を持っていた。
- ・郵便局は紀伊半島大水害の翌年、平成24年に郵政民営化法が改正され、25年には 五條市と市内郵便局とは「相互連携協定」を結んだ。局では、以前から地域貢献は 不可欠な活動と位置付けていた。民営化後には、一時的に「業務優先」の方針が示 されたものの、「地域に密着したネットワークを構築し、地域に貢献する取り組み を実施すること」を義務付けられた。郵便局の事業として、地域の活性化は「顧客 の確保」という意味でも重視している。
- ・現在では地域住民の減少を踏まえて、地域の活性化につながる「地域貢献活動」は 必須要件であり、業務とCS(顧客満足)の活動は事業の両輪となっている。こう した方針と市との協定の関係もあり、地域に対して「支援したい・手伝いたい」と いうメッセージを発信していて、職員の中にも「地域貢献の意識」が高まってきて いる。
- ・通常業務以外の見守り支援に加えて、さまざまな「その他の活動」も試行している。 大塔町の文化祭では「絵手紙教室」を開催した。本業に関わる活動であるとともに、 地域貢献の意味合いも含めている。
- ・また、局内を「サロン」として活用してもらうことも検討したが、平日の昼間では、 職員の人数に限りがあって対応が難しく中断した。その替わり、「バスの待ち時間」 を過ごしてもらう場のひとつとして住民を受け入れている(その他の場として「市 支所」「診療所」がある)。

③奈良県

・五條市に対して、「災害の後に被災した市村が集まる場づくり」を要請し、場づくり を支援するため、モデル事業として費用を補助した。

(5) 具体的な施策内容

①「おおとう元気通信」

・「おおとう元気通信」は、当時の地域包括支援センター長が、平成24年~26年の3年間発行していたもので、創刊号では「大塔町生活アンケート調査の結果」などを掲載し、その後は各種団体の活動などを紹介した。現在は五條市発行の広報の中で、地域包括支援センター関係の取り組みの中に包含されている。

おおとう元気通信(創刊号)



出典:「地域で暮らし続けるための仕組みづくり〜おおとう元気会議〜」 (平成25年9月5日 五條市地域包括支援センター)

②買い物支援

- ・小売店が閉鎖した当初はふる里センターの温泉施設内にコンビニエンスストアが開設されて、住民が利用していた。コンビニまで来ることが難しい住民に対して、配達サービス「まわるくん」(県の補助を活用)で対応した。
- ・その後、2015 年に高齢者らの生活を支援しようと、自ら見て品物を選びたいという声に応じて同市と県内で6店舗を展開している食品スーパー「吉野ストア」が共同で食品や日用品の移動販売車の運行を始めた。こうした移動販売事業が始まったことで、コンビニエンスストアは閉鎖された。

○現在の支援の形態

移動販売車	買い物バスツアー
毎週月曜~土曜	2か月に1回
大塔町内全域(1 週間で回る)	利用者は 10 数名~20 名
ドライバーは専従者が対応することで、住民の	
見守りや困り事の実態把握も実施(他の地域で	
の活動を参考にして実施)	



出典:「移動販売車ヨシスト号」(吉野ストアホームページ http://www.yoshinostore.com/pg93.html)

④見守り支援

・大塔ふる里センター(指定管理者事業者)では、週2回、配食サービスと併せて実施し、郵便局でも通常配達と併せて実施している。また、移動販売車でも専従者を配して、利用者に対して見守りを実施している。

⑤おおとう元気会議

・「大塔町で暮らし続けるための仕組みづくり」や生活課題の解決に向けた検討と実 行を目的に実施していて、大塔地域の課題解決に向けた検討を会議で行っている。

検討会メンバー:

- ·大塔町自治連合会
- · 大塔地区民生児童連絡協議会
- ・大塔町福祉ふれあいの会
- 大塔ふる里センター
- 郵便局
- 五條市社会福祉協議会
- 五條市大塔診療所
- ・奈良県[吉野保健所、長寿社会課(H24~26)]
- 五條市大塔支所

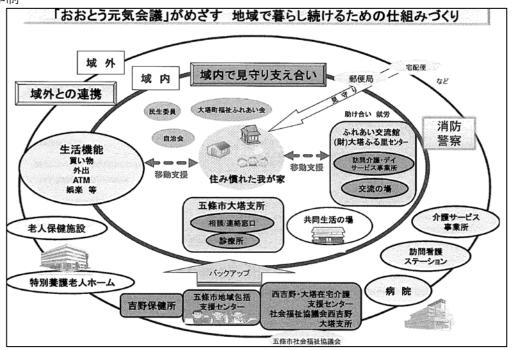
など 13 の団体・事業所、県・市の関係機関 (検討内容に応じて五條市消防署大塔分署、大塔駐在所、森林組合、 移動販売車(吉野ストア)等が参加)

・会議からいろいろ情報発信を行っていることもあって、参加する事業者・団体などは、テーマに応じて申し込まれることも多い。森林組合は「災害復興にあたって、数年間手入できなかった田畑などが、鳥獣被害にあって困っていた」ことから、「何か手伝えることがないか」という申し出があり、参加してもらった。この他に「五條市内で活動していた理学療法士」から参加申し込みを受けたこともある。また、「日赤」も五條市に赤十字奉仕団があることから、地域支援の活動に積極的に関わっている。

(6) 施策展開プロセス

①体制および役割

体制



出典:「地域で暮らし続けるための仕組みづくり~おおとう元気会議~」 (平成25年9月5日 五條市地域包括支援センター)

2資金

- ・当初: 奈良県モデル事業「中山間地域の地域包括ケアシステム構築モデル事業」
- ・平27年より地域支援事業費により支出。

(7) 取り組み経過のフロー

【地域の背景・課題認識】

被災地や、今回被災はしていない地域をセンターの保健師が回り、住民と接する中で 感じた思いとして、大塔町で「可能な限り、住み慣れた地域で住み続けたい」と願う住民 のために「何ができるのか?」「住民は、何を望んでいるのか?」「地域で自立した生活を 続けるためには何が必要なのか?」と考えていた。

①取り組みのきっかけ

- i . 奈良県長寿社会課の支援
 - ・課主催の「山間地域に必要なサービスのあり方について」の意見交換会が大塔町で開催され、この時に出席した市の保健師が提案した「ご近所見守りネットワークの構築と生活支援」が、「中山間地域の地域包括ケアシステム構築モデル事業」として県から支援を受けることとなった。
- ii. 奈良県立大学地域創造学部 古山准教授の支援
 - ・仮設住宅での支援活動に参加していた古山氏の支援が受けられることになった。
- iii. 五條市内郵便局の支援
 - ・市と郵便局との相互連携協定が結ばれ(平成25年3月)、「ご近所見守りネットワーク」への協力が郵便局からも得られることとなった。

これらの出来事が重なり、県のモデル事業として、地域で暮らし続けるための仕組みづくりを検討する「おおとう元気会議」の取組みが始まった。

きっかけ① 県のモデル事業の成立

きっかけ② 有識者によるアドバイス きっかけ③ 社会基盤(郵便局)の参画

平成 24 年 10 月 第 1 回地域検討会(仮称)

平成 25 年 2 月 第 2 回地域検討会

生活アンケート調査の実施(平成 24 年 11 月~12 月)

年2回の開催

平成 25 年 4 月 第 1 回おおとう元気会議(年 3 回の会議開催)

現状

テーマに応じて メンバーを拡大

(8) 要因分析(成功要因、障害要因)

- ・当事者意識を持つ組織やメンバーが集い、地域の団体や民間事業所との連携に基づく地域活動があったため、大きな障害となった点はなかった。
- ・現在の「おおとう元気会議」は年2回開催(当初は年3~4回)している。開催回数が減っても機能的に活動できているのは、参加している機関や団体、関係者が「地域を活性化する、よくするために、自身として何ができるか」を意識し、自律的に活動しているからと考える。

しかし、情報を共有したうえで課題を討議し、解決策を検討する場は、「年に3~4 回程度」の頻度で設定するのが望ましいと考える。

(9) 成果の達成状況

・現在、おおとう地域の「ご近所見守りネットワーク」の仕組みづくりは構築されて、 各関係団体の活動も順調に行えていることから、目的は概ね達成していると考える。

(10) 課題

①山間地域の過疎化、高齢化

・地域で支える住民の過疎化・超高齢化が進み、また社会資源も減少していく現状がある。

②難病者への対応

・県の保健所は災害当初から関わっていて、特に「難病者の生活支援」が重要になってきている。今後は「介護」分野での関わりも増えていくと考えられるが、介護事業者は現在通所介護(大塔ふる里センターが運営者)が1件あるのみで、資源不足

が懸念されている。

③地域活性化の担い手

・地域おこし協力隊が、小中学校舎を活用する事業に取り組んでいる。復興計画の活動のひとつとして「地域商社」(特産品はもとより、観光資源なども含めて地域を丸ごと国内外に売り込む企業や団体)という考えをもって、外部事業者と地域資源のマッチングを図っている。

④コンプライアンスへの対応

・「顔の見える関係」ができてくると、日常的にいろいろな話を聞かされることとなる。話の中には「個人情報」に関わることも含まれているため、この取り扱いに注意が必要となる。「把握した情報をどのように管理するか」「誰と共有するのか」「誰に伝達するのか」「どのように対応するのか」など、検討しなければならない問題の発生が想定される。

⑤自治体職員の流動性

・担当する職員の異動などにより、当初の様な動きが出来なくなる可能性がある。

(11) 今後の予定

・おおとう地域での「おおとう元気会議」が持つ意義は、住民や関係団体、機関にとっても確立しているため、この会議を今後も活用して、大塔地域での地域包括ケアシステムの構築"大塔地域で暮らし続けるための仕組みづくり"に向けて検討と実行を進めていきたい。

事例 5. 茨城県笠間市

(1) 地域特性

人口、世帯	世帯数(2018.12.1 時	点): 28,914 世帯	
	総人口(2018.12.1 時点): 74,989 人		
	総人口(2025 推計): 70,214 人		
	65 歳以上人口(2018.11.末時点): 23,252 人(31.0%)		
	65 歳以上人口(2025 推計): 24,458 人(34.8%)		
認定者数、認定率 (第1号被保険者)	3,687 人(15.86%)	第7期介護保険料	5,200 円

(2) 取組みの概要・特徴

市と介護事業者・消防・医療機関の間で、要介護者等の認定状況、見守り支援情報(緊急連絡先、かかりつけ医情報)などの情報をリアルタイムで閲覧・共有できる「介護健診ネットワーク」を(株)日立製作所とともに開発し、地域包括ケアシステムネットワークの充実を目指している。

(3) 主なステークホルダーと役割

	ステークホルダー	役割
自治体	笠間市 高齢福祉課	・介護健診ネットワークシステム検討委員会の実施。 ・介護健診ネットワークへの情報の提供(介護保険資格情報、要介護認定情報、見守り情報等)。 ・検討委員会での意見徴収による一部改修の実施。 ・行政視察対応の実施。 ・県立・市立病院へ参加の働きかけ。 ・市内の全居宅介護支援事業所へ参加の働きかけ。 かけ。
民間	居宅介護支援事業所	・介護保険情報の閲覧や掲示板の活用。 ・ケアマネジャーから介護サービス事業所へ 介護保険情報を公開。
事業者等	介護サービス関係事業所	・ケアマネジャーから公開された介護保険情報の閲覧や掲示板の活用。
	社会福祉協議会(地域ケア)	・独居高齢者等の訪問や見守りチームを構築 する際に情報を閲覧。
	県立中央病院	・救急外来において独居高齢者等の、かかり つけ医や緊急連絡先などの情報を閲覧。
その他	市立病院	・患者の居宅介護支援事業所等の情報により 入退院時におけるスムーズな連携を支援。
	消防本部	・独居高齢者等を救急搬送の際にかかりつけ 医や緊急連絡先、主治医意見書などの情報 を閲覧。

(4) 取組みの背景・課題認識

市は少子高齢化、地域の活性化などの課題を解決するため、2012年2月にWHO(世界保健機関)が提唱する健康都市の考え方をふまえた「健康都市かさま宣言」を行い、保健・医療や食・運動などの人の健康づくりを中心に据え、それらを取り巻く福祉、産業や芸術などの分野の活動と連携を通して、安心と安全が確立したまちづくりを進めていた。そういった中、市では行政機関、地域の民間企業及び地域住民等が連携して在宅の高

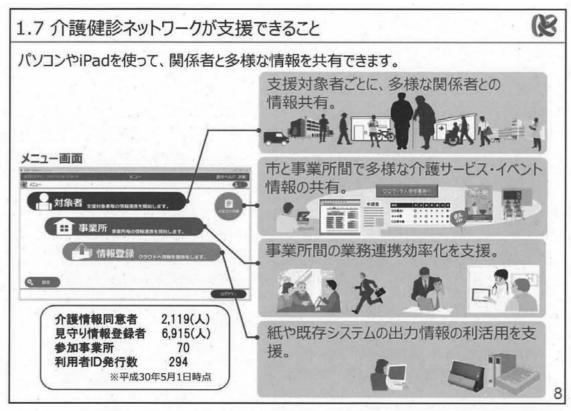
齢者等の見守りを実施し、日常生活における問題を早期に発見することにより、高齢者等が家族や地域社会から孤立することを防ぎ、住み慣れた地域で安心して暮らせる体制づくりを目指した、笠間市地域包括ケアシステムネットワークの構築に取り組んだ。

一方 2012 年度に総務省が、「地域包括型クラウドモデル実証事業」の募集をしているという情報が入った。これは「官民事業者間の情報連携によるコスト低減及び効率向上」「集約された情報の安全かつ有効活用による新サービス・ビジネスの創出」「住民サービスの更なる向上」といった官の情報通信基盤を地域の共有資源として発展的に利活用するもので、当市でも、市の保有する情報で共有するメリットの一番大きいものを使って参加することを検討し、最終的に「介護情報」を使って実証事業に参加することにした。

当市の市長は自身が介護・福祉系の事業にかかわるなど、福祉に対する高い知見がある。その市長が「今後、ICT を活用して人手不足などの課題をクリアーしていかなければ、介護の未来はない」と言い続けてきており、市長の意向にも合致した形で実証事業が進められ、現在の介護健診ネットワーク(システム)につながった。

(5) 具体的な施策内容

介護健診ネットワークは、支援対象者(介護情報同意者、見守り情報登録者)に関する情報を市役所、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所、消防署等といった関係者間をパソコンやタブレット端末をネットワークでつないだ情報共有の仕組みである。2013年度から始まった総務省の実証実験を経て、2014年10月から本格稼働したこのネットワークを通じて、笠間市が保有する要介護認定情報等を各事業所へ直接公開し、業務の効率化を支援するとともに、地域包括支援システムを推進する上で、在宅介護を支える職種間で効率良く情報交換が行えるようになった。



出典:「笠間市介護健診ネットワーク[~]介護健診ネットワーク(システム)のご紹介[~]」 (平成 30 年 5 月)

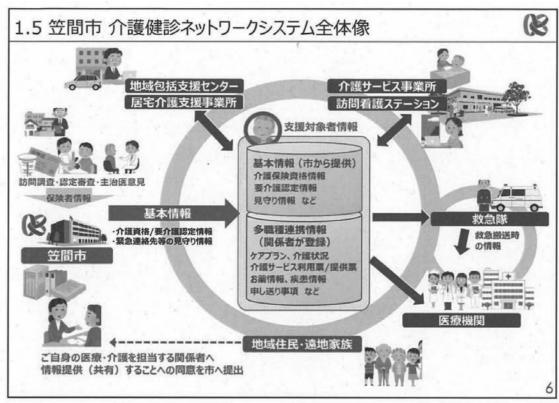
介護健診ネットワークシステムは、市の行政職員、消防職員隊員のほか、市内の居宅 介護支援事業、介護サービス事業者等、現在約 300 名が利用登録を行っている。

医療機関、介護サービス事業者は、インターネットに接続する環境を準備し、市への

申請を行うことで介護健診ネットワークに接続することができる。ただし、セキュリティー確保等の観点から、市職員が事業所へ出向き、パソコンにアプリをインストールしている。利用の際は、アクセスの都度、IDやパスワードのほか、認証キーコードの入力が必要になっている。

市では介護資格・要介護認定情報、緊急連絡先等の見守り情報、認定審査会の情報等を介護健診ネットワーク上に開示している。従来は介護情報入手のためにケアマネジャーがわざわざ市役所まで出向き、紙で入手・閲覧する必要があった。しかし、今では事業所のパソコンから内容確認ができるようになり、ケアマネジャーにとっては移動時間の削減につながり、利用者と向き合える時間が増す効果があった。市役所にとっても介護保険に関する窓口・電話対応時間が短縮し、大きなメリットとなっている。

緊急時の対応でも効果を発揮している。市では主に独居の高齢者等の緊急連絡先やかかりつけ医等の情報を記した「見守り支援票」を本人の同意を得て介護健診ネットワークに登録している。緊急時にこれを使うことで容易に連絡先が把握できるメリットがある。消防署でも救急車(5台)にタブレット端末を配備し、救急搬送時に独居高齢者、老々世帯の「見守り支援票」等の閲覧を通じ、より迅速な緊急連絡先の把握等が可能になった。また同様に市内にある県立中央病院の救急外来においても独居高齢者等の、かかりつけ医や緊急連絡先などの情報が閲覧できるようになっている。



出典:「笠間市介護健診ネットワーク[~]介護健診ネットワーク(システム)のご紹介[~]」 (平成 30 年 5 月)

(6) 施策展開プロセス

①体制および役割

	関係者・関係組織	役割	
自治体	笠間市 企画政策課	①本事業に関係する庁内関係者(企画政策課、高齢福祉課他)の体制を整備し、必要となる介護サービス事業者等との調整を図る。 ②学識経験者、市民をはじめ、医療、介護等の関係機関等の行政による協議会を発足させた。 ③コミュニケーションルールや会議体等の事業遂行方法の具体化等の調整を実施した。	
民間 事業者	茨城県地域密着型介護サービス協議 会 笠間市内介護機関代表	会議への参加。	
等	笠間市医師会	会議への参加。	
その他	東京大学院情報学環	会議への参加。	
CVIE	筑波大学大学院人間総合科学研究科	□ 五哦 10/9///μ₀	

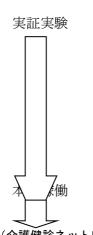
2 資金

・システム構築に要した費用4億5千万円のうち、2億5千万円が連携基盤プラットホーム費用、2億円がアプリの構築作業費用となっている。財源は、国の「地域経営型包括クラウドモデル実証事業」の補助金を利用した。

(7) 取り組み経過のフロー

2013~2014年度に総務省の「地域経営型包括クラウドモデル実証事業」に参加し、「介護健診ネットワーク(地域クラウド型アプリケーション)」の開発及び実証実験を行い、その結果を踏まえて2014年度から本格運用を開始した。

	4月	実証計画作成
	5~9月	運用設計、機能要件整理
2013 年度		市内各事業者・医療機関調整
2013 平度	10~2月	ICTシステム開発
		運用管理規定・庁内・議会対応
	3月	実証実験
	$4\sim7$ 月	運用マニュアル整備
2014 年度	6~8月	データ準備
2014 平度	6~9月	ICTシステム評価
	10 月	本格稼働
2015 年度		セキュリティー強化事業



出典:「笠間市における地域包括ケアシステム構築への取り組み(介護健診ネットワークについて)」を一部改変(平成26年12月)

(8) 要因分析(成功要因、障害要因)

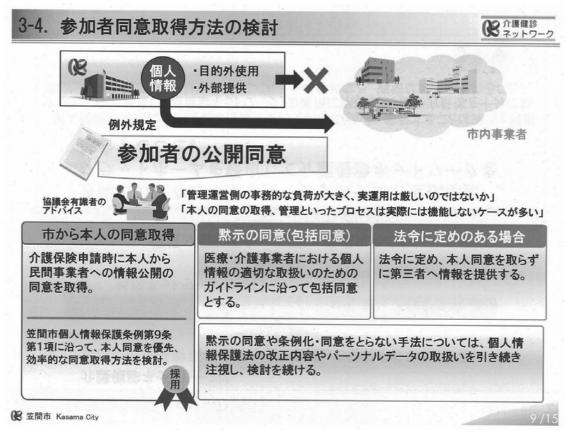
行政の保有する情報を民と共有することで、住民サービスの向上や、新しいビジネス モデルの構築を目指し実施している。

本ネットワークに参加した事業者からは、利用者の要介護認定などの情報や負担割合を事業所のパソコンを用いて把握できることや給付が制限されている利用者の情報など

も確認できることが評価されている。また、救急隊員が独居高齢者等を救急搬送する際 の見守り情報を必要に応じて閲覧できるなど、業務の軽減につながっている。

<成功要因>

- ・総務省の実証実験で開発したものをベースに必要な調整を加えながら本格稼働につな げており、総務省の実証事業への参加が現在の介護健診ネットワークの基盤となって いる。
- ・このシステムを構築する上で個人情報保護が大きな課題であり、市民の住基・税情報等を管理する基幹系のシステムへ、介護健診ネットワークをつなぐという外部ネットワークへの結合制限が困難であった。そこで、笠間市情報公開等審査会へ諮問し、意見を求めた結果、運用管理規程の中で適切な措置を定めていることから、結合が認められた。また個人情報の目的外使用と外部への提供における黙示の同意と本人からの同意の取得の検討が大きな課題であり、笠間市情報公開等審査会からは国の方針等を十分に勘案した新たな条例の制定や、わかりやすいパンフレットの作成など、適切な対応に努めることが求められた。
- ・その後、個人情報法の改正大綱やパーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針において、専門のコンサルタント等の意見も踏まえ、自治体における黙示の同意を実施するという判断は困難であったことから、事務負担が大きく実運用の懸念も示されたものの、本事業は本人の同意を取得して実施することにした。
- ・新規参加者の場合には、介護保険申請時に市で本人から民間事業者への情報公開の同意を得ることにし、既存の利用者に対しては、ケアプランの作成を通じて対象者と接する機会もあるケアマネジャーに参加者の同意を得てもらうことにした。



出典:「笠間市における地域包括ケアシステム構築への取り組み(介護健診ネットワークについて)」(平成26年12月)

<阻害要因>

・システムの広がりを図るためには、システム利用の運用ルールが不可欠であるものの その策定が難しく、参考となる事例から学びたいと思っている。しかし現状では、他 の自治体等でも類似の取り組みが行われておらず、当市の取り組みが全国的に見ると 先駆的なモデルになってしまっているために参考になる事例がない。試行錯誤を重ね ながら少しずつ取り組み進めているのが実情である。

(9) 課題

①介護事業者とのシステム連携

情報共有手段として介護健診ネットワークを構築したものの、介護の現場では既に様々なケアプラン作成のシステム等が使われ、それぞれ規格が異なっている。そのため介護健診ネットワークの情報が、各事業所のシステムに自動的に取り入れられるような利用が困難で、担当者がスキャニングをしたものをネットワーク上に掲載したり、画面上で内容を確認し、入力作業を行うなど余計な手間がかかっている面がある。効率的に活用するためには、システム基盤が共通化して、ケアマネジャーと介護サービス事業者間でデータが一気通貫することが必要である。しかし、共通化の調整を誰が主体となって行うかが見通せていないのが現状で、一層の効率化が進めにくくなっている。

②医療機関における利用拡充

介護健診ネットワークは既に幾つかの医療機関とも接続はできているが、医療機関ごとに求める情報も異なり、その調整が進んでいないため、現状では十分な活用ができていない。それぞれの医療機関のニーズを踏まえて、閲覧や利用方法といった運用ルールを作ることが必要となるが、それが容易ではない。特に介護健診ネットワークは、市の保有する情報を民間事業所等と共有し、活用することで、介護関係者等の業務効率化等を図っていくことを目的に運用してきているために、医療機関側のニーズに応えつつ運用ルールを策定するのに困難さが伴う。ネットワークを発展的に利用しようとする場合、運用ルールの策定は必ずつきまとう重要な問題であるが、有効な解決策がなかなか見いだせない。

③広域的なシステム展開

医療や介護の領域では、例えば当市の住民が隣接する水戸市のケアマネジャーや介護サービス事業者を利用したり、その逆のケースもあるなど、市町村圏に関係なくサービスが行われている。水戸市のケアマネジャーや介護サービス事業者は、一定の手続きを経ることで、当市の介護健診ネットワークへの接続は可能だが、当市のケアマネジャーや介護サービス事業者が水戸市の住民を担当する場合、(水戸市には介護健診ネットワークに相当する仕組みがないため)支援対象者の情報を入手するために、水戸市の行政機関に出向く必要があり、移動の負担がかかる。介護健診ネットワークのような情報共有の仕組みは、距離が離れていればいるほど移動時間削減の観点から効果を発揮する面がある。しかし、現状では市町村間で相互利用ができないために、移動負担軽減が十分に享受できないケアマネジャーや介護サービス事業者などが出てしまっている。一層の有効活用を行うためには、ネットワークの広域的対応が必要である。

(10) 今後の予定

現在の介護健診ネットワークは、市の保有する情報を民間事業所等と共有し、活用することで、介護関係者等の業務効率化や連携強化、在宅高齢者の支援体制の充実を図っていくことを目的に運用している。国において、介護や医療の現場でのデータの共有や活用を視野に入れた大規模な ICT 基盤が構築されれば、現在の介護健診ネットワークの役割や、医療や介護の現場で必要とされる情報ニーズ等も変化していくと考えている。そうした現場の情報ニーズを反映したシステム運用を図っていくため、現在も関係事業所など、システム利用者による実務者会議(介護健診ネットワーク検討会)のなかで、方向性や効果的な活用方法などについて、検討していくことが必要であると考えている。介護健診ネットワークの利用は現在、主に「介護」と「見守り」部分に限られているも

のの、業務の効率化等の面で一定の効果が出ている。将来的には、ヘルパーが訪問時に血 圧等のデータを送信し、医療機関などとの間で共有化するといった介護現場での利用や 行政が保有する情報を民間が「買い物支援」や「配食」「栄養指導」などのサービスへの 活用なども広がりを持たせたいといった理想を持っている。しかし実際に、誰が介護現 場の運営や情報を仕切るのか、あるいはメリットが出る事業であるのか、ということを 考えると今後とも検討が必要と考えられる。

事例 6. 富山県南砺市

(1) 地域特性

(1) 20-20 10 17			
人口、世帯	世帯数(2018.9.30 時点): 17,764 世帯		
	総人口(2018.9.30 時点	点): 51,193 人	
	総人口(2025 推計):	46,093 人	
	65 歳以上人口(2018.4.1 時点): 19,077 人(37.3%)		
	65 歳以上人口(2025 推計): 18,240 人(39.6%)		
	砺波地方介護保険組		
認定者数、認定率	合 43,676 人 (17.0%)		5,980 円(砺波地方
(第1号被保険者)	(第7期砺波地方介	第7期介護保険料	介護保険組合)
(護保険事業計画(平成		
	30年3月分))		

(2) 取組みの概要・特徴

- ・南砺市では約12年前、過疎化、高齢化が進む一方で、市立病院での医師、看護師の減少にも見舞われていた。そこで富山大学附属病院総合診療部と連携して、医療従事者と地域の課題に取り組む住民の「育成」を図った。
- ・こうした人材の育成の取り組みでは、当初、いわゆるセミナーにより「地域住民による助け合い意識・行動の基盤づくり」を進めたが、実際に行動する人材は現れなかった。
- ・そこで、「住民自身の意欲によるものでなければ、継続することが難しいことを根気強く啓発していくこと」を目指し、そのための工夫として、新しい講義プログラムの中に参加者の行動を促すツールを活用した。
- ・今後は、【人づくり】から【まちづくり】に発展させていくことを検討している。
 - ○南砺市の地域包括医療ケアによる5つのまちづくり規範
 - (1) 幸せに生涯を過ごせる協働のまちづくり
 - (2) 健康寿命を伸ばし互いに支え合い、独居・老々世帯も安心して暮らせるまちづくり
 - (3) 地域包括医療・ケア (地域包括ケア) で家族の絆と地 域の絆を結ぶまちづく
 - (4) 介護が必要になっても、家族と共に安心して暮らせ、自宅で穏やかな死が迎えられるまちづくり
 - (5) 一人暮らしの認知症の方が笑顔で暮らせるまちづくり

(3) 主なステークホルダーと役割

	ステークホルダー	役割
自治体	南砺市 地域包括医療ケア 担当部局	◆企画・提案、協力要請・働きかけ、事務的 サポート、情報提供、関係機関・団体等と の調整、行政リソースの提供 ・富山大学教授との連絡調整 ・セミナー・講義での事務局機能
民間 事業者	富山大学附属病院総合診療部	・会議の参加・意見交換。 ・セミナー・講義プログラムの提案。
等	北陸先端科学技術大学院大学	・地域再生システム論の紹介。 ・講義での四画面思考法の紹介と指導。
その他	南砺の地域包括医療・ケアを守 り育てる会	・地域での人材育成活動。
	なんと住民マイスターの会	・婦人会。

(4) 取組みの背景・課題認識

①地域医療の衰退・崩壊への対応

南砺市は富山県南西部に位置し、森林が面積の約8割を占め、合掌造りの集落がある 五箇山は白川郷と併せて世界遺産に登録された地域である。同市は、2004年11月に4町 4村の合併によって誕生したものの、人口は徐々に減少し、2018年現在約5.1万人とな る一方、高齢化率は2017年で36.7%に達している。

合併時、市内には市立の3病院4診療所があったが、全医療機関が医師・看護師不足のために赤字経営であり、2007年に1診療所の閉鎖、2008年には1病院の診療所化が行われ、医療資源の縮小均衡を余儀なくされた。産婦人科の閉鎖、小児科の一部閉鎖となり、地域医療が衰退する時期を迎えていた。

状況打開のため市では、富山大学附属病院に医師派遣を要請し、南砺市民病院へ常勤医を、病院から転換した診療所へ非常勤医を派遣することになった。しかし、単なる診療応援では派遣した医師が疲弊してしまう恐れがあること、むしろ地域での医師養成の必要があることから、総合診療部として医療人材の育成を支援することとなった。

②地域の人材育成のスタート

- i. 人材育成の拠点の設定
 - ・病院から診療所化された医療機関を「南砺家庭・地域医療センター」として、08年 に若手医師の育成の場として開設。
- ii. 在宅医療推進セミナーの開催
 - ・2007 年 12 月から 3 カ月に 1 回程度のペースで、病気と地域医療の課題をテーマとする講演会「在宅医療推進セミナー」を、南砺市医療局と富山大学附属病院総合診療部と共同で開催した。(2 年間(~2009 年)で 7 回開催。延べ参加人数 416 名)。

	セミナーの内容	変化・特徴
1 年 目	各地区への「出前講座」の開催	・多くの住民の参加があった。 ・セミナーで顔を合わせて交流することで、行 政、医療関係者、住民という地域医療を支える 各ステークホルダー間に連携関係が構築され た。
2 年 目	住民参加型の地域医療 システムの必要性を強 調し、「それぞれの立場 で課題を見つけ、地域 医療を支える活動を始 めよう」と啓発	・地域医療の再生に住民参加が必要だとの認識は、次第にセミナー参加者に浸透したが、住民自身が当事者として課題を見つけ、その解決のために活動を起こす人やグループは現れなかった。・住民はどのように行動すべきかわからず、誰かの指示を待っている状態に陥っていた。

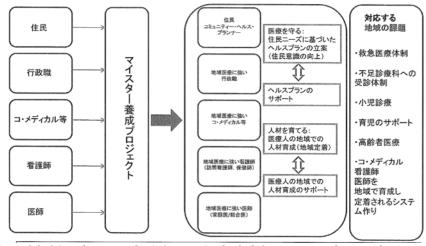
○セミナーに参加した地域住民の反応は「いい話を聞いた。では、どうしたらよいか」 というものであった。一方、地域の婦人会もテーマに関心を示す一方で、地域の医療の存続に危機感を感じていて、「どうしたらよいか」という思いを持っていた。

iii. マイスター養成講座の開催

○自分で課題を見つけて行動に移せる人材(マイスター)の育成を目的に「地域医療再生マイスター養成講座」を立ち上げた。

地域医療再生マイスター養成プロジェクト(南砺市)

(地域全体で医療を守り、人材を育成する)



○南砺市地域包括医療ケアの担当部局と総合診療部との話し合いの結果、以下のようなプログラムを考えた。基礎となっているのは小林俊哉氏(現 九州大学科学技術イノベーション政策教育研究センター准教授)の提唱する「地域再生システム論」である。

地域医療再生マイスター養成講座

プロジェクト(講座方式)

- ・5回シリーズ
- 初回:総論、2~4回:各論、最終回:発表会
- 講義とグループ討論形式
- 5回修了者へ「地域医療再生マイスター」の称号を授与
- ・修了者を中心にして、地域(医療)再生のための政策を立てる
- 予定:9月以降開講、1回2.5時間(18:30~21:00)
- ○このプログラムに、北陸先端科学技術大学院大学の近藤修司氏が考えた「四画面思考法」を取り入れることとなった。このプログラムが加わったことがプログラム全体の有効性、実効性を高めることができたと考えている。



③学識経験者のネットワークの活用

- ○総合診療部が関わり始めた当時、藤沢町民病院(岩手県)でも同じような状況にあり、 佐藤元美医師が「人材育成と住民を巻き込んだナイトスクール」活動を展開し、成果 を挙げていた。
- ○また、北陸先端科学技術大学院大学から富山大学地域連携推進機構に赴任した小林俊 哉氏(現 九州大学科学技術イノベーション政策教育研究センター准教授)(地場産業 振興理事。地域再生理論の専門家)から、地域の活性化に資する政策を自ら立案し得 る能力や、地域活性化のための実践能力などを併せ持った人材を育成し、地域の再生 を促す「地域再生システム論」という理論を紹介された。
- 〇さらに、北陸先端科学技術大学院大学 客員教授の近藤修司氏の「四画面思考法」により、改革を実践するための意識改革とその手法が明確になった。この手法の概要は以下のとおりである。

- ◆自分の課題を見つけ、以下の4つの考えに基づき、画面にまとめる。
 - ・現状分析: 事象をS(強み)、W(弱み)、O(機会)、T(脅威)に分ける
- ◆目標と工程を設定する。
 - ・ありたい姿:長期的(10年)に追求する理想
 - ・なりたい姿:近い将来(1~3年)達成する目標
 - ・実践する姿:目標を実現するため、今から行動に移すこと
- ◆最終的には自分のやりたいことを参加者の前で成功の宣言文として発表する。 四画面思考法により、目標達成までの方法論が見いだせ、閉塞感から抜け出し、 プラス思考で取り組む意欲を高めることにつなげていく。

(5) 具体的な施策内容

- ①在宅医療推進セミナー修了者
 - ○参加者:医療・介護関係者、婦人会メンバーを中心とする住民、女性議員
 - 〇セミナーは自由参加であり、各地域を回る出前講座である。2009 年 7 月までに 7 回 開催し、延べ 416 人が参加した。一般的な受動的な講演会であったので、参加者の行動変容には至らなかった。

②マイスター講座修了者

- ○第10期までの10年間で428名
- ○地域医療再生マイスター養成講座:第1期(平成21)~第5期(平成25) 地域医療・地域活マイスター養成講座:第6期(平成26)~第10期(平成30) ※第6期以降、地域医療再生マイスター養成講座から名称変更

南砺市 平成26年度

地域医療・地域活性化マイスター養成講座 (第6期) 開催のご案内



南砺市では、富山大学附属病院総合診療部の協力を得て、地域医療再生への取り組みを進めています。 本年で第6期となる「地域医療・地域活性化マイスター養成講座」では、地域医療の課題の発見や地域活性 化の検討を行い、地域住民や地域の団体、医療や福祉のスタッフも一緒になって地域医療・地域活性化のため のノウハウを学ぶとともに、人的なネットワークづくりに取り組みます。地域医療・地域活性化について興味・ 関心、また、取り組みへの意欲をお持ちの方の受講をお待ちしております。

回数	阴催日時	カリキュラム内容	講師
第1回	10月3日(金)	【総論】 ○地域医療の課題 ○地域再生システム論	富山大学附属病院 総合診療部 教授 山城 清二 先生
秀工四	18:30~21:00	【各論1】 ○自己開発法、四画面思考法 自分ごとで働く一成功の宣言文一	北陸先端科学技術大学院大学 客員教授 近藤 修司 先生
第2回	10月17日(金) 18:30~21:00	【各論 2】 ○地域医療の取り組み例 のびのび能美! ^ルスカア・コミュニティの創造を目指して	芳珠記念病院 理事長 仲井 培雄 先生
第3回	10月30日(木) 18:30~21:00	【各論3】 ○地域活性化の取り組み例 みんなで作りなぁれ、医療と地域	福井県高浜町和田診療所 所長 井階 友貴 先生
第4回	11月14日(金) 18:30~21:00	【各論4】 ○地域活性化の取り組み例 ここから始まる!地域包括ケアのまちづくり	独立行政法人労働政策研究・研修機構 研究員 堀田 聰子 先生
第5回	11月28日(金) 18:30~21:00	【報告会・まとめ】 ○成果発表 ○修了証授与	S 9

1、会 場	南砺市役所福野庁舎 2階講堂
2、対象者	地域医療・地域活性化に意欲のある方で、できる限り毎回受講できる方 50名程度(南砺市の住民の方および医療・保健・福祉にたずさわる方)
3、受講料	無料 (ただし、会場までの交通費、材料費等は自己負担となります。)
4、間合せ 申込み先	南砺市地域包括医療・ケア局 医療課 〒939-1518 富山県南砺市松原 577 番地 南砺家庭・地域医療センター 3 階 Tel. 0763-23-1003 Fax. 0763-22-3557 代表 mail: iryoka@city. nanto. lg. jp

主催:南砺市地域包括医療・ケア局 共催:富山大学附属病院総合診療部

○平成 30 年 (2018) 12 月 8 日には 10 年間の活動の総括のためのセミナーを開催。これをもって、いったん終了。

③「守り育てる会」

- ○第1期が終了した時、主としてマイスターたちが継続して学べる場として、2010年に「南砺の地域医療を守り育てる会」(以下、守り育てる会)を発足させた。
 - ・マイスター講座の修了後、3ヵ月おきに開催。2018年(平成30) 12月までに30 回開催
 - ・プログラム:講演会、グループ活動報告・情報交換
- ○会員は、マイスター養成講座の修了者と参加を希望する住民や医療関係者であり、この会ではあえて会則や会員の義務を定めないで、「他人任せにせず、自ら行動すること」を原理原則とし、以下の7つを基本理念として行動を促した。
 - ① 学びましょう
 - ② 討論しましょう
 - ③ 連携しましょう
 - ④ "自分ごと"として行動しましょう
 - ⑤ 若い人を育てる「教育空間」を作りましょう
 - ⑥ 子どもとお年寄りにやさしい地域を作りましょう
 - ⑦ 住みやすい町にしましょう

南砺の地域医療を守り育てる会

南砺市に、若い医療関係者を育てる地域になってもらい たい!活発な「教育空間」の形成

- (お願い)医学生/看護学生の地域医療教育の協力
- 1)医療機関:病院、診療所
- 2)保健と介護
- ·保健所·保健センター/厚生センター
- ・老人保健施設・特別養護老人ホーム
- ・包括支援センター、在宅介護支援センター
- ・訪問看護ステーション、ディサービスセンター、グループホーム
- 3)地域を知る(地域の良さを体験させる)

ホームステイ、合掌作りの民宿

今後の取り組みの核となる組織作り

マイスターは会員となる

会長:山城氏

副会長:南氏(南砺市地域包括ケア課顧問)

会員:マイスター養成講座修了者、住民、医療関係者

会則、会費:なし

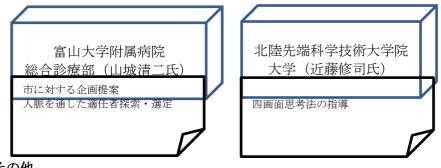
(6) 施策展開プロセス

①体制および役割

【南砺市】

地域包括医療・ケア局(当時)…現 地域包括医療ケア部

【学術機関】



その他

地域医療を守り育てる会

富山大学附属病院 総合診療部(山城氏)と行政(南砺市)の役割分担

富山大学附属病院 総合診療部	行 政
市に対する企画提案	セミナー運営、セミナー資料作成
人脈を通した適任者探索・選定	関係機関・者への連絡
	プログラムでは各地に視察に行く内容もあり、
	市の助成金を活用(バス代など)。市職員が運転
	手役

②資金

・過疎債(ソフト事業)。

- (7) 取り組み経過のフロー
- ①取り組みのきっかけ
 - ○地域医療の衰退・崩壊を食い止めたい行政と「地域活性化、創生」に取り組む学識経験者のネットワークとの連携があった。
- ②取り組みの沿革

平成 19 年(2007) 地域住民対象の在宅医療推進セミナー開催

平成 20 年 (2008) 若手医師育成の家庭・地域医療センター開設

平成 21 年 (2009) 10 月 地域医療再生マイスター養成講座開設

マイスター講座の特徴:地域再生システム論・四画面思考法

平成 22 年 (2010) 南砺の地域医療を守り育てる会発足

平成 22 年 6 月 なんとし医師会地域医療連携部会 隔月開催

平成 22 年 9 月 包括医療・ケアワーキング会議 第 1 回開催(隔月 ~63

平成 24 年 (2012) 4 月 市に地域包括医療・ケア室 平成 28 年 (2016) 4 月 地域包括医療ケア部に改 H26(2014)に活動の名称 変更 マイスター講座、守り育 てる会

平年 25 年 10 月 第 14 回サミット in となみ 平成 26 年 写真展・講演会・シンポジウム 第 6 期 高齢者保健福祉計画策定 平成 28 年 4 月介護予防・日常生活支援総合事業開始 (ひらすんま会、かようまいけ館、元気塾)

平成 29 年(2017)1 月 南砺市地域包括ケアセンターの開設

平成 29 年に地域包括ケアシステム構築の拠点となる「南砺市地域包括ケアセンター」 が開設された。

◆特徴

- ○行政の医療、保健、介護を担当する部署が同じ施設内に集約
- ○開催場所の確保(マイスター養成講座などを開催するスペースが併設)
- ○さまざまなステークホルダーの連携の場・機会の創設 (情報交換、行政・大学・医療関係者や住民が協働する活動が促進された)

(8) 要因分析(成功要因、障害要因)

- ・地域医療の再生に向けて、地域住民の意識と行動の変革を促すためのセミナーを開始 するが、自発的に取り組む人達が当初、出現してこなかった。
- ・そこで、学識経験者のノウハウとして、「地域再生システム論」「四画面思考法」を取り入れた講座を新たに開設し、地域住民に対して「地域の課題を自分ごととして考えてもらう」仕組みを構築し、展開したことで自発的に活動するグループが誕生し、自主的な活動につながった。

(9) 成果、達成状況

- ・医師不足を解消するために住民及び専門職が地域医療の現状を理解し、連携すること を期待して取り組んできた。
- ・現在は医師や看護師の不足はある程度は解消され、また、地域住民の中から自主的に 地域包括ケアシステムの実現にむけた活動を行うグループが誕生するなど、当初の目 標を達せられたと考えている。

【実績】

①医療従事者の増加

- ○南砺市民病院では、2010 年 4 月から富山大学附属病院総合診療部と連携し、日本プライマリ・ケア連合学会認定の医師育成のための「NANTO 家庭医養成プログラム」をスタートさせた。その結果、総合診療医をめざす研修医や若手医師が集まるようになり、2008 年に 15 名にまで減少した南砺市民病院の常勤医は 2018 年には 31 名まで増え、10 年間で倍増するまでになった。
- ○また、訪問看護ステーションの看護師やリハビリテーション職員の勉強会を企画し、 その人材育成も進み、人員体制も当初の3名から20人以上に増加した。

②マイスターの養成

- ○第 10 期まで 428 名が修了した。また、南砺市地域医療を守り育てる会も年 3 回、計 30 回開催された。
- ○地域医療の再生を目的として始めたマイスター養成講座は5年ほど継続すると、地域 医療にとどまらず、地域の活性化やまちづくりにも貢献しているとの評価を受けるよ うになった。また、南砺市で地域と大学が協働で人材育成をしてきた独自の「南砺市 モデル」は、他の地域でも応用可能な地域包括ケアシステムモデルへと発展してきた。
- ○2014 年から、マイスター養成講座を「地域医療・地域活性化マイスター養成講座」、 守り育てる会を「南砺の地域包括医療・ケアを守り育てる会」と改称し、講演内容も 地域包括ケアシステムへと広げていて、厚生労働省の方針の紹介、富士宮市、和光市 などの他市の活動紹介の場ともなっている。
- ○地域住民にとって医師と共通のテーマで話し合う機会はめったになく、マイスター養成講座が「顔見知り」「連携」のきっかけになっている。修了者アンケートでは修了者の6割に意識の変化、4割に行動の変化が出現している。

③修了生の活躍

- ・修了生がさまざまなグループ・活動を立ち上げた。
 - ◆認知症の人や家族が安心して暮らせる地域づくりをめざすグループ:

- ・認知症に関する正しい知識や予防法の普及活動、認知症の人の見守りや声掛けができる地域組織づくり、徘徊等の問題発生時に迅速に安全を確保できる 連絡網づくりなど
- ◆地域の人の健康を維持する活動をし、地域から信頼される存在をめざして活動する 50~80 歳代の町内会の女性のグループ:
 - ・健康体操サロンを開き、柔軟、筋トレ、ヨガ、ダンスなどの健康体操を実施。 サロンのメンバーで地域の諸事業にも貢献
- ◆五箇山を魅力的で住みよい地域にしたいと活動するグループ:
 - ・五箇山に伝わる伝統文化や生活の知恵を高齢者から学び次世代に伝えるため、 栃餅づくりなどを実施。回想法を取り入れ、昔の話を聴くことで、高齢者に 楽しい時間を提供

4周辺地域への波及

- ○人材育成のためのマイスター養成講座の開設が進む:
 - ・富山市、朝日町、高岡市(いずれも富山県)、飛騨市(岐阜県)でも開催。朝日 町と飛騨市は、南砺市と同様に医師不足が課題となっていて、継続して実施中

⑤その他

・医療システムの構築と並行して、地域での医師養成の環境整備にも取り組んでいる。 2018 年 4 月から開始された新専門医制度では、南砺市民病院は富山大学総合診療部 と連携し総合診療専攻医養成プログラムの地域の中心的な役割を担い、医師の人材育 成に貢献している。

(10) 課題

- ○現在までけん引されてきたメンバーが高齢(60歳代)となり、次世代への引き継ぎが 今後の課題となっている(若手の意識付け、育成)。
- ○これまでは「地域の医療崩壊」→「地域の活性化」→「地域包括ケアシステムの構築」 と進んできたが、次のステージとして、「まちづくり」に進む必要がある。
- ○「まちづくり」というテーマは地域包括医療ケア部でだけきでは対応できないので、 まちづくりの関係部署(南砺市で暮らしません課など)、介護関係など、横の組織連携 と巻き込みが不可欠である。
- ○2017 年(平成 29) に当センターができて、地域包括医療ケア部に関係部署が集約され、職員が勉強会やセミナーに参加しやすくなっている。
- ○最初はやらされ感を持っていた職員も、近藤氏に四面思考法などで、動機付けされている(ただし、いまだ拒否感を持つ職員もいる)。

(10) 今後の予定

- ○これまで取り組んできた成果を踏まえて、今後は地域共生社会への取り組みや小規模 多機能自治への取り組みを推進していく。
- ○コミュニティのメディカルデザイナー養成セミナーの開催
 - 対象者は「マイスター講座の受講経験者」「リーダー役」
 - セミナーのプログラムの構成要素
 - 四面思考法
 - デザイン思考
 - ・イノベーションの方法
 - ·情報収集 · 活用

【参考資料】

「地域包括ケアシステム構築へ向けた取組事例〜富山県南砺市の取組〜」(平成 28 年南砺市)「地域と地域と大学の協働による人材育成が、地域の医療再生と活性化に貢献する」(Astellas Square No.81 より)

事例7. 石川県津幡町

(1) 地域特性

人口、世帯	世帯数(2018.10.末時点): 13,973 世帯		
	総人口 (2018.10.末時)	点): 37,617 人	
	総人口(2025 推計):	36,065 人	
	65 歳以上人口(2018.)	10.末時点): 8,874 /	人 (23.6%)
	65 歳以上人口(2025 き	推計): 9,804 人(27	7.2%)
認定者数、認定率 (第1号被保険者)	1,348 人(15.2%)	第7期介護保険料	5,700 円

(2) 取組みの概要・特徴

<地区くらし安心ネットワーク委員会を軸にした地域福祉推進>

津幡町では、町内全域(7地区)に地区委員会を設け、地区ごとに自立したくらし安心ネットワークの推進が、平成23年以降進んでいる。当初の推進は町地域包括支援センターが牽引したが、地区委員会が進むにつれ津幡町社会福祉協議会に主務を移管し、両者ならびに各地区関係者が連携しながら進められている。

(3) 主なステークホルダーと役割

	ステークホルダー	役割
自治体	津幡町地域包括支援センター 同 健康推進課	委員として地区委員会に参加し、福祉課題の 情報提供や情報収集を行っている。
民間 事業者 等	津幡町社会福祉協議会	事務局として各地区に地域支援員を配置。地 区社協の推進も進める。
その他	地域の各種団体(区長会、民生、 公民館、老人会、青壮年会、ボラ ンティア 等)	地区くらし安心ネットワーク委員会へ参画、 地区社協の推進。
	地域事業者	生活支援連絡会参画。

(4) 取組みの背景・課題認識

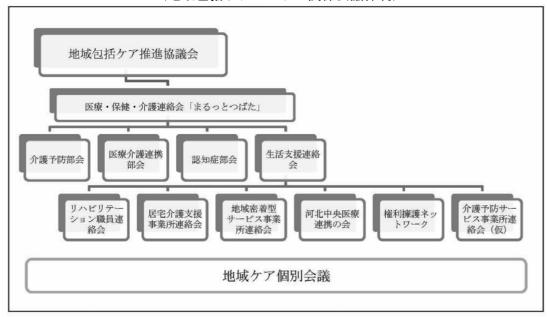
一人ひとりが「生活者」として、生活の拠点である地域の中で助け合い、安心して充実した生活を送ることができるように、津幡町では地域主体の地域包括ケアの仕組みづくりを推進してきた。

活動の当初は認知症対策として地区ごとの安心ネットワークづくりが進められていた。 平成 21 年からは県のモデル事業として町認知症安心ネットワーク推進委員会を設置し、 平成 23 年には地域支援事業として改めて確立された。この後、対象は認知症だけではな くすべての住民にするべきだという住民意見を踏まえ、平成 26 年から地区くらし安心ネ ットワーク委員会へと発展した。その際より地域に根ざした活動となるよう、町社会福 祉協議会(町社協)に地区委員会の支援やその後の展開施策を移管した。さらに平成 30 年以降は、地区くらし安心ネットワーク委員会を核に、各地区に地区社協を設置する動 きを進めている。

(5) 具体的な施策内容

地域包括ケア推進協議会のもと、各連絡会、ネットワークを組成して、仕組み化が進められてきた。

(地域包括ケアシステム関係会議体制)



出典:津幡町 第7期介護保険事業計画・高齢者福祉計画より転載

大きく3種類のネットワークが動いており、特に地域ネットワークは町社協が基点となり主体性が高まりつつある。

地域ネットワーク:地区委員会は、現在 7 地区 8 委員会が活動。町地域福祉計画に基づく地域の福祉拠点づくりと連動したネットワーク形成を進め、子どもから高齢者まですべての人の支援や福祉活動を地域住民が主体となって展開している。

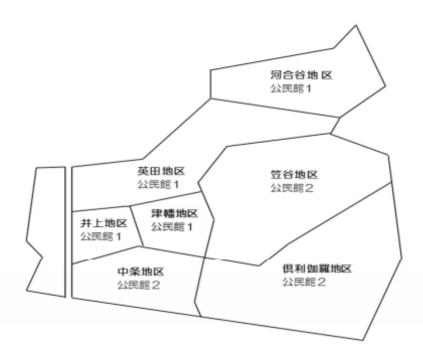
事業所ネットワーク:地域密着型サービス事業所連絡会、居宅介護支援事業所管理者連絡会が定期的に会議を開催し、情報交換や仕事、制度の改善等について協議する。また、生活支援体制整備の一環では生活支援連絡会を不定期に実施し、生活支援に資するサービスの現状や改善、資源開発について検討を行う。

専門職ネットワーク: リハビリテーション職員連絡会、権利擁護ネットワーク連絡会、 医療・保健・介護連絡会を開催し、情報交換や事例検討などを通し て専門性を活かした取組みや連携の在り方について協議している。

(津幡町地区概要)

公民館区域を原則としつつ、地区の実情にあわせて福祉区域を定めている。

津幡町は、金沢市への通勤圏でもある地区に人口が集中する一方、山間部地区もあり、地区単位で課題が大きく異なる。そのため、地区ネットワークが検討された初期の頃から、地区特性にあわせたネットワークづくりが進められてきた。たとえば、倶利伽羅地区は当初1地区として実施されていたが、その中にも地域性がわかれたため、現在は刈安校区と萩野台校区の2つにわけて地区委員会が設定されている。



行政と民間連携の具体的な施策としては、次の2点が特に展開が進んでいる。

①地区くらし安心ネットワーク委員会(地区委員会)の確立と、地区社協への発展

平成 26 年より地区拠点づくりは町社協へ主務が移管され、平成 27 年以降は生活支援コーディネーターを配置しながら地区ごとの活動が推進された。地域づくり研修会も社会福祉協議会のもとで年 2 回行われている。

(経緯)

- ・平成27年に地区委員会が町内全域に設定される(7地区8委員会)。
- ・平成29年に地域支援員が全地区に配置され、地区社協の移行を推進。

(推進の仕組み)

- ・介護予防・生活支援部会(各地区開催)の検討を通じ、活動支援や地域支援員を配置。高齢者の介護予防拠点となる老人クラブやふれあい・いきいきサロンの活動および新規立ち上げが進められてきた。いきいきサロンは 63 か所に設置されている。
- ・平成30年以降、公民館を拠点とした地区社協づくりの推進が進められている。

(各地区くらし安心ネットワーク委員会の活動状況)

(平成29年4月1日時点)

			(平成 29 平 4 月 1 日時点)
地区名	人口	高齢化率	主な活動
津幡地区	11,797 人	23.0%	・6 部会の開催(介護予防、防災訓練等) ・地域安全マップづくり研修
中条地区	12,893 人	18.1%	・いきいきサロン活動(13か所)・各区班長会議・一人暮らし高齢者向けお助け隊
笠谷地区	1,753 人	30.6%	・委員会、役員会の定期開催 ・介護予防部会の実施とサロン実施 ・ウォーキング大会開催(年3回)
井上地区	4,094 人	16.6%	・認知症サポーター養成講座・老人クラブ、いきいきサロン
英田地区	4,470 人	24.6%	・いきいき健康推進チーム ・認知症捜索訓練
河合谷地区	325 人	71.1%	・いきいきサロン ・送迎支援等生活支援体制づくり
刈安校区	826 人	41.9%	・いきいきサロン活動 ・企画展・野菜販売
荻野台校区	1,581 人	33.7%	・あいさつ・声かけ運動・いきいきサロン

(地区社協推進の説明図)

2018~2022 年度地域福祉計画・地域福祉活動計画のもとで作られた地区社協の推進 チラシが以下である。地区社協の実現に向けては町社協が中心となって動き、まずは各 地区での生活支援会議の開催を働きかけている。拠点としては、各地の公民館を原則と しており、公民館側からの地区活動支援の依頼が社会福祉協議会に入り、連携が進んで いる例もある。



出典:津幡町/津幡町社会福祉協議会 地域福祉計画・地域福祉活動計画 より転載

※地区社協となることで期待される機能

- いつでも話を聞いてくれる人がいる
- ・個人の課題解決をできる仕組みがある
- どんな地域にしたいか話し合える場所がある
- ・必要な情報が住民にいきわたる
- 誰でもいつでも集まれる居場所がある
- ・必要な関係機関や人と繋がっている

②生活支援連絡会による関係機関の連携

地区活動の活性化と連動し、町社協には第1層の生活支援コーディネーターを配置。各地区の「地域支援員」が第2層の生活支援コーディネーターの役割を担い、連携体制を整備した。まだ、民間企業も含めた情報共有と連携のために生活支援連絡会を開催。ゆるやかな見守り活動、支援が必要な人への相談機関紹介、企業のサービス提供などが行われ、地域内での支援体制が進んだ。

・経緯:平成25年:生活支援連絡会の立ち上げ

平成27年:町社協へ第1層コーディネーターと併せて委託

生活支援連絡会の開催数:

Ī		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ſ	開催数	3 回	2 回	2 回	2 回

・生活支援連絡会の構成メンバー: 訪問・宅配業者、有償運送、タクシー会社、銭湯、 水道・電力・ガス会社、移動販売事業者、家事支援事業、地区委員会 ・成果:「ふくし便利帳」を制作し、連絡会メンバー他、関係各所に配布した。 連携活動により、相互の情報共有や連絡会メンバーからの町包括支援センターへの連絡・相談が増えている。

(相談件数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
総合相談	447 件	699 件	528 件	約 550 件

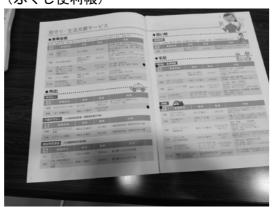
(生活支援連絡会の概要)



出典:津幡町/津幡町社会福祉協議会 地域福祉計画・地域福祉活動計画 より転載



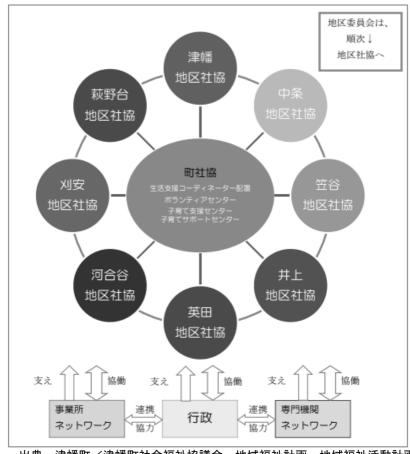




(6) 施策展開プロセス

①体制および役割

現在は各地区には地区委員会が設置され、町社協と連携しながら活動が進められている。地区委員会は順次地区社協へ発展することが期待されており、その予定図が以下である。

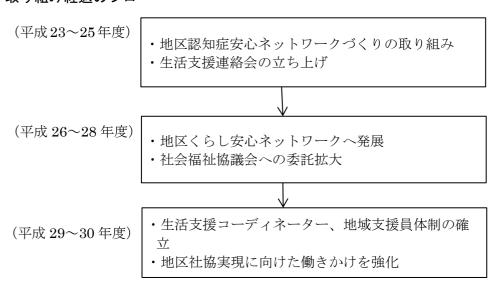


出典:津幡町/津幡町社会福祉協議会 地域福祉計画・地域福祉活動計画 より転載

②資金

- ・各地区の取り組みは、各地区公民館を活動拠点として行われている。
- ・これまでの活動においては、県モデル事業の補助金活用、町独自の地域支援事業補助金、県補助金の安心生活基盤構築事業、国庫補助金の地方創生加速化交付金等の活用をしてきている。また、平成28年度より町社協には、地区の活動費を高齢者数で計上し委託している、また生活支援コーディネーターは生活支援体制整備事業の予算が活用された。

(7) 取り組み経過のフロー



(8) 要因分析(成功要因、障害要因)

①地域主体、市民主体活動にするための工夫

初期の認知症安心ネットワークを整えた頃、住民側から「課題は認知症だけではない」という提案があり、生活安心サポートへ拡大した経緯がある。そこから住民が主体的に地域課題を話し合う「地区委員会」の組織化を進めると共に、町社協の地区支援体制を強化したことで地区ごとの活動が推進しやすくなった。

また、63 か所にのぼる「いきいきサロン」活動など、従来進んでいた活動との融合も進んだことで、集う場づくりが着実に進んでいる。また貢献する意思があっても具体施策がわからないという企業・事業者も多いが、町社協が商工会を通じて情報発信をし、参画するきっかけづくりを進めている。

②連絡・相談しやすくするための連絡会と総合相談窓口の設置

たとえば運送・宅配の事業者が個別高齢者の問題を見つけても、旧来は見守りという 意識がなかったため、問題が放置されがちであった。しかし、連絡会に参画したり「ふく し便利帳」を目にすることで、自分たちも見守りの一員である意識が芽生え、連絡・相 談・共有の機会が増えた。

また、行政側の相談窓口をわかりやすく一本化し、地域包括支援センターでも地区担当制をとることで、相談する側はしやすく、受ける側も対応しやすくなった。結果的に地域包括の仕組みが機能し出している。

(9) 課題

①地区社協への積極的な移行促進

地区社協の考え方は平成 30 年度より広報が進み、実質の移行は平成 31 年度が見込まれる。移行する際には生活支援会議の開催他、いくつか条件が設けられているが、具体活動がまだ見えないという声もある。町社協としては生活支援会議の事例をつくりながら、その移行を支援していく予定を立てている。ただし、地区や公民館にも協力度合いの差があるので、先駆的な地区での地区社協をまず実現させながら、全地区の移行が進むよう促進していくことが期待される。

②担当者・関係者の異動・変動による影響

町社協担当者や地区区長が異動・変動するたびに、培ってきたつながりが一旦薄れたり、活動方針が変わったりすることがある。属人に寄りすぎず、持続的な発展を続ける仕組み化が今後求められる。

(10) 今後の予定

①地域と専門職と専門職で協働する場や活動創出

地区社協を推進する中で、住民が関係機関や専門機関と 連携・協働しながら共に考え、実行できることを目指して いる。また生活支援コーディネーターを中心に「生活支援 連絡会」を充実させ、地域に根ざした生活支援体制づくり も強化される。テーマとしても高齢者支援に加えて、子育 て世帯や障害のある人なども含まれる予定である。こうし た一連の取組みが総合され、地域と多様な主体の協働が進 むことが期待されている。

②「地域ケア個別会議」の充実や支援につなげる重層的なネットワークづくり

津幡町福祉センター

個別の支援策を、地域支援員が参加し開催する「地域ケア個別会議」で検討し、解決できるような連携を強化していく方向にある。また、地区くらし安心ネットワーク委員会、ボランティア連絡会、見守り協定、事業所・専門職ネットワークなどを重層的に連携させ、支援を必要とする人に対する早期ケアが実現できるような整備が今後一層進んでいく。

事例8. 愛知県半田市

(1) 地域特性

人口、世帯	世帯数(2018.10.1 時 総人口(2018.10.1 時 総人口(2025 推計): 65 歳以上人口(2018.1 65 歳以上人口(2025	点): 119,428 人 111,072 人 10.1 時点): 28,444	
	65 成以上八日(2025)	「田市」) ・ 49,411 /	20.370)
認定者数、認定率 (第2号被保険者含む)	4,795 人(16.6%)	第7期介護保険料	5,480 円

(2) 取組みの概要・特徴

<地域包括ケアシステムの構築と専門部会ごとの成果創出>

- ・半田市では、従来より地域包括ケアに関わる行政、各機関、民間の連携が進んでいたが、平成26年より地域包括ケアシステム推進協議会ならびにテーマごとの専門部会体制をとり、具体的な仕組みを整え、推進している。
- ・関係者の協議機会を積極的につくることで課題の優先度を洗い出し、身元保証ガイドライン作成、終末期の事前指示書作成、在宅 ICT 導入、認知症ケアパスなど具体施策が整備された。

(3) 主なステークホルダーと役割

	ステークホルダー	役割
自治体	半田市 高齢介護課 同 地域福祉課	事務局として関係機関の調整・協働を諮 るとともに、各種会議の企画運営、事業
	保健センター 市立病院	者への情報提供、民間事業者や市民活動 との連携推進も担う。
民間 事業者等	半田市医師会 半田歯科医師会 知多薬剤師会 社会福祉協議会 包括支援センター 地域訪問看護ステーション協議会 居宅介護支援事業所連絡協議会 NPO法人 企業	関係機関・団体等との調整・協力要請、提案、情報提供等。

(4) 取組みの背景・課題認識

半田市では平成4年より医師会が中核となり、「半田市在宅ケア推進連絡協議会」がつくられ連携が進んでいた。平成20年にその事務局が行政に移管され、継続的に開催されていたが、徐々に検討課題が増える中、平成25年10月に「半田市地域包括ケアシステム研究会」を発足し、関係者間で検討する場が生まれた。この研究会で抽出された課題は平成26年~28年の「愛知県地域包括ケアモデル事業(認知症対応モデル)」の受託とも連動し、集中的に施策化が進められた。以後毎年、重点課題に取組みながら、地域包括ケアのしくみづくりが進められている。

・平成 25 年度 在宅ケア推進地域連絡協議会の内容と地域包括ケアシステム研究会の動き

在宅ケア推進地域連携協議会報告「多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成事業」(医師)報告「現在の半田市における地域包括ケアに関する取り組みについて

地域包括ケアシステム研究会

- ・地域包括ケアシステム研究会の発足へ 多職種(各団体)での連携の現状と課題出し
- ・独居・認知症高齢者・身寄りのない高

(行政)
同職種ワーク「事例を通して考える
多職種連携」(ケアマネ)
多職種ワーク「多職種連携と地域力
による支援」
講演「地域包括ケアについて」

講演「地域包括ケアについて」 ワーク「一人暮らしの高齢者の医療 連携」

講演「お薬手帳の正しい使い方」

齢者の増加に伴う入院・入所・転院時 の「身元保証問題」の検討

- ・「お薬手帳」を「かかりつけ手帳」としての利用検討 情報共有ツールや緊急情報カードと
- の整合性・市民が考える「終活」音甲決定を支え
- ・市民が考える「終活」意思決定を支え る情報提供など、まず市民の意識づけ の啓発

(5) 具体的な施策内容

「地域包括ケアシステム研究会」が前身としてつくられたのが、全体の連携機関「地域包括ケアシステム推進協議会」である。半田市医師会、半田歯科医師会、知多薬剤師会、市立病院、訪問看護、居宅介護支援事業所、包括支援センター、地域住民代表者、民間企業代表者等で構成され、連携の中核を担っている。

その下部機関として、適宜、課題に応じた専門部会を設置され検討が進められた。「医療・介護連携」「生活支援」「リビングウィル」「住まい支援」「認知症対策」などの重要テーマを都度設置し、施策化から完了まで確実に進めていく実用的な運用がなされた。

・地域包括ケアシステム推進協議会 開催数

	平成 26 年度	平成27年度	平成28年度	平成 29 年度	平成30年度
開催数	12 回	7 回	6 回	6 回	6 回

専門部会の展開

	専門部会の推移		
平成 26 年度	地域包括ケアシステム構築に関する情報を協議会に集約し、各職種を代表した委員により基本方針等を確認し、スタートした。 ・在宅ケア推進地域連絡協議会 実施 ・リビングウィル部会 実施 ・身元保証部会 実施 ・認知症対応検討会議 開始		
平成 27 年度	・在宅医療・介護連携部会 開始 ・在宅生活支援部会 開始 ・在宅医療連携システム (だし丸くんネット) 稼働 ・半田市医師会在宅医療サポートセンター、中核センター 開設 ・高齢者の住まいに関する検討会議 開始		
平成 28 年度	・介護予防・生活支援協議会 開始		

平成 29 年度	施策化まで進んだ部会を完了させ、重点テーマに絞った部会設置 とした(在宅ケア推進地域連絡協議会/在宅医療介護連携部会/ 介護予防・生活支援協議会/高齢者の住まいに関する検討会議)。
平成 30 年度	前年同様、必要な部会に絞って設置した(在宅ケア推進地域連絡協議会/在宅医療介護連携部会/介護予防・生活支援協議会)。

<主な専門部会の取組み>

①在宅ケア推進地域連絡協議会

多職種にわたる関係者が一堂に会する場として、情報提供、意見交換、ネットワーク 形成、研修機会として機能している。なお半田市では、平成 4 年以降という早い時期から医師会と行政の連携が進み、関連する諸機関の参加度合いも高く、毎回 80 名程度の規模で催されている。

メンバー:医療・介護に携わる関係者(診療所、病院、歯科、薬局、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、訪問看護、居宅介護支援事業所、デイサービス、ヘルパーなど)、地域包括支援センター、行政

開催数:

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
開催数	6 回	6 回	6 回	6 回	6 回

成果:医療・介護関係者内での情報共有、意見交換会ならびに研修機会として機能して いる。

(事例検討会の例)

平成28年開催「ターミナル期の独居利用者を在宅でどう支えるか」

②在宅医療·介護連携部会

高齢者が住み慣れた地域で最後まで暮らし続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制を構築するための検討を行う部会。

メンバー: 医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護、看護師、ケアマネジャー、地域包括支 援センター、行政

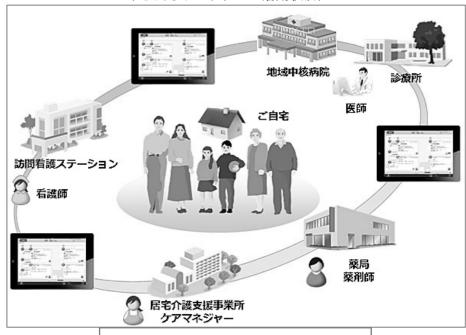
開催数:

•	E.W.					
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	
	開催数	11 回	6 回	6 回	6 旦	

成果:本部会で医療・介護の連携が進むとともに、在宅医療連携システム(だし丸くんネット)が導入され、運用ルール等も作成された。

※在宅医療連携システム(だし丸くんネット): 平成 26 年度より、半田市医師会 Dr.WebIT システム委員会、地域包括ケアシステム推進協議会、在宅ケア推進地域 連絡協議会が中心となり導入が進められたもので、平成 28 年には多職種による患 者情報の共有、認知症初期集中支援チーム活動での活用が始まっている。 運用は iPad を用いて、診療所、かかりつけ薬局、訪問看護ステーション、ケアマネジャーなど各専門職間で患者情報を共有し、スムーズな連携を可能にした。

(だし丸くんネットの活用状況)



2019年1月現在の参加事業所

医療機関(医師):23医療機関(歯科):3

薬局:13訪問看護:10

・居宅介護支援事業所:20

その他:3

出典:半田市 Web サイトより転載

③介護予防·支援生活協議会(在宅生活支援部会)

在宅生活が継続できるサービス充実に向けて様々な検討を行った。 メンバー:ケアマネジャー、介護事業所、NPO、ボランティア、生活支援コーディネ

ーター、地域包括支援センター、シルバー人材センター、行政

開催数:

	平成27年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開催数	9 回	6 回	4 回	3 回

成果:ボランティアも含めた多様な人が参画し、地域主体の多様な介護予防・生活支援 サービスの整備が進められた。現在は市内 5 地域に生活支援コーディネーター を配置し、地域ごとの通いの場や生活支援の充実が図られている。

④身元保証部会・リビングウィル部会

平成 25 年度当初の課題抽出時に、関係者連携の必要性が高いと判断されたのが身元保証等がない人の入院・入所関連の問題であった。そのため平成 26 年度に部会を集中的に開催し、「『身元保証等』がない方の入院・入所にかかるガイドライン」を取りまとめ発行した。また、急性期医療の現場からのニーズや市民アンケートに基づき、終末期の支援の必要性も高まり、リビングウィル部会を中心に、終末期の事前指示書作成や普及啓発のための講演会・講座開催などが進んだ。本 2 部会は施策とりまとめ後終了し、現在は普及啓発フェーズに進んでいる。

(私の事前指示書)

(「身元保証」がない方の入院・入所にか かるガイドライン)

<u> </u>
「身元保証等」がない方の入論・入所にかかるガイドライン
平成26年9月除底 平成26年2月8日 平在中国社会がアンステム社会会会

⑤認知症対応検討会議

認知症対応については、特に愛知県地域包括ケアモデル事業の受託時期に整備が集中的に進められた。

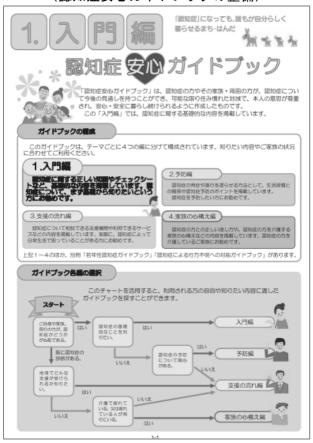
メンバー: 医師、歯科医師、薬剤師、学識経験者、認知症介護指導者、民生委員、居宅介護事業者、NPO法人、認知症ネットワーク、市民代表、民間企業、警察、地域包括支援センター、行政

※3つのワーキングにわかれて実施された。

初期支援・相談ワーキング:主に認知症初期集中支援チームの設置検討 家族支援ワーキング:主に認知症カフェ実施、家族支援プログラム、介護家族交 流会を検討

地域支援ワーキング:主に行方不明対策、認知症サポーターの活用方法を検討成果:初期集中支援チームの設置、認知症ケアパスの作成、認知症カフェ(プラチナカフェ)の設置、行方不明者捜索訓練の実施、認知症の方が安心して暮らせるまちづくり連携協定の締結など。一例として以下のようなものが挙げられる。

(認知症安心ガイドブックの整備)



(認知症カフェの開催)

プラチナカフェ(認知症カフェ)

認知症の方やご家族などが、コーヒーなどを飲みながら、介護・医療専門職や介護経験のあるボランティアスタッフと気軽に話をしたり、相談できるカフェです。

かりやど憩いの家(キー)店(かりやど憩いの家:星崎町2-208-7)

毎月第2・4土曜日12時30分~15時30分、費用:100円(飲み物代)

• りんりん店 (NPOりんりん: 岩滑高山町5-1)

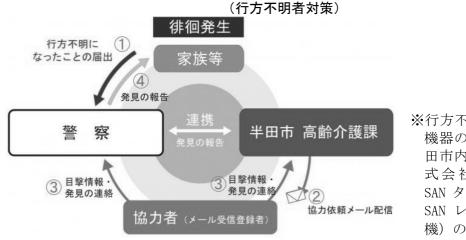
毎月第1・3木曜日11時~13時30分、費用:500円(昼食希望者のみ)

みんなの心(医療法人メディライフ:南大矢知町2-41-1)

毎月第1・3土曜日13時30分~15時30分、費用:100円(飲み物・茶菓子代)

• ゆず(サロン花:港本町3-94)

毎週木曜日13時~15時30分、費用:200円(飲み物・茶菓子代)



※行方不明高齢者捜索 機器の無料貸与:半 田市内の加藤電機株 式会社が開発した SAN タグ(発信器)、 SAN レーダー(受信 機)の無料貸与

<普及啓発活動>

市報掲載やパンフレット作成、講演会、講座等を活用し、地域包括ケアに関する市の取り組みや重点テーマの普及啓発を続けている。

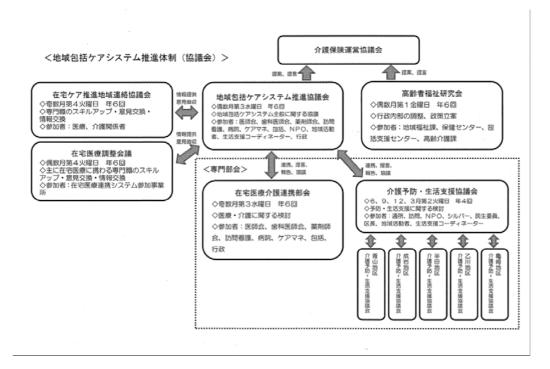
(「はんだ市報」の掲載例)



(6) 施策展開プロセス

①体制および役割

行政が積極的に関係機関をつなげる役割を果たし、また医師会とも密な連携をとったことにより研究会・協議会や専門部会の発足がスムーズに行われた。また、社会福祉協議会受託の包括支援センターと市担当者との連携も密に行われたことで、実働と進捗管理が齟齬なく行われ、各年度内での成果創出が進められた。



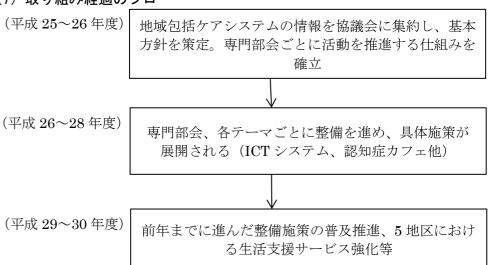
2)資金

- ・愛知県地域包括ケアモデル事業(認知症対応モデル)委託金(愛知県補助事業) 平成26年度:8,828千円、平成27年度:6,566千円、平成28年度:6,145千円 用途:地域包括ケアシステムの構築に向けた各種事業の実施のため
- ・地域支援事業交付金(国・県補助)
- ・在宅医療連携システム整備事業補助金(半田市医師会、県補助、市の三者で負担) 平成27年度:7,669千円(医師会1,209千円、県4,845千円、市1,615千円) 用途:だし丸くんネット(在宅ICT)の導入のため
- ・認知症の方が安心して暮らせるまちづくり連携協定に基づく、認知症理解促進講演会の共催、リーフレット等の資材:エーザイ株式会社提供
- ・地域介護・福祉空間整備推進交付金 (介護ロボット等導入支援事業特例交付金) (国の 補助事業)

平成 28 年度: 8,079 千円

用途:株式会社加藤電機(半田市内の民間企業)の開発した行方不明者捜索機器(SANシステム)の導入のため

(7) 取り組み経過のフロー



(8) 要因分析(成功要因、障害要因)

①関係者の連携体制と、利用者視点の尊重

半田市では以前から医師会と行政の連携があり、関係機関の連携が進みやすい土壌があった。さらに行政、包括支援センター、医師会他、コアとなるメンバーの熱意が高く、地域包括ケアシステム推進協議会を中心に関係者の協力姿勢が強い中で進められた。

また具体的な施策整備に向けては各種専門会議を設定して計画的に推進したことで、「ガイドブック」「ルール化」「講演会開催」など具体的な活動に落とし込まれた。ICTシステムであれば実際に利用する医師の意見をもとに検討したり、「終末期の事前指示書」は市民アンケートや医療現場の声も踏まえて作成したりと、利用者の声を押さえて進めたことが実用的なアウトプットにつながっている。

②既存活動を活用した地域包括ケアシステムの組み立て

近年力を入れている高齢者向けの通いの場は、従来のボランティアや市民活動を一定条件のもとで認定するような仕組みにしたことで、登録数が 200 を超えている。地域内ですでに行われている活動の情報を吸い上げて施策検討する流れができた点が、活動の広がりを支えている。今後も平成 32 年度策定予定の地域福祉計画他、現場からの課題を吸い上げて施策化する流れが根付いている。また、資金面についても愛知県のモデル事業を活用するなど時宜に合わせた動きをとった。

③計画の進捗や市の実情にあわせた活動の推進

専門部会は施策ができたものから完了させ、年ごとに変化・進化させている。また「高齢者住まい」については部会を設置していたが、現時点のニーズ調査ではあまり喫緊性が高くなく、個別ケースの分析と市営住宅入居者対応でとどめたように、半田市独自の優先順位づけを行いながら、優先度の高い課題に着手する進め方を行った。

(9) 課題

①推進関係者の負担緩和

特に平成 26~28年には多くの専門会議が催され、重複する委員もいたことから、一部に大きな負担が生じたことが問題となり、協議体制の見直し(統廃合)が必要となった。 平成 29年以降、一定の成果を出した専門部会は完了させ、必要な部会に絞ることで持続的な運営を進めている。

②効果検証、市民への普及啓発

各施策の効果検証が今後必要とされている。また、市民への周知はこれまでも行われているが、さらなる普及啓発が求められる。特に在宅医療と介護、看取りを含めた人生の最終段階の意思決定の重要性について、普及啓発は継続的な強化を要している。

(10) 今後の予定

①次期計画の推進

現在は平成 26~28 年に整備した仕組みを機能させる段階であるが、平成 32 年以降は次期地域福祉計画に沿ったさらなる展開が求められる予定である。この計画は、地域ケア会議からあがる課題を取りまとめて策定が進められているため、現場ニーズを踏まえたものになる予定である。その際には共生社会に向けて複合的な領域に施策がまたがることが見込まれる。

事例 9. 静岡県富士宮市

(1) 地域特性

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
人口、世帯	世帯数(2018.11.1 時点): 56,229 世帯			
	総人口(2018.11.1 時点): 133,013 人			
	総人口(2025 推計): 124,174 人			
	65 歳以上人口(2018.11.1 時点): 37,677 人(28.3%)			
	65 歳以上人口(2025 推計): 39,133 人(31.5%)			
認定者数、認定率 (第1号被保険者)	5,922 人(15.7%)	第7期介護保険料	5,823 円	

(2) 取組みの概要・特徴

<ワンストップ福祉総合相談窓口の見直し、民間事業者等との連携事業の拡大>

【ワンストップ福祉総合相談窓口の見直し】

平成 18 年度に福祉総合相談課に地域包括支援センターを基盤とした福祉総合相談窓口を開設し、年齢や分野を問わず幅広く市民の福祉の課題・問題に対応してきたが、平成 30 年度から組織改編を行い、保健福祉部内の 2 つの課に再編した。

- ・福祉企画課(福祉企画係、地域包括ケア推進係(富士宮市地域包括支援センター))
- ·福祉総合相談課(福祉相談支援係、保護係)

【民間事業者等との連携事業の拡大】

①地域見守りあんしん事業

市内に事務所を設けている事業所が、業務中に高齢者等の異変に気づいたとき、 警察や地域包括支援センターに連絡する。平成 23 年度に開始し、現在 24 団体と協 定を締結している。

(今年度の新事業)

②ダイハツ工業健康安全運転講座

高齢者を対象とした運転講習。JAF、理学療法士会、行政の三者が協力して開催。

③シニア向けお仕事説明会

セブン・イレブン・ジャパンと市内のその他の事業所による、高齢者向け仕事説明会を開催。

④エンディングノートの作成

株式会社ホープと協定締結して、エンディングノートを作成。

(3) 主なステークホルダーと役割

	ステークホルダー	役割	
自治体	富士宮市 保健福祉部	情報提供、協定締結に関わる事務、調整、会場の確保、市民への広報。	
	市内で営業している企業	認知症サポーター養成講座の受講し、地域見 守りあんしん事業に参加。	
民間 事業者 等	ダイハツ工業	高齢者を対象とした健康安全運動講座を実 施。	
,	セブン-イレブン・ジャパン	高齢者を対象としたお仕事説明会を実施。	

(4) 取組みの背景・課題認識

①ワンストップ福祉総合相談窓口

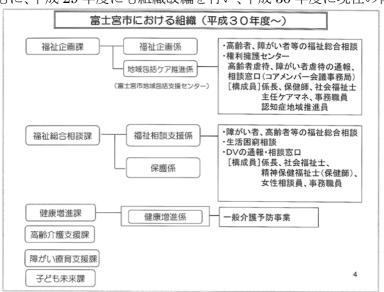
平成 17 年度に策定した地域福祉計画の中で、「だれもが住み慣れた地域の中で安全に安心して暮らせるまちづくり」の目標を掲げ、高齢や障がいなどの理由で支援が必要になったとき、適切な支援がスムーズに提供できる仕組みづくりを目指した。

当時の行政の仕組みでは、高齢者と障がい者、児童、DV (家庭内暴力) などの相談窓口がばらばらで、各担当課同士の連携も十分ではなかったため、福祉に関する初期相談とアセスメント、相談機関との連携・調整を実施する「福祉総合相談窓口」の設置に取り組んだ。

一方、介護保険制度において、地域支援のための総合相談・介護予防マネジメント・包括的継続的マネジメント・権利擁護事業等の機能を果たす「地域包括支援センター」の設置が構想されていたことから、ここを中心とした「福祉の総合相談窓口体制」を構築することとなった。

平成 25 年度までの総合的な福祉相談窓口としての機能では、市民にとって「1か所に相談するだけ」という利便性はあったが、相談件数の増加、内容の多様化とともに、広い市域を1か所でカバーすることの限界も迎えていた。

そのため、平成26年度には「家庭児童相談室」を切り離して、「子ども未来課」に役割を戻すとともに、平成29年度にも組織改編を行い、平成30年度に現在の体制とした。



一方で、地域包括支援センターの機能強化という面でも体制の見直しを迫られていた。 富士宮市の規模であれば 6 か所の地域包括支援センターを整備する必要があるが、これ まで直営センター以外は、市内 11 か所のブランチで対応してきた。

総合相談事業として「ワンストップでの対応」は十分機能したほか、特に権利擁護の

分野で関係機関として、司法、医療、警察、裁判所などとの連携の強化が図られ、定期的な会議の開催、権利擁護ネットワークの構築といった成果をあげることができた。

しかし、地域包括支援センターに求められる「介護予防」や「ケアマネジャー支援」などの機能では十分に対応できておらず、事業の適切なバランスが取れていない状況であり、問題・課題解決の機能としても不十分であった。

このため、平成 30 年度に機構改革を行い、前述の組織再編を行うとともに、直営の基 幹型地域包括支援センターのほかに、市内 5 か所に委託地域包括支援センターを設置し た。

②民間事業者との連携事業

「地域見守りあんしん事業」は、高齢に伴う社会参加の機会の減少、自治会未加入による地域からの孤立が要因となった孤立死を防ぐことを目的に、地区社会福祉協議会からの相談を機に、市の事業として開始した。

「健康安全運転講座」は、地域的に高齢者の移動支援を確保する必要があり、ダイハツ工業が行っている地域貢献活動を知り、当市においても高齢者ドライバーが多いことから、安全運転の啓発のために実施した。

「シニア向けお仕事相談会」は、高齢者の社会参加の手段として就業は重要な要素であり、セブンイレブンジャパンからの提案で市とハローワークが協働して実施した。

「エンディングノート」は、地域包括ケアシステム構築における市民の意識啓発ツールが必要と考えて活用した。

(5) 具体的な施策内容

【民間事業者等との連携】

①地域見守りあんしん事業

新聞配達や宅配業者など高齢者等の自宅に訪問する機会のある事業所や、スーパー・コンビニ・郵便局など、普段から顧客と接する機会のある店舗の協力を得て、高齢者に対して「ちょっと気になる」と思った時に、相談機関に連絡してもらうことで、市民を見守る目を増やす事業を展開している。

民間事業者等とは「見守り協定」を結んでいて、その他「地区社協」「民生委員」とも連携している。平成30年10月に1事業者(移動販売事業を行っている地元スーパーマーケット)の参加があり、現在、24団体・事業者と協定を締結している。

(見守り協定の締結団体・事業者)

団体・事業者	締結時期			
市内新聞店(株)鈴木新聞店、(株)勝亦新聞店、(株)中野、(株)	亚出 92 年 7 日			
SHC、中日新聞富士宮専売店	平成 23 年 7 月			
市内郵便局	平成 23 年 11 月			
中央静岡ヤクルト販売株式会社(富士宮センター・小泉センタ	亚产0.4 左FB			
<u>-)</u>	平成 24 年 5 月			
コープしずおか 富士センター	平成 24 年 5 月			
(公社)富士宮市シルバー人材センター	平成 24 年 5 月			
(公社) L Pガス協会 富士宮地区会	平成 24 年 10 月			
(公社)富士宮清掃、芝川清掃	平成 24 年 12 月			
(一社)静岡県信用金庫協会(富士宮信用金庫)	平成 26 年 3 月			
静岡銀行(市内4店舗)	平成 26 年 9 月			
東京電力パワーグリット(株)※東京電力(株)) 平成26年	10月付の協定を承			
	継			
市内タクシー会社 岳南自動車(株)、芝川タクシー(資)、篠原タ				
クシー(有)、(株)須走タクシー、富士宮交通(株)、ホンダタクシ	平成 27 年 2 月			
一(株)				
ワタミタクショク(株)	平成 27 年 2 月			

富士宮農業協同組合	平成 27 年 4 月
(株)セブン-イレブン・ジャパン	平成 27 年 9 月
藍澤證券(株)富士宮支店	平成 27 年 9 月
静岡ガス(株)富士支社	平成 28 年 4 月
第一生命保険(株)沼津支社	平成 28 年 4 月
(株)ヨシケイ東部	平成 28 年 9 月
朝日生命(相)静岡支社富士宮営業所	平成 28 年 9 月
富士急静岡バス(株)	平成 29 年 2 月
ヴェオリア・ジェネッツ(株)	平成 29 年 2 月
日本郵便(株)富士宮郵便局	平成 29 年 8 月
生活協同組合パルシステム静岡	平成 29 年 10 月
株式会社スーパーよどばし	平成 30 年 10 月

見守り事業協定の締結のきっかけは、当時見守り事業をモデル事業として行っていた 地区社協のエリア内で高齢者の孤立死が続けて発生し、地域だけの見守り活動の限界が 顕在化した。このことをきっかけに、この地区社協から相談があり、他の団体・機関との 連携を検討することとなった。

孤立死した高齢者宅では、新聞が溜まっていたことから、新聞販売店に協力を依頼した。新聞販売店でも集金の際に「大丈夫かな?」と思うこともあったことから協定の締結に至った。

その後、ガス会社(協会)、郵便局、タクシー会社などの「個別訪問の事業」を持つ事業者にも協力を呼び掛け、現在はヤクルトの販社とも協定を締結している。協定締結における富士宮市の条件は「現場従業員が認知症サポーター養成研修を受講すること」のみである。

②今年度の新事業

3 つの案件のいずれも事業者側から声がかかったものである。セブン・イレブン・ジャパンの場合、以前から見守り協定を締結していてつながりがあったが、他の 2 件はまったくの新規事業である。

i. 健康安全運転講座 (ダイハツ工業)

富士宮市は山間部を抱えており、自家用車は重要な「足」であり、自家用車を手放せない高齢者も多いことから、住民の移動の確保・安全対策は大きな問題であった。そのため、他県でも実績があったことや本事業にかかわる県理学療法士会の理事が市職員だったこともあり、ダイハツ工業からの連携要請を受けた。

ダイハツ工業株式会社の取組み

ブランドユニット 国内営業本部 CSR 室

D-Challenge2025

2017 年グループスローガン「Light you up」の考え方の下、「モノづくり」「コトづくり」を主軸に事業を展開し、「ブランド進化」を図っていく中長期経営シナリオ「D-Challenge 2025」を策定した。「コトづくり」に関しては、ダイハツグループで、ダイハツの強みを活かし、「少子高齢化」「地域活性化」などの社会に貢献できるテーマで、社会とのつながりを強化していく考えである。高齢者、女性、地方の人々を中心に、いきいきとモビリティライフを過ごせる社会に向けて活動を開始している。

地域密着プロジェクト

地域密着プロジェクトとは、「コトづくり」の一環として「産官学民」が連携する高齢者の事故低減、自立支援に向けた事業である。

産	官	学	民
ダイハツ・JAF	自治体	日本理学療法士協	地域社会
(日本自動車連		会	
盟)			

ダイハツ:全国 59 の販社が持つ約 700 か所の店舗を「コトづくり」の場と する。また、自動車の装備(安全システム)を活用する

JAF: 車の死角確認、運転の正しい姿勢など安全運転指導を行う

理学療法士:健康指導(体力測定、ストレッチ、筋力づくりなど)を行う といった役割分担で連携して活動する。

2016~2017年にかけて試行を重ね、2017年5月に本格的な活動を開始することを発表した。自治体との協定締結は、今年度は5市で協定を締結する予定。

CSR チームは当初2名の陣容で、「地域密着プロジェクト:健康安全運転講座」を立ち上げた。現在は7名程度に増員し、CSR 室として体制を整えている。

平成30年度は4月と10月に、市内のダイハツ工業の営業所で健康安全運転講座を 開講し、それぞれ約20名の参加があった。

講座は、健康を維持する運動のコツなどを理学療法士が、車の死角や正しい運転姿勢などを JAF が担当し、スマートアシスト体感では、衝突回避支援ブレーキと誤発進抑制制御機能を体感した。

ii. シニア向け仕事説明会(セブン-イレブン)

平成30年9月に開催した説明会には、事業者はセブン・イレブンとシルバー人材センターなど4社のほか、ハローワークも参加した。ハローワークには有効なマッチングを図りたいというニーズがあり、登録者に参加を呼びかけたり(失業者の就職活動実績として推奨)、チラシづくりなど、積極的な協力が得られた。

セブンイレブン シニア雇用の取組み

株式会社セブン-イレブン・ジャパン 静岡・東東海ゾーン 総務担当

高齢化社会の進展で、セブン-イレブンとして以下のような取り組みを進めている。

・高齢者向け商品の販売、サービスの充実 ・従業員確保の一環 現在の顧客の4割弱は50歳以上であり、シニア従業員の割合は全体の6~7% 程度を占める。高齢の顧客は、同じ程度の高齢の従業員の接客対応(カウンター 業務、サービスの問合せなど)が望まれる傾向がみられる。 シニア従業員の雇用は、地域貢献としての活動としても位置付けている。

- ・働きたい高齢者の働く場の提供
- ・3K(健康、孤独、金)面での不安などの解消・軽減

静岡県内では2015年から推進しているが、「前例がない」「1社との関係づくりには消極的」として自治体との協働は進まなかった。2017年に沼津市で開催し、このことがメディアにも取り上げられ、徐々に実施が広がってきている。

実施に当たっては、セブン・イレブン側としては 1 社単独の開催が望ましいが、行政としては「他の事業者との合同説明会」という形式での開催が進めやすい。富士宮市ではこれ以前に「見守り協定」を締結していたことから、事業を進めやすい状況にあった。全国的にもセブン-イレブンのシニア雇用活動は他のコンビニ事業者より先行している。

雇用後のフォロー体制は主に通常業務の中で、実施している。雇用初期にはレジの研修があるほか、セブン-イレブン・ジャパン本部の経営相談員が担当するフランチャイズ店を週に 2 回巡回する中で、従業員体制や教育などの実態を確認し、指導しており、シニアの指導などもこの中で実施する。また、事前に加盟店オーナーを招いた勉強会でシニア受け入れの体制作り、教育方法の提案なども行っている。

補:富士宮市市民課とベビーステーションで協働実績あり(乳児連れの母親の支援)

説明会には予定の50名を超える参加となった。コンビニエンスストアの業務の中で難しいと思われがちなレジのデモンストレーションをして、レジの体験会を行っている。成果として、セブン・イレブンに2名の採用、シルバー人材センターに5名の登録があった。

iii. エンディングノート (ホープ)

エンディングノートは、地域包括ケアシステムにおける「本人の自覚、心構えを促す効果的なツール」として評価していたことからも注目していた。今年度、県の在宅医療・介護連携推進事業の研修会において、エンディングノートの活用に関する講習会を開催した市の報告もあり、かなりの地域で導入している、あるいは導入を検討していることがわかった。

富士宮市は事業者主導の事業であるが、市は周知や配布を担当した。3 千部を印刷 し、関係機関窓口に配置するほか、住民の集いの場や認知症サポーター養成講座など 市民が集まる場で配布した。

(6) 施策展開プロセス

①体制および役割

組織再編により専門職の増員を図っているが、他の自治体が平成18年度から複数の地域包括支援センターを整備したのに比べると、富士宮市の体制整備は遅れていると感じている。例えば、「地域課題の吸い上げ」「地域特性に応じた支援」といった、地域包括支援センター全体として注力すべき機能の向上、レベルアップが必要と考えている。

改編前		改編後
富士宮市地域包括支援センター (直営) 3職種×2名	\Rightarrow	・福祉企画課 3職種×2名・福祉総合相談課 社会福祉士、保健師(精神保健福祉士)
		・5 か所の地域包括支援センター(委託)各 3 職種配置

②資金

・特になし(基本的には事業者側の負担で事業を実施している)

(7) 取り組み経過のフロー

きっかけ① 平成 17 年地域福祉 計画の目標設定 きっかけ② 市民の課題・問題に対する市の 体制がバラバラで連携も不十分 きっかけ③ 介護保険制度における地域 包括支援センターの役割

平成 18 年度 地域包括支援センターを基盤とする 福祉総合相談窓口の開始

総合相談事業に関わるワンストップ対応が機能

平成 23 年度 地区社協からの問題提起 (高齢者の孤立死対応)

平成 26 年度以降 適用の法律の違いによる 運用の不備が表面化

担当する対象に適用する部署への役割の移譲 (部署間の連携を維持)

平成30年度 保健福祉部の組織再編

3つの新事業の開始 (見守られる立場から自律への一歩) ・地域住民の安全な足の確保の支援 ・雇用(働く)の場の創出 ・地域住民の自覚や心構えの創出 複数の事業者 との連携によ る見守り事業

地域貢献を目 指す事業者と の連携の拡大

(8) 要因分析(成功要因、障害要因)

見守り事業は、近年は特に市から事業者に呼びかけを行っている訳ではなく、むしろ事業者から「地域貢献活動に参加する」といった趣旨で申し出がある。こうした協定締結のことは新聞やテレビなどのメディアに取り上げられることも多く、事業者としてはPRにつながることが協力動機になっていると考えられる。

(9) 成果、達成状況

地域見守り事業については、現在までに24団体と協定を締結し、年間数件の通報を受けており、市民の安全と見守り活動が重要であるとの啓発に寄与している。

今年度開始したばかりの3事業については、まだ成果は出ていない。

(10) 課題

地域見守り事業については、実際に通報される件数は多くはないが、行政の役割として事業者同士の「横のつながりの構築」を担っており、参加企業等のモチベーションの維持を図っている。

具体的には、以下のような内容で「連携会議」を開催している。

(連携会議の概要)

(Caracatana : 1992)				
開催頻度	年1回			
開催場所	市庁舎大会議室			
参加者	関連企業・団体等 100名以上			
プログラム	新規事業者の活動紹介			
(市で企画)	行政への通報内容の紹介			
	グループワーク:各々の活動内容の紹介、課題と今後の活動・			
	方向性などの討議			
その他	今年度は、地域の現状に詳しい立場である地区区長が参加し			
	て、地区のつながりの強化を図る			

地域見守りあんしん事業では協定締結の事業者は増えているが、こうした関係の維持、 事業の活性化の方策が明確にできていない。また、今年度開始した 3 事業はまだ手探り の状態であり、さらに内容を精査する必要がある。

(11) 今後の予定

健康交通安全講座では山間部の住民の参加が難しいという課題が発生している。そのため、来年度は山間部 2 か所への「出張講座」の開催を検討している。この地域には大きな社会福祉法人もあることから、地域資源の活用という意味でも実現性はあると考える。

シニア雇用事業では、セブン・イレブンは、今後、準備の負荷を軽減できる「小規模」「複数回」の開催(年間を通じて定期的に開催)を考えているので、今後も補完関係を維持しつつ協力していく。

事例 10. 三重県いなべ市

(1) 地域特性

人口、世帯	世帯数(2018.11.1 時点): 16,694 世帯			
	総人口(2018.11.1 時点): 43,743 人			
	総人口(2025 推計): 44,714 人			
	65 歳以上人口(2018.11.1 時点): 12,223 人(27.9%)			
	65 歳以上人口(2025 推計): 12,575 人(28.1%)			
認定者数、認定率 (第1号被保険者)	1,899 人(15.5%)	第7期介護保険料	6,050 円	

(2) 取組みの概要・特徴

「元気づくりシステム」は三重県いなべ市で構築したうえ、現在はその管理フォローや人材育成を担うために設立された(一社)元気づくり大学と、いなべ市を含む全国6市町が連携して取組む自治体政策であり、準備と整理体操のまいまい運動、筋力体操、ストレッチ体操、ウォーキング、風船球技など、特別な器具を使わずに身体を動かすことを主眼とする健康増進、介護予防の仕組みである。構築過程としていなべ市において平成14年度に「拠点コース(通所型)」(体育館等で行う拠点コース)から始まり、その後「集会所コース(出前型)」(自治会の集会所等へコーディネーターが出向き実施)、「元気リーダーコース(自主型)」(元気リーダーを中心に自主的に運動を実施)へと広がり、現在3つのコースで構成されている。

平成20年10月から開始した「元気リーダーコース」は特徴的な取り組みで、集会所コース終了後に、参加した市民自ら介護予防事業を継続実施できるよう、30回以上の参加者に元気リーダー(指導者)になってもらい、引き続き集会所等でストレッチ体操、ウォーキングなどを自主的に取り組んでもらう。住民の自主性を重視した運動習慣の継続と新たな地域のつながり創生につながる取組みとなっている。

また、元気づくりシステムを一層進化させるために、いなべ市だけの取り組みとするのではなく、他自治体等の外部からの評価を得るように進めた。結果として、(一社)元気づくり大学と全国6市町で連携が進展し、地域間交流及び情報共有を行っている。

(3) 主なステークホルダーと役割

	ステークホルダー	役割
自治体	・介護予防事業 福祉部 長寿福祉課・健康増進事業 健康子ども部 健康推進課	元気リーダーコースの継続、元気づくりシステムの実施市町(6 市町)との連携及び情報共有。PDCAサイクルによる事業評価。地域包括ケアシステムでの事業の役割分析。
	(一社)元気クラブいなべ	元気リーダーの養成及びフォロー・事業実 施、継続。元気づくりシステムの運用管理。
民間 事業者 等	(一社)元気づくり大学	元気づくりシステムの管理フォロー(商標化)を行い、専門コーディネーター養成、全国普及・システム化の経済的価値、社会的価値等を研究。元気づくりシステムの質の向上。

(4) 取組みの背景・課題認識

合併前の旧大安町では一人当たりの老人医療費が県内で最も高い水準であった。そのため医療費の削減と住民の健康づくりに対する早期対策として、健康増進事業の取り組みとして体操等を始めることにした。

平成14年4月に取り組みを始めた体育館で行う「拠点コース」(通所型)を始めたも

のの、参加者が施設近隣の住民や自動車で来られる住民に偏ってしまい、参加者数が思うように伸びなかった。さらに、この間に4町が合併していなべ市が誕生したことでカバーエリアも拡大するに至った。そこで平成19年度から、体育館等の拠点に来てもらうのでなく、行政側から地域に出かけていくという出前型の「集会所コース」を開始した。

出前型の集会所コースは、「専門コーディネーター」が集会所に出向き、運動を中心に 1回90分間、期間6か月と決めて開始。期間終了後は、住民主体の事業展開となって継続されることを計画していたが、例えば不具合が生じた時などのフォローが十分にできなかったことなどから、思うように実施地区を増加させることが危ぶまれるといった壁にぶつかった。

予算等も限られる中で継続する方法を模索し、それまでのように行政が住民のために何かをしてあげるという考え方を改め、住民の自主性に期待する取り組みとすることにし、平成 20 年 10 月から「元気リーダーコース」を新設した。住民主体の取り組みにスムーズに移行できるような「専門コーディネーター」として見直しするに至った。専門コーディネーターは、元気リーダーに対して、従来の積極的に何かをしてあげるといった介入ではなく、参加者の自意識を高めるようなささやかな介入に努めている。こうした取り組みにより、現在に至るまで活動は継続され、今では、健康増進・介護予防体操などにとどまらず、参加者の自主性により、(子育て支援、防災活動、災害時の相互支援等の)地域づくり・まちづくりの取り組みへと進化を遂げている。

元気づくりシステムの「拠点コース」(通所型)、「集会所コース」(出前型)、「元気リーダーコース」(自主型) といった取り組みの進化は、必ずしも当初から計画していたことではない。「拠点コース」(通所型) を起点に、PDCAサイクルを通じて、住民の主体性を重んじる事業のシステム化を推進してきたことが、今日の継続的な取り組みにつながっている。

(5) 具体的な施策内容

①元気づくりシステムの内容

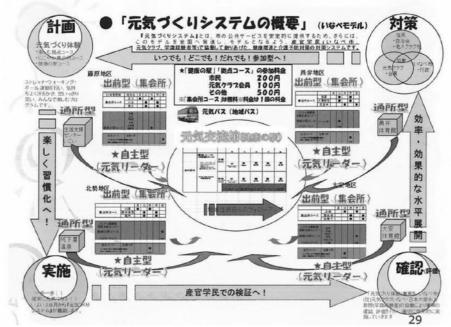
健康増進、介護予防を目的にした「元気づくりシステム」の構築と運用は、行政による実施では限界もあることから、いなべ市が一般社団法人「元気クラブいなべ」に事業委託して実施している。準備と整理体操のまいまい運動、筋力体操、ストレッチ体操、ウォーキング、風船球技など、特別な器具を使わずに身体を動かす体操は、いなべ市では現在は3つのコースで構成されている。

- ①拠点コース(通所型):市内の体育館などの4施設で1回2時間程度の運動を実施
- ②集会所コース (出前型): コーディネーターが集会所まで出向き、運動を中心に1回 90 分間、週2回6か月間実施(平成29年度末時点)
- ③元気リーダーコース(自主型):元気リーダーを中心とした住民主体の活動を現在 84 か所で実施

元気リーダーコースとは、集会所コースを終了した参加者のうち、30回以上受講した人が「元気リーダー」となり、地域の仲間を募り、5~30名程度の規模で、集会所コース終了後も引き続き集会所でストレッチ体操、ウォーキングなどを実施する。(元気リーダーは862名、平成29年度延べ参加者数は55,376人と、いずれも増加している。)

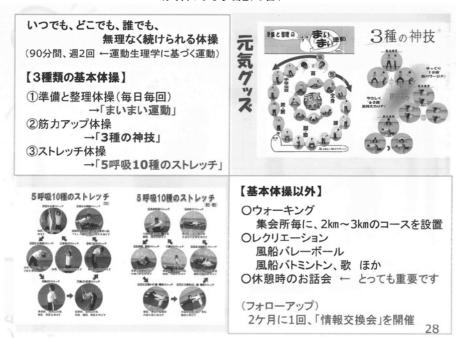
実施にあたっては、各地域の自治会と連携協働しており、老人会を含めて地域住民の横断的な交流を活発化させている。

(元気づくりシステム:いなべ市スタイルの概要)



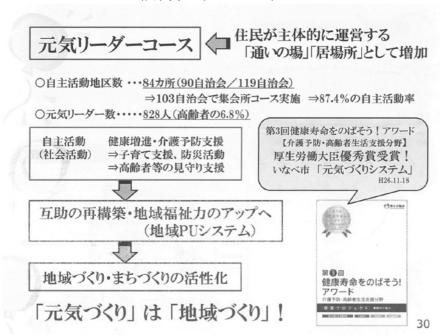
出典:(視察資料)「途切れのない介護予防システム」~住み慣れた地域でいつまでも暮らせる地域づ くり~ 三重県いなべ市役所 福祉部長寿福祉課

(具体的な実施内容)



出典:(視察資料)「途切れのない介護予防システム」~住み慣れた地域でいつまでも暮らせる地域づくり ~ 三重県いなべ市役所 福祉部長寿福祉課

(元気リーダーコース)



出典:(視察資料)「途切れのない介護予防システム」~住み慣れた地域でいつまでも暮らせる地域づくり ~ 三重県いなべ市役所 福祉部長寿福祉課

②元気づくりシステムの全国発信

「元気づくりシステム」は、当初いなべ市オリジナルの健康増進・介護予防の取組みとしてスタートし、長い年月をかけていなべ市において練り上げられていった。しかし、いなべ市だけの取組みではなく、普遍性のある一つのシステムとして進化させることを志向し、「元気づくりシステム」を全国に向けて発信し、外部の評価を得るような取り組みをスタートさせた。

そうした取組みの中で、平成 26 年 8 月には、元気づくりシステムの専門コーディネーター養成、全国普及・システム化の経済的価値、社会的価値等を研究する組織として「一般社団法人元気づくり大学」が開設された。元気づくり大学を通じ、元気づくりシステムを商標化し見える化・標準化を図り、システムとしての質の向上も図っている。

現在では、元気づくり大学とその設立趣旨に賛同し「元気づくりシステム」に取り組む全国6市町(南関町(熊本県)、北広島市(広島県)、伊達市(福島県)、玉城町(三重県)、市貝町(栃木県)、いなべ市(三重県))との間で、連携が進展し地域間交流や情報共有を行っている。

(6) 施策展開プロセス

①体制および役割

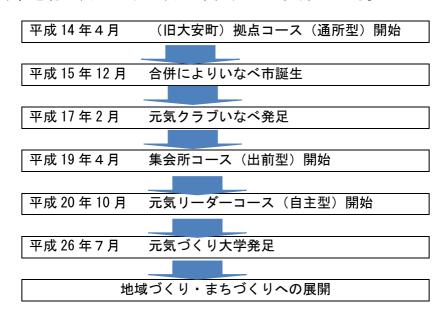
	関係者・関係組織	役割
	・介護予防事業	行政・民間事業者の役割を決めて事
自治体	福祉部 長寿福祉課	業実施。PDCA サイクルで事業のシス
日行件	• 健康増進事業	テム化を実施。自治会への事業説明お
	健康子ども部健康推進課	よび実施依頼。
		PDCA サイクルの中心的となりシ
		ステムを構築及び全国に事業普及を
民間	(一社)元気クラブいなべ	実施。
事業者等		いなべ市ブランドの一つとして、他
		市町への一部普及等のブランドカア
		ップ事業を実施。

2 資金

- ・健康増進事業として元気クラブいなべに委託 事業費 19,000,000 円 市単独事業として実施(市負担 100%)
- ・介護予防事業として元気クラブいなべに委託 事業費 49,999,680 円 介護保険 地域支援事業 一般介護予防事業として実施(市負担 12.5%)

(7) 取り組み経過のフロー

平成14年に旧大安町の健康増進・介護予防の取組みとしてスタートし、その後4町合併を経て、「元気づくりシステム」は、継続的に発展し、現在では健康増進・介護予防のみならず、地域づくり・まちづくりの取組みとして発展している。



(8) 要因分析(成功要因、障害要因)

平成 24 年度に元気づくりシステム参加者(n=624)を対象にアンケートを実施した。その結果をみると、①活動を通じて健康になったと感じている参加者は 67%、②活動を通じて友だちや地域との付き合いは活性化したと感じている参加者は 78.5%、今後も活動を続けたい参加者は 75.8%、そして、2 割の参加者は受診回数が減少したと感じている。

元気づくりシステムの活動以外に、地域活動(子育て支援・互助の見守り・災害時の相互支援・防犯活動等)へも広がりを見せており、今では健康増進・介護予防のみならず地域づくり・まちづくりへと発展していると実感している。

また、いなべ市の元気づくりシステムは、第3回健康寿命をのばそう!アワード(平成26年度開催)で介護予防・高齢者生活支援分野で評価され、厚生労働大臣優秀賞を受賞した。

く成功要因>

取組み成功の要因は、専門コーディネーターの存在を中心に大きく3つあると考えられる。

一点目はささやかな介入を行う専門コーディネーターの存在である。元気づくりシステムは、いなべ市オリジナルの取組みとして始まった。その後、いなべ市一自治体のみの経験に基づく取組みで終わるのではなく、元気づくり大学と全国の導入市町が協力することで、汎用性全国のシステム(地自体にも利用可能な普遍性のある)として見える化して質を高めていった。その鍵を握るのが、導入6市町に所属しサステナブル的に元気リーダーコースに関わりを持つ専門コーディネーターである。

専門コーディネーターが住民に対して「やってあげる」という姿勢で接すると、住民の自助の努力が育たず継続につながらない。そこで住民の自主性に委ねるものの、

一方で専門コーディネーターが住民の自意識を高めるための「ささやかな介入」を行うことで、取り組みを発展的に継続させてきている。こうしたささやかな介入の有効性は、導入6市町全ての自治体の取組みからも実証されている。

二点目は高齢者自身が「日常に不便なく動けるようにする」ことを重視した点である。当初は高齢者に対する健康増進・介護予防を意識して始めた取組みであった。しかし、より広範な住民が継続的に取り組むためには、運動を行うための施設も数の限られた体育館等ではなく、住民にとってより身近な集会所等で開催し、高齢者が歩いてでも来られるような場所を利用した。そこで住民が自主的に運動等を通じて、健康増進・介護予防に努め、結果として高齢者が楽しく継続的に動ける"幸せな生活の場"としての機能が継続できる様にしている。

三点目は、アドボカシーという「ことを成し得るために動くこと」である。特に行政職員は決まったことを決まったとおり行うことが通常であり、「新たなものに挑戦する」「新たなものを生み出す」ことに対して苦手意識がみられる場合も多い。しかし、市民が元気になることに焦点をあてて、「やらなければならないこと」があるはずであり、それに向かって動くことが大切である。この元気づくりシステムもより良くするために、工夫を重ね、取り組んできた成果であり、関わった人たちの「動き」の賜だといえる。

<阻害要因>

元気づくりシステムに取り組んだ当初、有効で意味ある取組みであることを自信を持って伝えて、実施に向けて関係者の了解が得られるかということが懸念された。そのために、民間企業等における実践を通じて、準備段階からデータに基づく取組みを進めてきていた。最終的に地域で展開するために自治体の職員に実際に運動をしてもらい実証的なデータを積み上げて、それを活用して住民に受け入れてもらうようにした。

取組み開始後も、当初は旧大安町(いなべ市)の単独事業行った。事業を継続するためには毎年議会等での説明が必要で、そのために取組みの有効性を証明するデータの収集し、説明資料を作成し、継続させることができた。

また、いなべ市以外の自治体への波及貢献を掲げてブラッシュアップを図り、外部からの視点を入れることでシステム構築が進んだ。さらに元気づくり大学が設立され 汎用性を有するシステム研究が加速進展し、普遍性のあるシステムとして進化していったことも取組みの継続につながっていると考えている。

(9) 課題

平成 14 年に旧大安町で始まった元気づくりシステムは、その後、平成 15 年のいなべ市への合併後も継続された。合併後も住民から受け入れられ、現在では合併した旧 4 町全域に広がりを持つ取組みとなっている。だた、場所によっては取組みに至っていない地域もあり、そうした地域においても今後活動が広がるようにしていくことが、システム構築運用先進地の責務と考えている。

住民主体の元気リーダーコースを開始し10年目となり、元気リーダーコースの継続について課題となっている。今後とも継続できるよう、3か月間(1か月から3か月まで)のフォローアップコースを設け、新しい住民の参加や地域での介護予防事業や集いの場となる仕組みを追加実施している。フォローアップコースの実施内容は、専門コーディネーターが各元気リーダーコースの状況に応じたプログラムを作成し、実施している。

そして、元気づくりシステムの鍵を握る専門コーディネーターによるささやかな介入 については、元気づくり大学の研究成果を活用したプロファイリング(見える化)等の一 層の充実化が求められている。

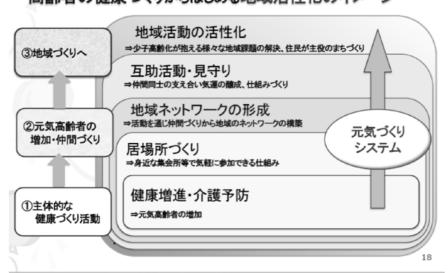
(10) 今後の予定

地域のマンパワーを活かした健康づくり事業を行政内各部署と連携しながら地域と地域に根差す地域コミュニティ活動として、地域コミュニティの拡大につなげていく事業として展開していく。

またシステムの品質管理を担う元気づくり大学とシステム導入市町村が連携することで、「極めてささやかな介入」で、サステナブルな共助活動を実現していき、結果として市民の元気で幸せに生きるための自己制御(自助)意識が年々深まっていくように、さらなる実証研究に努める。

5 元気づくりシステムを活用して

高齢者の健康づくりからはじめる地域活性化のイメージ



出典:(第1回東海北陸厚生局 地域包括ケア市町村セミナー資料)「元気づくり」は「地域づくり」!~「地域力を活かした住民主体の地域づくり」に関するいなべ市の取組み~ 三重県いなべ市役所 福祉部長寿福祉課

(2) 2次調査先

事例 1. 北海道足寄町

取組み	「医療機関全体で	住民を支える」医療	機能の役割を調整	
	総人口	6,957 人	認定者数(第1	430 人[15.8%]
基礎			号)	
データ	65 歳以上人口	2, 709 人	第7期介護保険	5,750円
		[39.0%]	料	

(1) 取組的	画策について
① 施 策の概要	・平成22年度から、町内の3つの医療機関(町立病院、民間病院、民間診療所)の協議の場を町が設定し、役割分担を調整した(町立病院:主に急性期医療、民間病院:主に慢性期医療、民間診療所:無床診療所)。 ・高齢者の困りごと等に関する総合相談窓口を設置した。これにより、それまでは家族等がばらばらに介護施設への入所申込等で動いていた流れが整理された。
②施背景	課題: ・人口 7,500 人(当時)程度の町に3つの医療機関(病床80 床)があり、機能が重複している部分があった。一方、町立特別養護老人ホーム(56 床)は常に満杯で、100 人近い待機者を抱えていた。待機者の中には少なからず医療的ケア(原文は医療ケア)が必要で特養への入所が難しい利用者も含まれていて、こうした方の受け皿の整備が課題となっていた。・また、家族の介護等で困りごとを抱えた町民が、それぞれの考えでばらばらに動いている状況であり、高齢者の適正処遇を図るための総合相談窓口が必要になっていた。 経緯: ・平成 21 年に、足寄町国民健康保険病院の院長から町長に対して、上記の課題解決のためには医療だけでなく、介護と連携した取り組みが必要であるとの提言があった。その後、町長が主要施策として「医療・介護・保健・福祉連携システム(足寄町の地域包括ケアシステム)」構築を掲げ
	た。 ・ 平成 22 年から、福祉課内で上記「システム」の構築に向けた検討を開始し、医療の役割分担等に関する議論が本格化した。

(2) 当該施策の関係者・関係組織とそれぞれの役割

①初期段階(企画・計画~活動準備の時期)

	関係者・関係組織	役割		
自治体	足寄町福祉課	協議の場を設定して調整	■関係機関・団体等との調整 ■行政リソースの提供(公共施設利用許可や補助金支給等) □その他 示すとともに、関係機関による整を行った。また、新型老健転換	
民間	医康洪 1 社国 二	に係る費用の補助を行った。 我妻病院の病床廃止と、病棟の改修により新型老健に		
企業等	医療法人社団三意会	転換。		
その他	国保病院	我妻病院の入院患者の受け入れ等。		
ての他	町特養	医療的ケアを必要とした	ない要介護者等の受け入れ等。	

②現時点

	関係者・関係組織	役割	
自治体	足寄町福祉課		■関係機関・団体等との調整 □行政リソースの提供(公共施設利用許可や補助金支給等) □その他 取り組みの課題検証、見直しに定、調整を行っている
民間 企業等	医療法人社団三意会	医療的ケアを必要としない要介護者等の受け入れ等。	
その他	国保病院	入院患者の受け入れ、老健・特養循環の中継機能。	

(3) 活用した事業リソースについて

新型老健転換に係る施設改修費用の財源:

平成 23 年度地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 19,500 千円を活用。

(4) これまでの成果と今後の予定

(1) =1001 = 03	(中)とればこの成本と一度の子と			
①当該施策に	・医療的ケアを必要とする高齢者等の受け皿の整備が図られ、町立特養			
取組む際に期	の入所待機者は 10 名程度にまで大幅に減少し、当初の課題は概ね解			
待した成果	消できたものと考えられる。			
と、それに対				
する現在の実				
現度・満足度				
②当該施策に	・特になし。			
取組む際に障				
害になった点				
や困難だった				
点等				
③残された課 題や新たに発 生した課題	・人口減少、高齢化の進展が続くとともに、独居・高齢者のみ世帯が増加し、介護は必要としないが自宅での生活継続が困難となった高齢者が町外のサ高住等に転出してしまう課題が発生している。			
	・また、新たな施策を検討する際の人材確保が大きな課題となっている。			
④これまでの 成果等を踏ま えた今後の活 動予定	・これまで進めてきた「医療・介護・保健・福祉連携システム(足寄町の地域包括ケアシステム)」の検証作業を行っている。今年度は、検証作業の中で出てきた課題への対応と、今後必要な取り組みについて検討を行う予定である。			

(ヒアリング先)

足寄町福祉課総合支援相談室

事例2. 茨城県笠間市

取組み	リアルタイムで閲覧・共有できる地域包括ケアシステムネットワークの充 実			
基礎	総人口	75,030 人	認定者数(第 1 号)	3,654 人 [15.75%]
データ	65 歳以上人口	23, 251 人 [31. 0%]	第7期介護保険料	5, 200 円

(1) 取組施策について

(1) 1001	
① 施 策	市と介護事業者・消防・医療機関の間で、要介護者等の認定状況、見守り支
の概要	援情報(緊急連絡先、かかりつけ医情報)などの情報をリアルタイムで閲覧・
	共有できる「介護健診ネットワーク」を(株)日立製作所とともに開発し、地
	域包括ケアシステムネットワークの充実を目指している。
② 当 該	市は少子高齢化、地域の活性化などの課題を解決するため、平成24年2月
施策の	に WHO (世界保健機関) が提唱する健康都市の考え方をふまえた「健康都市
背景	かさま宣言」を行い、保健・医療や食・運動などの人の健康づくりを中心に据
	え、それらを取り巻く福祉、産業や芸術などの分野の活動と連携を通して、
	安心と安全が確立したまちづくりを進めていた。
	そういった中で市では行政機関、地域の民間企業及び地域住民等が連携し
	て在宅の高齢者等の見守りを実施し、日常生活における問題を早期に発見す
	ることにより、高齢者等が家族や地域社会から孤立することを防ぎ、住み慣
	れた地域で安心して暮らせる体制づくりを目指した、笠間市地域包括ケアシ
	ステムネットワークの構築に取り組んだ。

(2) 当該施策の関係者・関係組織とそれぞれの役割

①初期段階(企画・計画~活動準備の時期)

	関係者・関係組織	役割	
自治体	笠間市 企画政策課 高齢福祉課	■企画・提案 ■協力要請・働きかけ ■事務的サポート ■情報提供 □推進組織への参画 (具体的な内容) 本事業に関係する庁内関係者(企画政策課、高齢福祉課他)の体制を整備し、必要となる介護サービス事業者等との調整を図る。 学識経験者,市民をはじめ,医療,介護等の関係機関等の行政による協議会を発足させた。 コミュニケーションルールや会議体等の事業遂行方法の具体化等の調整を実施した。	
民間	茨城県地域密着型介 護サービス協議会	会議への参加。	
企業等	笠間市内介護機関代 表	会議への参加。	
	笠間市医師会	会議への参加。	
その他	筑波大学大学院人間 総合科学研究科	会議への参加。	

②現時点

	関係者・関係組織	役割	
自治体	笠間市 社会福祉課 高齢福祉課	■企画・提案 ■協力要請・働きかけ ■事務的サポート ■情報提供 □推進組織への参画 (具体的な内容) ・介護健診ネットワークシステム検討委員会の実施。 ・検討委員会での意見徴収による一部改修の実施。 ・行政視察対応の実施。 ・県立・市立病院へ参加の働きかけ。	
民間企業等	居宅介護支援事業所 介護サービス関係事 業所 社会福祉協議会(地域 ケア)	・市内の全居宅介護支援事業所へ参加の働きかけ。・介護保険情報の閲覧や掲示板の活用。・ケアマネジャーから介護サービス事業所へ介護保険情報を公開。ケアマネジャーから公開された介護保険情報の閲覧や掲示板の活用。独居高齢者等の訪問や見守りチームを構築する際に情報を閲覧。	
その他	県立中央病院 市立病院	救急外来において独居高齢者等の、かかりつけ医や緊急連絡先などの情報を閲覧。 患者の居宅介護支援事業所等の情報により入退院時におけるスムーズな連携を支援。	
	消防本部	独居高齢者等を救急搬送の際にかかりつけ医や緊急連 絡先、主治医意見書などの情報を閲覧。	

(3) 活用した事業リソースについて

システム構築に要した費用4億5千万円のうち、2億5千万円が連携基盤プラットホーム費用、2億円がアプリの構築作業費用となっている。財源は、国の「地域経営型包括クラウドモデル実証事業」の補助金を利用した。

(4) これまでの成果と今後の予定

①当該施策に
取組む際に期
待した成果と、
それに対する
現在の実現度・
満足度

行政の保有する情報を民と共有することで、住民サービスの向上や、新しいビジネスモデルの構築を目指し実施している。本ネットワークに参加した事業者からは、利用者の要介護認定などの情報や各事業者等が各利用者の負担割合を市役所に出向かずに事業所のパソコンを用いて把握できることや保険料の滞納で給付が減額されている利用者の情報なども確認できることが評価されている。また、救急隊員が独居高齢者等を救急搬送する際の見守り情報を必要に応じて閲覧するなど、業務の軽減には役立っている。

②当該施策に 取組む際に障 害になった点 や困難だった 点等

このシステムを構築する上で個人情報保護が大きな課題であり、市民の住基・税情報等を管理する基幹系のシステムへ、介護健診ネットワークをつなぐという外部ネットワークへの結合制限が困難であった。そこで、笠間市情報公開等審査会へ諮問し、意見を求めた結果、運用管理規程の中で適切な措置を定めていることから、結合が認められた。また個人情報の目的外使用と外部への提供における黙示の同意と本人からの同意の取得の検討が大きな課題であり、笠間市情報公開等審査会からは国の方針等を十分に勘案した新たな条例の制定や、分かりやすいパンフレットの作成など、適切な対応に努めることが求められた。

その後、個人情報法の改正大綱やパーソナルデータの利活用に関する 制度見直し方針において、自治体における黙示の同意を実施するという 判断は困難であったことから、本事業は本人の同意を取得して実施して いる。

③残された課 題や新たに発 生した課題

現在、医療・福祉の分野においては、市町村の域を超えサービスが提供されていることから、近隣の市町村、さらには医療圏単位での広域利用についての検討が必要であると考える。

④これまでの 成果等を踏ま えた今後の活 動予定

現在の介護健診ネットワークは、市の保有する情報を民間事業所等と共有し、活用することで、介護関係者等の業務効率化や連携強化、在宅高齢者の支援体制の充実を図っていくことを目的として運用している。国において、介護や医療の現場でのデータの共有や活用を視野に入れた大規模なICT 基盤が構築されれば、現在の介護健診ネットワークの役割や、医療や介護の現場で必要とされる情報ニーズなども変化していくものと考えている。

そうした、現場の情報ニーズを反映したシステム運用を図っていくため、現在も関係事業所など、システム利用者による実務者会議(介護健診ネットワーク検討会)のなかで、方向性や効果的な活用方法などについて、検討していくことが必要であると考えている。

(ヒアリング先)

笠間市保健福祉部高齢福祉課 高齢福祉G

事例3. 埼玉県吉見町

取組み	担い手を養成し、地域ぐるみの介護予防を強化				
	総人口	総人口 19,313人 認定者数(第1 772人[12.8%]			
基礎			号)		
データ	65 歳以上人口	6,017 人	第7期介護保険	5,300円	
		[31.2%]	料		

(1) 取組施策について

① 施 策	・介護予防ボランティア養成講座 (担い手育成)。
の概要	・行政区ごとのサロン活動の立ち上げ支援、フォローアップ。
	・地区懇談会の開催。
i	・地域づくりを目的とした講演会の開催。
	・ 地区懇談会の成果報告を主としたフォーラムの開催。
② 当 該	・平成 27 年度から生活支援体制整備業に取り組む中で、社会福祉協議会と
施策の	協議しながら進めた。
背景	・地域包括支援センターと社会福祉協議会が実施しているボランティア養成
	講座について、対象者と適用範囲を広げて、町民のみなさんが参加しやす
1	く活動しやすい内容とした。

(2) 当該施策の関係者・関係組織とそれぞれの役割

①初期段階(企画・計画~活動準備の時期)

	関係者・関係組織	役割		
自治体	地域包括支援センター	□企画・提案 ■協力要請・働きかけ □事務的サポート ■情報提供 □推進組織への参画 (具体的な内容) 事業内容の精査や事業	■関係機関・団体等との調整 □行政リソースの提供(公共施設利用許可や補助金支給等) □その他 費の検討。	
民間 企業等	社会福祉協議会	企画立案および実績報告。		

②現時点

_	270. 4711				
	関係者・関係組織	役割			
自治体	地域包括支援センター	□企画・提案 □協力要請・働きかけ □ 行政リソースの提供(公共 □事務的サポート ■情報提供 □推進組織への参画 □ その他 (具体的な内容) ・定期的に打ち合わせをして必要な情報を共有したり 提供したりする。			
民間企 業等	社会福祉協議会	事業運営および実施。			

(3) 活用した事業リソースについて

生活支援体制整備事業委託料(社会福祉協議会分) 年 1,103 千円 担い手育成事業、生活支援体制整備事業として。

(4) これまでの成果と今後の予定

117 - 11 - 11	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
①当該施策に	・今年度よりスタートした事業のため実績なし。
取組む際に期	・ 通年で月1回以上の養成講座を実施しているため、参加者のモチベー
待した成果	ションや新規参加者の開拓を期待できる。
と、それに対	
する現在の実	
現度・満足度	
②当該施策に	・包括支援センターと社会福祉協議会の担当課が違うため、連絡調整に
取組む際に障	時間をかけた。
害になった点	
や困難だった	
点等	
③残された課	・検討中。
題や新たに発	
生した課題	
④ これまでの	・検討中。
成果等を踏ま	
えた今後の活	
動予定	

(ヒアリング先)

吉見町地域包括支援センター

事例4. 千葉県匝瑳市

取組み	拠点施設を整備し、「生涯活躍のまち」づくりを推進			
	総人口	37, 261 人	認定者数(第1	2,039人[16.9%]
基礎			号)	
データ	65 歳以上人口	11,873 人	第7期介護保険料	5,100円
		[31.9%]		

(1) 取組施策について

(1) 4/11/10	3×10 00.0
① 施 策	本市では、住み慣れた地域でいつまでも健康に生活していくため、地域包
の概要	括ケアシステムの構築のほか、地域住民が交流しながらコミュニティを維持
	することをコンセプトとして、平成 28 年度から、社会福祉法人九十九里ホー
	ムと協働して、生涯活躍のまち形成事業に取り組んでいる。
	具体的には、事業地(JR東日本総武本線飯倉駅の隣接地のショッピング
	センター跡地)を次の4つのエリアにわけ、認定こども園(平成30年4月開
	設済)、サービス付き高齢者向け住宅 (平成 32 年度開設予定)、特別養護老人
	ホーム (平成 30 年度開設予定)、及び地域交流拠点施設 (平成 32 年度開設予
	定) の4つの施設を「生涯活躍のまち」の拠点施設として整備し、生涯活躍の
	まちの取組を推進するものである。
② 当 該	JR東日本総武本線飯倉駅の隣接地には、平成24年1月まで、ショッピン
施策の	グセンターが営業しており、雇用創出、地域経済等の活性化に寄与していた。
背景	しかし、同ショッピングセンターが廃業して以後は、人の動きが少なくなり、
	駅前にも関わらず賑わいがなく地域経済、地域コミュニティが停滞している
	状況が続いていた。
	平成 27 年度の本市総合戦略の策定に当たり、市が飯倉駅周辺の地域活性化
	を模索していたところ、同ショッピングセンターの跡地を所有する社会福祉
	法人九十九里ホームから同跡地を活用した地域の活性化に取り組みたいとの
	申し入れがあり同社会福祉法人との連携に至った。

(2) 当該施策の関係者・関係組織とそれぞれの役割

①初期段階(企画・計画~活動準備の時期)

()))))),	関係者・関係組織	役割		
自治体	匝瑳市	■企画・提案 □協力要請・働きかけ □事務的サポート ■情報提供 ■推進組織への参画 (具体的な内容)	□関係機関・団体等との調整 ■行政リソースの提供(公共施設利用許可や補助金支給等) □その他	
		生涯活躍のまちの制 を原資とした補助金の	度の紹介・地方創生推進交付金 交付。	
民間 企業等	社会福祉法人九十九里ホーム	飯倉駅前地区まちづくり協議会の設置、介護事業者等 との調整、地域への事業周知等。		

②現時点

	関係者・関係組織	役割	
		□企画・提案 □協力要請・働きか	□関係機関・団体等との調整 ■行政リソースの提供(公共
自治体	匝瑳市	け □事務的サポート	施設利用許可や補助金支給 等)
		■情報提供	□その他

		■推進組織への参画	
		(具体的な内容)	
		生涯活躍のまちの制	度の紹介・地方創生推進交付金
		を原資とした補助金の	交付。
民間	社会福祉法人九十九里	認定こども園等の施設	整備・運営、飯倉駅前地区まち
企業等	ホーム	づくり協議会の運営等	0

(3) 活用した事業リソースについて

- ・市は、生涯活躍のまちを形成するため、社会福祉法人九十九里ホームを地域再生推進 法人に指定するとともに、国の地方創生推進交付金を活用し、補助金を交付している。 (平成30年度補助金額約7百万円)
- ・事業地に供する土地(約1.8ha)は、社会福祉法人九十九里ホームの所有地である。

(A) = b +	4-B-1-A-4-A-Z-C
	成果と今後の予定
①当該施策に 取組む際に期	期待する成果: 生涯活躍のまちを形成することにより、移住者だけではなく、本市の
税組む際に期 待した成果	生涯活躍のよらを形成することにより、移住有だりではなく、本用の 高齢者等が、住み慣れた地域でいつまでも健康に生活していくことを効
と、それに対	果として期待している。
する現在の実	また、生涯活躍のまちの実現に向け、地域再生推進法人である社会福
現度・満足度	社法人九十九里ホームには、次のような事項を推進している。
	①生涯活躍のまちを形成するための施設整備・運営
	②生涯活躍のまちを形成するため、地域住民、介護関連事業者、金融
	機関等で構成する飯倉駅前地区まちづくり協議会の設置
	③事業計画の策定・推進
	④地域への事業周知
	⑤都市部等への事業プロモーション 等
	現在の状況:
	上記①~⑤に掲げた事項の現在の進捗状況は次のとおりであり、概ね
	順調に事業が進捗していると判断している。
	①平成30年4月から認定こども園の運営が開始され、また、現在、
	特別養護老人ホームが建設中であり、施設整備・運営は順調に進捗。
	②まちづくり協議会は、平成 28 年度に設置されており、関係団体等
	の協議等が進んでいる。
	③平成 29 年度に事業計画を策定し、今年度から同計画に掲げた事業
	を推進。
	④平成 28 年度から毎年度、住民説明会の開催等を行い、地域に対し
	て事業周知を図っている。
	⑤平成30年度から本格的な事業プロモーションを実施。
②当該施策に	本市の生涯活躍のまちの事業地への都市部からの移住者の確保が課
取組む際に障	題である。
害になった点	今後、地域再生推進法人である社会福祉法人九十九里ホームと協働
や困難だった	し、移住プロモーション事業を行い、移住者を確保したい。
点等	
③残された課	高齢者等を対象とした買い物弱者支援サービス等の生活支援サービ
題や新たに発	スの実施を予定しているが、効率よく良いサービスを提供し、かつ、採
生した課題	算ベースに乗るものを作るための実施方法等について、今後検討して行
	きたい。
④ これまでの	地域再生推進法人である社会福祉法人九十九里ホームと協働し、プロ
成果等を踏ま	モーション事業、移住者の移住後の支援プログラムの作成、生活支援コ

えた今後の活	ーディネーターの育成等を進め、	生涯活躍のまちを形成していきたい。
動予定		

(ヒアリング先)

匝瑳市 企画課 まちづくり戦略室

事例 5. 富山県南砺市

取組み	自発的活動が活性化した「地域医療を支える」意識改革			
	総人口	51, 193 人	認定者数(第1	3,554人
基礎			号)	[18. 7%]
データ	65 歳以上人口	19,077 人	第7期介護保険料	5,980 円
		[37.3%]		

(1) 取組施策について

① 施 策 の概要	・医療・介護の専門的人材育成の実施。 ・約 10 年前より。
② 当 該 施 策の	・医師不足により、住民同士のつながりによって地域医療を支えるという意 識改革が必要となったため。
背景	

(2) 当該施策の関係者・関係組織とそれぞれの役割

①初期段階(企画・計画~活動準備の時期)

	関係者・関係組織		役割
自治体	地域包括医療ケア担当部局	■企画・提案 ■協力要請・働きかけ ■事務的サポート ■情報提供 □推進組織への参画 (具体的な内容) 全般的	■関係機関・団体等との調整 ■行政リソースの提供(公共施設利用許可や補助金支給等) □その他
民間	富山大学附属病院総	講師との連絡調整	
企業等	合診療部		

②現時点での当該施策の関係者・関係組織と、それぞれの役割

	関係者・関係組織		役割
自治体	地域包括医療ケア担当部局	■企画・提案 ■協力要請・働きかけ ■事務的サポート ■情報提供 □推進組織への参画 (具体的な内容) 全般的	■関係機関・団体等との調整 ■行政リソースの提供(公共施設利用許可や補助金支給等) □その他
民間 企業等	富山大学附属病院総 合診療部	講師との連絡調整	
その他	南砺の地域包括医療・ケアを守り育て る会、なんと住民マ イスターの会	地域での活動	

(3) 活用した事業リソースについて

過疎債	(ソフト事業)。		

(4) これまでの成果と今後の予定

() - 1 - 0	/////////////////////////////////////
①当該施策に	医師不足を解消するために住民及び専門職が地域医療の現状を理解
取組む際に期	し、連携することを期待。現在は医師不足もある程度は解消され、住民
待した成果	の中から自主的に地域包括実現にむけた活動を行うグループが誕生す
と、それに対	るなど当初の目標を達せられたと考える。
する現在の実	
現度・満足度	
②当該施策に	自発的に取り組む人達が当初、出て来なかったこと。四画面思考法を
取組む際に障	取り入れ、地域の課題を取り入れ、地域の課題を自分ごととして考えて
害になった点	もらったことが、自発的に活動するグループが誕生し、自主的な活動に
や困難だった	繋がった。
点等	
③残された課	現在までけん引されてきた方達が高齢となり、次世代への引き継ぎが
題や新たに発	今後の課題。
生した課題	
④ これまでの	これまで取り組んできた成果を踏まえて、今後は地域共生社会への取
成果等を踏ま	り組みや小規模多機能自治への取り組みを推進する。
えた今後の活	
動予定	

(ヒアリング先)

南砺市地域包括ケア課

事例6. 石川県津幡町

取組み	地域の困りごとを地域の力で解決するネットワークづくり			
基礎	総人口	37,617 人	認定者数(第1	1,348人
			号)	[15.2%]
データ	65 歳以上人口	8,874人[23.6%]	第7期介護保険料	5,700円

(1) 取組施策について

	2束について
① 施 策	生活支援連絡会:
の概要	平成 25 年~立ち上げ。
	平成 27 年~町社会福祉協議会へ第1層コーディネーターと併せて委託
	している。
	地区くらし安心ネットワーク委員会:
	地区認知症安心ネットワーク委員会を母体に、対象を認知症だけでなく
	すべての住民とした地区くらし安心ネットワーク委員会に移行し、町社
	会福祉協議会と連携し、支援している。
② 当 該	町地域包括支援センターの個別課題や町社会福祉協議会の地域づくり活動
施策の	のニーズから
背景	平成 24 年~地区認知症安心ネットワークづくりに始まり、
	平成 26 年~徐々にくらし安心ネットワークへ発展した。
	地区福祉拠点化への足掛かりとして、また、総合事業の推進と併せて町(町
	地域包括支援センター)と町社会福祉協議会が協働で取り組んできた。

(2) 当該施策の関係者・関係組織とそれぞれの役割

①初期段階(企画・計画~活動準備の時期)

	関係者・関係組織	役割		
自治体	町地域包括支援センター	□企画・提案 ■協力要請・働きかけ ■事務的サポート ■情報提供 ■推進組織への参画 (具体的な内容) 区長、地区振興会、事業の企画・運営。	■関係機関・団体等との調整 □行政リソースの提供(公共施設利用許可や補助金支給等) □その他	
民間 企業等	最初は包括支援センターで事務局の役割をし 町社会福祉協議会 が、町社会福祉協議会が一緒になって行うようた。			
	児童福祉、高齢者福祉 関係事業所	発達支援事業所、介護サービス事業所。		
その他	地域の各種団体	区長会、民生・児童委員協議会、老人会、青壮年会、ボ ランティア		

②現時点

6 Drug 1111			
	関係者・関係組織	役割	
自治体	町地域包括支援セン ター 町健康推進課	■企画・提案 □協力要請・働きかけ □事務的サポート ■情報提供 □推進組織への参画 (具体的な内容)	■関係機関・団体等との調整 ■行政リソースの提供(公共施設利用許可や補助金支給等)□その他

		地区担当職員が委員として、地区委員会に参加し、福祉 課題に関する情報提供や情報収取を行っている。
民間	町社会福祉協議会	事務局として各地区に地域支援員を配置。地区担当者
企業等	可任云悃怔励硪云	は後方支援として地区委員会に参加している。

(3) 活用した事業リソースについて

- ・各地区公民館を地区の活動拠点となる会場として開始。
- ・予算は町社会福祉協議会活動補助金および介護保険事業における地域介護予防活動 支援事業費。

(4) これまでの成果と今後の予定

①当該施策に	平成 24 年から地域が主体的に活動できるよう地域展開を図っている
取組む際に期	が、地区社会福祉協議会についての周知を今後さらにすすめていく必要
待した成果	があり、地区住民の意識の醸成と町社会福祉協議会との協働体制の推進
と、それに対	が課題となっている。
する現在の実	
現度・満足度	
②当該施策に	・町社会福祉協議会との施策の共通理解。
取組む際に障	・住民への理解。
害になった点	
や困難だった	
点等	
③残された課	・地区住民の意識の醸成と町社会福祉協議会との協議体制の推進が課
題や新たに発	題となっている。
生した課題	
④これまでの	地区くらし安心ネットワーク委員会の活動を地区社会福祉協議会に
成果等を踏ま	移行し、地域主体の体制の構築を目指す。
えた今後の活	
動予定	

(ヒアリング先)

津幡町町民福祉部福祉課

事例7. 静岡県富士宮市

取組み	さまざまな企業・機関と協働した地域づくり			
	総人口 133,013 人 認定者数(第 1 5,922 人			
基礎			号)	[15. 7%]
データ	65 歳以上人口	37,677 人	第7期介護保険料	5,823 円
		[28.3%]		

(1) 取組施策について

	() Mail Top Nia			
① 施 策	①富士宮市地域見守りあんしん事業(内容:市内に事業所を設けている企業			
の概要	が、業務中に高齢者等の異変に気づいたとき、警察、地域包括支援センタ			
	ーに連絡する。開始時期:平成 23 年度)			
	②ダイハツ工業健康安全運転講座(内容:高齢者を対象とした運転講習。JAF、			
	理学療法士会、行政の三者が協力。開始時期:平成30年度)			
	③シニア向けお仕事説明会(内容:セブンイレブンジャパンと市内事業所に			
	よる、高齢者向け仕事説明会。開始時期 平成 30 年度)			
	④エンディングノートの作成(内容:株式会社ホープと協定締結して、エン			
	ディングノートを作成。開始時期 平成 30 年度)			
② 当 該	①高齢に伴う社会参加の機会の減少、自治会未加入による地域からの孤立が			
施策の	要因となった孤立死を防ぐことを目的に、地区社会福祉協議会からの相談			
背景	を機に、市の事業として開始した。			
	②地域的に高齢者の移動支援を確保する必要があり、ダイハツ工業が行って			
	いる地域貢献活動を知り、当市においても高齢者ドライバーが多いことか			
	ら、安全運転の啓発のために実施した。			
	③高齢者の社会参加の手段として就業は重要な要素であり、セブンイレブン			
	ジャパンからの提案で市とハローワークが協働して実施した。			
	④地域包括ケアシステム構築における、市民の意識啓発のツールが必要と考			
	えて作成した。			

(2) 当該施策の関係者・関係組織とそれぞれの役割

①初期段階(企画・計画~活動準備の時期)

	関係者・関係組織	役割		
自治体	富士宮市保健福祉部	□企画・提案 □協力要請・働きかけ □事務的サポート ■情報提供 □推進組織への参画	■関係機関・団体等との調整 ■行政リソースの提供(公共施 設利用許可や補助金支給等) □その他	
		(具体的な内容) ・協定締結に関わる事務、調整。 ・会場の確保、市民への広報。		
	市内で営業している 企業	・認知症サポーター養成講座の受講。		
民間 企業等	ダイハツ工業	・会場の提供(販売店にて実施)、講師の調整・手配 (JAF・静岡県リハビリテーション協会:リハビリ専 門職)。		
	セブンイレブンジャ パン	・事業のアイデア出し、説明会の開催及び説明。		

2-5-1-4 VV					
	関係者・関係組織		役割		
自治体	富士宮市保健福祉部	□企画・提案 □協力要請・働きかけ □事務的サポート ■情報提供 □推進組織への参画 (具体的な内容) ・協定締結に関わる事務、調整。 ・会場の確保、市民への広報。			
	市内で営業している 企業	・認知症サポーター養成講座の受講。			
民間 企業等	ダイハツ工業	・会場の提供(販売店にて実施)、講師の調整・手配 (JAF・静岡県リハビリテーション協会・リハビリ 専門職)。			
	セブンイレブンジャ パン	・説明会の開催及び説	明。		

(3) 活用した事業リソースについて

特になし。

(4) これまでの成果と今後の予定

「2.取組施策」掲載事項
①当該事業については、現在までに 24 団体と協定を締結し、年間数
件の通報を受けている。
市民の安全と見守り活動が重要であるとの啓発に寄与している。
②及び③当該事業については、今年度開始したばかりのため、まだ成
果は出ていない。
特になし。
「2.取組施策」掲載事項
①当該事業については、各事業者のモチベーションが下がらないよ
う、定期的に事業内容を確認し合う機会を持つ必要がある。
①以外の事業については、まだ手探りの状態であり、さらに内容を精
査する必要があると考えている。
次年度以降も事業を継続していき、協働企業を増やしていきたい。

(ヒアリング先)

富士宮市 保健福祉部 福祉企画課

事例8. 静岡県伊豆の国市

取組み	「手づくりベンチ」による地域づくり				
	総人口 48,876 人 認定者数(第1 2,252 人				
基礎	号) [14.4%]				
データ	65 歳以上人口	15,780 人	第7期介護保険料	5,100円	
		[32.3%]			

(1) 取組施策について

① 施 策	名称:ベンチプロジェクト
の概要	取組開始時期:
	平成 28 年 6 月頃。
	取組内容:
	手持ちの材料でベンチを造り、市が間に立って商店や施設等とマッチン
	グを行う。
	目的:
	ベンチを設置することにより、新しいつながりやコミュニィティ再生に
	つなげる。
② 当 該	・平成 27 年頃、市内の建設業者が自社の野菜直売所にベンチを設置したと
施策の	ころ、ベンチが地域住民の憩いの場となり、交流の場に発展した。
背景	・ベンチの設置が新しいコミュニティ、新しいコミュニケーションの創生に
	つながった。地域の仲間としての共感や助け合い、ふれあいの輪が広がり、
	地域全体の「住みやすさ」の向上に発展していくことを目指して取り組み
	を拡げていった。

(2) 当該施策の関係者・関係組織とそれぞれの役割

①初期段階(企画・計画~活動準備の時期)

が別校内(正画 百画 百数千冊の形別)					
	関係者・関係組織	役割			
自治体	保健福祉・こども・子 育て相談センター	□企画・提案 □協力要請・働きかけ ■事務的サポート ■情報提供 □推進組織への参画 (具体的な内容) ベンチ設置希望者情	□関係機関・団体等との調整 □行政リソースの提供(公共施設利用許可や補助金支給等) □その他 報の提供、報道機関への広報。		
民間 企業等	建設業者	ベンチ作成・設置			

	関係者・関係組織	役割		
自治体	・保健福祉・こども・ 子育て相談センター・地域づくり推進課	□企画・提案 □協力要請・働きかけ ■事務的サポート ■情報提供 □推進組織への参画 (具体的な内容) 設置希望者、制作希望 整/広報発信・支援等	■関係機関・団体等との調整 □行政リソースの提供(公共施設利用許可や補助金支給等) □その他 者のマッチング/設置場所の調	
民間	市内建設業協会 シルバー人材センタ ー	ベンチ作成、作成協力企業の紹介、メンテナンス 木工同好会によるベンチの作成・提供・メンテナンス		
企業等	明るい社会をつくる 会	ベンチ資材等の提供(昨年度)		
	NPO法人	ベンチの作成・メンテナンス		
その他	近隣高等学校(建築 科)	ベンチの作成・メンテナンス		
	ベンチ設置を希望す る人	ベンチの管理		

(3) 活用した事業リソースについて

「明るい社会をつくる会」によるベンチ作成材料費の提供

(4) これまでの成果と今後の予定

(1) = 1 0 0 C 0 2	次木と 7 後の 1 足
①当該施策に	期待効果:
取組む際に期	昔ながらのコミュニティの再生、市民の交流の場の創出、異世代交
待した成果	流の促進。
と、それに対	「絆(=共感)」⇒助け合いへの発展
する現在の実	現在の状況:
現度・満足度	「交流の場」が生まれているが、「助け合いの場」までにはなってい
	ない。
②当該施策に	・台風や天候不良の際の対応について(活用側が地域の際、対応方法を
取組む際に障	どうするかなど)
害になった点	地域の中でベンチの世話役を決めたり、皆で声を掛けあうなど、組
や困難だった	織の中で対応する話し合いの場が設けられた。
点等	
③残された課	「ベンチを作りたい」「DIY が趣味」の一般市民からプロジェクト参加
題や新たに発	の希望があった場合、事業者ではないため原材料の調達が難しい。材料
生した課題	提供者の発掘。
④ これまでの	・一般市民で「ベンチを作りたい」と思っている人も巻き込んでいきた
成果等を踏ま	い。ベンチから生まれた新しいコミュニティを「見守り支援」につな
えた今後の活	げ、さらに「専門機関」につなげる仕組みづくりに取り組みたい。
動予定	・ベンチを通じ、「地域の人たちが自ら見守りし合える場」の数を「自ら
	の足で通える範囲」に増やしていくこと。

(ヒアリング先)

伊豆の国市役所 保健福祉・こども・子育て相談センター

事例 9. 愛知県半田市

取組み	顔の見える関係づくりからスタートした課題解決体制構築				
	総人口 119,428 人 認定者数 (第2号含 4,795人				
基礎			t)	[16.6%]	
データ	65 歳以上人口	28,444 人	第7期介護保険料	5,480 円	
		[23.9%]			

(1) 取組施策について

① 施 策の概要

半田市では、地域包括ケアシステムの構築に向けた課題に対して、その解決手段を検討するため、「地域包括ケアシステム推進協議会」を開催している。構成メンバーは、半田市医師会、半田歯科医師会、知多薬剤師会、市立病院、訪問看護、居宅介護支援事業所、包括支援センター、地域住民代表者、民間企業代表者等である。

また、課題に応じて、適宜、専門部会を設置しており、これまで「在宅医療・介護連携部会」、「介護予防・生活支援協議会(在宅生活支援部会)」、「認知症対応検討会議」「リビングウィル部会」等を設置し、検討を進めてきた。 <各専門部会の主な取組み>

- 「在宅医療・介護連携部会」
 - →だし丸くんネット(在宅ICT)の導入など
- ・「介護予防・生活支援協議会(在宅生活支援部会)」
 - →新しい総合事業のサービス内容等の準備、生活支援コーディネー ターの設置など
- •「認知症対応検討会議」
 - →認知症初期集中支援チームの設置、認知症ケアパスの作成、認知症カフェ(プラチナカフェ)の設置、行方不明者捜索訓練の実施、認知症の方が安心して暮らせるまちづくり連携協定の締結など
- ・「リビングウィル部会」
 - →終末期の事前指示書の作成など

② 当 該 施 策 の 背景

国の提唱する地域包括ケアシステムの構築に向けて、平成 25 年 10 月、市内の医療・介護関係者で構成する「地域包括ケアシステム研究会」を発足し、各種課題について検討を開始しました。その後、「愛知県地域包括ケアモデル事業(認知症対応モデル)」(平成 26~28 年度)を受託し、関連する施策に取り組んだ。

(2) 当該施策の関係者・関係組織とそれぞれの役割

①初期段階(企画・計画~活動準備の時期)

	関係者・関係組織	役割		
自治体	介護保険課 地域福祉課 保健センター 市立病院 包括支援センター	企画・運営。民間事業者 する講演会等について! 事業者の開催する講座	■関係機関・団体等との調整 ■行政リソースの提供(公共施設利用許可や補助金支給等)□その他 地域福祉課)にて各種会議等の等への情報提供。自治体の開催民間事業者等に周知依頼。民間等に対する事務的サポート(公補助金等を活用した民間事業者	
	半田市医師会			
	半田歯科医師会			
民間	知多薬剤師会	関係機関・団体等との調	間整・協力要請、提案、情報提供	
企業等	訪問看護	等。		
	NPO法人			
	居宅介護支援事業所			

②現時点

	関係者・関係組織	役割		
自治体	高齢介護課 国保年金課 保健センター 市立病院 包括支援センター 社会福祉協議会	民間事業者等への情報 等について民間事業者 催する講座等に対する	■関係機関・団体等との調整 ■行政リソースの提供(公共施設利用許可や補助金支給等) □その他 にて各種会議等の企画・運営。 提供。自治体の開催する講演会等に周知依頼。民間事業者の開事務的サポート(公共施設利用を活用した民間事業者等との協	
民間企業等	半田市医師会 半田歯科医師会 知多薬剤師会 NPO法人 半田市居宅介護支援 事業所連絡協議会 社会福祉法人 (母子生活支援施設)	関係機関・団体等との記 等。	墹整・協力要請、提案、情報提供	

(3) 活用した事業リソースについて

- ・愛知県地域包括ケアモデル事業(認知症対応モデル)委託金(愛知県補助事業) 平成26年度:8,828千円、平成27年度:6,566千円、平成28年度:6,145千円 用途:地域包括ケアシステムの構築に向けた各種事業の実施のため(2.取組施策 について参照)
- ・地域支援事業交付金(国・県補助)
- ・在宅医療連携システム整備事業補助金(半田市医師会、県補助、市の三者で負担)
 平成27年度:7,669千円(医師会1,209千円、県4,845千円、市1,615千円)
 用途:だし丸くんネット(在宅ICT)の導入のため
- ・認知症の方が安心して暮らせるまちづくり連携協定に基づく、認知症理解促進講演会の共催、リーフレットの資材提供(エーザイ株式会社)
- ・地域介護・福祉空間整備推進交付金(介護ロボット等導入支援事業特例交付金)(国の補助事業) 平成 28 年度:8,079 千円

用途:株式会社加藤電機(半田市内の民間企業)の開発した行方不明者捜索機器 (SANシステム)の導入のため

(4) これまでの成果と今後の予定

(1) = 1001 000	从木上 7 及 0 1 元
①当該施策に	・地域包括ケアシステム推進協議会を中心とした各種会議を開催し、三
取組む際に期	師会をはじめとする専門職とのネットワークを形成し、顔の見える関
待した成果	係を構築することができた。
と、それに対	・愛知県地域包括ケアモデル事業において、認知症施策の推進を図った
する現在の実	ことにより、様々な認知症施策の検討、実施が実現した。(2. 取組施
現度・満足度	策について参照)
②当該施策に	・各種会議の委員が重複し、一部の委員に大きな負担が生じたことから
取組む際に障	協議体制の見直し(統廃合)が必要となった。
害になった点	
や困難だった	
点等	
③残された課	各施策の効果検証と見直しが必要となってきている。
題や新たに発	
生した課題	
④これまでの	本市では、地域包括ケアシステム構築に向けた様々な施策を検討して
成果等を踏ま	きたが、今後は、各施策の効果検証や課題に対し、見直しを図っていく。
えた今後の活	新たな取組みとしては、介護離職防止、若年性認知症などの課題に対
動予定	して、特に民間企業との協働を図っていきたいと考えている。

(ヒアリング先)

愛知県半田市福祉部高齢介護課

事例 10. 愛知県新城市

取組み	限られた医療資源を活用し、在宅医療を支える体制を構築					
	総人口 46,856 人 認定者数(第1 2,906 人					
基礎			号)	[18.0%]		
データ	65 歳以上人口	16, 110 人	第7期介護保険料	4,906 円		
		[34.4%]				

(1) 取組施策について

① 施 策 取組内容:

の概要

在宅医療提供体制の整備と医療・介護の連携等を元に地域包括ケアシステム構築に向けて、公設である訪問看護ステーションを中心に取り組んだ。主な内容は、「地域包括ケア推進会議」で政策等の方向性を示し、その下に生活支援や住まい等に関する課題抽出と対策の検討をする「関係機関連絡会議」、地域のニーズ・課題等を具体的な解決策を提案する「地域ケア会議」、在宅医療推進のため研修の検討や課題解決の検討、ICTシステムの普及・活用を検討する「在宅医療連携協議会」を設置した。

取組開始時期:

平成26年度 会議の設置

平成27年度 介護予防、住まい対策への取組

平成28年度 生活支援サービス検討、市医師会在宅医療サポートセンタ

ーとの連携

② 当 該 施 策 の 背景

課題:

- ・高齢化率が高い。
- ・市域が広い。
- ・総人口が減少していく。少子高齢化)
- ・在宅医療提供医師が限られている。
- ・訪問看護ステーションが公設である。等

誰がいつ頃から:

愛知県と本市が平成26年度から

なぜ取り組みを考えたか:

医療資源が限られているため、在宅医療提供体制を確保するためには、 日常的な医療処置を公設である訪問看護ステーションが担うことで、在 宅医療が可能な体制がとれると考えたため。

(2) 当該施策の関係者・関係組織とそれぞれの役割

①初期段階(企画・計画~活動準備の時期)

	関係者・関係組織	役割	
自治体	新城市役所	■企画・提案 ■協力要請・働きかけ ■事務的サポート ■情報提供 □推進組織への参画 □その他 (具体的な内容) 関係各課に市の資源把握(人口、高齢化率、介護認定率、医療・介護資源、訪問看護ステーションの実態等)のためデータ提供してもらう。	
	新城市医師会	医療情報の提供、会議委員。	
民間 企業等	新城市地域包括支援 センター	介護情報の提供、会議委員。	
	歯科・薬	情報提供、会議委員。	
その他	地域自治区	協力依頼、意見聴取。	

②現時点

	関係者・関係組織	役割	
自治体	新城市役所	■企画・提案 ■協力要請・働きかけ ■事務的サポート ■情報提供 ■推進組織への参画 (具体的な内容) 担当課で企画・計画し、関係部署や関係機関等に協力要請、また、他部署へ情報提供し関係会議等への参画もしている。	
早期	3師会	各会議の委員、情報提供。	
民間 企業等	新城市地域包括支援 センター	地域ケア会議の開催、各会議の委員、情報提供。	
7. 114	地域自治区	互助への取り組み。	
その他	民生委員協議会	生活支援体制に関する情報共有や支援体制の協力。	

(3) 活用した事業リソースについて

電子@連絡帳導入:

看護師がタブレット端末を持ち、電子@連絡帳システムに患者情報を入力し管理 する。また、その情報を関係者が共有する。

(4) これまでの成果と今後の予定

①当該施策に	・医療職・介護職など多職種で話し合える関係ができた。
取組む際に期	・電子@連絡帳システム導入により、多職種での情報共有が円滑になっ
待した成果	た。
と、それに対	・ 地域包括ケアシステムへの理解が少しずつではあるが住民に広まっ
する現在の実	た。
現度・満足度	
②当該施策に	地域包括ケアシステムの概念が抽象的で、庁内をはじめ関係機関・団
取組む際に障	体に何をどうどこまでを対象としどう進めるか、そのためにどのような
害になった点	役割を担って頂くかの説明が難しく理解してもらうのが困難であった。
や困難だった	その都度、理解が得られるよう話し合いをした。
点等	
③残された課	・より医師会との関係性を良好にするための努力が必要であると感じ
題や新たに発	ている。
生した課題	・自助・互助についても継続性と組織化については、課題が多い。
④ これまでの	人生において自己決定が可能になるよう様々な場面で選択(医療体
成果等を踏ま	制、介護との連携、住まい等)できる体制を整える。また、自分の人生
えた今後の活	を自分で生きる自覚を持つため、介護予防、生活支援における担い手側・
動予定	支えられ側、住まい方等を含む終活に向けての活動が重要になると考え
	ている。

(ヒアリング先)

新城市役所健康福祉部福祉介護課地域包括ケア推進室

事例 11. 愛知県田原市

取組み	顔のみえる関係づくりをはじめとした推進体制整備			
	総人口	62,515人 認定者数(第1 2,330人		
基礎			号)	[13. 9%]
データ	65 歳以上人口	16, 781 人	第7期介護保険料	4,871 円
		[26.7%]		

(1) 取組施策について

① 施 策	・後述の「②現時点」を参照。平成 26 年からは「連絡会議の開催」。
の概要	
② 当 該	平成 26 年 1 月以降、「地域包括ケアシステム構築に向けた提言」のとりま
施策の	とめを受けて、課内で愛知県地域包括ケアモデル事業の活用を検討し始めた。
背景	

(2) 当該施策の関係者・関係組織とそれぞれの役割

①初期段階(企画・計画~活動準備の時期)

	関係者・関係組織	役割	
自治体	・高齢者福祉課 ・福祉専門学校、消防 課、保健所、県担当 課	■企画・提案 ■協力要請・働きかけ □事務的サポート □情報提供 ■推進組織への参画 (具体的な内容) 高齢者福祉課: 企画・提案、協力 医療介護連携推進 福祉専門学校、消防課 推進組織への参画 上記協議会への出	□関係機関・団体等との調整 □行政リソースの提供(公共施設利用許可や補助金支給等) □その他 要請・働きかけ。 協議会の開催。 、保健所、県担当課:
民間	医師会		
企業等	歯科医師会		
止未守	薬剤師会	医索介菲油堆堆准边蒜	今への出席
	介護保険関係事業者	■ 医療介護連携推進協議会への出席■ □	
その他	社会福祉協議会		
	老人クラブ		

	関係者・関係組織	役割		
自治体	・高齢福祉課 ・福祉専門学校、消防 課、保健所、県担当 課	■企画・提案 ■協力要請・働きかけ □事務的サポート □情報提供 ■推進組織への参画 □その他 (具体的な内容) 高齢福祉課: 企画・提案、協力要請・働きかけ。 福祉専門学校、消防課、保健所、県担当課: 推進組織への参画。 ・初期段階の協議会を地域包括ケア推進協議会としま っで援いる。 ・初期段階の協議会を地域包括ケア推進協議会としま っで表す。 ・初期段階の協議会を地域包括ケア推進協議会としま を選ぶ会)を開催。		
民間 企業等	医師会 歯科医師会 薬剤師会			
その他	介護保険関係事業者 社会福祉協議会 老人クラブ 民生委員、松崎病院、 福祉村病院、渥美病院	地域包括推進協議会の出席(3部会からの報告を受けるとともにシステム全体に係る課題の協議)		

(3) 活用した事業リソースについて

在宅医療・介護連携推進事業(7,782 千円):

• 会議出席

• 講師謝礼

• 研修旅費

- ・印刷(介護・医療マップ、講演会ポスターなど)
- ・サポートセンター運営委託費・研修会負担金

(4) これまでの成果と今後の予定

①当該施策に	期待:
取組む際に期	「医療・介護・予防・生活支援・住まい」を切れ目なく、一体的に
待した成果と、	提供する地域包括ケアシステムの構築に向けて、3部会、介護保険
それに対する	事業者などの関係者と一体となって取り組む。
現在の実現度・	現況:
満足度	市民向け講演会や出前講座などにより、在宅医療や地域包括ケアに
	ついて啓発を行った。認知症施策として設置した初期集中支援チー
	ムを関係機関に周知することで早期対応を行った。
②当該施策に	・高齢者のみではなく、地域共生社会について周知できていない。
取組む際に障	・庁舎内の担当課を集めた地域包括ケア推進庁内ワーキング会議の開
害になった点	催。
や困難だった	
点等	
③残された課	・地域包括ケアの周知の継続。
題や新たに発	・互助の充実をどう図るか。低所得者が増加する中、自助がどこまで行
生した課題	えるか。住民参加のきっかけづくりを促していく。

④これまでの 成果等を踏ま えた今後の活 動予定

- 生活支援体制整備事業の充実
- ・介護予防推進の担い手の養成 など

(ヒアリング先) 田原市役所

事例 12. 三重県桑名市

取組み	縦割りの地域支援を見直し見守り体制強化			
	総人口 142,791 人 認定者数 (第1 4,998 人[3.5%]			
基礎			号)	
データ	65 歳以上人口	36, 553 人	第7期介護保険料	5,542 円
		[25.6%]		

(2019年3月末現在)

(1) 取組施策について

① 施 策	事業名:	
の概要	地域共生社会に向けた見守り協力	
	事業の概要:	
	・公民連携(PPP)により、支援が必要な高齢者・障害者・子ども・子育て	
	家庭等を早期に発見して適切な支援に結び付ける。	
	・「地域共生社会に向けた見守り協力」に協賛いただいた民間企業等には、	
	日常業務を通じて気づいた支援を必要とする人の異変を通報し、通報を	
	受けた際には、適切な支援を行うことを目的としている。	
② 当 該	・平成20年1月以降、本市内の13地区において、民生委員、自治会長、老	
施策の	人クラブ等の協力を得て、「高齢者見守りネットワーク」を立ち上げたこと	
背景	をきっかけとして、見守りを実施してきた。	
	・しかし、近年では育児と介護と同時に直面する世帯があるなど、地域生活	
	における課題は多様化・複雑化しており、分野・対象者別の縦割りの地域支	
	援を見直し、地域住民を中心としたすべての関係者が「我が事」として「ま	
	るごと」対応できる地域共生社会を目指す必要がある、と考えたため。	

(2) 当該施策の関係者・関係組織とそれぞれの役割

①初期段階(企画・計画~活動準備の時期)

	関係者・関係組織		役割
自治体	介護予防支援室 及び 地域包括支援センター	□企画・提案 ■協力要請・働きかけ □事務的サポート □情報提供 □推進組織への参画	□関係機関・団体等との調整 □行政リソースの提供(公共施 設利用許可や補助金支給等) □その他
			ける民間事業者 (宅配弁当、新聞 各戸を訪問する事業を行うもの) た。

	関係者・関係組織	役割		
自治体	介護予防支援室 及び 地域包括支援センタ ー	□企画・提案 ■協力要請・働きかけ □事務的サポート □情報提供 □推進組織への参画 (具体的な内容) ・本協定に協賛いただ ・通報を受けた際の支:	□関係機関・団体等との調整 □行政リソースの提供(公共施設利用許可や補助金支給等) ■その他 ぱる事業所への協力要請。 援。	
民間 企業等	各戸を訪問する事業 を行うもの		応答がない」など、高齢者・障害などの異変に気付いた際に通報	

(3) 活用した事業リソースについて

特になし (見守り協定に基づく事業者の対応)

(4) これまでの成果と今後の予定

(1) = 1001 010	MAC 1 K 1 1 K
①当該施策に	・民間事業者との協定締結後、多くの情報が寄せられたことから、本事
取組む際に期	業の効果が発揮されているものと思われる。
待した成果	
と、それに対	
する現在の実	
現度・満足度	
②当該施策に	特になし
取組む際に障	
害になった点	
や困難だった	
点等	
③残された課	特になし
題や新たに発	
生した課題	
④ これまでの	・各地区で「地域共生社会に向けた見守り協力」に関する協定を締結す
成果等を踏ま	ることで、支援が必要な高齢者・障害者・子ども・子育て家庭等を早
えた今後の活	期に発見し、適切な支援に結び付ける。
動予定	・日常の事業を通じて気づいた高齢者・障害者・子ども・子育て家庭等
	の異変を通報していただくなどの協定について、公民連携推進の観点
	からも、地域の民間事業者等との協定締結を推進する。

(ヒアリング先)

桑名市 保健福祉部 介護高齢課 介護予防支援室

事例 13. 三重県いなべ市

取組み	住民がリーダーとなり住民主体の介護予防の取組みを推進			
基礎	総人口 43,743 人 認定者数 (第 1 1,899 人			
データ	号) [15.5%]		[15. 5%]	
アーダ	65 歳以上人口	12,223 人[27.9%]	第7期介護保険料	6,050 円

(1) 取組施策について

(1) 取組施	「策について
① 施 策	健康増進事業及び介護予防事業とし実施
の概要	・健康増進事業として平成 14 年度から、体育館などでストレッチ体操、ウ
	ォーキング、ボール運動を週2回、1回2時間程度の運動を実施。平成
	15年12月いなべ市に合併後は、旧4町で実施展開。現在も事業継続中。
	・介護予防事業として平成 19 年度から、地域の集会所に専門コーディネー
	ターが出向きストレッチ体操、ウォーキング、ボール運動を週2回、1回
	90 分、6 か月間実施。
	平成 20 年 10 月から集会所コース終了後に参加された方が自ら介護予防
	事業を継続実施できるよう 30 回以上参加された方に元気リーダー (指導
	者) になってもらい、引き続き集会所等でストレッチ体操、ウォーキング
	などを実施。現在、84か所・元気リーダー862名となっている。
② 当 該	・健康増進事業の取組は、市合併まえの大安町では一人当たりの老人医療費
施策の	が県内で最も高い素水準であり、医療費の削減と住民の健康づくりに対す
背景	る早期対策として実施。
	・また、体育館での事業実施は、参加者が施設近隣の方や自動車で来られる
	方に偏り、参加者数が思うように伸びない状況が生じた。そこで、来ても
	らうのでなくこちらから地域に出かけていくという出前型を実施すること
	にした。これが平成 19 年度から実施した集会所コースである。
	・出前型の集会所コースも 6 か月間と決め、その後は住民主体の事業展開と
	なる計画としていたが、思うように実施地区が増えなかった。
	・住民主体のコースを増やすため、元気リーダーコースを新設した。また、住
	民主体へとスムーズに移行できるよう専門コーディネーターを養成し、さ
	さやかな介入を行っている。

(2) 当該施策の関係者・関係組織とそれぞれの役割

①初期段階(企画・計画~活動準備の時期)

	関係者・関係組織	役割		
		□企画・提案	■関係機関・団体等との調整	
	• 介護予防事業	■協力要請・働きかけ	■行政リソースの提供(公共施	
	福祉部	□事務的サポート	設利用許可や補助金支給等)	
	長寿福祉課	■情報提供	■その他	
自治体		□推進組織への参画		
	• 健康増進事業	(具体的な内容)		
	健康子ども部	行政・民間事業者の役	设割を決めて事業実施。 PDCA サ	
	健康推進課	イクルで事業のシステ	ム化を実施。自治会への事業説	
		明および実施依頼。		
民間	(一社) 元気クラブい	・PDCA サイクルの中心的となりシステム化及び全国		
事業者	なべ	に事業普及を実施。		
等		・いなべ市ブランドの一つとして他市町村への一部波		
		及等のブラッシュアップ事業を実施。		

②現時点

	関係者・関係組織	役割		
自治体	・介護予防事業 福祉部 長寿福祉課 ・健康増進事業 健康子ども部 健康推進課	□企画・提案 ■協力要請・働きかけ □事務的サポート ■情報提供 ■推進組織への参画 (具体的な内容) 元気リーダーコースの継続、(一社)元気づくり大学とシステムの実施市町(6市町)との連携及び情報共有PDCAサイクルによる事業評価。地域包括ケアシステムでの事業の役割分析。		
民間	(一社)元気クラブい 元気リーダーの養成及びフォロー・事業実施、総 なべ 気づくりシステムの運用管理。			
企業等	二年べくりょって 1 の答理フェロー (辛煙ル)		コーディネーター養成。全国普	
その他	元気づくりシステム 実施自治体	実施者(2市4町)と	して交流、連携、情報共有。	

(3) 活用した事業リソースについて

- ・健康増進事業として元気クラブいなべに委託 事業費 19,000,000 円 市単独事業として実施(市負担 100%)
- ・介護予防事業として元気クラブいなべに委託 事業費 49,999,680 円 介護保険 地域支援事業 一般介護予防事業として実施(市負担 12.5%)

(4) これまでの成果と今後の予定

①当該施策に 取組む際に期 待した成果 と、3現在の 現度・満足 現度・満足度

- ・介護予防事業として、市内全地区(約100か所)の集会所で住民主体の元気リーダーコースの実施を計画し、現在84か所で実施されている。元気リーダーは、862名・平成29年度延べ参加者数は55,376人となっておりいずれも増加している。
- ・元気づくりシステム参加者(n=624)にアンケート実施を実施した。 ①活動を通じて健康になったと感じている方は、67%、②活動を通じて友達や地域との付き合いは、活性化したと感じている方は、78.5%、今後も活動を続けたい方は、75.8%、受診回数が2割の方は減少したと感じている。また、元気づくりシステムの活動以外に、地域活動(子育て支援・互助の見守り・災害時の相互支援・防犯活動等)発生へも転換している。このようなことは、地域づくり・まちづくりへと発展していると実感している。
- ・当事業は、専門コーディネーターによるところが大きく、他の実施自 治体でも実証されており、実施自治体(2市4町)と情報共有や意見 交換会を実施している。

②当該施策に 取組む際に障 害になった点 や困難だった 点等

- ・住民主体の元気リーダーコースを実施し、今年度で 10 年目となり元 気リーダーコースの継続について課題となっている。
- ・更に継続ができるよう、3か月間(1か月から3か月の間)のフォローアップコースを設け、新しい住民の参加や地域での介護予防事業や集いの場となる仕組を追加実施している。フォローアップコースの実施内容は、専門コーディネーターによりプログラムを作成し実施している。
- ・元気づくり大学から提案されている(ささやかな介入)プロファイリング等(見える化)の充実。システムの鍵を握る専門コーディネーターによるささやかな介入についても、元気づくり大学の協力を得て、プロファイリング(見える化)等の一層の充実化が求められている。

③残された課題や新たに発生した課題

・いなべ市内未実施の地域での事業実施。

④これまでの 成果等を踏ま えた今後の活 動予定

- ・地域のマンパワーを活かした健康づくり事業を行政内各部署と連携しながら地域と地域に根差す地域コミュニティ活動として、地域コミュニティの拡大につなげていく事業として展開していく。このことを実施事業者・関係団体と協働により進める。
- ・またシステムの品質管理を担う元気づくり大学とシステム導入市町村 が連携することで、「極めてささやかな介入」で、サステナブルな共助 活動を実現していき、結果として市民の元気で幸せに生きるための自 己制御(自助)意識が年々深まっていくように、更なる実証研究に努 める。

(ヒアリング先)

いなべ市役所 福祉部 長寿福祉課

* (一社) 元気づくり大学同席ヒアリング

事例 14. 奈良県五條市

取組み	地域で暮らし続けるための仕組みづくり			
	総人口 30,846 人 認定者数(第1 2,448 人			
基礎			号)	[22. 3%]
データ	65 歳以上人口	10,977 人	第7期介護保険料	6,450円
		[35.6%]		

(1) 取組施策について

① 施 策 取組事業:おおとう元気会議

の概要 取組概要:

おおとう元気会議では、「大塔町で暮らし続けるための仕組みづくり」や 生活課題の解決に向けた検討と実行を目的に実施しています。

- ・平成24年10月 第1回地域検討会(仮称)
- ・平成25年2月 第2回地域検討会 検討会メンバー
 - 大塔町自治連合会
- 大塔地区民生児童連絡協議会
- ・大塔町福祉ふれあいの会
- ・(財) 大塔ふる里センター
- 郵便局
- 五條市社会福祉協議会
- 奈良県吉野保健所
- ・奈良県長寿社会課
- 五條市大塔診療所
- 五條市大塔支所

など13の団体・事業所、県・市の関係機関が集まりました。

- ・生活アンケート調査の実施(平成 24 年 11 月~12 月) 40 歳以上の大塔町民 338 名(平成 24 年 9 月 1 日現在)の内、入 院・入所者、市外居住者を除く 265 名を対象に、訪問による聞き 取り調査を実施して、大塔町の課題把握を行った。
- ・平成25年4月 第1回おおとう元気会議(年3回の会議開催)
- その後、大塔地域の課題解決に向けた検討を会議で行っています。
- ・また、検討内容に応じて五條市消防署大塔分署・大塔駐在所・森林組合・移動販売車(吉野ストア)等が加わって検討を進めています。

② 当 該施 策 の背景

平成 23 年 9 月の台風 12 号災害により、五條市大塔町は大きな被害に遭い、福祉サービスの拠点も使用不能の状況、日用品販売の店舗も閉店、多くの住民が子供たちの家や仮設住宅に移り住む状況となっていた時期に、地域包括支援センターの保健師が、被災者や、今回被災はしていない地域を廻り、接する中で感じた保健師の思いとして

大塔町で「可能な限り、住み慣れた地域で住み続けたい」と願う住 民のために何ができるのか?住民は、何を望んでいるのか?地域で 自立した生活を続けるためには何が必要なのか?

と考えていた時に下記のきっかけがあった。

きっかけ(1)

奈良県長寿社会課主催の「山間地域に必要なサービスのあり方について」の意見交換会が五條市大塔町で開催され、この時に出席した上記の保健師が提案した「ご近所見守りネットワークの構築と生活支援」が、「中山間地域の地域包括ケアシステム構築モデル事業」として県から支援していただけることになった。

きっかけ②

奈良県立大学地域創造学部 古山准教授の支援 仮設住宅での支援活動に参加していた古山先生からの支援が受けられ ることになった。

きっかけ③

五條市と五條市内郵便局との相互連携協定が結ばれる(平成 25,3)

「ご近所見守りネットワーク」への協力が郵便局からも得られることになった。

これらの出来事が重なり、県のモデル事業として、地域で暮らし続けるための仕組みづくりを検討する「おおとう元気会議」の取組みがはじまりました。

(2) 当該施策の関係者・関係組織とそれぞれの役割

①初期段階(企画・計画~活動準備の時期)

	関係者・関係組織	役割		
	介護福祉課 地域包括支援セン ター 保健福祉センター	■企画・提案■協力要請・働きかけ事務的サポート■情報提供■推進組織への参画	■関係機関・団体等との調整 ■行政リソースの提供(公共施設利用許可や補助金支給等) □その他	
自治体	奈良県長寿社会課 高齢者地域生活支 援係 奈良県立大学 古山准教授	(具体的な内容) 三者がおおとう元気会議の開催及び今後大塔町での地域包括ケアシステム構築に必要な事柄や①の内容について古山先生や県担当課と協議を重ねた。 県のモデル事業として古山先生の謝金やアンケート調査など会議開催に必要な費用を負担して頂いた。		
日間	郵便局	会議の参加・意見交換	・郵便配達時の声かけ。	
民間 企業等	大塔ふる里センター	会議の参加・意見交換	・買い物支援時の見守り。	
企未守	社会福祉協議会	会議の参加・意見交換・アンケート調査協力。		
	自治連合会	会議の参加・意見交換	・地域での見守り。	
7-0/14	民生児童委員	会議の参加・意見交換	・地域での見守り。	
その他	大塔ふれあいの会	会議の参加・意見交換	・地域での見守り。	
	消防署	会議の参加・意見交換	・地域で顔見知りの関係作り。	

②現時点

少处时点			
	関係者・関係組織	役割	
自治体	介護福祉課 長寿係 地域包括支援セン ター 西吉野・大塔在宅 介護支援センター 保健福祉センター	会議の内容検討及び進行 しており、大塔町で暮ら	■関係機関・団体等との調整 □行政リソースの提供(公共施設利用許可や補助金支給等)□その他 め上記を主に長寿係が行うが、 丁等は、課内で検討しながら実施し続けるために必要な課題につき決に向け検討を行える体制を作
	五條市 保健福祉センター	地域住民の健康をサポートする立場から住民の健康 管理への支援を提供する。	
	郵便局	会議の参加・意見交換	・郵便配達時の声かけ。
民間	大塔ふる里センター	会議の参加・意見交換	・見守り。
企業等	社会福祉協議会	会議の参加・意見交換。	
	吉野ストア	会議の参加・意見交換・移動販売時に見守り。	
その他	自治連合会	会議の参加・意見交換	・地域での見守り。

民生児童委員	会議の参加・意見交換・地域での見守り。
大塔ふれあいの会	会議の参加・意見交換・地域での見守り。
消防署	会議の参加・意見交換・地域で顔見知りの関係作り。

(3) 活用した事業リソースについて

当初:奈良県モデル事業「中山間地域の地域包括ケアシステム構築モデル事業」 平成27年より 地域支援事業費 により支出

(4) これまでの成果と今後の予定

①当該施策に	おおとう地域のご近所見守りネットワークについての仕組みづくり
取組む際に期	は達成しており、各団体が活動を進めている。
待した成果と、	
それに対する	
現在の実現度・	
満足度	
②当該施策に	従来より地域活動により地域の団体や民間事業所との連携があった
取組む際に障	ため、特に困難になった点はありませんでした。庁舎内の担当課を集め
害になった点	た地域包括ケア推進庁内ワーキング会議の開催。
や困難だった	
点等	
③残された課	山間地域の過疎化、高齢化による生活支援等の様々な課題はまだまだ
題や新たに発	あるため、ひとつひとつ解決に向けて検討が必要。
生した課題	また、地域で支える住民の超高齢化が進み、また社会資源も減少して
	いく現状があり、直ぐに解決に結びつかない場合も出てきている。
	担当する職員の異動などにより、当初の様な動きが出来なくなってい
	る。
④ これまでの	おおとう地域での「おおとう元気会議」が持つ意義は住民の皆さんや
成果等を踏ま	関係団体、機関にとっても確立したものになっているため、この会議を
えた今後の活	今後も活用して、大塔地域での地域包括ケアシステムの構築"大塔地域
動予定	で暮らし続けるための仕組みづくり"に向けて検討と実行を進めていき
	たいと考えている。

(ヒアリング先)

奈良県五條市役所 介護福祉課 地域包括支援センター

事例 15. 鳥取県南部町

取組み	住民が運営する地域の居場所づくり			
基礎	総人口	10,920 人	認定者数(第2号 含)	708 人[18.1%]
データ	65 歳以上人口	3,905 人[35.8%]	第7期介護保険料	5,917 円

(1) 取組施策について

① 施 策 事業名:地域コミュニティホーム「西町 (にしまち)の郷 (さと)」

の概要 運営主体:

東西町地域振興協議会

事業内容:

地域住民が主体となって、住み慣れた地域の中で日中の居場所・短期間の宿泊・長期的な住まいとして利用することができるコミュニティホームを運営している。運営は地域住民がボランティアで行い、建物は既存の民家を借り受けるなど、コストを抑えることで利用者の負担を軽減している。

- ①日中の居場所(利用料 300 円/日、月・水・金、10 時~16 時、昼 食実費 300 円・ボランティアによる送迎有(送迎負担金 100 円))
- ②短期間の宿泊(1 泊 2,000 円、18 時~翌 9 時、食事は自己負担・ 送迎有)
- ③ 長期間の住まい(サポート員が常駐、家賃は要相談)

取組開始時期:

平成24年5月 プロジェクトチームを発足

平成25年6月 開所

② 当 該 施 策 の 背景

東西町地区は昭和44年に宅地造成が開始された地域で、育った子どもが都会等に出て行き、一人暮らし・高齢者のみの世帯が増加しているという地域課題があった。住民自身による安全安心なまちづくりや地域課題を解決するため、平成19年に南部町内を7つの振興区に分け、地域振興協議会を設置し、東西町地区に「東西町地域振興協議会」が発足した。

平成 21 年に地域福祉力向上事業のモデル事業として支え愛マップを作成し、地域全体で見守り活動に取り組んできた中で見えてきた地域課題として、「要介護状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域で暮らしていきたい。」というニーズがあることがわかった。

平成 24 年度から 3 年間の予定で始まった、鳥取型地域生活支援システムモデル事業(地域コミュニティホーム)を利用し、行政・社会福祉協議会・地域住民の代表で構成したプロジェクトチームを結成し、約 1 年間かけて住民のニーズにあった事業になるよう検討を重ねた。

(2) 当該施策の関係者・関係組織とそれぞれの役割

①初期段階(企画・計画~活動準備の時期)

	関係者・関係組織	役割		
白沙体	健事运动部	□企画・提案 ■協力要請・働きかけ ■事務的サポート ■情報提供 ■推進組織への参画	■関係機関・団体等との調整 ■行政リソースの提供(補助金 支給等) □その他	
自治体 健康福祉課		(具体的な内容) ・プロジェクトチームへの参加。 ・施設改修の提案。 ・鳥取県支え愛体制づくり補助金及び鳥取型地域生活 支援システムモデル事業補助金の申請手続き等。		

民間企業等	東西町地域振興協議会 会長、福祉部長(プロジェクトリーダー、福祉部員2名、 民生委員1名	・プロジェクトチームの発足・主導。 ・該当施設の探索から決定まで。 ・ホームヘルパー2級(現:介護職員初任者研修)取得受講者の募集等によるスタッフの強化。 ・利用者、ボランティアのニーズ・シーズ調査の実施。
その他	社会福祉協議会	プロジェクトチームへの参加。

	関係者・関係組織	役割		
自治体	健康福祉課 南部地域包括支援センター	□企画・提案 ■協力要請・働きかけ ■行政リソースの提供(補助金□事務的サポート 支給等) ■情報提供 □その他 ■推進組織への参画 (具体的な内容) 利用希望者情報の提供・施設運営委員。		
民間企業等	東西町地域振興協議会 協議会長1名、協議会事務局員2名、協議会会計担当2名、事業統括1名(福祉部長)、施設長1名(民生委員)、サポート員11名、送迎ボランティア13名	・施設運営をするためのボランティアスタッフの維持。・利用者のバイタルチェックによる病気の早期発見や「いきいき 100 歳体操」による健康維持活動の実施。		
その他	社会福祉協議会	・サロン等の情報の提供やアドバイス。		

(3) 活用した事業リソースについて

建物については既存の民家を借り受け、平成 24 年度から 26 年度は鳥取型地域生活支援システムモデル事業(地域コミュニティホーム)を活用し、施設改修費 1,000 万、運営費 200 万円/年の補助を受ける。(補助率は鳥取県 2/3、南部町 1/3)

平成27年度からは南部町地域生活支援体制づくり補助金(補助率は南部町10/10、上限100万円)を活用している。

(4) これまでの成果と今後の予定

①当該施策に 取組む際に期 待した成果と、 それに対する 現在の実現度・ 満足度 介護保険の認定を受けている、受けていないに関係なく利用できるため、介護保険費用がある程度、抑制できていると考える。

利用時は昼食や、入浴する(全員では無いが)ことで、健康になり通院や入院から回避できて医療費の抑制が出来ていると考える。

昼食の準備や配膳も利用者が率先して行っており、にぎやかに食卓を 囲むことで認知症予防も期待できる。

サポート員や送迎ボランティアも地域に貢献することで生きがいが 持てるようになった。

開所して5年経った現在でも、1日平均7名程度の利用がある。

②当該施策に取組む際に障害になった点や困難だった	ランニングコストを低くするため、借り受ける民家の家賃が安価また は不要な民家を選定することに時間がかかったが、家主の本事業のご理 解により、家賃不要で借りる事ができた。
点等	
③残された課	当初想定していた短期宿泊や長期的な住まいとしての利用はまだな
題や新たに発	٧٠°
生した課題	ほとんどの地域住民は地区内に自宅(持家)があるため、自宅を手放
	し、コミュニティホームに住み家賃を払うということは現実的に難しい
	のではないかと考える。
	南部町全体で1か所しか開所出来ていないことが今後の課題である。
④これまでの	男性の利用が少ないので、男性が集まることのできる場所づくり。
成果等を踏ま	
えた今後の活	
動予定	

(ヒアリング先)

鳥取県南部町 健康福祉課

事例 16. 岡山県奈義町

取組み	高齢男性に焦点をあてた取組み				
基礎	総人口 5,903 人 認定者数(第1 334人[16.4%] 号)				
データ	65 歳以上人口	2,034 人[34.2%]	第7期介護保険料	6,700円	

(1) 取組施策について

施策の概要

「ちょいワルじいさんプロジェクト」

高齢男性は女性に比べて介護・予防サービス等の社会資源の利用を好まない傾向があるとの指摘があるが、本町においても同様の傾向があり、高齢男性の引きこもりや気晴らしの飲酒による健康阻害、同居家族への依存などにつながっている。

そこで、地方創生推進交付金事業「稼ぐ力で自立する、自然とアートの『生涯 "総"活躍のまち』づくり」において、高齢男性特有の課題の解決に向け、当事者である高齢男性による、独自のプログラムづくりや働きかけ、居場所づくりなどに取り組むこととしたもの。

平成 28 年に検討、企画してメンバー (60~80 代の男性)を募集し、平成 29 年1 月に「第1回ちょいワルじいさん作戦会議」を開催。その後、月に1 回程度「作戦会議」を開催しながら、ミニイベント (囲碁ボール大会や高齢者 バンドの野外ライブ、昔の写真を見て語り合う「ちょいワルな同窓会」など)や日帰り温泉&カラオケ旅行などの企画・運営、居場所づくりの検討などを 行っている。

その際、取組の成果や課題を学術的に明らかにするため、CBPRの枠組みに基づくアクションリサーチの中に位置付けて実施している。

また、地域包括ケアの意義や楽しさを現場で感じてもらうために、医師・看護師・保健師・薬剤師・介護職等の専門職およびそれを目指す学生等を対象として開催している「奈義で地域とつながるセミナー」のプログラムの一つとして、本プロジェクトのイベントへのボランティア・スタッフとしての参加を組み込んでいる。

② 当 該 施 策 の 背景

以前から、支援や介護を要する状態となっても社会資源利用を好まないという高齢男性特有の傾向による、上記のような課題があり、同居家族の負担にもつながっているとの認識は、本町の地域包括ケアに関わる専門職の間で共有されており、地域ケア会議等でも課題とされていた。

その課題認識を踏まえ、平成21年から、奈義ファミリークリニックの医師らによる研究が実施され、町に対する施策提案なども行われた(論文「高齢男性の心理が社会的交流に与える影響ー質的手法による探究」)。その提案に基づく町事業が数年間は実施されたものの、人員不足などから十分な展開ができておらず、解決にはつながっていなかった。

そういった中、本町が平成28年度から、地方創生推進交付金事業「稼ぐ力で自立する、自然とアートの『生涯"総"活躍のまち』づくり」に取り組むに当たって、本町指定の地域再生推進法人「一般社団法人ナギカラ」に委託して事業を行うこととした。その際、当事者である高齢男性に参画してもらい、また一般社団法人ナギカラに所属するアーティスト(俳優兼介護福祉士)と連携するなど、新たな視点を加えて取り組むこととしたもの。

(2) 当該施策の関係者・関係組織とそれぞれの役割

①初期段階(企画・計画~活動準備の時期)

	関係者・関係組織		役割
自治体	こども・長寿課	□企画・提案	□関係機関・団体等との調整
	地域包括支援センタ	□協力要請・働きかけ	■行政リソースの提供(公共施

	_	□事務的サポート	設利用許可や補助金支給等)
		□情報提供	□その他
		■推進組織への参画	
		(具体的な内容)	
		委託事業として民間	の持つ専門性や発想力などを活
		かした内容となるよう、	初期段階は民間中心で企画・準
		備等を進めてもらった。	
	奈義町社会福祉協議		火事者(曜日)、の母もよりは
	会	企画・提案、情報提供、	当事者(町民)への働きかけ
	社会医療法人清風会		
民間	岡山家庭医療センタ		
	_	企画・提案、情報提供	
企業等	奈義ファミリークリ		
	ニック		
	一般社団法人ナギカ	企画・提案、運営(事務	 務局)、協力要請・働きかけ、関
	ラ	係機関・団体等との調整	整

が元時点				
	関係者・関係組織	役割		
自治体	こども・長寿課 地域包括支援センタ ー	■企画・提案 ■協力要請・働きかけ □事務的サポート ■情報提供 ■推進組織への参画 (具体的な内容) 現在は、町と民間の4者の共催事業として、町民の割面を得ながら取り組んでいる。		
民間企業等	奈義町社会福祉協議会 社会医療法人清風会 岡山家庭医療センタ 一 奈義ファミリークリ ニック	企画・提案、情報提供、協力要請・働きかけ、関係機関・ 団体等との調整		
	一般社団法人ナギカラ	企画・提案、運営(事務局)、協力要請・働きかけ、関係機関・団体等との調整		
その他	当事者(高齢男性)	企画・提案、情報提供、協力要請・働きかけ		

(3) 活用した事業リソースについて

地方創生推進交付金事業「稼ぐ力で自立する、自然とアートの『生涯 "総"活躍のまち』づくり」を、本町指定の地域再生推進法人「一般社団法人ナギカラ」に委託して実施している。

(4) これまでの成果と今後の予定

①当該施策に 本プロジェクトは、多職種の専門家やアーティストと、当事者である 取組む際に期 高齢男性が、協働して課題に取り組むことで、論文「高齢男性の心理が 待した成果と、 社会的交流に与える影響一質的手法による探究」で明らかにされた心理

それに対する 現在の実現度・ 満足度	的要因への働きかけや提言の実行、および、それ以外に新たに生まれる 企画・提案の実行を通して、社会的関わりが弱まってきている段階、お よび、それより手前の段階の高齢男性への働きかけを行い、社会的関わ りの維持・改善を図ることを目的としている。 CBPRの枠組みに基づくアクションリサーチが、まだ途中であるた め、本プロジェクトの成果について学術的・客観的に評価するには至っ ていない。
	しかし、専門家やアーティストと高齢男性による協働の取組は、双方 向性や平等性を担保しながら着実に進んでいる。 また、温泉やカラオケ・音楽、ゲーム、昔の写真などを介したコミュ ニケーションの場の構築や、若い世代や女性と「恥の感覚」を意識せず に交流できる場の構築など、関係性など心理的要因に配慮した場を、イ ベントという一時的な形ではあるが、創出することに成功している。
②当該施策に 取組む際に障 害になった点 や困難だった 点等	特になし(委託事業であることを活かし、民間の専門性に基づいた柔軟で機動的な企画・運営を、行政がサポートすることで、上手くいっていると考えている。)
③残された課 題や新たに発 生した課題	イベントによる場の創出を重ねた上で、そこから得られた知見に基づき、恒常的な居場所づくり(現時点では、ママがいるスナックのような居場所というアイディアが有力)や、男性の心理特性(寂しさとプライドなど)を理解した関わり方を専門職や周囲の人(家族や地域)が学べるプログラムの開発、視力・聴力・歩行・排尿問題などへの配慮を促すガイドラインの作成などにも取り組んでいきたい。
④これまでの 成果等を踏ま えた今後の活 動予定	引き続き、毎月の「ちょいワルじいさん作戦会議」をベースにしながら、イベントや居場所づくりに取り組んでいくとともに、上記のプログラム開発やガイドライン作成等にも、専門家が軸となる役割を果たしつつも、町民との協働で取り組んでいく予定である。 CBPRの枠組みに基づくアクションリサーチについても、複数年での研究を進め、本プロジェクトの意義を明らかにしていきたい。 さらには、こういった特徴的な取組を本町独自の強みとしてまちづくりの柱とし、本町の地方創生につなげていきたい。

(ヒアリング先)

奈義町役場 こども・長寿課 / まちづくり戦略室

事例 17. 広島県安芸太田町

取組み	住民主体の通いの場づくり				
基礎	総人口 6282 人 認定者数(第 1 776 人[24.7%] 号)				
データ	65 歳以上人口	3,105人[49.4%]	第7期介護保険料	6,300円	

(1) 取組施策について

① 施 策	・町立病院所属の療法士に、「住民主体の通いの場」への協力要請を行い、参
の概要	加者に対する個別アドバイスをしてもらう。平成 30 年度から協力要請を
	開始。
	(例:通いの場で「いきいき百歳体操」を実施するにあたり、療法士的に
	注意点などのワンポイントアドバイスをしてもらう)
	・町社会福祉協議会と協働:地域サロンの運営・支援(数十年前から)及び、
	地域支え合い事業の活用
	・町シルバー人材センターに、生活支援の一部の担い手として、住民個人と
	の契約ではあるが、社会資源の一部と位置付けている。
② 当 該	・平成29年度から、広島県のモデル事業を受け、「住民主体の通いの場」の
施策の	立上げに取り組んでいる。
背景	・背景:介護保険事業のデイサービスと既存の地域サロンしか社会資源が見
	当たらなく、地域サロンも世話人の高齢化によって、活動中止となる地域
	が増してきていた。そのような状況からも、身近に住民が集い、通う場の
	必要性が高まってきたことから取り組みを開始した。

(2) 当該施策の関係者・関係組織とそれぞれの役割

①初期段階(企画・計画~活動準備の時期)

	関係者・関係組織	役割	
自治体	福祉課 (保険者、地域包括 支援センター、生活 支援コーディネータ ー)	■企画・提案 ■協力要請・働きかけ ■事務的サポート □情報提供 □推進組織への参画 (具体的な内容) ・地域への種蒔き	■関係機関・団体等との調整 □行政リソースの提供(公共施設利用許可や補助金支給等) ■その他
民間 企業等	_		_
その他	町立病院	参加者へのアドバイス。	

	関係者・関係組織	役割		
自治体	福祉課 (保険者、地域包括 支援センター、生活 支援コーディネータ ー)	■企画・提案 ■協力要請・働きかけ ■事務的サポート □情報提供 □推進組織への参画 (具体的な内容) ・地域への種蒔き	■関係機関・団体等との調整 □行政リソースの提供(公共施設利用許可や補助金支給等) □その他	
民間 企業等	社会福祉協議会	住民からの希望と事業実施団体をつなぐ。		
	町立病院	参加者へのアドバイス。		
その他 シルバー人材センタ 住民からの希望と事業実施団体を		実施団体をつなぐ。		

(3) 活用した事業リソースについて

特になし。

(4) これまでの成果と今後の予定

(1) =100 007	次末 こ 7 夜の 17 左
①当該施策に	・現在、「住民主体の通いの場」は、町内で6個所活動中。
取組む際に期	
待した成果と、	
それに対する	
現在の実現度・	
満足度	
②当該施策に	・高齢者から「脚力の低下により、地域内の集会所へも出かけることが
取組む際に障	困難である」と言われることが多い。
害になった点	
や困難だった	
点等	
③残された課	・事業に取り組むための職員体制が十分ではない。
題や新たに発	
生した課題	
④ これまでの	・これからも地域への種蒔きは継続して実施していく。
成果等を踏ま	
えた今後の活	
動予定	

(ヒアリング先)

安芸太田町役場 福祉課

事例 18. 鹿児島県肝付町

取組み	地域住民が活躍できる生活支援を実施										
基礎	総人口	15,533 人	認定者数(第1	1,472人							
			号)	[23. 5%]							
データ	65 歳以上人口	6,256 人[40.3%]	第7期介護保険料	6,500円							

(1) 取組施策について

()	
① 施 策	社会福祉協議会:
の概要	日常生活圏域(小学校区)での地域活動を実施している住民との対話か
	ら、おかずの配食サービス(週1回)・地域クラブ(月2回)の運営を有
	償ボランティア・無償ボランティアを組み合わせて実施。
	シルバー人材センター:
	生活支援を行うサポーターの育成を経て、訪問支援サービス (掃除・洗濯
	サービス) と「いただきます倶楽部」という月1回のサポーターの現任教
	育(コミュニケーション・健康管理)を兼ねた調理実習サロンの実施。
② 当 該	・配食サービスを実施している地域は介護事業所がないが地域活動が盛んで
施策の	あったため、生活支援コーディネーターを中心に保健師・主任介護支援専
背景	門員が介入し、1年間の語り合いや実証的な取り組みを経て配食サービス
	の収益内で運営する仕組みを作った。
	・町内では国民年金が主流で低所得の元気な高齢者は収入を得る必要がある
	ため、シルバー人材センターでの取り組みを模索。サポーターの養成から
	事業化となる。

(2) 当該施策の関係者・関係組織とそれぞれの役割

①初期段階(企画・計画~活動準備の時期)

	関係者・関係組織		役割		
自治体	地域包括支援センター	□企画・提案 □協力要請・働きかけ □事務的サポート □情報提供 □推進組織への参画 (具体的な内容) ・生活支援体制構築事業・補助金活用(備品購	■関係機関・団体等との調整 ■行政リソースの提供(公共施設利用許可や補助金支給等)□その他 業の委託(人件費等の支援) 入・視察研修等)		
早期	社会福祉協議会	実施主体			
民間 企業等	シルバー人材センタ ー	実施主体			

②現時点

	関係者・関係組織		役割			
自治体	地域包括支援センター	□企画・提案 □協力要請・働きかけ ■事務的サポート □情報提供 □推進組織への参画 (具体的な内容) 実施運営上のサポート	□関係機関・団体等との調整 □行政リソースの提供(公共施 設利用許可や補助金支給等) □その他			
日田	社会福祉協議会	実施主体				
民間企業等	シルバー人材センタ	実施主体				

(3) 活用した事業リソースについて

・社会福祉協議会の取り組み 高齢者生きがい促進事業 1,000,000 円 備品購入等

(4) これまでの成果と今後の予定

①当該施策に	社会福祉協議会:
取組む際に期	地域の支えあい活動のモデルとしての取り組みとして定着。地域住
待した成果と、	民活動ならでは地域の見守り活動へつながっている。
それに対する	シルバー人材センター:
現在の実現度・	現在活動が始まったばかりで、実際にコーディネートする側の戸惑
満足度	いも見られる。
	(ヘルパーさんと違って細かな助言が必要)
②当該施策に	時間をかけて目的を共有したり、問題を協議しながら解決するなど時
取組む際に障	間をかける必要がある。
害になった点	
や困難だった	
点等	
③残された課	現状では特にない。
題や新たに発	
生した課題	
④ これまでの	地域での配食サービスはやりたいという方たちの勉強会が始まって
成果等を踏ま	いるがムリなくできる範囲でできる方法を一緒に模索していく。
えた今後の活	
動予定	

(ヒアリング先)

肝付町福祉課包括支援係

(3) 1次調査結果

1 次	大 2 次 3 次 人口 協働テーマ			人口	協	場動テー	7		体制	
	調査		通番	市区町村	条件:1万~ 10万人程度	生活 支援	総合事業	地域 づくり	取り組みの概要	協働事業者
0			1	北海道網走市	38, 052 (H25, 3)			0	◆住民主体の介護予防、地域密着・分散型施設 配置での地域包括ケアの充実 〇住民主体の介護予防事業 (高齢者生きがいづ くり拠点の運営、市内全域に展開(13ヵ所)。 生き生きデイサービス(3か所)) ○網走高齢者介護勉強会の立ち上げ(事業者側 の提案) ・50床の増床枠を「地域密着型特養」として地 域に分散配置	○拠点の立ち上げ期は行政が支援 ○勉強会メンバー:網走市(福祉部 長、介護保険係長、建築係長)、 事業者(福祉協会、商工業者、建 築業者、GH 経営者)
0	0		2	北海道足寄町	6, 794 (H30. 6. 末)		0		◆町内資源を活用した医・介・保健・福祉の連携システム ○行政主導 ○要介護状態の高齢者が住み続ける町:地域の 医療機能の強化(医療機関の役割分担)、ワンストップ相談室での退院支援強化など、循環型システムによる多様な高齢者の状態に対応	○医療機関:国保病院、慢性期医療機関、無床診療所 ○総合支援相談室:地域資源の包括 的把握 ○循環型システム:GH、生活支援長 屋、小規模多機能生活介護施設、 地域交流施設
0			3	秋田県湯沢市	45, 700 (H30. 6. 末)	0			◆地域ケア会議を活用した生活・介護支援、介護予防、認知症サボーター育成と地域活性化 ○高い高齢化率、地域力の低下、制度の隙間の住民などの課題を市全体の課題と位置づけ、対応の実施責任者を「市」として「地域ケア介護」を運営	・市内4ヵ所の在宅介護支援センターを地域包括支援センターのブランチとしてケア会議を運営
0			4	岩手県石巻市	145, 167 (H30. 6. 末)			0	◆H27.5 に「石巻市まち・ひと・しごと創生創業戦略」を策定 ◆津波復興拠点を核とした地域包括ケアの展開 (次世代型地域包括ケアシステム) ・JR 石巻駅前の津波復興拠点化(市役所そばに私立病院を移転し、病院と連携して、地域包括ケアを総括する拠点センター、防災センターを整備し、災害時の避難、医療行政機能の維持、市民のくらしの普及を支援。医師会などの医療と介護の連携化。既存の介護事業者、地域資源、元気な高齢者などが支える仕組みづくり)	・市立病院 ・医師会 ・既存事業者など
0			5	岩手県滝沢市	55, 089 (H30. 6. 末)	0			◆自治体・金融機関包括連携(地域包括ケアシステム構築で連携協定締結) ・高齢者生活支援制度等の普及活動(店舗等) ・高齢者からの相談事項の市への取り次ぎ(業務上) ・異変のある高齢者の通報(業務上) ・市主催の各種関係会議や情報交換への参加 ・その他	○北日本銀行と滝沢市
0			6	岩手県 大船渡市	36, 753 (H30. 7. 末)	0			◆参加型で地域助け合い創出を研究し、復興まちづくりに取り組む ○地域助け合い協議会 ・地域での支え合い活動の創出に取り組むと同時に、地域包括ケアに関して市内の各団体の 連携と一体化した取り組みが必要となる課題 について協議 ・地域助け合い創出研究会を開催し、活動を支援。課題に応じて市の地域包括ケア推進本部 も関与	○地域助け合い協議会(11協議会) ・構成員:公民館長、民生委員、地 域福祉委員、老人クラブ、シルバ ー人材センター、JA、魚協、介 護事業者など

1 次	2 次	3 次			人口	協	易働テー	マ		体制
	調査		通番	市区町村	条件:1万~	生活	総合	地域	取り組みの概要	協働事業者
0	Wali		7	福島県須賀川市	10 万人程度 76,174 (H30.7.1)	支援	事業	づくり	◆地域医療連携推進法人を核にした「人づくり」「まちづくり」 ○公立・民間の3つの医療機関が法人の仕組みを活用 ○仕組みの概要:自治体、医療法人、介護関係のNP0法人などの職員が社員として参画。統一的な医療連携方針の決定、実現に向けた活動や業務を実施 ○須賀川市地域包括ケアマップ「わたしたちのまちの包括ケア」を作成し、マップの中心に「産む」を位置付ける。共同購入、若手医師の確保、サテライト医療機関の設置、食育・医療教育、認知症高齢者の探索(警察や社協などとの連携)も実施	○公立岩瀬病院(1市1町2村構成 の病院企業団が経営)と民間の2 病院
0	0	•	8	茨城県 笠間市	75, 260 (H30. 4. 1)		0		◆ICT を活用した地域包括ケアシステム支援(介 護健診ネットワーク)	・市内 100 事業者へのネットワーク 展開(居宅系介護サービス、在宅 医・救急医療の連携、地域産業の 振興など)
0			9	群馬県藤岡市	65, 942 (H30. 7. 1)	0			◆行政と社協の良好な関係を構築 ○自治体、社協、住民参加の説明会と意見交換 会の充実 ○第1層、第2層で収集された情報に基づく市 全体の視点での協議の実施 ○多様な主体で構成される協議会を形骸化させ ない取り組み	 ○藤岡市地域包括ケアセンター(1 箇所) ○藤岡多野サービス照会票(書式1-3):主治医とケアマネの円滑な連絡を目的に、藤岡多野医師会・群馬県介護支援専門員協会多野藤岡支部が作成 ○認知症初期集中支援チームを設置
0			10	千葉県 銚子市	62, 182 (H30. 8. 1)		0		◆地域福祉の5本柱(目標デマ):地域ケア会議はこの目標達成の手段と位置づけ、達成のプロセス (PDCA)を個々の目標に沿って設定。○5本柱:「援助困難事例検討会」「医療と介護の連携のための基盤づくり」「認知症地域支援体制」「介護予防ケアマネジメント」「地区活動・コミュニティワーク」	○地域ケア会議の例 ・認知症ケア推進部会 ・孤独死防止推進部会 ・介護予防事業等検討委員会 ・認知症高齢者見守り SOS ネットワーク ほか
0	0		11	埼玉県 吉見町	19, 632 (H29. 3. 末)		0		◆研究会や町民向けフォーラムを重ね、町ぐる みの協議体づくりを進める ○研究会及びフォーラム:「新しい総合事業に ついて」「総合事業サービスA(緩和型)に ついて」「生活支援体制づくりの手法につい て」「町民向けフォーラム」を開催 ○協議体名称:地域つながり協議会	○協議体メンバー ・既存参加団体(町、社協、JA、ケ アハウス、居宅介護支援事業所、 特養など) ・新規参加要請団体(シルバー人材 センター、商工会、老人クラブ、 日赤、障害者関係 NPO など)
0			12	埼玉県 三芳町	38, 330 (H29. 3. 末)			0	◆当該事業を「町づくりそのもの」として位置づける ○庁内事業説明会を実施:こども施策関係課、健康増進・福祉部署、財務課などの全課の関係者が出席し、全課で連携して事業を推進する土台づくりを図る ○フォーラムやワークショップによる住民の理解、参加の促進	○「ささえあい、みよし」三芳町生活支援体制整備推進協議体メンバー: 区長会、民生委員・児童委員協議会、老人クラブ連合会、ボランティア連絡会、福祉施設連絡協議会、シルバー人材センター、まちづくりネットワーク運営委員会、商店会、社協、地域包括支援センター等
0			13	東京都武蔵野市	146, 085 (H30. 7. 1)			0	◆武蔵野市高齢者福祉総合条例による総合的施 策を基礎とする地域包括ケア (まちづくり) の推進 ・健康づくりと介護予防・移動支援の推進 ・認知症高齢者施策の推進 ・保健・医療・福祉の連携強化	・テンミリオンハウス事業 ・コミュニティ銭湯(ふろう体操の場) ・レモンキャブ、コミュニティバス ・認知症見守りヘルバーの派遣など
0			14	神奈川県大磯町	31, 449 (H29, 10, 1)		0		◆「参加したくなる地域ケア介護」 ○圏域:日常生活圏域と市域が重なることから地域ケア会議は1つで運営。個別ケースの支援内容の検討、地域課題の抽出・発見、解決に向けた検討を一体的に取り扱う。行政施策の検討や連絡会議としても活用 ○周辺自治体との連携:近隣の市町村との合同会議の開催	○大磯二宮介護保険事業者連絡会 議:大磯町と二宮町の全サービス 提供事業者が参加 (100 事業者以 上)

1 次	2 次	3 次			人口	協	ふ働テー	7		体制
	調査		通番	市区町村	条件:1万~ 10万人程度	生活支援	総合事業	地域づくり	取り組みの概要	協働事業者
0			15	山梨県北杜市	47, 300 (H30. 7. 1)	X	0		◆介護予防・日常生活支援総合事業による介護 予防・生活支援の総合サービス ○通所型予防サービス:ふれあい処 ・地域住民が誰でも気軽に立ち寄れる地域活動 の拠点 ・会話、趣味、創作活動、体操、事業所特性を 活用した活動を実施	○8 か所の運営 ・NPO、任意団体、社協、介護事業者など ・ケアマネジメントは市の地域包括 支援センターが実施
0	0	•	16	静岡県富士宮市	133, 290 (H30. 4. 1)		0		◆ワンストップ福祉総合相談支援体制の構築 (地域包括支援センターを基盤にした総合相 談窓口の設置) ○自助・互助・共助の役割 ○公助の役割:自助・互助・共助から発生する 課題の解決機能(直営地域包括支援センター が相談受付窓口となり、9か所の地域支援セン ターがブランチとなる)	○共助の中核:地区社協(自治会、 民生児童委員協議会、保健委員 会、更生保護女性会、老人クラ ブ、子ども会、PTA などの代表者 で構成される住民自治組織)
0			17	静岡県掛川市	117, 741 (H30. 7. 1)		0		◆多職種連携による総合的な在宅支援の体制の 構築 ○市が整備主体となり多機能を同一施設内に配 置(行政(保健師)、地域包括支援センタ 一、社協、訪問看護 St.)	○地域包括ケアシステムの関係事業者 ・在宅医療:病院、かかりつけ医 ・在宅介護支援:ケアマネ、介護事業所 ・生活支援:地区福祉協議会、民生 委員
0			18	富山県小矢部市	30, 190 (H30. 6. 末)	0			小矢部市長寿会連合会:学習会、スポーツ大 会、料理教室などを開催	_
0			19	富山県入善町	24, 987 (H30. 6. 末)	0			農協:買い物代行、移動販売、ウォーキング教 室、高齢者による学校講師	_
0			20	富山県 氷見市	47, 954 (H30. 7. 1)		0		◆在宅医療・介護連携推進事業の一環として ICT を活用した多職種連携 ○H26 年、在宅医療・介護連携推進事業の一環で、ICT 活用による多職種間での情報共有・多職種連携による連絡業務の効率化・多職種連携における各職種の役割理解の促進・利用者・家族に対するケアの質の向上 ○医療依存度の高い利用者に対して優先的にチームケアを推進(ICT を活用)	○多職種連携の調整役(地域連携コーディネーター)に医師会運営の 訪問看護 St. の看護師を配置
0	0	•	21	富山県南砺市	51,308 (同)		0		◆住民参加型の地域医療再生システムの構築・地域医療に関わる人材の育成(地域医療再生マイスターの養成)・地域包括ケアシステム構築のための組織統合(地域包括医療・ケア局の設置:医療担当課と介護施策担当課の組織再編)	・市民病院・富山大学附属病院(総合診療部)・既存事業者(医師グループ、訪問看護グループ)など
0	0	•	22	石川県津幡町	37, 561 (H30. 6. 末)			0	◆総合相談と地域づくり・資源開発・政策提案の相互推進 ○地域と事業者(専門職)、行政が協働して課題解決するネットワークを形成し、チームアプローチで個別課題解決に取り組む	○事業所ネットワーク:居宅介護支援、訪問介護、見守り・生活支援など ○専門職ネットワーク:リハビリ、権利擁護、多職種連絡会など ○地域サポートネットワーク:認知症安心ネットワーク、いきいきサロンネットワーク、地区三者(民生児童委員、社協、行政)交流会など

1 次	2 次	3 次			人口	協	動テー	7		体制
	調査		通番	市区町村	条件:1万~ 10万人程度	生活支援	総合事業	地域 づくり	取り組みの概要	協働事業者
0	0	•	23	静岡県伊豆の国市	48, 909 (H30. 8. 1)	, Liu	ず木	0	◆地元の建設業者が住民の交流支援+D25: J26 に参画 ○ベンチプロジェクト(交流の場づくり):建設業者が手持ちの材料を使ってベンチを製作。市はベンチ設置に協力できる店舗や施設などのマッチング役を担う。 ○市では、消しゴムスタンプと御朱印帳(障害者施設で制作)を使ったスタンプラリーを開始	○市の建設業協会会員の全面的な協力により、全市域での取り組みに発展 ○多様な関係者:学生製作の廃校の廃材利用のベンチ、温泉の足湯併設ベンチ。地域の高齢者、小学生の憩いの場として定着し、座布団を用意する住民も登場
0			24	滋賀県 東近江市	114, 575 (H30. 7. 1)		0		◆住民活動との協働による「互いの支え合う」 まちづくり ○介護予防事業と住民主体のフォローアップ活動 ・ 地域密着型事業所を核とする認知症高齢者見守りネットワーク ・ 地域密着型事業所のボランティアからまちづくり NPO への展開 ・ のの展開 ・ のあいとうふくしモール(高齢者や障害者の暮しの支援拠点) ・ 三方よし研究会(東近江地域医療連携ネットワーク研究会: 2 市 2 町で構成)	○あいとうふくしモール ・知的障害者の働く場(ならではの 働き実践施設3事業者) ・要介護者、家族の暮し応援の場 (デイサービス、訪問介護サービス、ケアブランセンター) ・福祉支援型農家レストラン
0			25	愛知県豊明市	68, 802 (H29, 4, 1)		0		◆医療・介護等一体提供モデル ○けやきいきがロジェクト:教育機関、独立行政法人、自治体の三者協定(豊明団地を地域の保健・医療・福祉の総合拠点化) ○医療と介護の連携: H23 年. 医療・介護の情報共有ツール、H25 年. 多職種人材育成研修、H26. 入退院調整部会(地域包括ケア連絡協議会の部会) ○生活支援: H26. 見守り生活支援部会(地域包括ケア連絡協議会の部会)	○プロジェクトメンバー:市、藤田 保健衛生大学、UR 都市機構 ○生活支援:生協の会員間の生活支 援活動を事業化(H29 年、B 型サ ービス)
0	0		26	愛知県田原市	63, 174 (H29, 4, 1)		0		◆地区医師会モデル ○関係機関のネットワーク化 ・医療・介護関係者へのアンケート調査 ・介護保険関係事業者連絡会への参加 ○医療と介護の連携 ・地域の「介護・医療施設マップ」の作成 ・医科歯科薬科機関の情報シートの作成 ・医師会在宅医療サポートセンターとの連絡会議の開催など ○予防の取組 ・介護予防教室の開催(介護予防リーダーの活用) ・認知症予防教室の開催(JA との共催)など	○健康福祉部内に医療介護連携推進 室を設置(現地域包括ケア推進 室) ○地域包括ケア推進協議会メンバ 一:三師会、各種病院、老人クラ ブ、民生委員、社協、介護保険事 業者連絡会、専門学校、消防、企 業、保健所等
0	0	•	27	愛知県新城市	47, 773 (H29, 4, 1)		0		◆訪問看護ステーションモデル ○関係機関のネットワーク化(連絡会議):地域ケア会議からの地域課題に対する解決策の検討 ○医療と介護の連携:在宅医療連携協議会の開催、電子@連絡帳の運用、多職種研修会の開催 ①予防の取組:認知症ケアパスの作成、介護予防教室や認知症予防教室の開催 ①訪問看護の普及啓発:広報紙への記事連載、地域への広報活動、パンフレットやDVDの活用など	○連絡会議メンバー:三師会、病院、訪問看護 St.、地域包括支援 センター、介護事業者、社協、民 生委員、自治会、保健所、商工 会、ボランティア団体など

1 次	2 次	3 次			人口	協	働テー	7		体制
	調査		通番	市区町村	条件:1万~ 10万人程度	生活支援	総合事業	地域 づくり	取り組みの概要	協働事業者
0	0	•	28	愛知県 半田市	118, 960 (H29, 4, 1)	<u> </u>	0	3.19	◆認知症対応モデル ○関係機関のネットワーク:地域包括ケアシステム推進協議会の開催 ○医療と介護の連携:在宅医療・介護連携部会の開催、ICTの導入運用、在宅ケ港の連携・企工サイン教室」の開催 ○予防の取組:「コプニサイン教室」の開催 ○生活支援の取組:在宅生活支援部会の開催、認知症サポーターフォローアップ講座の開催など ○認知症の取組:認知症対応検討会議の開催、認知症ケアパスの作成、認知症初期集中支援チームの設置、認知症理解促進講演会の開催、認知症カフェの設置	○連絡会議メンバー:三師会、病院、訪問看護 St.、地域包括支援 センター、介護事業者、社協、民 生委員、自治会、保健所、商工 会、ボランティア団体など
0			29	愛知県大府市	92, 152 (H30. 7. 末)		0		◆1970年の市制施行で「健康都市」を表明 ○現市長が掲げる3本柱「高齢者が住みよいま ちづくり」「子育て教育支援」「にぎわいづ くり」 ・認知症予防検診、認知症患者家族に対する患 者情報の登録制度、損害補償を盛り込んだ保 険の公費負担 ・基金による子育て支援策の充実 ・健康増進に向けた事業者との連携	○薬局との包括協定の締結:健康増進に向けたイベントの開催(薬剤師参加など) ○空き店舗活用での連携:健康器具メーカーと組んでカフェをオープン
0	0		30	三重県桑名市	142, 791 (H30. 3. 末)		0	0	◆地域包括ケア計画の推進に関する基本方針 ・計画の基本的な考え方の周知による規範的統合 ・推進協議会を活用した PDCA サイクルの確立 ・自己啓発の意欲喚起を通じた人材育成 ○計画の特徴 ・地域の実情に応じた保険者の役割の明確化 ・地域資源の「見える化」 ・保険料負担増大の抑制努力の「見える化」	○地域ケア会議「地域生活応援会 議」:メンバーは地域包括支援センター、管理栄養士、歯科衛生士、保健師、PT/OT、ケアマネジャーなど(保健センターとの一体的活動) ○認知症ケアの医療・介護連携:三重県認知症連携パスを活用、三重大学医学部の認知症連携パス推進員を地域包括支援センターに配置
0			31	奈良県 生駒市	121, 031 (H24 年度 末)			0	◆地域ケア会議を通じたケアマネジメントのレベルアップ ○複数の地域包括支援センターの事例に対して 多職種連携でケース検討を実施。次回の会議 での結果に基づき支援の妥当性を検証 ・PDCA サイクルにより成功体験の蓄積が進む	○事業者 ・通所型事業(委託) ・訪問型事業(直営) ・生活支援(ステージによって役割 分担) ・通いの場(直営・委託)
0			32	奈良県 西和地区	120, 636 (H30, 7, 2)			0	◆地域包括ケアシステムと在宅医療・介護連携の推進(退院調整ルールづくり:7 町協働) ○医療と介護が連携し病院から地域へシームレスな在宅移行ができ、要介護の高齢者が安心して病院への入退院と在宅療養ができる環境づくり ○地域の実情に応じた「病院から地域」へのシームレスな連携の実現のために、病院担当者・ケアマネジャーと協議し「西和地域 7 町における入退院連携マニュアル」を作成	○郡山保健所 ○医療機関 ○ケアマネジャー

1次	2 次	3 次			人口	協	働テー	7		体制
	調査		通番	市区町村	条件:1万~	生活	総合	地域	取り組みの概要	協働事業者
0			33	奈良県 大和郡山市	10 万人程度 86,770 (H30.7.1)	支援	事業	<u>づくり</u> ○	◆医療と介護の連携を目指した取り組み ○H20 年度 高齢者包括ケアモデル事業:ケアマネジャー対象のアンケート調査 (医師との連携状況) ○互いに理解できる関係づくり (顔の見える関係) ・地域包括支援センターから医師会に「医師とケアマネの交流会」を提案 ⇒毎月1回開催・医師との連絡方法のマニュアル ⇒ 冊子にまとめケアマネに配付	○医師会
0	0	•	34	奈良県	30, 980 (H30. 6. 30)	0			◆山間地における地域包括ケアシステム構築(奈良果モデル事業) ○H24.高齢者生活実態把握調査(訪問調査)を実施。調査結果を踏まえて、地域検討会を開催(メンバー:地域包括支援センター、自治連合会、ボランティア団体、民生委員、市社協、消防署、郵便局、奈良県など)・見守り活動:ボランティア団体、郵便局、消防署・買い物支援(買い物ツアー、CVS 開設・宅配):市支所、民間事業者	○行政機関○民間事業者 (コンビニエンススト アなど)
0			35	和歌山県すさみ町	4, 103 (H30. 6. 末)			0	◆情報共有・緊急通報システム(町内イントラネット活用)による地域見守りシステム○町内イントラネットで主要機関(病院、社協、町役場)を回線で結ぶ・医療、介護、保健等の情報を共有化・緊急通報システムの利用者の見守り	・国保病院・社協(デイサービス、 訪問介護、居宅支援、地域包括支 援センターなど)・開業医、特 養、老健、訪問看護 St. など
0	0	•	36	鳥取県南部町	10, 936 (H30, 7, 31)	0			◆既存資源を活用した共同住宅による低所得者 の住まいの確保 ○『在宅』の持つ地域の人間関係維持、低額の 側面、『施設』の持つ安心感の提供など、両 者の良 さを併せ持つ『第三の住まい』のあり 方を提供 ・低所得高齢者等の住まいの確保、地域交流・ 共同生活による安心 ・既存資源の活用による事業費の効率化 ・地域住民による生活支援、LSAによる随時 の相談体制 ・外部の医療機関、介護サービス事業所との連 携	○LSA (ライフサポートアドバイザー) ○医療機関、介護サービス事業所との連携体制 ○ボランティア (配食、見守り等)
0			37	熊本県玉東町	5, 296 (H29 年度 末)			0	◆在宅看取りのための「玉東町デスカンファレンス」の開催 ○町全体の医療・福祉・介護保険関係者及び地域住民も参画する在宅医療推進体制の構築し、玉東町デスカンファレンス運営会議を発足	○町の地域包括支援センターが事務局・町内の在宅療養支援診療所、介護福祉事業所、社協が協働。会議には多数の専門職も参加
0			38	長崎県佐々町	7, 297 (H28 年度 末)		0		◆介護予防ボランティアの活動支援を通じた介護予防事業 ○給付の適正化、介護予防を含む地域支援体制の確立を目指す ・実現のための指標(自立した高齢者割合の増加、在宅生活者割合の増加)	 ○予防モデル事業に関わる事業者 ・予防サービス (スポーツクラブ) ・生活支援サービス (有償ボランティア、シルバー人材センター) ・通いの場 (地域デイサービス: 社協)

1 次	2 次	3 次			人口	扬	動テー	7		体制
	調査	l	通番	市区町村	条件:1万~	生活	総合	地域	取り組みの概要	協働事業者
0			39	大分県 竹田市	10万人程度 24,392 (H24年度 末)	支援	事業	づくり	◆市長をトップとするプロジェクト会議を設置し、住民主体の活動を展開 ○雇用創造増進プロジェクト会議:トップは市長、商工団体、社協、医療機関、地域包括支援センターなどが参画 ○1年間の立ち上げ期を経て、暮しのサポートセンター(空き店舗利用)を開設	○研修修了者による活動体「竹田へ ルスフィットネス」を組織し、事 業を委託
0	0		40	鹿児島 県肝付町	15, 301 (H30. 3. 31)		0		◆ICTで高齢化の課題解決、実証フィールドとして地域活性化を目指す ○132 集落中 33 が限界集落で、医療機関や商店が集まる市街地から孤立した集落も多い。 ○東日本大震災をきっかけに TV 電話を導入。役場、社協、町立病院などの関係機関と高齢者をつなぐネットワークを構築し、状況確認や災害情報、避難連絡などを一斉に実施。 ○介護予防ビデオ(ボラジティアが企画・出演)の放映、自治会役員や民生委員の役割の代行 ○IT 関係の実証実験などの場づくり	○高齢者と IT 共創のまち事業: IT 企業、地元の NPO 法人、きもつき 情報化推進センターなどが参画
0	0		41	岡山県 奈義町	5, 944 (H30. 6)	0		0	◆「奈義町まち・ひと・しごと創生総合戦略― 奈義町人口ビジョン―」の策定(平成27年10月) ◆2014年に岡山県算出の合計特殊出生率(15~49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの)が2.81 ◆独自の子育て支援策・在宅育児支援手当・高等学校等就学支援・医療費の無料化(高校生まで)・出産祝い金の交付・ワクチン接種の助成・不妊治療費の助成・不妊治療費の助成など ◆「しごとコンビニ」等の展開 ◆その他:奈義町版エンディングノート、ちょいワルじいさんプロジェクト	◆一般社団法人ナギカラの設立(平成 27 年 12 月) ◆町に「まちづくり戦略室」を設置(平成 28 年度)、「まちの人事部」を設置(ナギカラと人材コンサルタントが連携) ◆一次医療機関の取組:20 年前から地域医療・教育に取り組む、患者の症状だけでなく、家族との関係や家庭環境等の背景なども読み取る総合アプローチ(家系図や家族の病歴も同一カルテ化)
0			42	高知県 梼原町 (ゆすはら まち)	3, 960 (H26. 5)		0		◆全員参加の健康づくり ・住民に浸透している健康文化の郷づくりの推進員制度 ・定期的なケアプラン会でのこまやかなケアの提供 ・利用者の状況に応じた居住施設の整備 ◆保健・医療・福祉の緊密な連携 ・住民を守る絆の体制(保健福祉支援センターと梼原病院の一体化) ・地域ケア会議、ケアブラン会議の開催(月1回以上) ・くらしを支える地域の仕組み(地域支え合い座談会、地区別自主防災座談会など) ・福祉館の利用(集)、泊まる) ・予防活動のための移動手段の確保(タクシーチケットの事業化) ・地域通貨のよる支え合い活動(地域通貨:つむぎあい) ・将来につながる人づくり:介護職員初任者研修(高校生が受講) ・在宅生活おうえん事業(介護保険のすきまを埋める事業)	・福祉の館運営協議会 ・住民による過疎地有償運送: N P 〇法人 ・介護職員初任者研修は製造業事業 者が担当
0			43	愛知県高浜市	48, 379 (H30. 8. 1)		0		●総合相談の拠点を基盤にした地域包括支援ネットワークの構築 ・地域包括支援センターが中心となり、高齢者・障害者・子どもなど、制度の枠に捉われずワンストップサービスが提供できる総合相談の拠点を設置しながら、福祉対応、健康づくり、生涯学習、まちづくり事業まで総合的に推進●認知症の予防と早期発見への取組・健康自生地づくり(体を動かす場所、おしゃべりできる場所、趣味の場所、買い物・食事の場所)	◆高浜市と国立長寿医療研究センタ 一の連携 (花王がサポート)

1 次	2 次	3 次			人口	協	場働テー	7		体制
	調査	l	通番	市区町村	条件:1万~	生活	総合	地域	取り組みの概要	協働事業者
	Hyd H.				10万人程度	支援	事業	づくり	・歩行計 (活動量計:花王のホコタッチ) の活 用	初助于木 E
0			44	長野県佐久市	99, 145 (H30. 6. 末)			0	◆特徴的な地域包括ケアシステム ・基幹病院である佐久中央病院、地域包括支援 センターが中心となり、警察・医師会・歯科 医師会・社福・居宅介護事業所・金融機関・ 商工会等が「佐久市臼田地域包括ケア協議 会」を組織化 ◆集合住宅の利用・活用 ・臼田地区の市営住宅の集会室を移住体験住 宅・交流拠点施設としてリノベーションして 活用	◆佐久中央病院、地域包括支援セン ター、佐久市臼田健康活動サポー トセンター
0			45	長野県阿南町	4, 669 (H30. 8. 1)			0	◆地域包括ケアシステムのICTインフラの構築 ・「病院医療」と「在宅医療・介護」間のシステムによる連携に関わる情報の共有・患者の病状や医療・介護の方針、処置内容や申し送り事項などの情報を、医師や看護師・薬剤師・ケアマネジャーなどの医療・介護関係者が効率的に共有・患者単位で多職種間のコミュニケーションが可能	◆県立阿南病院、情報サービス事業者、通信事業者、医療・介護関連事業者(病院・診療所、訪問看護ST、介護事業所、薬局、地域包括支援センターなど)
0			46	和歌山県	16, 383 (H30. 8. 1)			0	◆地域包括支援「CGS」部 (串本古座高校) ・ "Community General Support=地域包括支援" が目的のクラブ。地域の特産品の商品化やバザー出店、地域ボランティアへの参加など、様々な地域おこしの活動に取り組む。また、学校の裏山の避難路啓開やJRとコラボしての避難訓練など、防災のための取組にも参加 ・ 町内の子ども園や学童保育所の定期的な訪問(教育ボランティア)、草抜きボランティア、 実跡などの訪問	◆和歌山県立串本古座高等学校 ◆地域包括ケアシステムの関係事業 者:国保直営 串本病院、串本町 地域包括支援センター、串本町社 会福祉協議会、訪問介護 など
0			47	千葉県浦安市	169, 219 (H30, 9)		0		◆市民協働で進める介護予防 ・市民の提案で「互助活動」が組織化。介護 予防の地域住民のリーダー育成とその活用に 成功している好事例 事業者・浦安倶楽部:浦安市協働事業提案事 業で認知症対策支援 ・夢のみずうみ社:市長によるの誘致活動	◆株式会社舞浜倶楽部◆夢のみずうみ村 浦安デイサービスセンター
0			48	東京都多摩市	148, 855 (H30. 10)		0		◆行政コーディネートによる多分野横断型アプローチ ◆6分野:市民活動、住まい、見守り、医療連携、介護予防、生活支援	◆市民活動:居場所づくり(特定非営利活動法人) ◆住まい:多摩市住宅建設組合ほか ◆見守り:多摩市ほか(都補助事業) ◆医療連携:医療法人 ◆介護予防:大学(総務省ICT活用実証実験) ◆生活支援:イトーヨーカ堂(移動販売車)
0	0	•	49	三重県いなべ市	45, 630 (H30. 1)		0		◆一般社団法人へ委託した「元気リーダー」による運動プログラムの普及・促進と介護予防・行政の中高年階層住民の健康増進活動に限界があり、専門の実践機関に委託(平成17年)	◆一般社団法人「元気くらぶいな べ」

1 次	2 次	3 次			人口	協	働テー	7		体制
	調査		通番	市区町村	条件:1万~ 10万人程度	生活 支援	総合事業	地域 づくり	取り組みの概要	協働事業者
0			50	香川県 坂出市	53, 352 (H30. 10)			0	◆3島の予防モデル事業の進め方:かいご課、 包括支援センター、関係部署(政策課、総務 課、けんこう課、与島出張所)で打合せ ◆社協の「仲間づくり事業」では、参加者が固 定化。モデル事業により、巡回診療のまち時 間を利用して通える「通いの場」を開設。認 知症症状がある高齢者には、所属の作業療法 士が声かけ。	◆社会福祉協議会
0	0		51	千葉県 匝瑳市	36, 746 (H30. 10)			0	◆医療介護施設等を一体的に整備:事業地を4 つのエリアに分け、地域交流点(H32)、特養(H30)、サ高住(H32)、認定こども園(H30)をそれぞれに整備 ◆企画課まちづくり戦略室が中心となり取り組む。まちづくり協議会の運営をサポート、サ高住の入居者募集、コーディネーター設置など・駅前のショッピングセンター廃業のあと、駅周辺の活性化を模索する中で、社会福祉法人と連携 ◆老人クラブ発祥の地	◆社会福祉法人九十九里ホーム
0	0		52	広島県 安芸太田町	6, 282 (H30. 10)			0	◆(公社)青年海外協力協会(JICAの 0B):廃業した旅館を活用して「健康づくり」をテーマとした交流施設を整備。関係機関との連携の中核 ◆自治体:関係者間の調整。地域住民の交流の場の創出のため、地方創生拠点整備交付金を活用し、改修工事を実施	◆青年内外協力協会 ◆自治振興会、行政(民生委員、集 落支援隊など)、社協、リノベー ション事業者等

- *事例を通じて我がまちの地域包括ケアを考えよう「地域包括ケアシステム」事例集成 H26.3 老健事業
- *地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防・生活支援の取組事例の収集・分析 H27.3 老健事業 (株式会社日本総合研究所)
- *市町村介護予防強化推進事業報告書(資源開発・地域づくり事例集)
- *過疎地域における地域包括ケアシステム構築事例
- *愛知県地域包括ケアモデル事業報告書
- *地域包括ケアシステムと在宅医療・介護連携の推進(H29 訪問看護推進協議会) H30.3 (奈良県健康福祉部)
- *地域包括ケアシステム構築へ向けた取組事例
- *「地域包括ケアシステム」の構築に向けた介護支援専門員に対する期待
- *地域ケア会議運営マニュアル
- *平成27年度生活支援体制整備事業取組事例
- *「さあ、言おう」「さあ、やろう」
- *生涯活躍のまち 形成支援チーム対象自治体の取組事例集
- *その他(ネット検索結果より)

H26.3(厚生労働省)

H26.3 老健事業(一般社団法人北海道総合研

究調査会)

H29.11 (愛知県)

H25.7 (厚生労働省)

H27.4 (三重県介護支援専門員協会総会)

H25.3 (一般財団法人長寿社会開発センター)

H28.3 (株式会社日本能率協会総合研究所)

― (公益財団法人さわやか財団)

(まち・ひと・しごと創生本部:内閣官房)

4 2次・3次調査対象市町村の人口及び財政構造

(1) はじめに

全国には数多くの自治体が存在し、それぞれが抱える問題もさまざまである。もちろん各自治体に共通する問題点も存在するが、それだけではすべての問題を解決することは困難であり、各自治体の特徴を見ながら、その中で問題点を探し出し、解決の糸口を見つけることが非常に重要である。本稿は、人口や財政といった基本的なデータから、各地域の特性を明らかにすることを目的としている。なお、本稿で取り上げる自治体は、北海道足寄町、茨城県笠間市、埼玉県吉見町、千葉県匝瑳市、富山県南砺市、石川県津幡町、静岡県富士宮市、静岡県伊豆の国市、愛知県半田市、愛知県新城市、愛知県田原市、三重県桑名市、三重県いなべ市、奈良県五條市、鳥取県南部町、岡山県奈義町、広島県安芸太田町、鹿児島県肝付町の18市町である。

本稿の構成は以下の通りである。次の (2) では各自治体の人口がどのようになっているのか、また今後どのようになると推計されているのかを明らかにする。(3) では財政状況に焦点をあて、財政の規模や指標、さらには人口との関係について明らかにする。(4) において、本稿で得られた知見を整理しまとめとする。

(2) 人口

まずは人口の推移を見てみよう。表 1 は 1980 年から 2015 年までの各自治体における総人口の推移である。なお、いわゆる「平成の大合併」によって成立した自治体の場合、2000 年、あるいは 2005 年以前のデータが欠損となっている。

今回取り上げた 18 自治体の中では、富士宮市、半田市、桑名市が特に大きく、いずれも 1995 年 以降は 10 万人を超えている。また 2005 年あるいは 2010 年を境に値が大きく変動している自治体 がいくつかあるが、これは合併に伴うものである 1 。

足寄町と奈義町については、1985年からほぼ一貫して人口が減少傾向にある。合併による増加が見られる 2010年以外については、笠間市も同様の傾向を示す。またそれ以外の自治体についても、2005年から 2010年をピークとして、2015年はほぼ横ばいあるいは減少に転じているという状況である。さらにこのデータを国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(平成 30(2018)年推計)』を利用して接続し、2045年までの推移を示したものが図1である。この図を見ると、2020年以降は今回取り上げたすべての自治体において人口が一貫して減少を続けると予測されていることがわかる。

笠間市:笠間市、西茨城郡友部町、同郡岩間町 (2006.3.19)

匝瑳市:八日市場市、匝瑳郡野栄町 (2006.1.23)

南砺市:東礪波郡城端町、同郡平村、同郡上平村、同郡利賀村、同郡井波町、同郡井口村、同郡福野町、西礪波郡福光町 (2004.11.1)

富士宮市:富士宮市、富士郡芝川町 (2010.3.23)

伊豆の国市:田方郡伊豆長岡町、同郡韮山町、同郡大仁町 (2005.4.1)

新城市:新城市、南設楽郡鳳来町、同郡作手村(2005.10.1)

田原市:田原市、渥美郡渥美町 (2005.10.1)

桑名市:桑名市、桑名郡多度町、同郡長島町 (2004.12.6)

いなべ市:員弁郡北勢町、同郡員弁町、同郡大安町、同郡藤原町 (2003.12.1)

五條市:五條市、吉野郡西吉野村、同郡大塔村 (2005.9.25)

南部町:西伯郡西伯町、同郡会見町 (2004.10.1)

安芸太田町:山県郡加計町、同郡筒賀村、同郡戸河内町 (2004.10.1)

肝付町:肝属郡内之浦町、同郡高山町 (2005.7.1)

¹総務省「市町村合併資料集」(https://www.soumu.go.jp/gapei/gapei.html) によれば、上記の自治体のうち、合併が行われた自治体は次の通りである。

蜂屋 (2019) では、人口の多い大規模自治体ほど財政力が強くなる傾向にあるということが指摘されている。また総務省の定める自治体の「標準的な行政サービス」にかかわる経費についての見積額においては、多くの費目で人口に関するデータが「測定単位」とされている。さらに、高齢人口の増加は社会保障費の増大をもたらす一方、若年人口の減少は税収の減少をもたらすというように、少子高齢化は財政悪化の一因となりうることも指摘されている²。

そこで、各自治体の人口について、年齢別の構成についても見てみよう。図 1 にて示した通り、いずれの自治体も人口は減少傾向にあるが、人口を $0\sim14$ 歳、 $15\sim64$ 歳、65 歳以上と 3 分割すると、 $0\sim14$ 歳、 $15\sim64$ 歳の割合が減少する一方で 65 歳以上の割合が増加していくことになる。特に吉見町や五條市においてはこの傾向が顕著であり、吉見町では $0\sim14$ 歳の割合が 2000 年から 2045 年にかけて 17.0%から 5.8%まで低下し、2000 年に 15.1%であった 65 歳以上の割合は 53.5%まで上昇する。また五條市は 2000 年に 15.5%であった $0\sim14$ 歳の割合が 2045 年には 6.2%まで低下し、65 歳以上の割合は 2000 年から 2045 年にかけて 20.7%から 56.2%まで上昇する。他の自治体もここまで顕著ではないものの、同様の動きを示している。

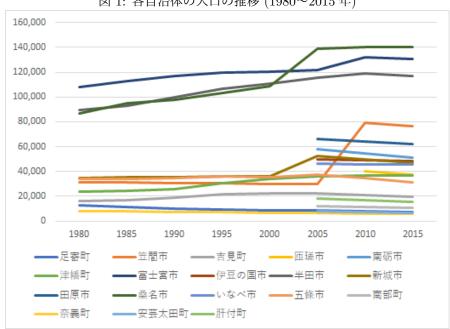


図 1: 各自治体の人口の推移 (1980~2015年)

(出所:総務省『社会・人口統計体系』より作成。)

 $^{^2}$ より長期的には、総人口の減少が財政需要を縮小させる可能性もある。

表 1: 各自治体の人口の推移 (1980~2015 年)

	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2010	2015
足寄町	12,667	11,586	10,289	9,522	8,871	8,317	7,630	6,990
笠間市	31,225	31,540	30,811	30,337	30,076	29,668	79,409	76,739
吉見町	16,107	17,043	18,991	21,371	22,246	22,217	21,079	19,631
匝瑳市							39,814	37,261
南砺市						58,140	54,724	51,327
津幡町	23,682	24,591	26,078	30,318	34,304	35,712	36,940	36,968
富士宮市	108,208	112,642	117,092	119,536	120,222	121,779	132,001	130,770
伊豆の国市						50,011	49,269	48,152
半田市	89,328	92,883	99,550	106,452	110,837	115,845	118,828	116,908
新城市	34,558	35,373	35,633	36,147	36,022	52,178	49,864	47,133
田原市						66,390	64,119	62,364
桑名市	86,606	94,731	97,909	103,044	108,378	138,963	140,290	140,303
いなべ市						46,446	45,684	45,815
五條市	33,824	33,887	34,545	35,734	35,205	37,375	34,460	30,997
南部町						12,070	11,536	10,950
奈義町	7,818	7,905	7,577	7,230	6,690	6,475	6,085	5,906
安芸太田町						8,238	7,255	6,472
肝付町						18,307	17,160	15,664

(出所:総務省『社会・人口統計体系』より作成。)

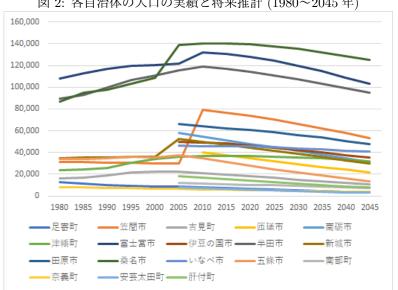


図 2: 各自治体の人口の実績と将来推計 (1980~2045年)

(出所:国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)』より 作成。)

表 2: 各自治体の人口の将来推計 (2020~2045年)

	2020	2025	2030	2035	2040	2045
足寄町	6,354	5,729	5,142	4,585	4,073	3,603
笠間市	73,715	70,214	66,369	62,166	57,646	52,994
吉見町	18,117	16,606	15,101	13,557	11,961	10,404
匝瑳市	34,614	31,942	29,310	26,734	24,114	21,581
南砺市	48,025	44,626	41,221	37,832	34,341	31,017
津幡町	36,645	36,065	35,331	34,440	33,320	32,103
富士宮市	128,008	124,174	119,634	114,537	108,941	103,083
伊豆の国市	46,516	44,536	42,374	40,096	37,737	35,375
半田市	114,366	111,072	107,307	103,266	99,079	94,852
新城市	44,434	41,592	38,771	35,884	32,875	29,847
田原市	60,498	58,385	56,102	53,576	50,755	47,799
桑名市	139,565	137,803	135,318	132,270	128,826	125,058
いなべ市	45,383	44,717	43,855	42,915	41,832	40,629
五條市	27,594	24,360	21,358	18,572	15,938	13,475
南部町	10,319	9,664	9,033	8,389	7,750	7,129
奈義町	5,484	5,097	4,736	4,390	4,041	3,688
安芸太田町	5,712	5,024	4,405	3,837	3,318	2,844
肝付町	14,323	12,753	11,374	10,065	8,836	7,700

(出所:国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)』より 作成。)

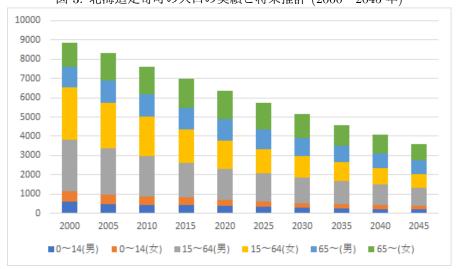


図 3: 北海道足寄町の人口の実績と将来推計 (2000~2045年)

表 3: 北海道足寄町の人口の実績と将来推計 (2000~2045 年)

	0~14(男)	0~14(女)	15~64(男)	15~64(女)	65~(男)	65~(女)
2000	592	540	2,695	2,703	1,061	1,280
2005	491	460	2,408	2,373	1,162	1,423
2010	444	426	2,122	2,049	1,125	1,464
2015	425	382	1,824	1,709	1,129	1,519
2020	380	326	1,594	1,471	1,110	1,473
2025	327	281	1,458	1,266	1,018	1,379
2030	284	253	1,321	1,116	931	1,237
2035	248	221	1,209	996	825	1,086
2040	220	195	1,066	854	768	970
2045	192	171	944	740	707	849

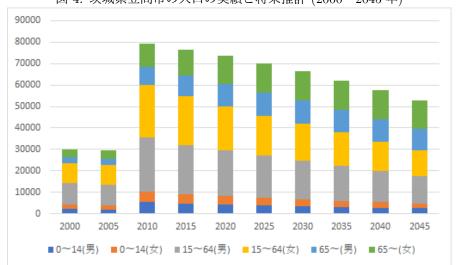


図 4: 茨城県笠間市の人口の実績と将来推計 (2000~2045年)

表 4: 茨城県笠間市の人口の実績と将来推計 (2000~2045年)

	0~14(男)	0~14(女)	15~64(男)	15~64(女)	65~(男)	65~(女)
2000	2,169	2,073	9,916	9,503	2,574	3,839
2005	1,940	1,889	9,648	9,242	2,847	4,095
2010	5,308	4,960	25,103	24,798	8,257	10,758
2015	4,793	4,458	22,889	22,577	9,659	12,054
2020	4,309	4,022	21,068	20,447	10,614	13,255
2025	3,874	3,648	19,492	18,742	10,841	13,617
2030	3,447	3,275	18,033	17,151	10,743	13,720
2035	3,069	2,917	16,459	15,489	10,544	13,688
2040	2,753	2,616	14,456	13,538	10,608	13,675
2045	2,452	2,330	12,798	11,875	10,321	13,218

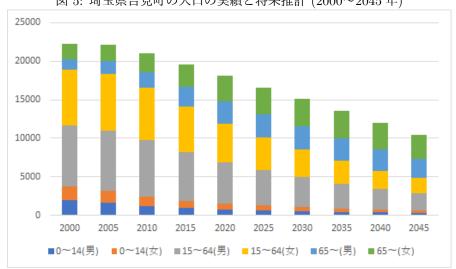


図 5: 埼玉県吉見町の人口の実績と将来推計 (2000~2045年)

表 5: 埼玉県吉見町の人口の実績と将来推計 (2000~2045年)

	0~14(男)	0~14(女)	15~64(男)	15~64(女)	65~(男)	65~(女)
2000	1,912	1,872	7,848	7,245	1,375	1,994
2005	1,602	1,580	7,847	7,285	1,666	2,205
2010	1,225	1,187	7,325	6,852	1,988	2,494
2015	946	917	6,349	5,926	2,497	2,974
2020	782	725	5,356	5,054	2,878	3,322
2025	648	614	4,568	4,297	2,993	3,486
2030	536	504	3,878	3,625	2,973	3,585
2035	446	418	3,242	2,989	2,873	3,589
2040	375	353	2,638	2,434	2,730	3,431
2045	309	290	2,213	2,021	2,443	3,128

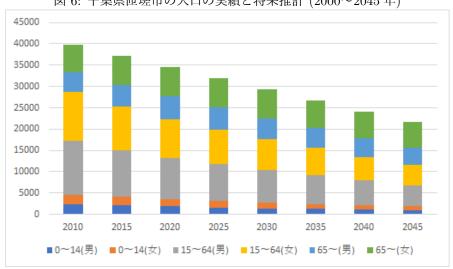


図 6: 千葉県匝瑳市の人口の実績と将来推計 (2000~2045年)

表 6: 千葉県匝瑳市の人口の実績と将来推計 (2000~2045年)

	0~14(男)	0~14(女)	15~64(男)	15~64(女)	65~(男)	65~(女)
2010	2,368	2,264	12,535	11,642	4,533	6,419
2015	2,081	2,033	10,970	10,210	5,065	6,808
2020	1,844	1,791	9,613	9,070	5,335	6,961
2025	1,611	1,538	8,564	8,094	5,243	6,892
2030	1,416	1,353	7,617	7,160	5,015	6,749
2035	1,237	1,183	6,786	6,346	4,668	6,514
2040	1,091	1,044	5,763	5,436	4,495	6,285
2045	954	913	4,988	4,714	4,154	5,858

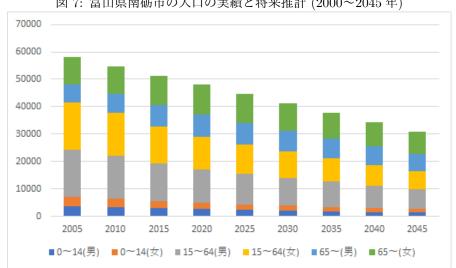


図 7: 富山県南砺市の人口の実績と将来推計 (2000~2045年)

表 7: 富山県南砺市の人口の実績と将来推計 (2000~2045年)

	0~14(男)	0~14(女)	15~64(男)	15~64(女)	65~(男)	65~(女)
2005	3,647	3,459	17,307	17,166	6,653	9,908
2010	3,305	3,130	15,767	15,463	6,922	10,096
2015	2,910	2,712	13,667	13,485	7,819	10,694
2020	2,580	2,405	12,175	11,941	8,149	10,775
2025	2,243	2,122	11,062	10,689	8,051	10,459
2030	1,966	1,901	10,137	9,613	7,679	9,925
2035	1,737	1,679	9,230	8,681	7,181	9,324
2040	1,559	1,507	8,070	7,504	6,834	8,867
2045	1,404	1,358	7,104	6,522	6,399	8,230

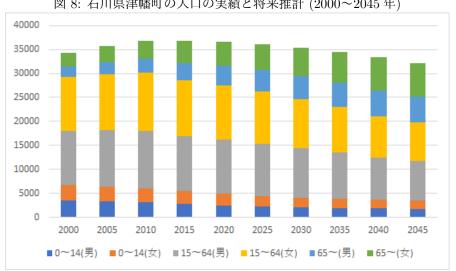


図 8: 石川県津幡町の人口の実績と将来推計 (2000~2045年)

表 8: 石川県津幡町の人口の実績と将来推計 (2000~2045年)

	0~14(男)	0~14(女)	15~64(男)	15~64(女)	65~(男)	65~(女)
2000	3,458	3,279	11,187	11,300	2,125	2,898
2005	3,316	3,134	11,683	11,766	2,441	3,362
2010	3,105	2,970	11,987	12,092	2,843	3,887
2015	2,746	2,690	11,567	11,610	3,560	4,586
2020	2,481	2,464	11,321	11,276	4,026	5,077
2025	2,188	2,217	10,946	10,910	4,405	5,399
2030	2,066	2,010	10,305	10,249	4,779	5,922
2035	1,940	1,888	9,679	9,442	5,076	6,415
2040	1,860	1,811	8,817	8,539	5,461	6,832
2045	1,764	1,717	8,271	7,989	5,516	6,846

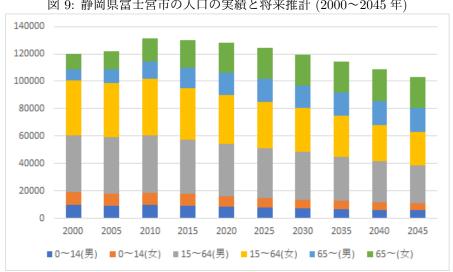


図 9: 静岡県富士宮市の人口の実績と将来推計 (2000~2045年)

表 9: 静岡県富士宮市の人口の実績と将来推計 (2000~2045年)

	0~14(男)	0~14(女)	15~64(男)	15~64(女)	65~(男)	65~(女)
2000	9,741	9,350	41,315	40,422	8,049	11,343
2005	9,428	8,753	40,970	39,727	9,715	13,186
2010	9,703	9,059	42,049	40,884	12,773	16,900
2015	9,143	8,538	39,400	37,894	15,206	19,715
2020	8,356	7,927	37,805	35,631	16,643	21,646
2025	7,583	7,156	36,366	33,936	16,834	22,299
2030	6,994	6,641	34,754	32,093	16,678	22,474
2035	6,482	6,155	$32,\!526$	29,889	16,821	22,664
2040	6,083	5,775	$29,\!562$	26,920	17,438	23,163
2045	5,696	5,406	$27,\!215$	24,658	17,383	22,725

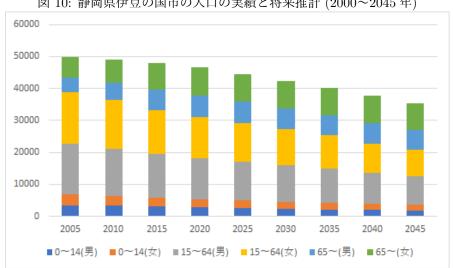


図 10: 静岡県伊豆の国市の人口の実績と将来推計 (2000~2045年)

表 10: 静岡県伊豆の国市の人口の実績と将来推計 (2000~2045年)

	0~14(男)	0~14(女)	15~64(男)	15~64(女)	65~(男)	65~(女)
2005	3,480	3,413	15,708	16,284	4,605	6,244
2010	3,310	3,078	14,655	15,295	5,408	7,291
2015	3,062	2,827	13,474	13,860	6,410	8,378
2020	2,772	2,605	12,768	12,829	6,717	8,825
2025	2,506	2,396	12,198	12,115	6,594	8,727
2030	2,276	2,172	11,591	11,343	6,373	8,619
2035	2,088	1,991	10,788	10,398	6,280	8,551
2040	1,966	1,876	9,736	9,200	6,365	8,594
2045	1,844	1,758	8,999	8,321	6,174	8,279

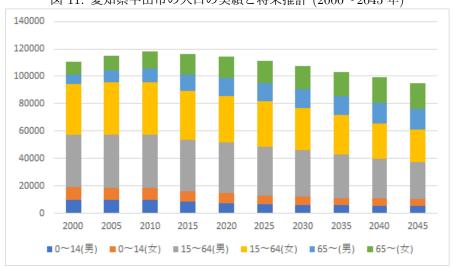


図 11: 愛知県半田市の人口の実績と将来推計 (2000~2045年)

表 11: 愛知県半田市の人口の実績と将来推計 (2000~2045年)

	0~14(男)	0~14(女)	15~64(男)	15~64(女)	65~(男)	65~(女)
2000	9,752	9,171	38,261	37,245	6,846	9,336
2005	9,752	9,025	38,850	37,969	8,550	11,100
2010	9,552	8,722	39,273	37,838	10,149	12,810
2015	8,476	7,785	37,620	35,598	11,870	14,858
2020	7,493	7,021	36,981	34,354	12,702	15,815
2025	6,714	6,329	35,857	32,955	12,933	16,284
2030	6,171	5,890	34,000	30,861	13,447	16,938
2035	5,760	5,498	31,848	28,443	14,002	17,715
2040	5,482	5,234	29,194	25,623	14,872	18,674
2045	5,186	4,952	27,427	23,840	14,896	18,551

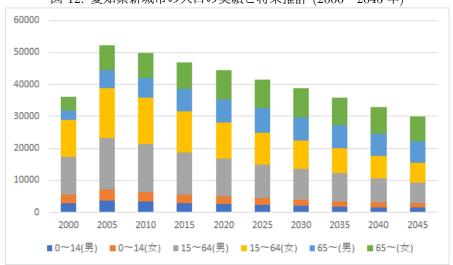


図 12: 愛知県新城市の人口の実績と将来推計 (2000~2045年)

表 12: 愛知県新城市の人口の実績と将来推計 (2000~2045年)

	0~14(男)	0~14(女)	15~64(男)	15~64(女)	65~(男)	65~(女)
2000	2,937	2,713	11,634	11,498	3,091	4,149
2005	3,632	3,459	16,203	$15,\!566$	5,642	7,624
2010	3,247	3,053	15,197	14,334	6,088	7,945
2015	2,871	2,665	13,276	12,779	6,876	8,495
2020	2,508	2,400	11,884	11,235	7,439	8,968
2025	2,226	2,156	10,659	9,943	7,553	9,055
2030	1,989	1,908	9,642	8,867	7,412	8,953
2035	1,760	1,688	8,698	7,988	7,135	8,615
2040	1,572	1,508	7,567	6,990	6,932	8,306
2045	1,395	1,338	6,559	6,134	6,637	7,784

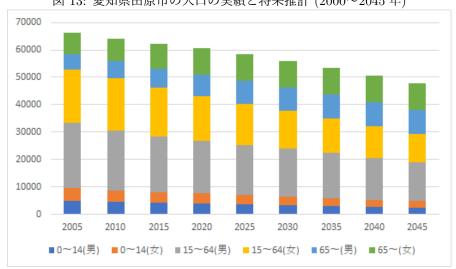


図 13: 愛知県田原市の人口の実績と将来推計 (2000~2045年)

表 13: 愛知県田原市の人口の実績と将来推計 (2000~2045年)

	0~14(男)	0~14(女)	15~64(男)	15~64(女)	65~(男)	65~(女)
2005	4,940	4,610	23,801	19,585	5,559	7,651
2010	4,564	4,224	21,862	19,143	6,091	8,133
2015	4,291	3,873	20,333	17,613	7,108	8,852
2020	3,986	3,611	19,360	16,270	7,861	9,410
2025	3,630	3,337	18,418	15,010	8,305	9,685
2030	$3,\!265$	3,073	17,561	13,804	8,512	9,887
2035	2,973	2,797	16,629	12,684	8,562	9,931
2040	2,721	2,559	15,348	11,382	8,746	9,999
2045	2,478	2,329	14,186	10,326	8,742	9,738

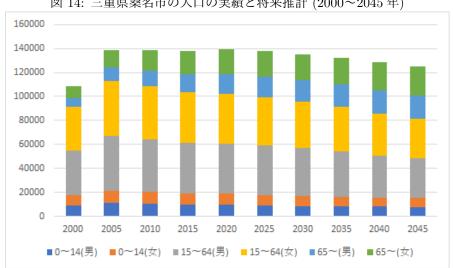


図 14: 三重県桑名市の人口の実績と将来推計 (2000~2045年)

表 14: 三重県桑名市の人口の実績と将来推計 (2000~2045年)

	0~14(男)	0~14(女)	15~64(男)	15~64(女)	65~(男)	65~(女)
2000	9,136	8,632	36,809	36,966	7,192	9,601
2005	11,035	10,382	45,740	$45,\!691$	11,282	14,716
2010	10,441	9,951	44,101	43,983	13,125	16,856
2015	9,786	9,523	42,210	41,988	15,418	19,172
2020	9,502	9,186	41,974	41,336	16,771	20,796
2025	9,063	8,699	41,180	40,564	17,005	21,292
2030	8,640	8,232	39,762	39,340	17,495	21,849
2035	8,251	7,861	$37,\!893$	37,476	18,171	22,618
2040	8,020	7,642	35,187	34,700	19,406	23,871
2045	7,745	7,378	33,358	32,752	19,699	24,126

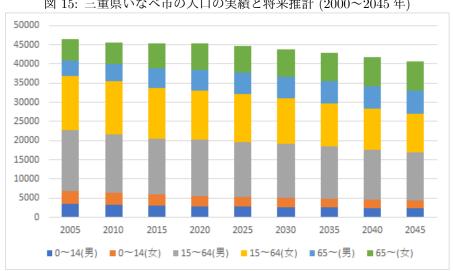


図 15: 三重県いなべ市の人口の実績と将来推計 (2000~2045年)

表 15: 三重県いなべ市の人口の実績と将来推計 (2000~2045年)

	0~14(男)	0~14(女)	15~64(男)	15~64(女)	65~(男)	65~(女)
2005	3,470	3,364	15,840	14,111	4,131	5,530
2010	3,235	3,110	15,319	13,724	4,481	5,801
2015	2,992	2,864	14,736	13,122	5,124	6,451
2020	2,914	2,632	14,660	12,789	5,486	6,902
2025	2,736	2,484	14,472	12,450	5,535	7,040
2030	2,607	2,391	14,054	11,951	5,661	7,191
2035	2,499	2,292	13,605	11,381	5,769	7,369
2040	2,425	2,224	12,929	10,660	6,002	7,592
2045	2,331	2,138	12,402	10,155	6,050	7,553

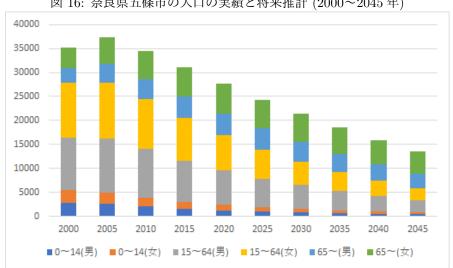


図 16: 奈良県五條市の人口の実績と将来推計 (2000~2045年)

表 16: 奈良県五條市の人口の実績と将来推計 (2000~2045年)

	0~14(男)	0~14(女)	15~64(男)	15~64(女)	65~(男)	65~(女)
2000	2,823	2,641	11,005	11,458	2,980	4,298
2005	2,546	2,363	11,265	11,621	3,972	5,608
2010	2,047	1,890	10,131	10,419	4,096	5,877
2015	1,539	1,480	8,579	8,865	4,455	6,073
2020	1,212	1,189	7,148	7,361	4,537	6,147
2025	993	943	5,929	6,102	4,380	6,013
2030	809	753	4,907	4,907	4,118	5,864
2035	654	609	4,006	3,977	3,817	5,509
2040	536	498	3,206	3,127	3,457	5,114
2045	434	403	2,564	2,500	3,044	4,530

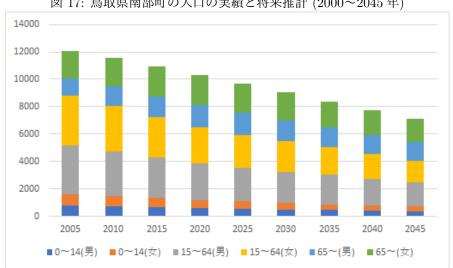


図 17: 鳥取県南部町の人口の実績と将来推計 (2000~2045年)

表 17: 鳥取県南部町の人口の実績と将来推計 (2000~2045年)

	0~14(男)	0~14(女)	15~64(男)	15~64(女)	65~(男)	65~(女)
2005	808	783	3,573	3,631	1,294	1,979
2010	737	734	3,257	3,360	1,413	2,035
2015	645	692	2,967	2,922	1,548	2,173
2020	585	603	2,662	2,623	1,642	2,204
2025	537	544	2,449	2,375	1,623	2,136
2030	500	477	2,286	2,211	1,541	2,018
2035	446	426	2,166	2,027	1,425	1,899
2040	409	390	1,954	1,774	1,391	1,832
2045	375	359	1,759	1,559	1,350	1,727

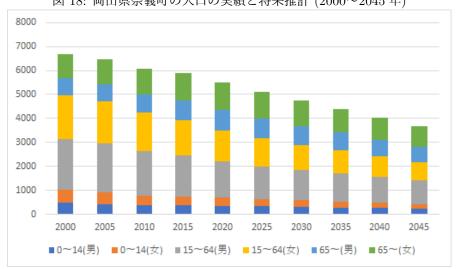


図 18: 岡山県奈義町の人口の実績と将来推計 (2000~2045年)

表 18: 岡山県奈義町の人口の実績と将来推計 (2000~2045年)

	0~14(男)	0~14(女)	15~64(男)	15~64(女)	65~(男)	65~(女)
2000	503	507	2,124	1,834	712	1,010
2005	428	484	2,045	1,749	711	1,058
2010	383	398	1,855	1,625	743	1,081
2015	366	371	1,725	1,478	823	1,134
2020	351	337	1,520	1,287	855	1,134
2025	344	301	1,354	1,159	839	1,100
2030	311	270	1,257	1,061	790	1,047
2035	280	242	1,184	975	725	984
2040	255	221	1,086	857	686	936
2045	229	197	993	760	645	864

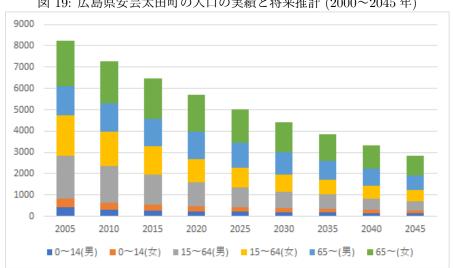


図 19: 広島県安芸太田町の人口の実績と将来推計 (2000~2045年)

表 19: 広島県安芸太田町の人口の実績と将来推計 (2000~2045年)

	0~14(男)	0~14(女)	15~64(男)	15~64(女)	65~(男)	65~(女)
2005	435	410	1,997	1,884	1,376	2,136
2010	316	329	1,717	1,605	1,316	1,972
2015	248	281	1,439	1,306	1,290	1,889
2020	224	247	1,139	1,085	1,265	1,752
2025	216	218	930	906	1,168	1,586
2030	193	183	784	782	1,060	1,403
2035	171	159	684	681	918	1,224
2040	154	143	551	568	820	1,082
2045	137	126	462	495	701	923

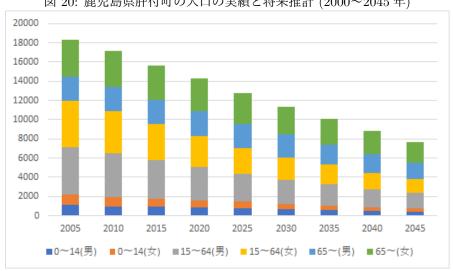


図 20: 鹿児島県肝付町の人口の実績と将来推計 (2000~2045年)

表 20: 鹿児島県肝付町の人口の実績と将来推計 (200	000~2045 年	:)
-------------------------------	------------	----

	0~14(男)	0~14(女)	15~64(男)	15~64(女)	65~(男)	65~(女)
2005	1,133	1,052	4,970	4,790	2,524	3,838
2010	953	945	4,592	4,377	2,508	3,780
2015	934	826	3,978	3,796	2,549	3,576
2020	829	786	3,446	3,266	2,590	3,406
2025	754	712	2,854	2,731	2,530	3,172
2030	647	595	2,486	2,361	2,376	2,909
2035	546	502	2,219	2,036	2,123	2,639
2040	463	425	1,877	1,712	1,956	2,403
2045	391	359	1,606	1,444	1,753	2,147

(出所:総務省『社会・人口統計体系』、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人 口 (平成 30(2018) 年推計)』より作成。)

(3) 財政

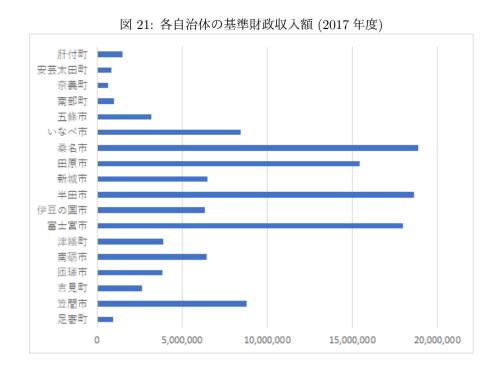
(3.1) 財政の規模

次に各自治体の財政規模について、まずは『地方財政状況調査』のデータを用いて見てみること にしよう。ここで取り上げる指標は、基準財政収入額、基準財政需要額、標準税収入額等、標準財 政規模、臨時財政対策債発行可能額である。なお、ここで示す各指標の定義は、小西 (2018) にし たがっている。

基準財政収入額 基準財政収入額とは、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法により算定した額であり、基準財政需要額とともに普通交付税の算定に用いられるものである。 これは次の式により計算される。

基準財政収入額 = 標準的な地方税収入
$$\times \frac{75}{100}$$
 + 地方譲与税など (1)

2017年の基準財政収入額を見ると、桑名市、半田市、富士宮市といった、基本的には人口規模の大きい市において大きな値となっている。例外的なのは人口規模がそれほど大きくない田原市であるが、これについては改めて説明しよう。2005年から2017年にかけての推移を見ると特徴的なのが、2017年の値で例外的な存在であった田原市である。田原市は2008年まで基準財政収入額が急増し、しかしその後は急激に減少していることが特徴的である。これは田原市の産業構造に要因がある。田原市は法人市民税の9割以上がトヨタ関連企業からの収入となっていたため、世界金融危機の影響でトヨタの営業利益が激減したことに伴い、このような状況が生じている。



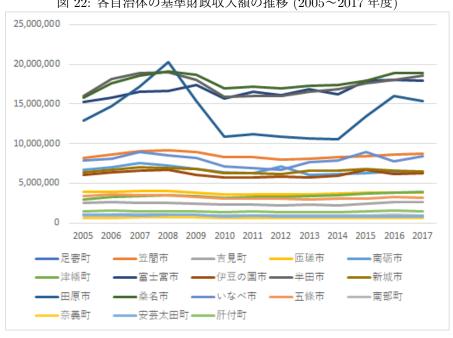


図 22: 各自治体の基準財政収入額の推移 (2005~2017 年度)

表 21: 各自治体の基準財政収入額の推移 (2005~2017 年度)

						<u>K</u>	1: 今日4	女 71:台目后体の基毕別欧状入観の推修 (2003~2011 年度)	计医双步	く知り	# (2C)	102~60	(上下)					
	足寄町	笠間市	吉見町	匝瑳市	南砺市	津幡町	富士宮市	伊豆の国市	伊豆の国市 半田市	新城市	田原市	田原市 桑名市 いなべ市	いなべ市	五條市	南部町	奈義町	安芸太田町	肝付町
2002	1,012,645	8,222,377	2,481,982	3,871,783	996,689,9	2,979,978	15,277,857		6,104,717 15,971,235	6,402,675	6,402,675 12,884,390	15,838,525 7,845,381	7,845,381	3,356,741	957,588	599,830	974,035	1,491,298
2006	1,018,724	8,669,123	2,608,269	3,948,500	6,975,676	3,274,501	3,274,501 15,781,838		$6,362,610 \\ \hline 18,115,384 \\ \hline 6,735,303 \\ \hline 14,758,332 \\ \hline 17,632,519 \\ \hline 8,096,538 \\ \hline 3,544,215 \\ \hline \\ \end{array}$	6,735,303	14,758,332	17,632,519	8,096,538	3,544,215	958,501	640,571	1,044,528	1,525,453
2007	916,166	8,999,432	2,565,257	4,039,086	7,522,542	3,386,436	16,543,874	6,552,879	18,902,409	6,962,345	18,902,409 6,962,345 17,169,528	18,571,682 8,943,963	8,943,963	3,504,127	921,626	649,402	964,968	1,480,368
2008	973,856	9,202,567	9,202,567 2,520,476 3,982,743	3,982,743	7,184,632		3,501,748 16,690,967	6,690,478	19,031,127 6,948,548 20,291,010 19,118,580 8,517,282 3,490,282	6,948,548	20,291,010	19,118,580	8,517,282	3,490,282	968,757	688,511	1,002,003	1,465,693
2009	924,176	8,993,951	2,408,620	3,787,662	6,778,963	3,358,625	17,420,336	6,061,873	18,036,851	6,752,311	15,344,417 18,730,748 8,158,551	18,730,748	8,158,551	3,286,564	988,196	669,337	922,626	1,419,545
2010	890,534	8,286,739	8,286,739 2,254,430 3,549,981	3,549,981	6,342,855		3,166,480 15,697,011		$5,713,792 \hspace{0.5cm} 15,895,082 \hspace{0.5cm} 6,295,821 \hspace{0.5cm} 10,880,987 \hspace{0.5cm} 17,001,819 \hspace{0.5cm} 7,106,204 \hspace{0.5cm} 3,071,627 \hspace{0.5cm}$	6,295,821	10,880,987	17,001,819	7,106,204	3,071,627	899,166	595,150	833,208	1,383,975
2011	918,574	8,299,673	2,267,719	3,604,936	6,218,105	3,221,517	16,528,573	5,779,880	15,983,738		6,285,025 11,187,117 17,139,207 6,921,337	17,139,207	6,921,337	3,091,004	913,485	574,804	888,115	1,410,792
2012	887,016	8,023,813	2,177,003 3,539,020	3,539,020	7,150,002	3,225,806	3,225,806 16,127,778	5,821,828	16,029,432 6,201,808 10,909,413 16,933,278 6,710,962	6,201,808	10,909,413	16,933,278	6,710,962	3,035,063	892,633	569,854	841,456	1,370,669
2013	859,519	8,040,276	2,267,643	3,598,720	6,012,230	3,332,536	16,857,581	5,746,000	16,530,472 6,540,678 10,677,235	6,540,678	10,677,235	17,335,357 7,697,139	7,697,139	2,969,772	908,103	571,119	801,200	1,373,116
2014	876,636	8,318,093	2,237,334 3,680,495	3,680,495	6,158,320	3,442,569	16,228,720	5,964,062	16,893,381	6,580,978	16,893,381 6,580,978 10,592,557 17,358,776 7,924,342	17,358,776	7,924,342	3,013,469	896,414	589,637	820,052	1,383,787
2015	962,358	8,410,022	2,424,050 3,803,953		6,216,110	3,668,776	3,668,776 17,876,163	6,699,798	17,557,270	6,777,746	17,557,270 6,777,746 13,487,845 17,963,680 8,952,529	17,963,680	8,952,529	3,106,088	959,121	623,012	855,184	1,483,080
2016	919,441	8,645,803	2,582,159 3,814,380		6,503,311	3,853,801	3,853,801 18,055,925	6,108,543	17,985,803	6,611,218	17,985,803 6,611,218 16,013,860 18,852,526 7,711,310 3,219,250	18,852,526	7,711,310	3,219,250	992,904	633,072	841,766	1,532,944
2017	935,819	8,773,973	8,773,973 2,603,716 3,808,666		6,422,050	3,894,991	6,422,050 3,894,991 17,982,121		6,305,054 18,604,361 6,476,495 15,408,550 18,852,616 8,421,832 3,166,674 966,688 10,100,100,100,100,100,100,100,100,100,	6,476,495	15,408,550	18,852,616	8,421,832	3,166,674		629,754	832,939	1,490,999

(出所:総務省『地方財政状況調査』より作成。)

基準財政需要額 基準財政需要額とは、地方公共団体が合理的で妥当な水準の行政サービスなど を実施し、または施設の維持のために必要と想定される財政需要を一定の算式により算定した額で ある。これは次の式により計算される。

基準財政需要額を見ると、桑名市、半田市、富士宮市といった市は基準財政収入額と同様に突 出した値となっているが、南砺市が上記3市に近い高い値となっている。この傾向は2005年から 2017年まで一貫して見られる傾向で、桑名市、半田市、富士宮市、南砺市の4市では、それ以外 の14市町よりかなり大きな値となり続けている。

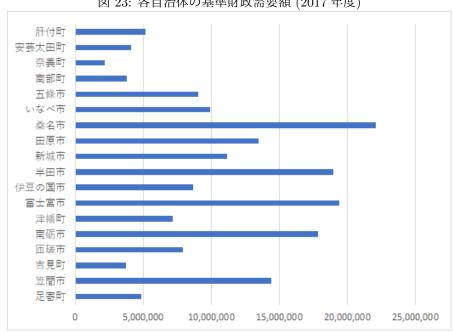


図 23: 各自治体の基準財政需要額 (2017年度)

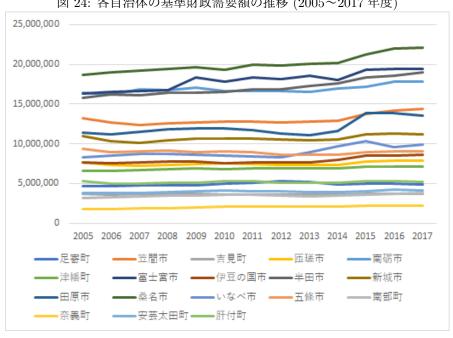


図 24: 各自治体の基準財政需要額の推移 (2005~2017 年度)

表 22: 各自治体の基準財政需要額の推移 (2005~2017 年度)

						!	1		1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		,,,,,		(
	足寄町	笠間市	吉見町	匝瑳市	南砺市	洋幡町	富士宮市	伊豆の国市	米田市	新城市	田原市	桑名市	いなべ市	五條市	南部町	奈義町 一	安芸太田町	肝付町
2002	4,689,104	13,265,531	3,720,196	7,625,273	16,450,224	6,586,480	16,362,668	7,668,745	15,747,202	11,022,507	11,410,582	18,708,144	8,282,739	9,367,970	3,208,501	1,747,279	3,857,847	5,267,981
2006	4,679,644	2006 4,679,644 12,716,600 3,632,497 7,374,497 16,263,778	3,632,497	7,374,497	16,263,778	6,589,436	16,580,127	7,574,261	16,170,169	10,283,901	11,207,660	18,949,975	8,559,801	8,994,660	3,308,906	1,797,628	3,854,306	4,959,751
2007		4,720,703 12,334,044	3,684,700	3,684,700 7,195,659	16,860,042	6,715,498	16,642,246	7,650,266	16,127,991	10,109,280	11,462,493	19,166,336	8,704,852	9,044,377	3,399,732	1,834,106	3,762,902	5,033,296
2008		4,774,616 12,529,749 3,733,685 7,353,976 16,802,862	3,733,685	7,353,976	16,802,862	6,819,827	16,749,373	7,772,627	16,448,985	10,483,821	11,867,475	19,461,272	8,772,780	9,108,472	3,449,141	1,924,764	3,901,851	5,135,367
2009	4,798,733	4,798,733 12,718,720	3,704,581	3,704,581 7,407,453	17,094,064	6,861,458	18,381,235	7,729,754	16,395,468	10,688,927	11,944,872	19,610,895	8,665,295	8,950,514	3,479,467	1,938,674	4,021,048	5,138,815
2010	4,979,943	4,979,943 12,801,751 3,619,129	3,619,129	7,553,512	7,553,512 16,650,332	6,814,703	17,819,165	7,590,056	16,539,129	10,688,410	10,688,410 11,952,456	19,348,882	8,502,642	9,051,264	3,548,132	2,044,271	4,092,449	5,353,096
2011		5,058,040 12,814,893	3,636,699	3,636,699 7,488,084	16,668,939	6,901,466	18,342,797	7,645,119	16,893,563	10,684,975	11,696,802	19,982,234	8,443,202	8,896,415	3,548,876	2,040,267	3,994,956	5,279,034
2012	5,305,737	5,305,737 12,739,021 3,571,015 7,330,901 16,593,336	3,571,015	7,330,901	16,593,336	6,883,063	18,180,894	7,695,467	16,897,546	10,515,133 11,310,329	11,310,329	19,867,942	8,289,711	8,645,880	3,432,789	2,062,955	4,009,050	5,119,407
2013		5,205,563 12,756,809 3,585,217 7,349,087 16,533,562	3,585,217	7,349,087	16,533,562	6,887,985	18,542,273	7,635,404	17,333,355	10,489,915	11,123,263	20,040,185	8,985,739	8,649,837	3,406,311	2,124,299	3,953,467	5,073,067
2014	4,929,080	2014 4,929,080 12,929,736 3,562,304 7,377,334 16,967,035	3,562,304	7,377,334	16,967,035	6,870,047	18,070,155	7,933,491	17,582,033	10,585,001	11,587,552	20,222,301	9,661,463	8,611,176	3,449,015	2,080,736	3,931,320	5,053,128
2015		5,024,913 13,703,803 3,730,989 7,759,312	3,730,989	7,759,312	17,214,869	7,079,158	19,283,671	8,512,014	18,305,871	11,164,975	13,816,661	21,241,540	10,290,273	8,955,144	3,610,785	2,168,341	4,052,001	5,265,875
2016	4,942,035	2016 4,942,035 14,164,068 3,740,735 7,896,304 17,806,979	3,740,735	7,896,304	17,806,979	7,151,547	19,403,708	8,473,144	18,617,515	11,319,366	13,833,385	22,044,378	9,561,403	9,061,900	3,712,336	2,209,332	4,259,914	5,285,429
2017	4,842,489	2017 4,842,489 14,435,006 3,727,124 7,879,514 17,849,83	3,727,124	7,879,514	17,849,837	7,160,705	19,398,158	8,667,704	18,953,490	18,953,490 11,148,501 13,496,890	13,496,890	22,081,153	9,888,254	9,056,322	3,778,317	2,172,566	4,122,541	5,190,159

(出所:総務省『地方財政状況調査』より作成。)

標準財政規模 標準財政規模とは、地方公共団体が通常水準の行政サービスを提供するために必要 な一般財源をどの程度持っているのかを表す指標である。普通交付税と地方税が主なものとなる。 標準財政規模を大きく分類すると、桑名市、富士宮市、半田市、南砺市、田原市が最も高いグ ループを形成し、次いで笠間市、その他の市町となっている。前述の理由により田原市は変動が 大きく、また南砺市は近年低下傾向が見られる。一方桑名市、富士宮市、半田市、笠間市は上昇傾 向、その他の市町はほぼ横ばいである。

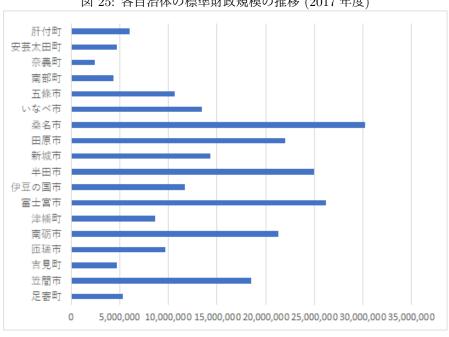


図 25: 各自治体の標準財政規模の推移 (2017年度)

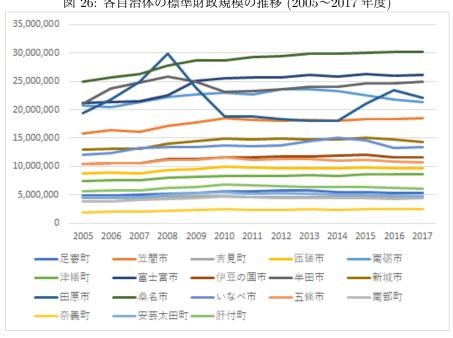


図 26: 各自治体の標準財政規模の推移 (2005~2017 年度)

表 23: 各自治体の標準財政規模の推移 (2005~2017 年度)

						ί.			11/1/17	1111	0001	((
	足寄町	笠間市	吉見町	匝瑳市	南砺市	津幡町	富士宮市	伊豆の国市	非田中	新城市	田原市	桑名市	いなべ市	五條市	南部町	奈義町 一	安芸太田町	肝付町
2005	4,950,115	15,741,624 4,465,160	4,465,160	8,753,704	20,773,092	7,483,186	21,159,898	10,448,503	21,014,339	12,964,067 19,435,025	19,435,025	24,920,607	12,124,187	10,357,275	3,817,842	1,907,210	4,644,482	5,698,581
2006	4,930,381	16,380,030	4,389,149	8,957,255	20,471,412	7,518,455	21,374,513	10,497,010	23,736,581	13,152,363	21,829,681	25,661,627 12,390,689	12,390,689	10,610,090	3,903,980	1,962,091	4,613,424	5,732,003
2007	4,962,844	16,145,691 4,416,549	4,416,549	8,812,697	21,347,163	7,642,852	21,577,803	10,565,177	24,752,816	13,074,408	24,995,693	26,271,307 13,296,083	13,296,083	10,634,374 4,061,791		1,995,350	4,526,957	5,831,954
2008	5,249,481	17,118,562 4,660,355	4,660,355	9,383,150	22,209,502	8,084,693	22,574,955	11,336,384	25,777,023	14,008,961	29,887,470	27,813,487 13,436,344		11,146,125 4,321,793	4,321,793	2,216,911	4,976,570	6,224,589
2009	5,371,768	17,687,998	17,687,998 4,715,481	9,594,430	22,742,047	8,229,895	25,084,921	11,279,554	24,966,721	24,966,721 14,451,139	23,901,519	28,686,761	$28,686,761 \hspace{0.2cm} \hspace{0.08cm} 13,403,980 \hspace{0.2cm} \hspace{0.08cm} 11,128,649 \hspace{0.2cm} \hspace{0.08cm} 4,502,027$	11,128,649		2,286,864	5,261,126	6,382,736
2010	5,628,047	18,539,850 4,744,611 10,045,171	4,744,611	10,045,171	23,052,850	8,391,120	25,492,349	11,630,311	23,204,020	14,916,409 18,791,436	18,791,436	28,655,305 13,724,983	13,724,983	11,559,346 4,666,227		2,421,130	5,437,729	6,755,742
2011	5,604,192	18,141,758 4,646,996	4,646,996	9,808,787	22,778,236	8,371,462	25,703,445	11,626,381	23,332,559	23,332,559 14,773,595 18,866,772	18,866,772	29,275,560	29,275,560 13,568,243 11,208,117 4,563,264	11,208,117		2,347,919	5,169,251	6,604,824
2012	5,849,929	18,091,902	18,091,902 4,567,984	9,647,950	23,582,707	8,379,576	25,741,227	11,737,129	23,609,683	14,850,442 18,402,415	18,402,415	29,439,985	29,439,985 13,663,242 11,261,770 4,423,683	11,261,770		2,366,579	5,299,960	6,475,237
2013	5,728,612	5,728,612 18,142,293 4,622,243	4,622,243	9,704,137	23,531,682	8,443,430	26,220,615	11,765,295	24,054,090	24,054,090 14,696,198 18,053,728	18,053,728	29,886,072	$29,886,072 \ \ 14,538,940 \ \ 11,328,066 \ \ 4,404,776$	11,328,066		2,426,563	5,250,199	6,431,324
2014	5,439,270	5,439,270 18,128,875 4,577,096	4,577,096	9,644,907	23,239,263	8,392,074	25,818,074	11,844,144	24,113,390	14,742,089 18,051,559		29,871,712	15,081,848	10,972,145 4,375,809		2,367,112	5,101,582	6,330,844
2015	5,530,978	18,395,032 4,725,145	4,725,145	9,839,885	22,513,950	8,566,427	26,266,550	12,103,548	24,631,861	15,021,184	21,107,270	30,029,171 14,626,571	14,626,571	11,123,308 4,422,389		2,450,433	5,001,484	6,434,675
2016		5,369,807 18,373,854 4,704,951	4,704,951	9,717,226	21,765,942	8,592,139	26,050,868	11,598,337	24,674,316	14,708,333	23,526,477	30,258,838 13,307,060	13,307,060	10,856,228 4,345,780		2,505,426	4,914,497	6,261,628
2017	5,282,060	2017 5,282,060 18,520,223 4,720,440 9,662,494	4,720,440	9,662,494	21,308,693	8,647,887	26,171,965	11,676,712	24,954,802	26,171,965 11,676,712 24,954,802 14,327,165 22,047,412 30,219,981 13,441,009 10,676,019 4,354,648 10,676,019 10,6	22,047,412	30,219,981	13,441,009	10,676,019	4,354,648	2,430,535	4,666,602	6,034,298

(出所:総務省『地方財政状況調査』より作成。)

臨時財政対策債発行可能額 臨時財政対策債とは2001年度に創設された地方債であり、地方の財源不足を補填するために、本来地方交付税として交付されるべき額の一部を振り替えて発行される特例地方債のことである。程度の差はあるが、2010年にいずれの自治体でも一旦上昇していること、また一貫して桑名市が突出していることが特徴的である。特に田原市において顕著であるが、やはり世界金融危機の影響により、2010年はいずれの自治体でも財源不足が深刻であったことが窺える。

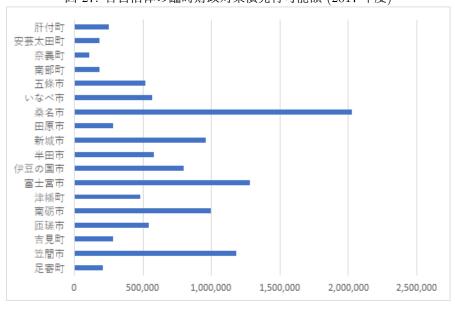


図 27: 各自治体の臨時財政対策債発行可能額 (2017年度)

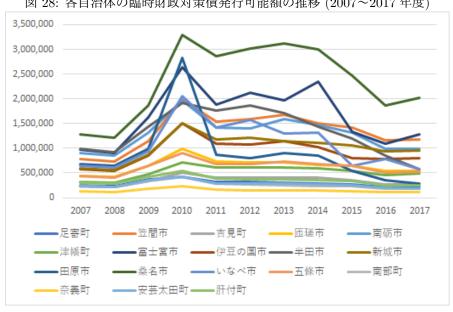


図 28: 各自治体の臨時財政対策債発行可能額の推移 (2007~2017 年度)

表 24: 各自治体の臨時財政対策債発行可能額の推移 (2007~2017 年度)

						χ 1. 1. 1.	Į Į	TITE TELET (1901 - 2011 + 区域	トジングへ	H H H H H H H	1. T. HELT	成って出た	(2007)	1 TO7	X X			
	足寄町	笠間市	吉見町	匝瑳市	南砺市	津幡町	富士宮市	伊豆の国市	中田未	新城市	田原市	桑名市	いなべ市	五條市	南部町	奈義町	安芸太田町	肝付町
2007	255,703	789,070	234,804	445,171	901,924	323,341	970,722	583,094	982,839	598,986	684,268	1,286,451	645,953	441,008	234,488	124,418	237,758	295,869
2008	239,508	739,086	219,930	416,972	844,791	302,856	909,231	546,153	920,575	561,035	640,919	1,204,958	605,026	413,076	219,625	116,540	222,697	277,125
2009	371,724	1,147,080	341,332	647,156	1,311,143	470,041	1,630,030	847,639	1,428,765	870,747	994,729	1,870,120	939,029	641,104	340,882	180,870	345,643	430,115
2010	429,641	1,980,044	511,223	996,882	1,963,404	712,974	2,638,143	1,507,085	1,908,964	1,501,957	2,823,152	3,287,317	2,058,321	907,802	414,506	230,349	424,661	540,558
2011	312,934	1,537,595	399,980	723,349	1,425,760	609,736	1,890,480	1,086,086	1,758,044	1,179,867	862,966	2,857,260	1,415,932	681,638	287,315	166,102	288,381	387,409
2012		312,697 1,598,767	397,985	709,468	1,400,493	613,317	2,115,141	1,083,126	1,871,102	1,208,922	797,827	3,014,847	1,581,979	686,541	262,827	154,789	288,169	368,627
2013		308,425 1,674,080	400,484	710,546	1,584,730	619,862	1,960,927	1,148,597	1,704,632	1,141,667	904,828	3,118,651	1,295,794	724,649	244,728	155,203	286,489	364,497
2014		286,030 1,497,729	402,567	662,430	662,430 1,474,681	588,054	2,341,087	1,021,456	1,430,411	1,107,224	843,346	3,007,154	1,322,178	677,832	238,377	139,790	267,868	347,775
2015	267,048	267,048 1,425,628	354,482	637,198	1,324,309	550,761	1,332,531	792,859	1,203,458	1,054,575	550,379	2,464,982	651,956	640,526	226,247	133,537	243,887	331,613
2016		209,248 1,159,211	269,664	537,927	989,124	454,337	1,090,712	789,148	826,768	930,103	359,474	1,859,205	786,179	505,451	174,677	107,734	191,082	255,003
2017		209,018 1,180,883 281,880	281,880	542,361	995,367	483,382	1,280,971	794,322	577,307	959,146	283,879	2,024,631	569,474	519,563	185,303	108,499	182,898	254,277

(出所:総務省『地方財政状況調査』より作成。)

(3.2) 財政指標

これまで見てきた値は、その自治体の人口や経済の規模を反映したものが多かった。したがっ て、人口が多かったり、経済活動が盛んであったりすれば、それを反映して各指標の値も大きくな る傾向がある。一方で、収支のバランスから自治体の財政状況を把握することも可能である。こ こでは「統計でみる都道府県・市区町村のすがた(社会・人口統計体系)」の市区町村データをもと に、財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率、起債制限比率、将来負担比率といった指標を見 てみることにしよう。

財政力指数 財政力指数とは、地方公共団体の財政基盤の強さを表す指標である。基準財政収入額 を基準財政需要額で除算した値の過去3年間の平均値として示され、財政力指数が高いことは自主 財源の割合の高さ、財政力の強さを表す。なお、基準財政収入額を基準財政需要額で除算した値が 1を超えた場合には普通交付税は交付されない。

2017年度の値で見ると、田原市の財政力指数が1を超えているほかは、すべて1未満の値となっ ている。特に足寄町では、ほとんどの期間で0.2を下回っている。

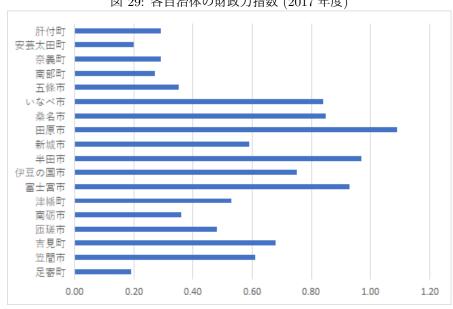


図 29: 各自治体の財政力指数 (2017年度)

(出所:総務省『地方財政状況調査』より作成。)

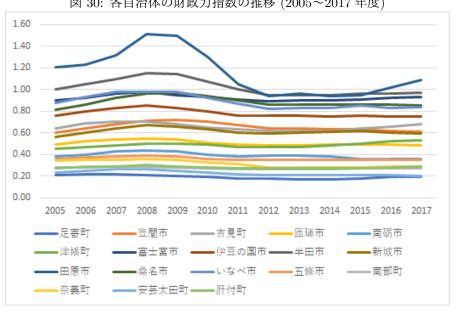


図 30: 各自治体の財政力指数の推移 (2005~2017 年度)

(出所:総務省『地方財政状況調査』より作成。)

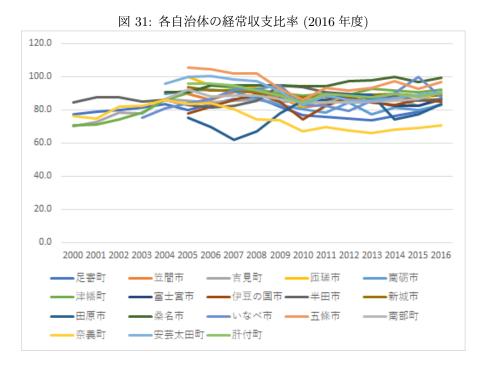
表 25: 各自治体の財政力指数の推移 (2005~2017 年度)

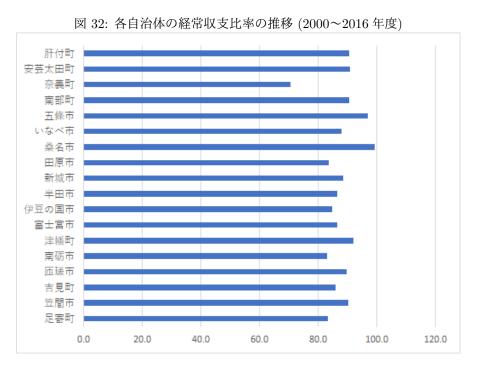
	足寄町	笠間市	吉見町	匝瑳市	南砺市	津幡町	富士宮市	伊豆の国市	半田市	新城市	田原市	桑名市	いなべ市	五條市	南部町	奈義町	安芸太田町	肝付町
2005	0.21	0.60	0.64	0.49	0.38	0.45	0.90	0.76	1.00	0.56	1.21	0.81	0.88	0.36	0.28	0.34	0.23	0.27
2006	0.22	0.64	0.69	0.52	0.40	0.47	0.92	0.80	1.05	0.60	1.23	0.86	0.93	0.37	0.28	0.35	0.25	0.29
2007	0.22	0.68	0.70	0.54	0.43	0.48	0.96	0.83	1.10	0.64	1.32	0.92	0.98	0.38	0.29	0.35	0.26	0.29
2008	0.21	0.71	0.70	0.55	0.44	0.50	0.98	0.85	1.15	0.67	1.51	0.96	0.98	0.39	0.29	0.36	0.26	0.30
2009	0.20	0.72	0.68	0.54	0.43	0.50	0.95	0.83	1.14	0.66	1.50	0.97	0.98	0.38	0.28	0.35	0.25	0.29
2010	0.19	0.70	0.65	0.51	0.40	0.49	0.93	0.80	1.07	0.63	1.30	0.94	0.92	0.36	0.27	0.33	0.23	0.28
2011	0.18	0.67	0.63	0.49	0.38	0.47	0.91	0.76	1.00	0.60	1.05	0.90	0.87	0.35	0.26	0.31	0.22	0.27
2012	0.18	0.64	0.62	0.48	0.39	0.47	0.89	0.76	0.95	0.59	0.94	0.86	0.82	0.35	0.26	0.28	0.21	0.27
2013	0.17	0.64	0.62	0.48	0.39	0.47	0.90	0.76	0.95	0.60	0.96	0.86	0.83	0.35	0.26	0.28	0.21	0.27
2014	0.17	0.63	0.62	0.49	0.38	0.48	0.90	0.75	0.95	0.61	0.94	0.86	0.83	0.35	0.26	0.28	0.21	0.27
2015	0.18	0.63	0.64	0.49	0.36	0.50	0.91	0.76	0.96	0.62	0.95	0.86	0.85	0.35	0.27	0.28	0.21	0.27
2016	0.19	0.62	0.66	0.49	0.36	0.52	0.92	0.75	0.96	0.60	1.02	0.86	0.83	0.35	0.27	0.29	0.21	0.28
2017	0.19	0.61	0.68	0.48	0.36	0.53	0.93	0.75	0.97	0.59	1.09	0.85	0.84	0.35	0.27	0.29	0.20	0.29

(出所:総務省『地方財政状況調査』より作成。)

経常収支比率 経常収支比率とは、財政構造の弾力性を表す指標である。毎年度経常的に支出され る人件費、扶助費、公債費等の経費に、毎年度経常的に収入される地方税や普通交付税のような一 般財源がどの程度使われているかを示している。

今回取り上げたほとんどの自治体で $80\sim100\%$ の中に納まる中、突出して低いのは奈義町であり、 2016 年度の値は 70.6%となっている。これは 2016 年度に限ったことではなく、2008 年度に 80%を 下回ってからは、一貫して80%未満の水準となっている。また田原市は変動幅が大きく、2016年 度には83.5%となっているが、2007年度には62.1%まで低下している。既に述べた通り田原市は 法人市民税の9割以上がトヨタ関連企業からの収入となっているため、収入にその影響を強く受け ているためと考えられる。





(出所:総務省『社会・人口統計体系』より作成。)

表 26: 各自治体の経常収支比率の推移 (2000~2016 年度)

	足寄町	笠間市	吉見町	匝瑳市	南砺市	津幡町	富士宮市	伊豆の国市	半田市	新城市	田原市	桑名市	いなべ市	五條市	南部町	奈義町	安芸太田町	肝付町
2005	80.0	89.9	85.4	99.9	91.9	90.2	0.0	77.9	83.1	94.0	75.3	90.6	84.2	105.5	92.0	83.5	99.9	95.7
2006	83.4	86.0	84.3	94.9	92.0	94.7	0.0	82.0	81.7	91.5	69.5	94.8	86.5	104.8	87.9	83.9	100.2	95.8
2007	86.7	90.8	85.8	94.9	91.0	93.2	0.0	85.9	82.7	91.7	62.1	94.6	92.3	102.1	88.4	80.2	98.3	94.6
2008	87.4	90.5	85.9	93.5	86.7	92.2	0.0	89.9	85.8	90.8	67.0	94.8	92.8	101.8	88.5	74.2	97.4	91.6
2009	82.0	87.8	84.5	88.4	82.9	90.3	88.0	85.0	94.7	88.8	78.1	94.7	94.7	92.5	86.4	73.5	91.4	88.7
2010	76.7	81.3	86.1	82.0	80.5	88.8	85.2	74.1	93.6	87.8	85.4	94.3	82.8	86.3	84.5	67.1	83.1	84.4
2011	75.8	83.3	86.2	86.7	78.2	89.9	84.4	82.3	90.6	88.0	86.3	94.2	82.6	93.2	84.6	69.5	88.5	89.7
2012	74.9	86.0	85.2	87.0	84.4	89.4	84.6	87.5	89.5	88.0	89.0	97.2	79.6	91.7	84.3	67.6	85.9	88.7
2013	73.7	86.8	86.7	86.0	77.3	92.5	84.9	84.5	86.6	89.3	89.0	97.8	85.5	93.4	84.8	66.0	85.6	87.4
2014	76.5	89.9	87.0	87.0	81.4	91.6	82.5	83.2	88.7	89.8	74.3	99.7	90.2	97.5	85.5	68.3	87.3	89.7
2015	79.1	88.1	82.6	86.0	79.8	90.9	82.5	86.1	85.8	88.4	77.4	97.1	99.9	92.8	86.6	69.1	89.3	88.3
2016	83.3	90.3	85.9	89.7	83.0	92.0	86.5	84.8	86.4	88.5	83.5	99.2	87.8	96.9	90.5	70.6	90.7	90.4

実質公債費比率 一般会計等(普通会計)が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規 模に対する比率であり、公債費の水準を測る指標となる。この比率が 18%を超えると地方債の発 行に国の許可が必要となり、さらに25%を超えると財政健全化団体、35%以上になると財政再生団 体となる。

実質公債費比率は今回取り上げたほとんどの自治体で低下傾向にあり、2008年度には21%を超 えていた足寄町も、2016年度には8.6%まで低下している。2016年の時点においては、今回取り上 げた中で実質公債費比率が18%を超えている自治体は存在しない。

図 33: 各自治体の実質公債費比率 (2016年度) 25 20 10 2008 2009 2010 2011 2012 2015 2016 2013 2014 ---足寄町 -笠間市 —吉見町 ——匝瑳市 ---南砺市 -津幡町 ■富士宮市 = ━伊豆の国市 ━━半田市 新城市 桑名市 いなべ市 ——五條市 ■田原市 —南部町 安芸太田町 ——肝付町 - 奈義町

(出所:総務省『社会・人口統計体系』より作成。)

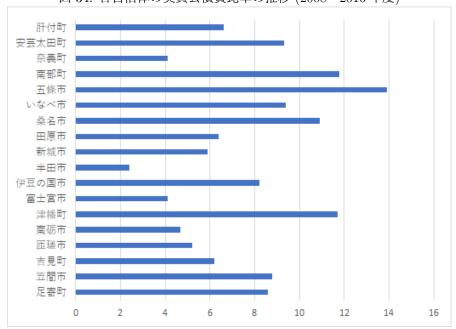


図 34: 各自治体の実質公債費比率の推移 (2008~2016 年度)

表 27: 各自治体の実質公債費比率の推移 (2008~2016 年度)

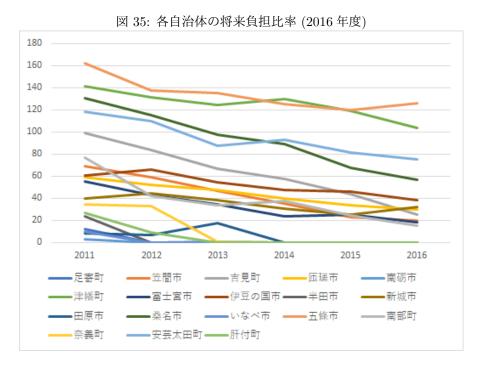
												(/			
	足寄町	笠間市	吉見町	匝瑳市	南砺市	津幡町	富士宮市	伊豆の国市	半田市	新城市	田原市	桑名市	いなべ市	五條市	南部町	奈義町	安芸太田町	肝付町
2008	21.8	13.7	13.0	15.4	19.8	19.9	-	13.4	10.8	12.1	8.6	13.1	11.9	20.1	17.2	16.2	19.3	15.2
2009	20.6	13.2	13.4	13.9	16.9	17.9	13.5	12.7	10.1	11.2	7.6	12.1	11.7	18.9	16.4	15.2	18.2	14.7
2010	18.3	12.1	12.9	11.4	14.3	17.2	12.2	11.1	8.8	10.4	7.1	11.8	10.9	17.0	16.2	13.9	16.3	13.6
2011	16.1	11.2	11.7	9.5	12.4	16.8	11.0	9.7	7.3	9.4	7.0	11.1	9.9	16.3	15.2	12.2	14.7	13.2
2012	13.7	10.3	10.2	8.5	10.1	16.1	10.1	8.8	4.8	8.5	7.4	11.3	8.9	16.4	13.8	10.6	12.9	12.5
2013	11.6	9.9	8.3	7.6	8.1	15.2	8.7	8.7	3.6	7.7	7.7	11.3	8.8	16.5	11.9	8.7	12.1	11.4
2014	9.7	9.5	7.1	6.2	7.2	13.6	7.0	8.6	3.0	7.0	7.7	11.3	10.1	15.4	10.9	6.2	11.4	9.5
2015	8.7	9.2	6.6	5.3	6.1	12.6	5.3	8.5	2.7	6.3	7.7	11.3	10.5	14.1	10.1	4.4	10.8	7.7
2016	8.6	8.8	6.2	5.2	4.7	11.7	4.1	8.2	2.4	5.9	6.4	10.9	9.4	13.9	11.8	4.1	9.3	6.6

(出所:総務省『社会・人口統計体系』より作成。)

将来負担比率 将来負担比率とは、地方債残高をはじめ一般会計等 (普通会計) が将来負担すべき 実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。市町村においては、この比率が 350%以上になると財政健全化団体となる。なお将来負担比率は、将来負担額より充当可能財源等が多い場合には 比率が表示されない。

2016年において、最も高い五條市においても将来負担比率は130%弱であり、今回取り上げたすべての市町において、将来負担比率は財政健全化団体の基準となる350%を下回っている³。また足寄町、南砺市、半田市、田原市、いなべ市、奈義町、肝付町については、上記の条件にしたがい、将来負担比率が表示されない。

 $^{^3}$ 総務省 (2019) によれば、2017 年度において将来負担比率が 350%を超えている団体は全国でも 1 つしか存在しない。



(出所:総務省『社会・人口統計体系』より作成。)



(出所:総務省『社会・人口統計体系』より作成。)

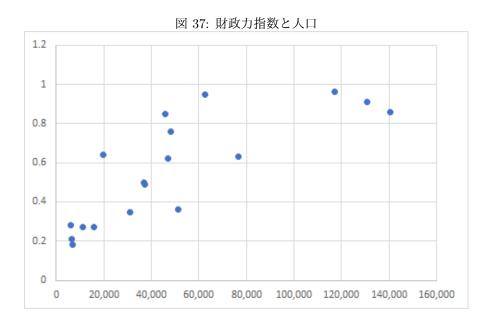
表 28: 各自治体の将来負担比率の推移 (2011~2016 年度)

	足寄町	笠間市	吉見町	匝瑳市	南砺市	津幡町	富士宮市	伊豆の国市	半田市	新城市	田原市	桑名市	いなべ市	五條市	南部町	奈義町	安芸太田町	肝付町
2011	11.9	69.1	98.9	59.4	2.9	141.8	54.9	60.6	23.6	40.1	8.4	130.5	9.5	162.4	77.1	34.1	118.6	26.3
2012	-	58.9	83.3	51.7	-	131.2	42.7	66.3	-	44.3	6.3	115.5	-	137.2	41.7	32.7	109.5	8.9
2013	0.2	46.5	66.4	47.7	-	124.4	34.0	54.7	-	38.2	17.3	97.6	-	135.2	33.3	0.8	87.8	-
2014	-	35.2	57.4	39.7	-	130.0	23.6	47.6	-	30.7	-	89.2	-	125.3	37.8	-	92.8	-
2015	-	22.8	43.9	33.6	-	119.2	25.5	46.2	-	25.1	-	67.2	-	119.7	24.7	-	81.5	-
2016	-	19.9	24.8	30.0	-	103.5	18.0	38.2	-	32.1	-	56.4	-	126.0	14.9	-	75.0	-

(3.3) 財政力指数と人口

前節において言及したように、蜂屋 (2019) は「標準的な行政サービス」にかかわる経費についての見積額においては、多くの費目で人口に関するデータが「測定単位」とされていることから、各自治体の歳出は人口動態の影響を強く受けることを指摘している。そこで本稿にて取り上げた18の自治体についても、散布図を用いて両者の関係を見てみることにしよう。

図37に示したように、今回分析の対象としている自治体においても、やはり両者には正の相関がみられるといえるだろう。今後進む少子高齢化と人口減少は、財政力指数を悪化させる要因にもなりうることが予想されるため、さまざまな対策が必要になると考えられる。



(出所:筆者作成。)

(4) まとめ

本稿においては、北海道足寄町、茨城県笠間市、埼玉県吉見町、千葉県匝瑳市、富山県南砺市、石川県津幡町、静岡県富士宮市、静岡県伊豆の国市、愛知県半田市、愛知県新城市、愛知県田原市、三重県桑名市、三重県いなべ市、奈良県五條市、鳥取県南部町、岡山県奈義町、広島県安芸太田町、鹿児島県肝付町の18市町について、人口や財政の特徴を整理した。人口については、いずれの自治体においても、遅くても2015年をピークとして、それ以降は減少すると推計されている。

また $0\sim14$ 歳、 $15\sim64$ 歳、65 歳以上という 3 区分で見ると、65 歳以上人口の割合は増加する一方、 $0\sim14$ 歳、 $15\sim64$ 歳の割合は減少していくことになる。これらは財政にも悪影響を及ぼす可能性がある。

財政を見ると、今回分析の対象とした自治体は、いずれも特に大きな問題を抱えているということはなく、したがって財政再建などに迫られているという状況ではないこと、人口や経済規模が財政に大きな影響を与えていること、また特定の企業に依存している状況があると、その企業の動向で財政が大きく左右されていることが明らかになった。ただし少子高齢化が著しい自治体が見られること、また特定の企業に依存する構造のある自治体があることなどから、今後の人口や経済状況の変化がもたらす影響については、引き続き分析を続ける必要があるだろう。

参考文献

国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口 (平成 30(2018) 年推計)』.

小西砂千夫 (2018)『新版 基本から学ぶ地方財政』, 学陽書房.

総務省「市町村合併資料集」.

総務省『社会・人口統計体系』.

蜂屋勝弘 (2019)「人口動態から探る地方財政の将来像」, JRI レビュー 2019 Vol.5, No.66.

日時:2019年9月4日(水)10:00~17:00

場所:青山学院大学2号館1階217教室

自治体機能強化支援講座 ~GISによる介護データの活用講座~

国立社会保障•人口問題研究所

自己紹介

講座担当:井上 希

【略歴】

- 2018年10月~現在国立社会保障•人口問題研究所 社会保障基礎理論研究部
- 2018年4月~9月 青山学院大学経済学部助手
- > そのほか、GIS関連の一般企業や研究所での職務経験有り
- > GIS学会所属、GISに関連する論文を10本掲載経験あり

【専門】

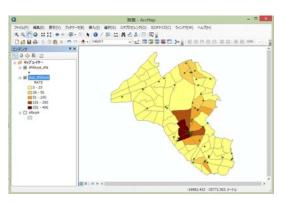
、人口統計学・GIS・介護関連研究(保険料・施設配置など)

【GISの講義経験】

> 日本人口学会主催の「地方行政のためのGISチュートリアルセミナー」や私立大学の専門科目でGISに関する講義等を担当

GISとは?

- > GIS(Geographic Information System)とは、人口や環境、建物などのあらゆるデータを地図と結びつけ、コンピュータ上で再現することで、地域にどのような特徴や傾向があるのか地図表現することができるシステム。
- › すなわち、空間分析を行うための地図ソフト

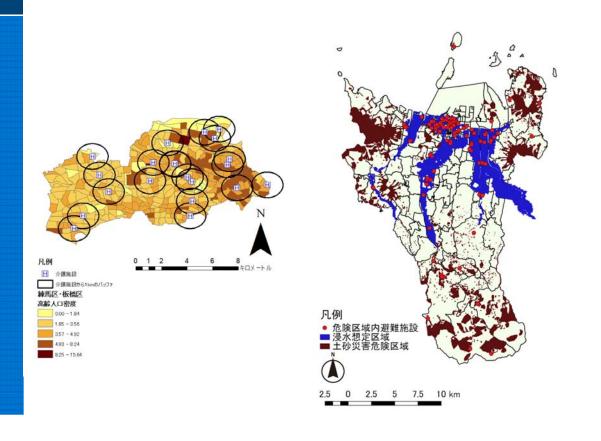




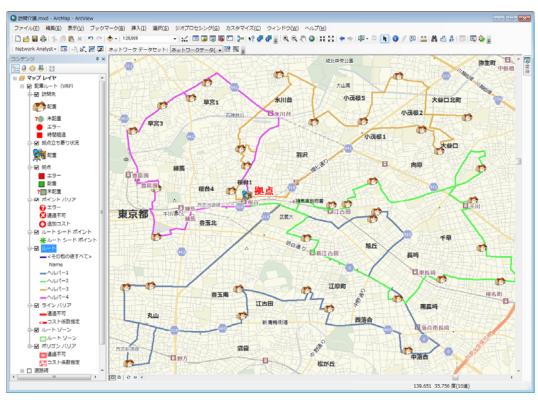
GISはどのように使われている?

- › GISを用いた分析例
 - 1. <u>大学・研究所</u> 東京都練馬区は昼夜間で人口の分布がどの程度変わるのか? →昼夜間人口比率、人口分析
 - 2. 企業 新しく練馬区にショッピングセンターを立地させる ならどのあたりがより多くの来客を望むことができ、 かつ、コストを安くさせることができるだろうか? →マーケティング、商圏分析
 - 3. <u>自治体</u> 練馬区で在宅介護施設が足りていないのはどの地域か?大型の災害が起きた場合どの地域の被害が大きいか? →介護福祉、ハザードマップ

(例)介護福祉施設マップとハザードマップ

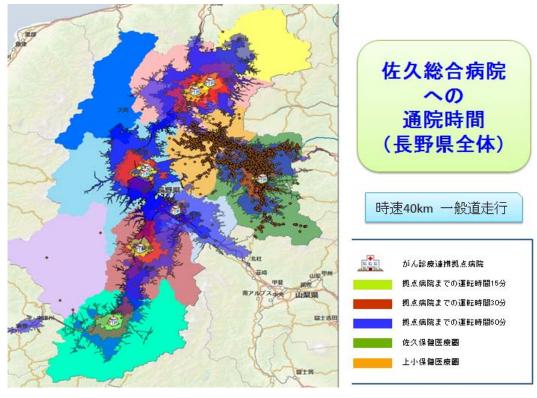


(事例) ホームヘルパーの効率的な訪問ルートの分析



注:ESRIジャパン公式HP(https://www.esrij.com/industries/applications/20276/)より引用。

(事例)長野県佐久市:地域医療の役割と需要予測に 位置情報を活用



注:ESRIジャパン公式HP(https://www.esrij.com/industries/applications/20276/)より引用。

代表的なGISソフトウェア

名 称	必要とされ るPCの処理 能力	空間分析ツールの豊富さ	解説書等	有償無償	備考
ArcGIS		0	0	有償	
MANDARA	低	Δ	0	無償	
QGIS	中	0	0	無償	オープンソース
R言語	中	0	Δ	無償	オープン ソース

注:上記は個人の感想です。

ArcGISを導入する費用は・・・・・

名 称	価格(税別)
ArcGIS Desktop Basic 単独使用ライセンス	390,000円
ArcGIS Desktop Basic 365日期間限定ライセンス	180,000円
ArcGIS Spatial Analyst	650,000円

注:ESRIジャパン公式HP(https://www.esrij.com/products/arcgis-desktop/prices/)より引用。

自治体職員だけが利用できるお得な情報

› 「ArcGIS 自治体GIS利用支援プログラム」

■概要

- 1. 1年間無償で最新のArcGIS Desktop Basicが使用可能
- 2. ArcGIS Desktop製品の講習会が無償で受講可能
- 3. Q&Aや製品サポートも対象
- 4. 1年超過後も保守料金の支払いで引き続き利用可能

■ 対象者

都道府県および市区町村(関連機関も含む)の自治体職員

■ 募集期間

随時募集

注:ESRIジャパン公式HP(https://www.esrij.com/products/gov-grant/)を参照。

もう少し勉強してから判断したい!

> 「ArcGIS for Personal Use」

ArcGIS Desktop Advancedおよびエクステンションを1年間18,000円(税別)で利用できる個人向けのプログラム(※本プログラムの利用範囲は非商用の個人利用に限定され、業務での利用不可。)

> 無償で提供されているGISソフトウェアを試す

QGISやMANDARAでも地図を作成が可能なため、まずは無償ソフトウェアを導入し、機能が豊富なArcGISを導入するか検討する。

注:ESRIジャパン公式HP(https://www.esrij.com/products/arcgis-for-personal-use/)を参照。

GISデータの種類

1. ベクターデータ 地理情報をXY座標で構成される図形で表現 したデータ

ポイントデータ	ラインデータ	ポリゴンデータ

GISデータの種類

1. ベクターデータ 地理情報をXY座標で構成される図形で表現 したデータ

> ポイントデータ : 点で表現されるデータ

→建物の位置など

> ラインデータ : 線で表現されるデータ

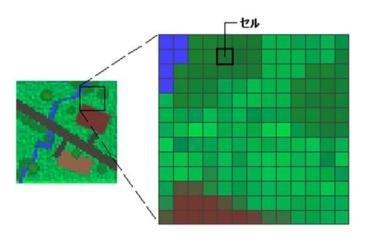
→道路や等高線など

> ポリゴンデータ : 面で表現されるデータ

→建物の敷地や行政界など

GISデータの種類

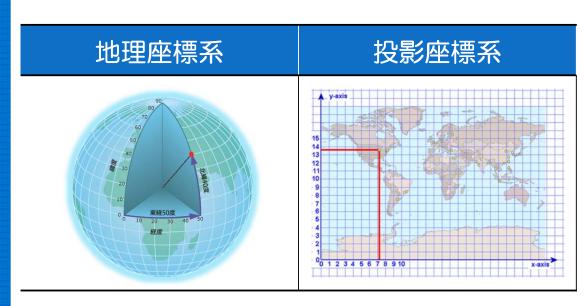
ラスターデータ 行列による格子状(メッシュ状)に並んだセル 構成されるデータ。気温や標高など連続的に 変化するデータを表現することに適する



※ESRIジャパンホームページに掲載の「ラスターデータとは」より引用。 (http://www.esrij.com/gis-guide/gis-datamodel/raster-data/)

座標系と測地系

> 座標系とは?地球上の位置を座標によって表す際の基準や取り決め。



※ESRIジャパンホームページに掲載の「座標系とは」より引用。
(https://www.esrij.com/gis-guide/coordinate-and-spatial/coordinate-system/)

座標系と測地系

- › 座標系とは? 地球上の位置を座標によって表す際の基準や取り決め。
- › <u>地理座標系</u>:

ある地点を基準に、その地点から緯度・経度がどの程度離れているかによって対象物の位置を特定する座標系。

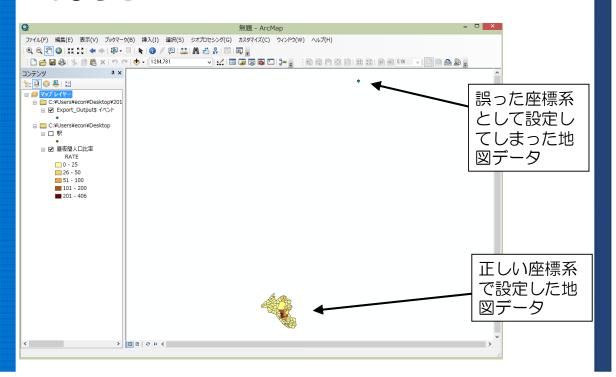
データは緯度・経度を扱うので、O~360度(角度)で表します。

> 投影座標系:

地球を2次元の平面に投影し、XY座標で表す座標系。 ある地点を基準に、その地点から距離がどの程度離れ ているかによって対象物の位置を特定する座標系。 データは距離を扱うのでkmやマイルで表します。

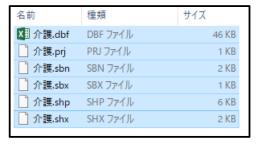
座標系と測地系

い誤った座標系としてGIS上で表示して しまうと……

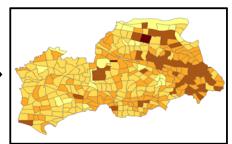


GISデータはどのように保存される?

- シェープファイル以下のファイルから構成されるファイル形式
 - 1. ***.shp(必須) 図形の情報を格納しているファイル
 - ***.shx (必須)
 図形のINDEX情報を格納しているファイル
 - 3. ***.dbf (必須) 図形の属性情報を格納するファイル
 - 4. ***.prj (任意) 図形の座標系の定義情報を格納するファイル

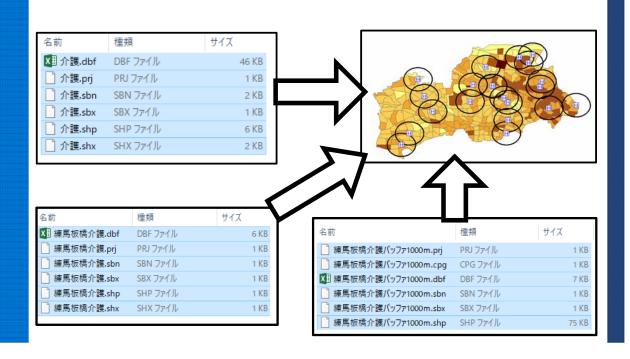






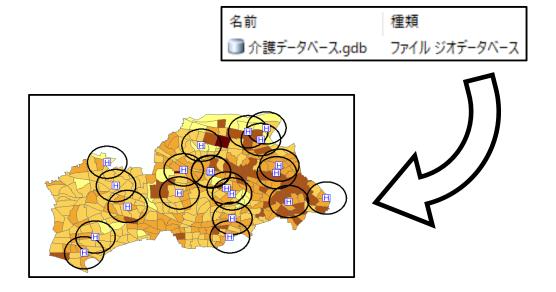
シェープファイルはファイルが多すぎる!

> GISデータごとにシェープファイルを作成しなくてはならない!



シェープファイルはファイルが多すぎる!

シオデータベース図形情報や属性情報ファイルを1つのデータベースファイルにまとめたもの



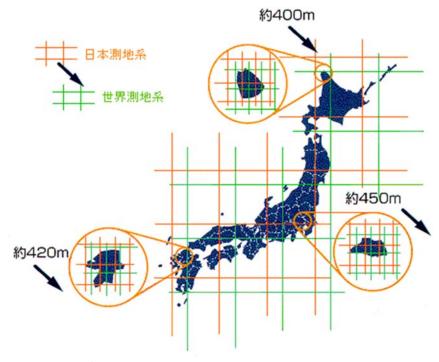
座標系と測地系

> 測地系とは 座標系で緯度経度や距離を扱う上で必要となる基 準地点や測定規則。

(主な測地系と使用されているマップサービス)

- 1. 世界測地系(WGS84):Googleマップ
- 2. 日本測地系(2000): NTTDocomoのGPSサービス
- 3. 日本測地系(旧日本測地系): Yahoo! 地図情報

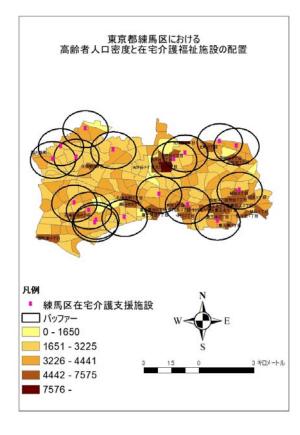
座標系と測地系



※国土地理院ホームページに掲載の「3 日本測地系と世界測地系」より引用。(http://www.gsi.go.jp/LAW/G2000-g2000-h3.htm)

ここからPC作業に入ります!

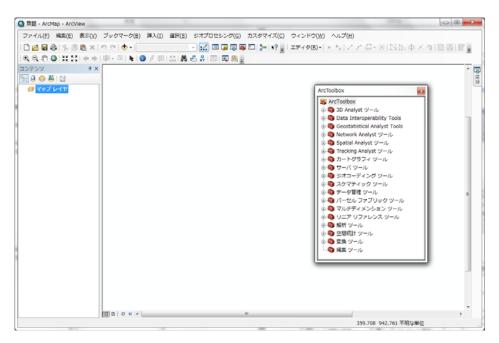
今日作るマップ



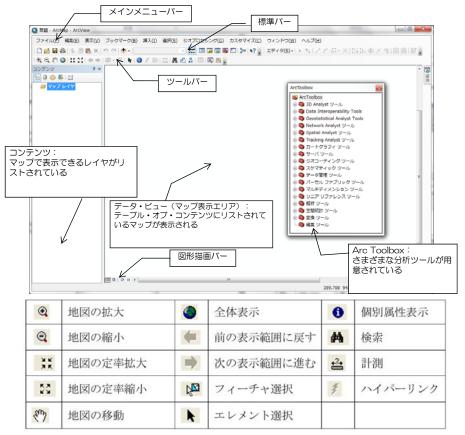
デジタル地図の表示と属性検索

› ArcMapを起動する

[スタート] → [すべてのプログラム] → [ArcGIS] → [ArcMap 10.x]



デジタル地図の表示と属性検索



境界データ・統計データのダウンロード

- ①境界データのダウンロード(今回は練馬区)
- →ダウンロードにはインターネットサイト 「政府の統計窓口(e-Stat)」を利用する。



出典:総務省統計局による「政府の統計窓口(https://www.e-stat.go.jp/)より引用

<u>境界データ・統計データのダウンロード</u>

- > ・「統計データを活用する」の「地図 地図上 に統計データを表示(統計GIS)」を選択
- ・「境界データダウンロード」→「小地域」→ 「国勢調査」→「2015年 小地域(町丁・字等別)」→「世界測地系緯度経度・ Shapefile」→「東京都」→「練馬区 形式世界測地系緯度経度・Shapefile」の順に選択し境界データをダウンロードする。
- >ファイルはzip形式のため、ダウンロード後 解凍を行う。

境界データ・統計データのダウンロード

- ②人口統計データのダウンロード
- ›・境界データと同様に「e-Stat」トップページ から「統計データを活用する」の「地図 地図 上に統計データを表示(統計GIS)」を選択
- ・「統計データダウンロード」→「国勢調査」
 →「2015年 小地域(町丁・字等別) 年齢
 (5歳階級、4区分)別、男女別人口」→「東京都 CSV」の順に選択し、東京都の人口データをダウンロードする。
- › 境界データと同じくファイルはzip形式のため、 ダウンロード後、解凍を行う。

境界データ・統計データのダウンロード

- 、③介護福祉施設データのダウンロード
- > → ダウンロードにはインターネットサイト 「WAMNET」を利用する。
- ・インターネットサイト「国土数値情報 ダウンロード サービス」でも同様にGIS用のデータの取得が可能な こともあわせて覚えておく。



出典:独立行政法人福祉医療機構による「WAM NET(https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/)」より引用

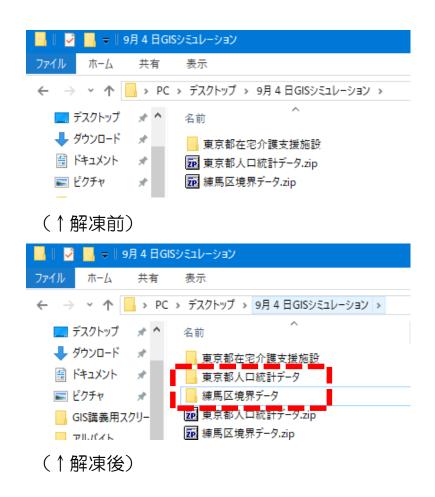
<u>境界データ・統計データのダウンロード</u>

- ・①「WAMNET」トップページ上部の項目から 「高齢者福祉」→「サービス提供機関を調べる 高齢者福祉施設情報検索」→「東京都」
- > ②「7 小規模多機能型居宅介護・看護小規模 多機能型居宅介護(施設一覧)」を選択し、東 京都の介護福祉施設のデータをダウンロードす る。
- ・これらのデータを1つのフォルダにまとめて おくと続く作業が楽になる。

<u>境界データ・統計データのダウンロード</u>

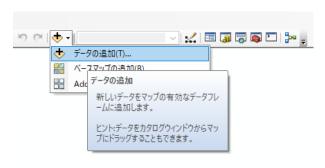






デジタル地図の表示

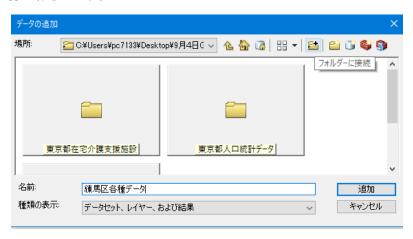
- →ArcMapに先ほどダウンロードした練馬区の 境界データを表示する
- ・画面上部の標準バーからデータの追加ボタン をクリックし、「データの追加」ダイアログ・ ボックスを表示させる。



(↑標準バーのデータの追加ボタン)

デジタル地図の表示

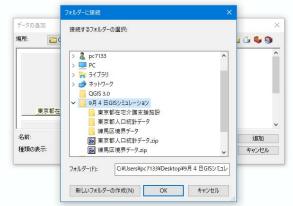
・ダウンロードした統計データの入ったファイルをArcMap上で利用できるようにフォルダの接続を行う



(↑データの追加ダイアログ・ボックス及び「フォルダーに接続」ボタン)

デジタル地図の表示

→「データの追加」ダイアログ・ボックス右 上のツールバーから「フォルダに接続」ボタ ンをクリックし、統計データの入った作業 フォルダを選択し「OK」のボタンをクリッ クする。



(↑作業フォルダを選択し「OK」ボタンをクリックする)

デジタル地図の表示

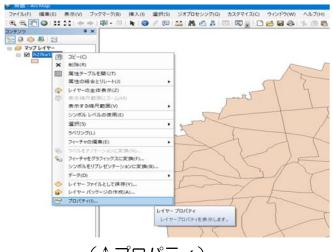
・練馬区の境界データが入ったファイルをダブルク リックし、中のシェープファイルを選択し「追加」 ボタンをクリックするとデータ・ビューに練馬区の 小地域境界データが表示される。

※マップレイヤー内のデータの名前を変更したい場合、 以下のいずれかの方法で変更できる。

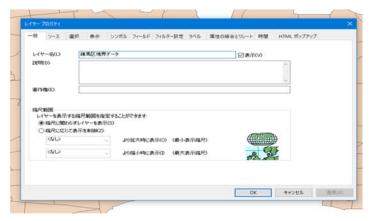
- 該当レイヤーをゆっくりとダブルクリックする。
- 「レイヤーを右クリック」→「プロパティ」→「一般」の順に選択し、レイヤー名を任意の名前に変更した後「OK」ボタンをクリックする。



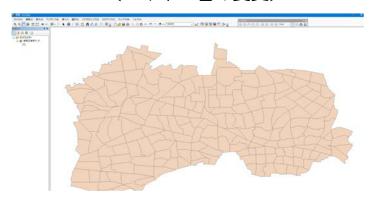
(↑練馬区境界データシェープファイルの追加)



(↑プロパティ)

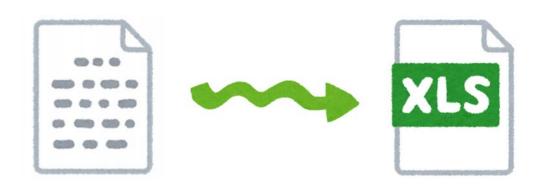


(レイヤー名の変更)



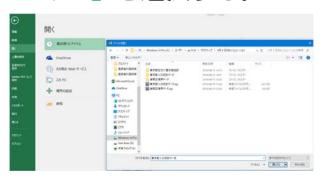
(↑練馬区の境界データ)

- →練馬区の地図データに人口のデータを統合 する
- ›・「e-Stat」からダウンロードした東京都の 人口データはテキストファイル形式になって いるためExcel形式に変更し、ArcMapで使 用できる状態に改める必要がある。



・Excelを起動し、標準バーから「ファイル」→「参照」→「作業フォルダ」→「東京都人ロデータのテキストファイル」の順に選択し「開く」ボタンをクリックする。

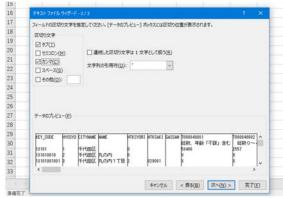
→ダイアログ・ボックス右下のファイルは「すべてのファイル」を選択する。



(↑Excel形式への変更操作①)

<u>人口統計データの統合</u>

・操作後、<u>テキストファイルウィザードが表示されたら</u>「次へ」をクリックし「ウィザードー2/3」まで進める。「区切り文字」項目内の「カンマ」のチェックボックスにチェックを入れ「完了」をクリックする。



(↑Excel形式への変更操作② ウィザード-2/3の作業が完了した状態)

- ・データが表示されたら、データ内の「-」と 「X」をExcelの置換機能を用いて「O」に変更 する
- →置換機能はホームのリボン右上の「検索と選択」から選択する



(↑置換機能の場所)

人口統計データの統合

・年齢データをドラッグして選択後、「検索と選択」→「置換」の順にクリックし、「検索する文字列」の欄に「-」、「置換後の文字列」に「O」をそれぞれ入力し、「すべて置換」をクリックする。同様の手順を「X」についても行う。



(↑「-」の変更操作)

- ・今回は性別と年齢階級の中で総数を用いて 操作を行うため、男性・女性のデータはカットする。
- ›・後にArcMapに統合する際に日本語で表記ができない箇所が存在するため、2列目の総数と年齢階級区分の情報を1列目にローマ字及び数字表記で入力する。

人口統計データの統合

か以下では総数はT(Total)、各年齢階級区分は数字で入力した。入力が完了したら2列目(日本語表記列)はカットする。

A	8	C	D	E	F	G	н		- 1	K	L	M	N	0	P	Q	R	5	T.	U	V	W	X	Y	2
KEY_COD H			NAME	HTKSYORK	ITKSAKI	GASSAN					T1519	T2024	T2529	T3034	T3539	T4044	T4549	T5054	75559	T5054	T6569	T7074	T014		T64ove
13101		十代田区		0			58406	2557	2202	1939	2059	2904	4351	5132	5311	5545	4775	3981	3020	2478	2936	2358	5098	39564	102
1.31E+08		十代書芸		0			0	0	0	0	0	0	- 0	. 0	0	0			0			0	0	0	
1-31E+10			元の内17	- 2	29001		0	0	. 0	0	0	0	. 0	. 0	0	0	0		0			0	0	0	
1.31E+10			2002	2	29001		0	0	0	0	0	0	. 0	. 0	0	0	. 0		0			0	0	0	
1.31E+10			九の内37	2	29001		0	0	.0	.0	0	0	. 0	. 0	0	. 0	- 0		0			0	0	0	
1.31E+08		FREE		0			0	0	0	0	0	0	. 0	0	0	0			0			0	0	0	
1.31E+10			大手町17	- 7	29001		0	0	0	0	0	0	. 0	. 0	0	0			0			0	0	0	
1.31E+10	3	十九田区	大手町2丁	2	29001		. 0	0	- 0	0	0	- 0		. 0	0	. 0							. 0	- 0	
1.31E+08	2	THEE	内中欧	0			0	0	0	0	0	- 0	. 0	. 0	0	0			0	- 4		0	0	. 0	
1.31E+10	3	千代田区	内申的17	2.	4001		0	0	0	0	0	0	. 0	. 0	0	0			0	1.0		0	0	0	
1.31E+10	3	千代田田	内申取さり	- 2	4001		0	0	0	0	0	- 0	. 0	. 0	0	0			0				0	- 0	
1.31E+08		FREE		0			34	0	0	0	0	1	. 0	. 0	1	1	4	4	1 3	1	1 2		0	17	
1.31E+10			有条约17	1		003001:00	34	0	0	0	0	1	. 0	. 0	1	. 1	. 4	4	1 1	1	7	- 1	0	17	
1.31E+10			有条约27	2	4001		0	0	0	0	0	. 0	. 0	. 0	. 0	0	- 0		0				0	0	
1.31E+08	2	THES	指/首	0			0	0	0	0	0	0	. 0	0	0	0						0	0	. 0	
1.31E+10			母が関17	0			.0	0	0	0	0	. 0	- 0	. 0	0	0		1	0			0	0	. 0	
1.31E+10	3	十代三日	推作開27	2	6002		0	0	. 0	.0	0	0	- 0	. 0	0	. 0			0	1		0	0	. 0	
1.31E+10	3	千代田田	資が関3つ	- 2	6002		0	0	. 0	0	0	0	. 0	. 0	0	0			0			0	0	0	
1.31E+08	2	千代田区	中田町	0			530	28	18	13	17	53	56	45	58	42	42	31	35	. 11	19	12	59	400	
1.31E+10	- 3	十代意図	水田町17	2	6002		0	0	0	0	0	. 0	. 0	0	0	0			0				0	0	
1.31E+10	3	千代島区	水田町2万	1		005002;00	530	28	.18	13	17	53	56	45	58	42	42	35	35	- 15	19	12	59	400	
1.31E+08	2	千代田区	年27	0			471	5	2	. 5	25	54	96	58	25	5	25	50	60	11	1	7	12	423	
1.31E+08	2	TREE	平河町	0			1765	75	69	72	58	- 64	95	143	150	183	149	125	107	83	92	75	216	1157	3
1 31F+10	3	手件無常	#utrin	0			832	31	37	30	22	. 29	46	60	74	96	74	4	46	41	26	34	107	536	1

(↑Excel作業完了後の状態)

- 練馬区のデータに人口のデータを統合する。
- →地図データと人口のデータを統合するには、2つのデータを紐付ける情報が必要となる。今回は両データに含蓄されている「KEYCODE」という小地域別のコードを利用し、2つのデータを統合する。
- ・現段階ではKEYCODEは文字列データとなっており、 人口データと統合ができない。よって、KEYCODE を数値データに置き換えることで対応する。その後 2つのデータを統合する。







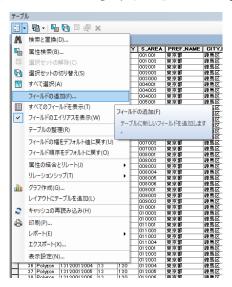
人口統計データの統合

- フィールド演算とテーブル結合
- →フィールド演算を用いてデータをコピーする。
- ・ArcMapに表示した練馬区境界データのレイヤーを右クリックし、属性テーブルを開く



(↑練馬区境界データのレイヤーを右クリックした状態)

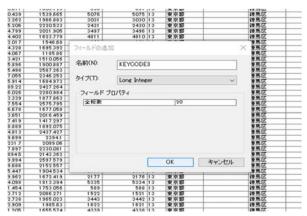
「テーブルオプション」→「フィールドの 追加」をクリックし「フィールドの追加」 イアログ・ボックスを表示させる。



(↑テーブルオプションとフィールドの追加の位置)

<u>人口統計データの統合</u>

フィールド追加画面になったら、「名前」
 →「KEYCODE3」、「タイプ」→「Long Integer」、「全桁数」→「20」を指定し「OK」をクリックする。



(↑フィールドの追加ダイアログ・ボックス)

- フィールド演算を用いて文字列データを数値データに置き換える。
- ①「KEYCODE3」のフィールドを右ク リックし「フィールド演算」を選択すると、 フィールド演算に関するメッセージが表示されるので「Yes」をクリックすると、 「フィールド演算」ダイアログ・ボックスが

表示される。



(←フィールド演算の場所)

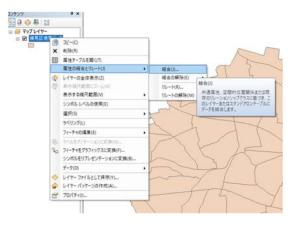
人口統計データの統合

>・「形式」→「VB Script」、「フィールド」→「KEYCODE(ダブルクリック)」、 を選択し「OK」をクリックする。



(↑フィールド演算のダイアログ・ボックス)

・練馬区境界データのレイヤーを右クリック し「属性の結合とリレート」→「結合」とク リックすると結合のダイアログ・ボックスが 表示される。



(↑属性の結合とリレートの位置)

人口統計データの統合

- ・「このレイヤーの結合の対象は?」→「テーブルの属性を結合」
- ・「結合に利用する値を持つフィールド」→
 「KEYCODE3」



(↑結合のダイアログ・ボックス)

・「結合対象レイヤーまたはテーブルを指定」→「ファイル選択」アイコンをクリックし、人口データを保存しているフォルダに移動する。その後、東京都の人口のExcelデータを選択する。



(↑人ロデータの選択)

<u>人口統計データの統合</u>

- 、・「結合のマッチングに利用するフィールド」→
 「KEYCODE」
- ・「結合オプション」→「すべてのレコードを保 持」
- ・「結合の整合性チェック(V)」をクリックし、正常にチェックタスクが終了できた事を確認できたら「OK」をクリックする。



(↑結合の整合性チェック)

・正常に動作が終了したら、属性テーブルを 開き人口のデータが入っていることを確認す る。



(↑属性テーブルの中に人口のデータが入力された状態)

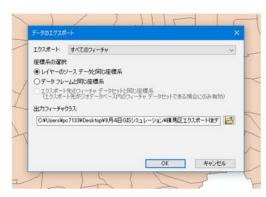
・結合できていることが確認できたら、参照 先が別々の2つのデータを結びつけるために データのエクスポートを行い、エクスポート したデータをテーブルコンテンツに追加する。

<u>人口統計データの統合</u>

- > エクスポートは練馬区境界データのレイヤーを右ク リックし、「データ」→「データのエクスポート」 の順にクリックする。
- >・「エクスポート」→すべてのフィーチャ
- ・「座標系の選択」→「レイヤーのソースデータと同じ座標系」

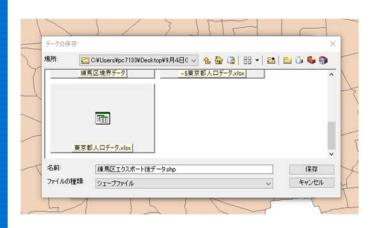


(↑データのエクスポートの位置)



(↑データのエクスポートダイアログボックス)

- ・「出力フィーチャクラス」は作業フォルダ、 ファイル名は「練馬区エクスポート後デー タ」、ファイルの種類はシェープファイルを 選択し「保存」を選択する。→「OK」ボタ ンをクリック
- ※「追加」ダイアログについては「はいを選択」



(←作業フォルダの選択)

<u>人口統計データの統合</u>

- >・フィールド演算
- →属性テーブルからフィールド演算機能を用いて練馬区の高齢者人口密度を算出する。
- ※53ページ前後で行った手順と同様に、テーブルオプションから新しいフィールドを追加する。「名前(N)」は本稿ではEPD(Elderly Population Density 高齢者人口密度)とした。

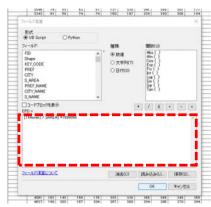
- ・「タイプ(T)」→「Double」
- >・「OK」をクリック



(↑フィールドの追加画面)

人口統計データの統合

- ・一番右の「EPD」と表示されたセルを右ク リックしてフィールド演算のダイアログ・ ボックスを表示させる。
- ・表示されたら、「形式」→「VB Script」、 赤い点線内に「[T64over]/[AREA]* 1,000,000」を入力し、「OK」をクリッ クする。



(←フィールド演算ダイアログ・ボックス、平方メートルのデータを平方キロメートルに直す作業を行っている)

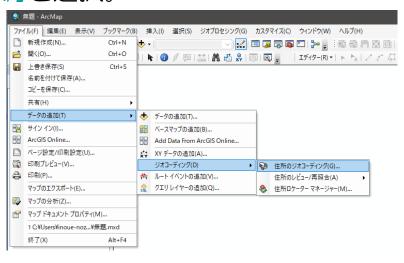
- > WAMNETからダウンロードした「小規模多機能型 居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護」のデータ を加工し、GIS上で使用できる形にする。
- ・先頭行をデータの表頭に合わせるため、1~2行目を削除し、同様に、先頭列をデータの表側に合わせるためA列を削除する。
- →以上の作業が完了したら上書き保存する。



(↑作業が完了した状態)

WAMNETのデータの編集・追加

- > WAMNETの住所データを、ジオコーディン グ機能を用いてXY座標データに変換する。
- ・[ファイル(F)]→[データの追加(T)]→[ジオコーディング(D)]→[住所のジオコーディング(G)]を選択。



› [ArcGIS World Geocoding Service]を選択し[OK]ボタンを押す。



WAMNETのデータの編集・追加

- › 住所ジオコーディングに必要な情報を入力する。
- 1.[住所テーブル(A)]:WAMNETのデータを参照ボタンから選択する。
- 2.[住所または場所]:[住所]を選択。
- 3.[出力シェープファイルまたはフィーチャクラス(F)]: XY座標データに変換後のデータ保存先を指定する。
- 4.[OK]ボタンを押す。



(↑情報入力のボックス)

<u>WAMNETのデータの編集・追加</u>

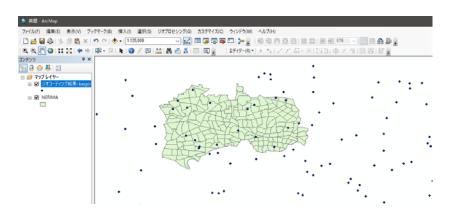
ジオコーディングの結果、複数の候補や不一致となる地域があるため、必要に応じて住所データを修正・追加する(今回は練馬区に一致する施設がなかったため修正しませんでした)



ù⊕ ×		
運営法	郵便番	住所
社会福祉法人	165-0022	中野区江古田3-3-22
スターツケアサービス	134-0087	江戸川区清新町2-2-36
医療法人財団		西東京市東町2-2-6
	運営法 社会福祉法人 スターツケアサービス	運営法 郵便番 社会福祉法人 165-0022 スターツケアザーピス 134-0087

(↑ジオコーディング中のウィンドウと完了後のテーブル)

ッジオコーディング後の介護施設データがポイントデータとしてGIS上に描写されていることを確認する(東京都全体のデータのため練馬以外の地域のデータも含まれている)



(↑ポイントデータが正常に表示されているもの)

<u>介護支援施設データの統合</u>

- ・練馬区のデジタルマップ上に東京都の在宅 介護支援施設のデータを統合する
- →データの追加ボタンから作業フォルダを選択し、配布された「東京都在宅介護支援施設」のシェープファイルを選択し、「追加」をクリックする。



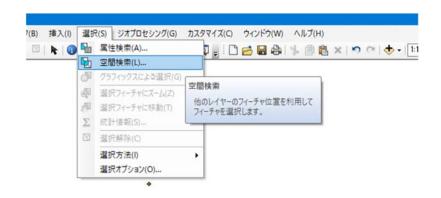
(↑データの追加ダイアログ・ボックス)

デジタルマップに介護施設のポイントデータ が追加されたことを確認する。

→現段階では東京都中の介護施設のデータが 追加されてしまっているため、ArcMapの 「空間検索」機能を用いて練馬区のデジタル マップに重なっている介護福祉施設のデータ のみを抽出する。

介護支援施設データの統合

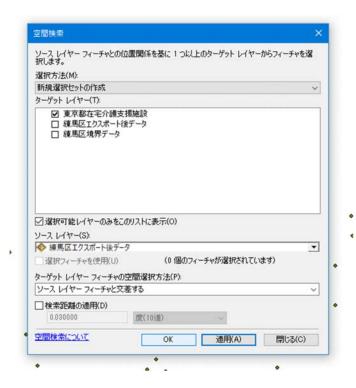
・「メインメニューバー」→「選択」→「空間検索(L)」とクリックし「空間検索」のダイアログ・ボックスを表示させる。



(↑空間検索の位置)

- > ・「選択方法M」→「新規選択セットの作成」
- →「ターゲットレイヤ(T)」→「東京都在宅介 護支援施設」
- ・「ソースレイヤー(S)」→「練馬区エクスポート後データ」
- ・「ターゲットレイヤーフィーチャーの空間選択 方法(P)」→「ソースレイヤーフィーチャと交 差する」
- 、・「適用」→「OK」を押す

<u>介護支援施設データの統合</u>



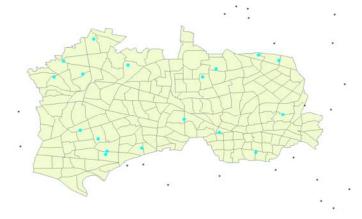
(↑空間検索ダイアログ・ボックス)

- ・東京都の介護支援施設データうち練馬区の 地図データと重なっているポイントだけ選択 されていることが確認できたら、エクスポートを行う。ファイル名は「練馬区在宅介護支 援施設」とする。
- ・レイヤー「東京都在宅介護支援施設」の チェックボックスからチェックをはずし、正 常にエクスポートできていることを確認する。

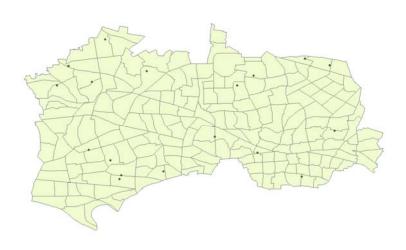


(←現段階でのマップレイヤー)

介護支援施設データの統合



(↑エクスポート前)



(↑エクスポート後)→練馬区のみのポイントデータになっていることを確認する。

属性データの数値分類

- ›・高齢者人口密度(EPD)を地図上で色分け 図として描写する
- 「練馬区エクスポート後データ」のレイヤー を右クリックしてプロパティを選択する

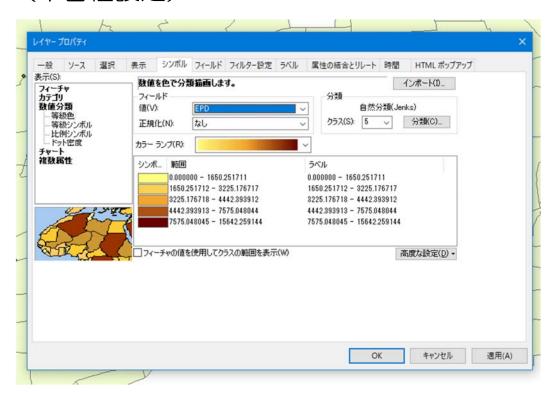


属性データの数値分類

- 、「シンボル」のタブを選択
- > 「数値分類」→「等級色」を選択。
- › 「フィールド」の「値」に「EPD」を選択
- 「カラーランプ」は各自濃淡のわかりやすい 好みのものを選択
- 「分類」は「自然分類」、「クラス」は「5」を選択。

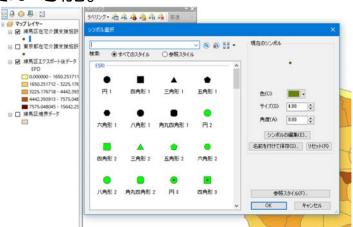
属性データの数値分類

(↓各種設定)



属性データの数値分類

・この段階で在宅介護施設のポイントデータが見づらい場合は、マップレイヤー「練馬区在宅介護支援施設」のポイントマークをクリックし、「シンボル選択」ダイアログ・ボックスから、好みのマーク、色、サイズ等に変更が可能。



<u>バッファー機能</u>

- ・ArcMapの「バッファー」機能を利用して 在宅介護支援施設から「1km」のゾーンを視 覚化する
- ・メインメニューバーの「ジオプレセシン グ」→「バッファー」の順に選択

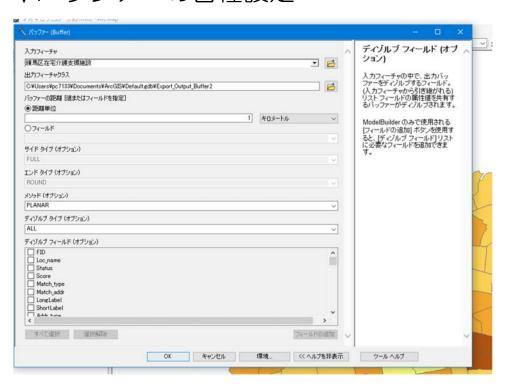


バッファー機能

- › ・<u>バッファーのダイアログ・ボックスが表示</u> されたら、
- > 「距離単位」→「1キロメートル」
- > → 「OK」をクリック

<u>バッファー機能</u>

, ↓ バッファーの各種設定

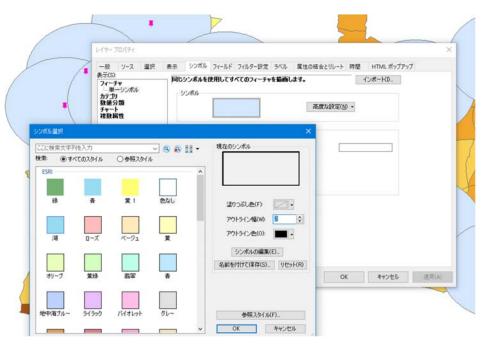


バッファー機能

 ・バッファーが表示されたら、バッファーの マップレイヤーを右クリックし、「プロパ ティ」→「シンボル」の順に選択し、 「ESRI」を「色なし」、「アウトライン幅 (W)」を「2」に設定し「OK」ボタンを クリックする。

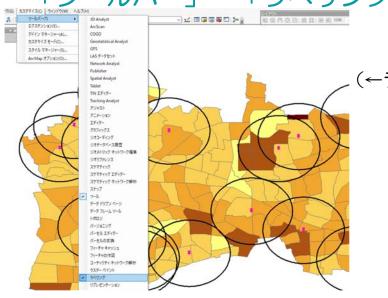
バッファー機能

(↓バッファープロパティ 色とアウトライン幅の設定)



ラベルの設定

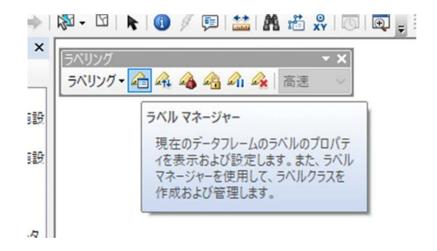
- デジタルマップ上にラベル(各地域の名前)を表示させる。
- >メインメニューバーから「カスタマイズ」→ 「ツールバー」→「ラベリング」の順に選択



(←ラベリングの位置)

ラベルの設定

・ラベリングのツールバーが表示されたら、左端の鉛筆マーク「ラベルマネージャー」をクリックし、ダイアログ・ボックスを表示させる。



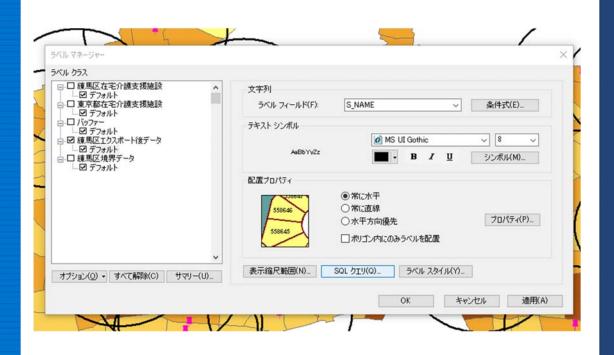
(↑ラベルマネージャーの位置)

ラベルの設定

- , ・ダイアログ・ボックスが表示されたら
- 「ラベルクラス」→「練馬区エクスポート後 データ」のチェックボックスにチェックを入 れる
- 「文字列」「ラベルフィールド(F)」→
 「S_NAME」
- 「SQLクエリ」を選択、条件式のボックスには「"EPD">=4442」を入力し、「確認」をクリックする。条件式が正常に確認されたら「OK」ボタンをクリックする。
- › マップ上に高齢者人口密度(EPD)が濃い地 域の名前が表示されたことを確認する

<u>ラベルの設定</u>

> (↓ラベルマネージャー各種設定)



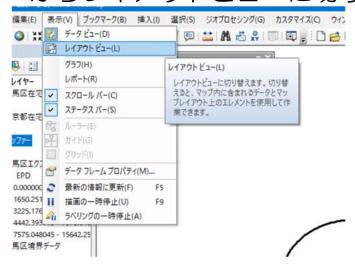
ラベルの設定

、(↓ラベルマネージャー条件式)



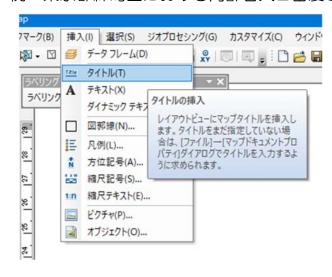
地図の出力

- , 作成した練馬区のデジタル地図データを画像 データとして出力する。



メインメニューバー→「挿入」→「タイトル (T)」とクリックしマップにタイトルを追加 する。タイトルは各自地図に適している考え るものをつける。

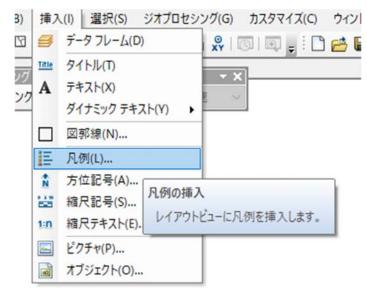
例「東京都練馬区における高齢者人口密度と在宅介護福祉施設の配置」



(←タイトルの挿入位置)

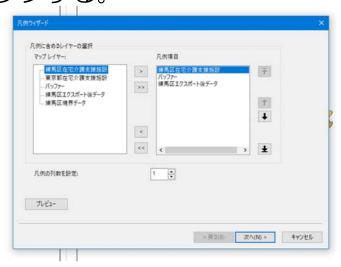
地図の出力

・メインメニューバー→「挿入」→「凡例(L)」とクリックし凡例の設定を行う。



(↑凡例の位置)

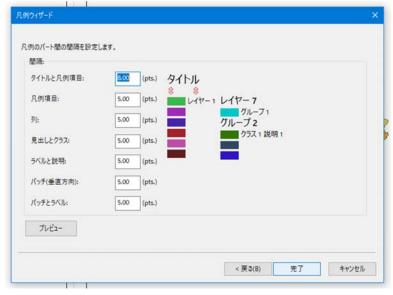
「凡例項目」に「練馬区エクスポート後データ」と「練馬区在宅介護支援施設データ」が 含まれていることを確認し、「次へ(N)」 をクリックする。



(↑凡例のダイアログ・ボックス)

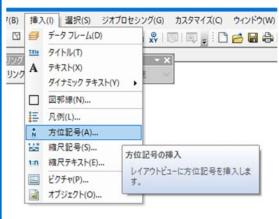
地図の出力

 今回、凡例タイトル等は初期設定とする。 「次へ」を押し続け、「完了」のボタンを押し設定を完了する。



(↑ここまで「次へ」を押し続け「完了」をクリックする)

メインメニューバー→「挿入」→「方位記号 (A)」とクリックし方位記号を追加する。各自好みのものを選択する。



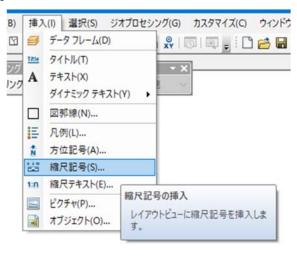


(↑方位記号の挿入の場所)

(↑好みのものを各自選択する)

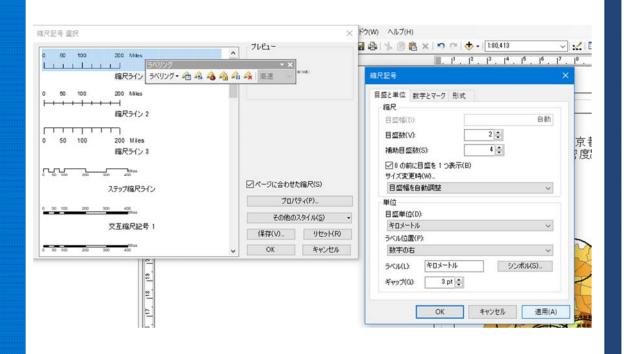
地図の出力

・メインメニューバー→「挿入」→「縮尺記号 (S)」と選択し縮尺記号を追加する。単位の初期設定が「マイル」になっているので「プロパティ」の「目盛単位」を「キロメートル」に変更する。



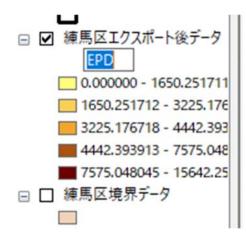
(↑縮尺記号の位置)

(↓縮尺記号の各種設定)



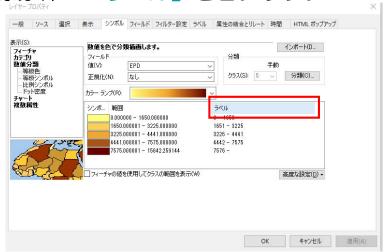
地図の出力

- ・凡例の名称を変更し、何のデータが描写されているのかわかるようにする。
- ・コンテンツビューの「EPD」をクリックして名前を「高齢者人口密度」に変更する。



(↑「高齢者人□密度」に変更する)

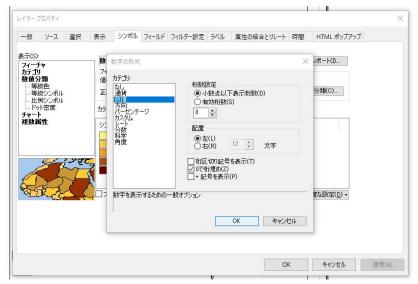
- > 凡例の小数点以下を切り捨て、視覚的にわかりやすい凡例に調節する。
- > 画像赤枠の「ラベル」を右クリック

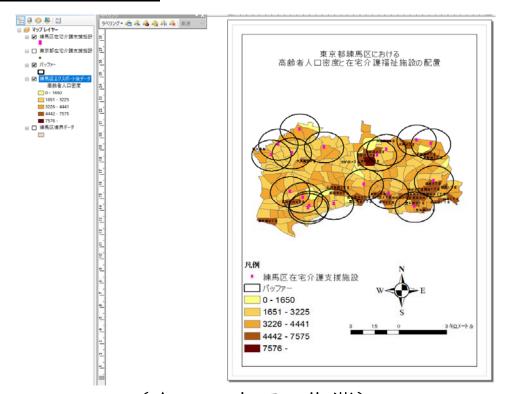


地図の出力

- 「ラベルのフォーマット」を選択し、「数字 の形式」ダイアログ・ボックスを表示させる。
- 「桁数設定」→「小数点以下表示桁数 (D)」を「O」に変更し「OK」ボタンを

押す





(↑ここまでの作業)

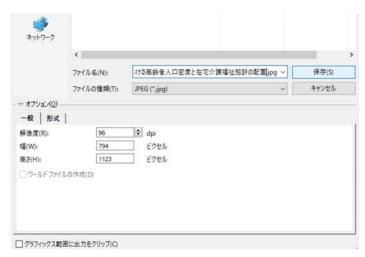
地図の出力

> メインメニューバー→「ファイル」→「マップのエクスポート」を選択し、出力マップの設定を行う。



(↑マップのエクスポートの位置)

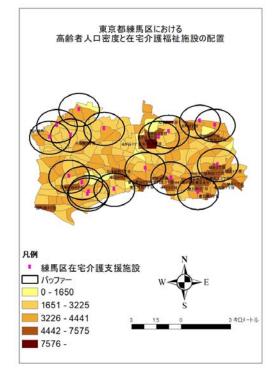
- 保存先に各自のフォルダを指定し、マップタイトルと同じファイル名を入力し、「保存 (S)」ボタンをクリックする。
- ※ファイルの種類はJPEGのままとする。

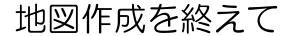


(↑マップのエクスポート保存設定)

完成!

> 完成した画像データを確認する





- › GISで可能なことはあくまで地図の作成です。 作成した地図から見える傾向や特徴を捉えて、 是非政策にお役立てください。
- › なお、データから傾向や特徴を捉えるには統計解析が有効です。GISと合わせて活用ください。

地理情報システム(GIS) 研修マニュアルVer 1.0

国立社会保障·人口問題研究所 社会保障基礎理論研究部

はじめに

- GISの初歩を学びます。
 - 目標は国土数値情報のデータを使いこなせること
 - 地図の描画、必要情報の付加
 - 住所 ⇔ 緯度・経度情報の変換法
- GISを学ぶ理由
 - 例えば、日常生活圏域ニーズ調査を用いて地域別認定率等を描くことにより、地域差の見える化、是正対策の検討資料の作成、最適訪問経路の設定等が可能になります。

国土数値情報 ダウンロードサービス

- http://nlftp.mlit.go.jp/ksj/
- ここからGISデータをダウンロードすることが 多い。

行政区域データ

- データのダウンロード
- データの表示
- 地名の確認
- ラベル(地名)の表示
- 市町村のディソルブ作業



| なります。本データは下記条件を満たすことで、国土政策局に申請等せずに商用利用も含め使用することができます。
| ・ 「国土情報利用約款」を充分に理解し、了承すること。
| ・ 出典が「国土数値情報」であることと加工した者の名前を表示すること。
| ・ 本データをさらに二次利用する場合には、国土地理院の利用条件に抵触しないようにすること。
(国土地理院に申請等必要な場合があります)
(参考) 承認を得ず出所の明示により利用できる範囲
| http://www.gsi.go.jp/LAW/2930-index.html#sec4
(参考) 承認を得ず利用できる範囲
| http://www.gsi.go.jp/LAW/2930-index.html#sec5
| 更新履歴

青森

タウンロードするデータの選択 □ 全国 ✔ 青森 □ 北海道 □ 岩手 🔲 宮城 ■ 秋田 ■山形 □ 福島 ■ 茨城 □ 栃木 二 群馬 □ 埼玉 二 千華 東京 ■ 神奈川 新潟 □ 富山 □ 福井 □ 岐阜 □ 石川 □ 山梨 ■ 長野 ■ 静岡 □ 愛知 三重 □ 滋賀 □ 京都 □ 大阪 □ 兵庫 □ 奈良 ■ 和歌山 鳥取 島根 ■ Mili □ 広島 □ 徳島 ■ 香川 ■ 愛媛 □ 高知 - 福岡 □ 佐賀 ■ 長崎 ■ 熊本 一大分 ■ 宮崎 ■ 鹿児島 沖縄 リセット 全て選択 戻 る 次へ



選択したデータ項目は 国土数値情報 行政区域データ ファイル名 ファイル容量 年度 測地系 地域 N03-200101_02_GML.zip 3.02MB 大正9年 世界測地系 青森 2.99MB 昭和25年 世界測地系 青森 N03-501001_02_GML.zip N03-551001 02 GML.zip 2.26MB 昭和30年 世界測地系 青森 昭和35年 2.21MB 世界測地系 青森 N03-601001_02_GML.zip 2.22MB 昭和40年 世界測地系 青森 昭和45年 世界測地系 青森 N03-701001 02 GML.zip 2.22MB 昭和50年 世界測地系 青森 N03-751001_02_GML.zip N03-801001_02_GML.zip 2.22MB 昭和55年 世界測地系 青森 2.22MB 昭和60年 世界測地系 青森 N03-851001_02_GML.zip 1.90MB 平成7年 世界測地系 青森 N03-951001 02 GML.zip 1.90MB 平成12年 世界測地系 N03-001001_02_GML.zip 青森 3.06MB 平成17年 世界測地系 青森 2.96MB 平成18年 世界測地系 青森 N03-06 02 GML.zip 2.97MB 平成19年 世界測地系 青森 N03-070401_02_GML.zip N03-071001_02_GML.zip 2.97MB 平成19年 世界測地系 青森 2.96MB 平成20年 世界測地系 青森 N03-090320 02 GML.zip 2.96MB 平成21年 世界測地系 青森 N03-100329 02 GML.zip N03-101001_02_GML.zip 3.41MB 平成22年 世界測地系 青森 3.33MB 平成22年 世界測地系 青森 N03-110331_02_GML.zip 平成23年 青森 N03-120331_02_GML.zip 3.45MB 世界測地系 N03-120401_02_GML.zip 3.45MB 平成24年 世界測地系 青森 3.45MB 平成25年 世界測地系 青森 N03-130401_02_GML.zip 3.04MB 平成26年 N03-140401_02_GML.zip 世界測地系 青森 N03-150101_02_GML.zip 4.02MB 平成27年 世界測地系 青森 N03-160101_02_GML.zip 4.02MB 平成28年 世界測地系 青森 4.06MB 平成29年 世界測地系 青森 N03-170101 02 GML.zip 全て選択 リセット 戻る 次へ

最新版

起目にに住所を頂で、サノフノードがに関わるかついい間が気ひかす。 問1:【必須入力】ご利用者の所属等について、お教えください。 <利用頻度> ● 年1回未満 ● 年数回 ● 月数回 ● 週数回 ◎ 初めて <個人傑性> ○ 公務員・公共団体職員 ● 研究者 ◎ 学生 ●その他 会社員 <専門分野> ◎ 建築土木系 ○ 行政関連事務 ◎ 一般事務 ◎ GIS·測量系 ● 研究 アンケートに ●その他 回答 間2:【必須入力】本データの利用用途について、お教えください。 □ 公務 ☑ 研究 □趣味 一その他 今回のデータの利用用途と、それに対応してご利用いただくデータを具体的にご記入ください。 例: 国土計画策定のため時条列土地利用分析のために、土地利用デークを利用する。 ・地震発生時の被害試算の為に、標高データ、土砂災害危険地域データを利用する。 ○○導入時の影響分析の為に、○○データを利用する。 など また、利用用途について、参照できるURLがあればご記入ください。 問3:今回のデータの利用において、国土数値情報以外のデータを利用するのであれば、そのデータを具体的にご記入ください。 例:基盤地図情報の建物データを利用する。 気象庁の観測データを利用する。 統計局のメッシュデータを利用する など また、そのデータについて、参照できるURLがあればご記入ください。 問4:データ属性等について追加して欲しい項目や不用な情報があればご記入ください。 問5:国土数値情報として、新たに整備を希望されるデータ等があればご記入ください。

利用約款が出てく るので、はいをク リックして次の ページへ

(6) 一部の「国土情報」については、原典として利用したデータに係る著作権を保護する必要性等から、利用目的若しくは利用方 法又はその両方に制約がある場合があります。詳細については個別データの説明に必ず従ってください。 第6条 免責 事由の如何を問わず、「国土情報」を利用することにより生じた利用者又は第三者の損害については、利用者がその全ての責任 を負うものとし、国土交通省及び出典となる資料の提供者は一切の責任を負いません。 第7条 その他 (1)「国土情報」は、予告なしに内容を変更、削除したり、又は提供を停止、休止又は中止する場合があります。 (2)本利用約款で示す「国土情報」の利用に関しては、日本法及び本利用約款に準拠するものとします。 (3)本利用約款に関連する紛争の管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。 (4)データについては、最大限の品質確認を行っておりますが、誤りが含まれた可能性もあります。「国土情報」の内容の誤りにお 気づきの際は、情報を明記の上、問い合わせ先までご連絡ください。次回更新の際に反映に努めます。 (5)本利用約款は、予告なしに内容を変更する場合があります。 ▲重大な警告(適用限界と原典整備者への再確認の必要性)【必読】 「国土数値情報」は、それぞれの原典に忠実に、国土地理院発行の2万5干分1地形図を基図に座標取得をしたものです。ま た、整備間隔は最短でも1年間に1度きりです。 (※「2万5千分1地形図」とは、紙の上で250mを1cmで再現している、国土の全域をカバーしている中で最も詳しい地図。た だし、市街地は斜線域で示され建物の形や道路の幅などは再現されず図的表現で拡張されており、道路の線形把握や建物判 誌には使えません。 (※整備時期は、概ね整備年の夏頃がデータ締切であり、最新でも公開時から1年以上のタイムラブが生じます。) よって、重要施設の立地の決定等、重要な意思決定の際には、当該情報に関する原典データや当該縮尺の地形図が本来的 に有する地物の有無や時間的・空間的精度の適用範囲や適用限界について、<u>利用者が適用限界を十分に理解</u>し、<u>原典を確</u> 認する等、それぞれの目的や重要性等に基づく適切な判断をしてください。 具体的には、原典データと突合し欠損や変更が無いかどうかの確認、また空間的・時間的精度(例えば、街区レベルの住所情 報に基づく場合、<u>数100メートル程度の公差</u>が生じますし、更新年度が不明で道路幅も建物も判別できない程度)で用途に見 合うかどうか等について、全ての利用者は、必ず確実に精査し、その内容を次の利用者に伝達してください。 目的に合致しない空間的・時間的精度に見合わないままの分析やサービス展開等は非常に危険です 特に、危険な地域の見いだしには有効でも、安全な地域の見いだし等には不向きですので、必要条件と十分条件の違いにつ いて、十分に意識するようにしてください。

▲重大な警告(著作権・財産権・無償の労力提供の前提等への理解と配慮)【必読】

原典に基づいて整備する等、欠損の有無や精度、最新のデータになるよう、必ず確認してください。

「国土数値情報」は、国土交通省(国土政策局)以外の著作物、知的財産等をもとに、それぞれの権利に配慮し整備している ものですから、それぞれの権利者の権利者の権利を侵害しないでください。

また、歩行者移動支援等、<u>要求精度が異なる、あるいは、人命に関わるような用途へは適用しないで下さい。</u>その際は、必ず

具体的には、各指標ごとに、「a)商用可」「b)非商用」「c)当面非商用」の表示をしておりますので、それぞれの許諾前提にした がって下さい。なお、国土交通省国土政策局は、政府のオープンデータ方針に従い、商用利用可能な指標の拡大を順次図って おります。 参考[商用利用への拡大に向けて]

また、「国土数値情報ダウンロードサービス」は、行政の説明責任と指標の改善の観点から、ダウンロード件数とともに、個人を判別できない仕組みによって、利用目的や利用者属性をお答え頂いていますので御協力をお願いいたします。

「国土数値情報」には、民間企業等の法人の有償出版物や、公共公益的な観点からの無償の労力の提供を受けたものが少なくありません。このような許諾前提に御理解いただき、「国土数値情報」の整備の持続性の確保のため、ステイクホルダー(協働整備者)の方々の善意を損壊するような行為はされないようお願い申し上げます。

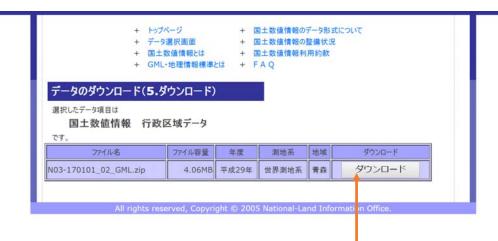
上記のことを理解しました。

はい

いいえ

(「はい」の場合、次のページに進みます。「いいえ」の場合、トップページに戻ります。)

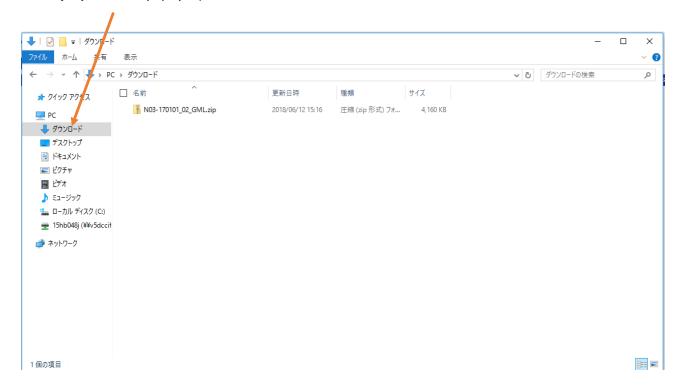
All right reserved, Copyright © 1974-2013 National Information Dividion,National and Regional Policy Bureau,MIL of Japan



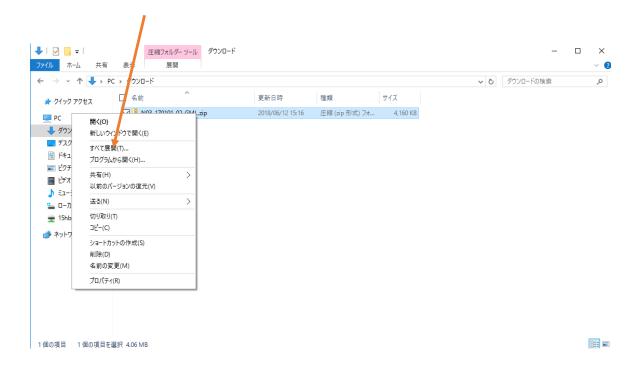
ダウンロードを開始します

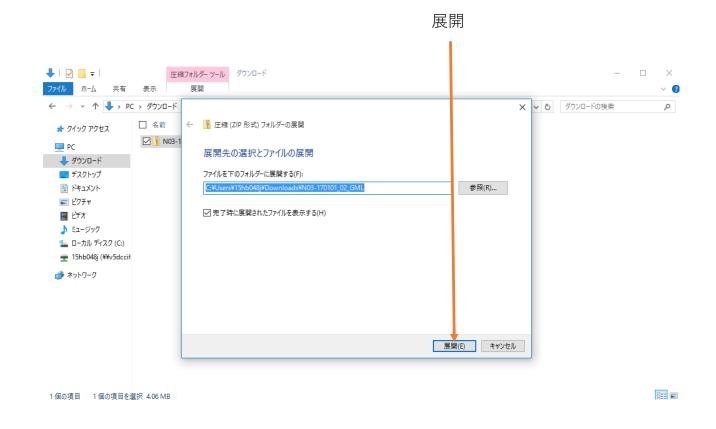
データの表示

ダウンロードファイル

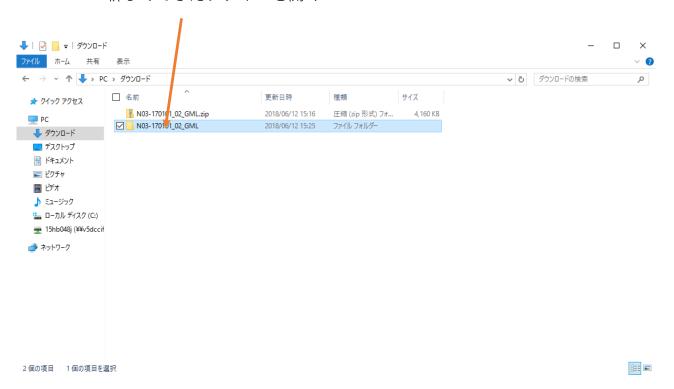


右クリックから展開

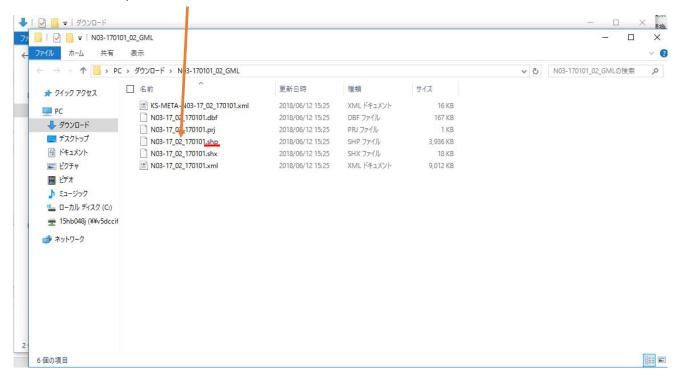




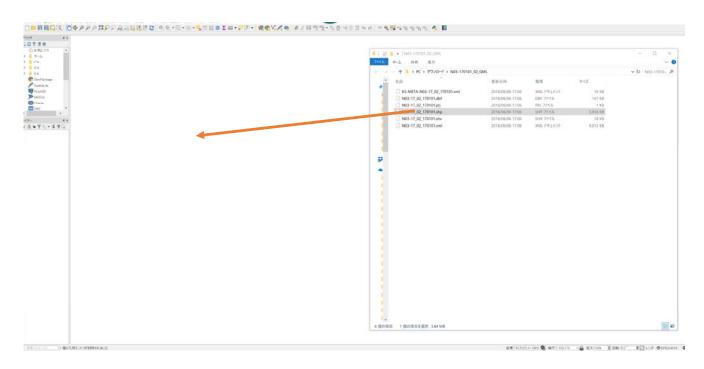
新しくできたファイルを開く



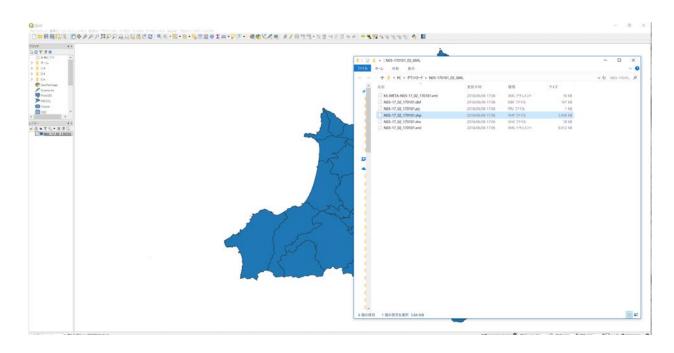
.shpファイルを使います



.shpファイルをクリックしながらQGISに落とします



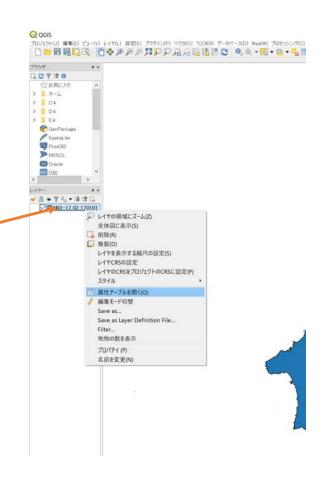
青森県が表示されました。



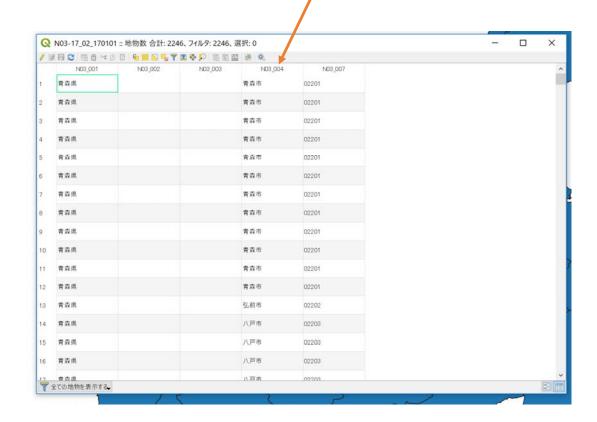
地名の確認

地名を表示させる時に必要なので 地名の位置を確認します。

ダウンロードした青森県のレイヤーを右クリックして、 属性テーブルを開くを選ぶ

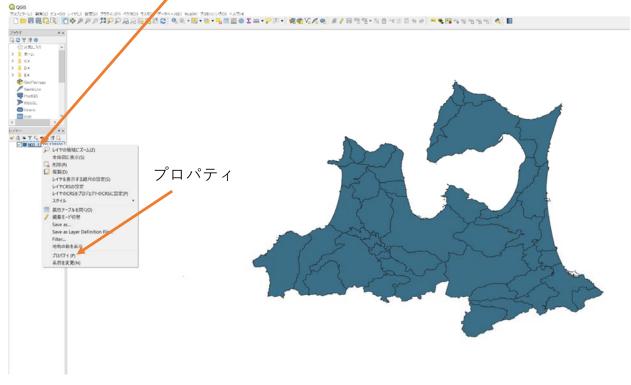


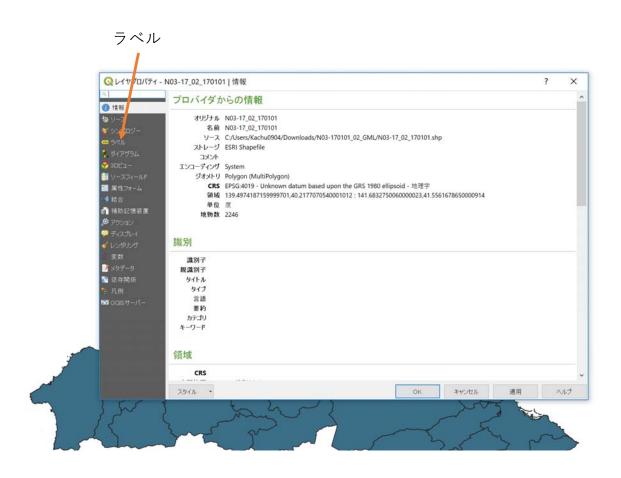
必要な地名がN03_004に登録されていることがわかりました。



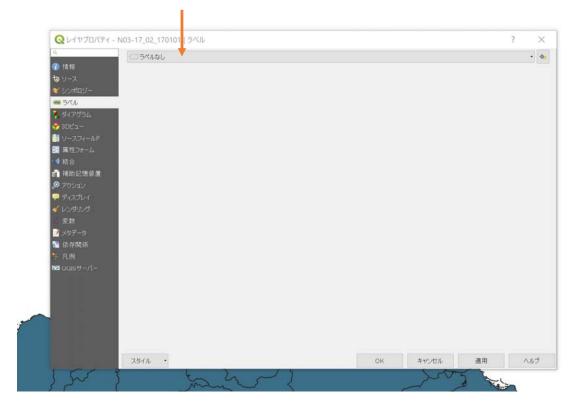
ラベル (地名) の表示

レイヤーのN03-17 02 170101 (年度によって 名前が変わります) を右クリック

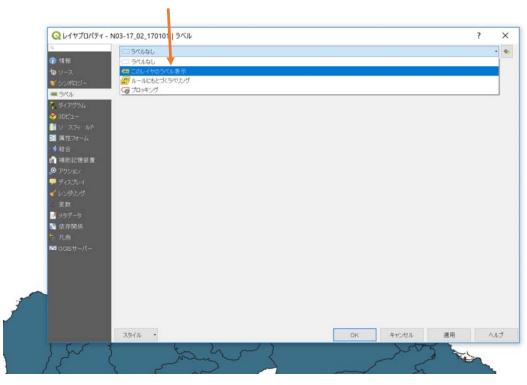


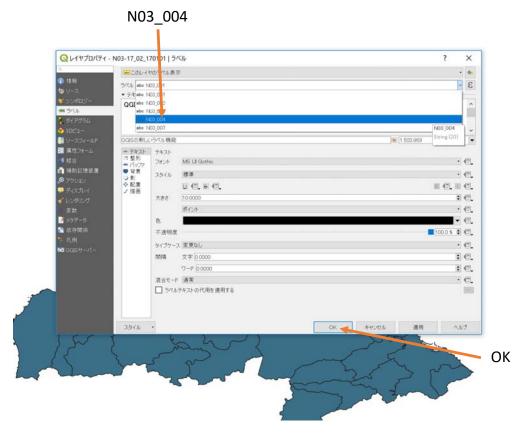


ラベルなし



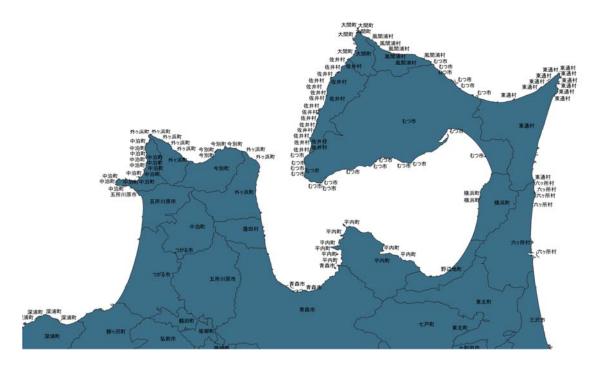
このレイヤのラベル表示



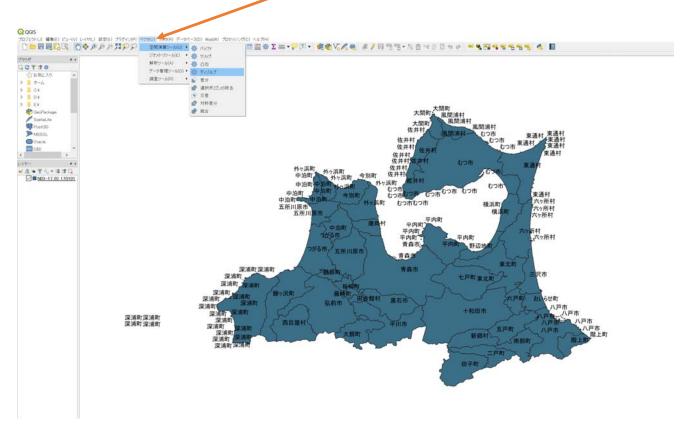


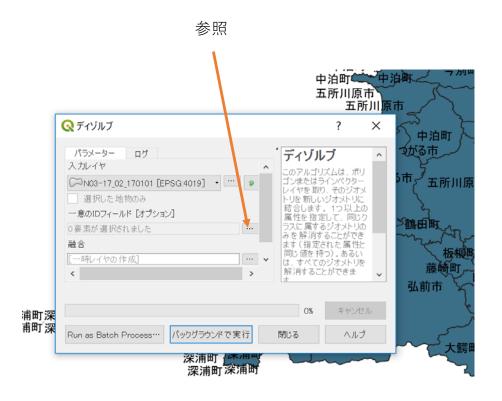
市町村のディソルブ作業

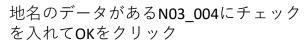
ダウンロードした青森県の地名をラベルで表示すると離島等にも地名が設定されているため下のような表示になってしまいます。 そのため続いてはディソルブ、つまり地名をまとめる作業を施します。



ベクタ>空間演算ツール>ディゾルブを選択



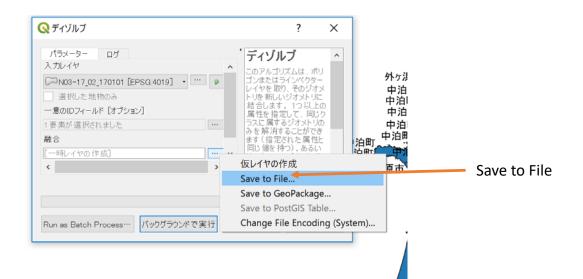


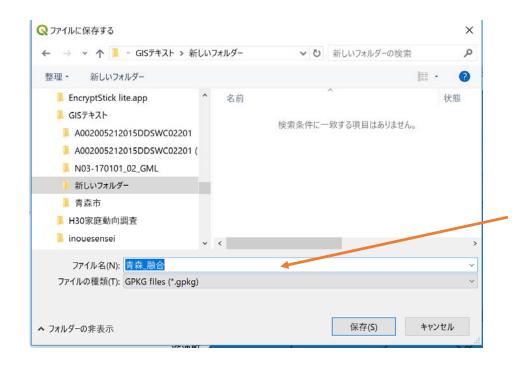




一時レイヤの作成をクリックしてレイヤの保存先を選びます。



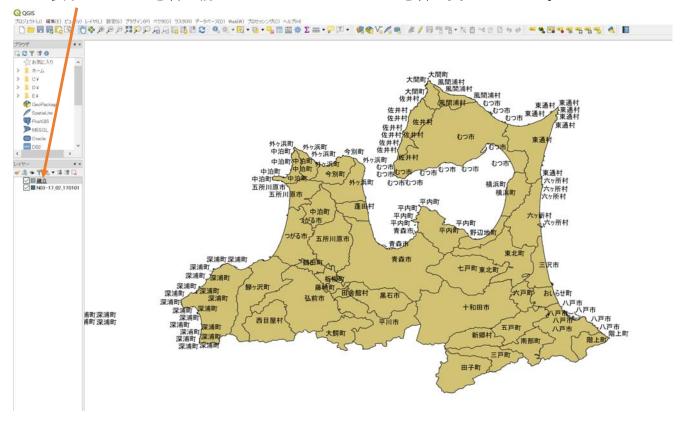




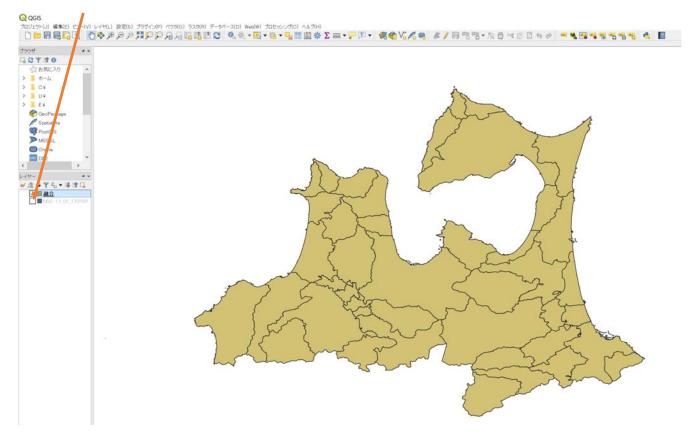
保存するファイルを選び、名前を付けて保存する。



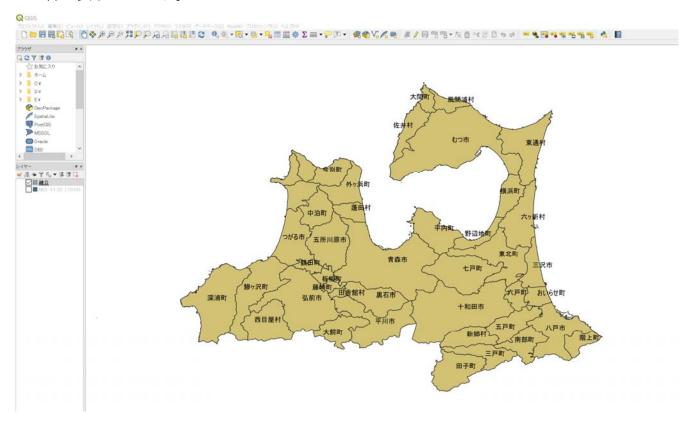
新しいレイヤー(融合)ができ、地図の色が新レイヤーのものになりますが、 表示している地名は前のレイヤーのものなので地名は変わりません。



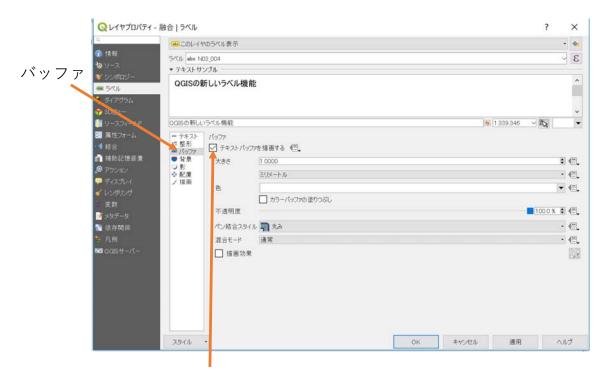
古いレイヤーのチェックを外すと地名が消えます



先ほどと同様に新しい"融合"レイヤーのラベルを表示するとまとまった地名が表示されます。

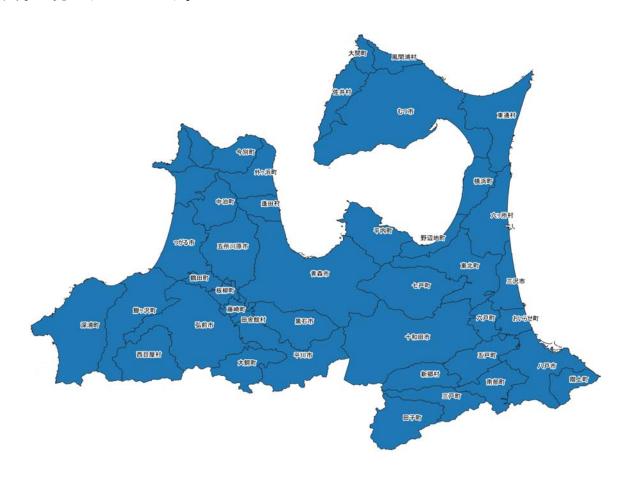


また、



テキストバッファを描画する、と

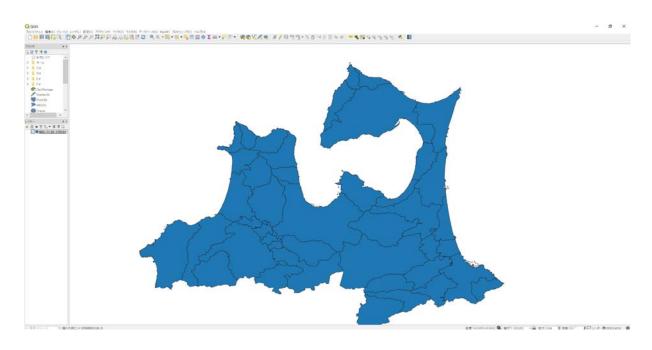
文字が見やすくなります。



• 小地域の表示

小地域の表示

先ほどの青森県を使って、青森市内の町丁ごとに境界線を表示します。



政府統計の総合窓口 e-Stat

- https://www.e-stat.go.jp/
- ここから小地域の境界線をダウンロードします。

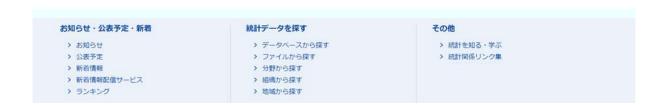
統計GIS





小地域





国勢調査

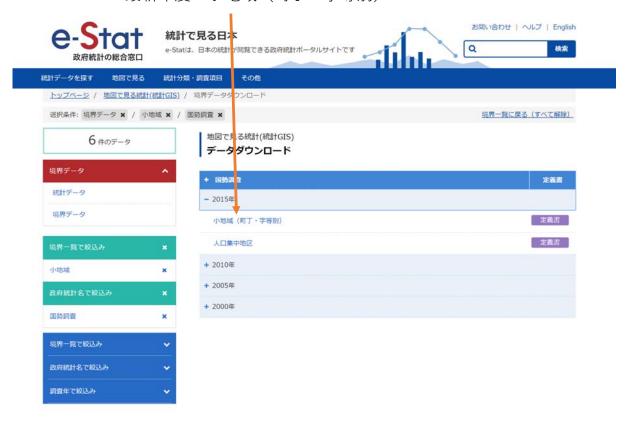
お知らせ・公表予定・新着



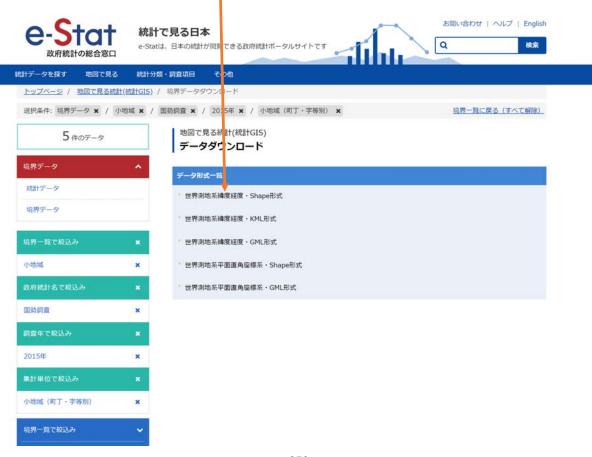
その他

統計データを探す

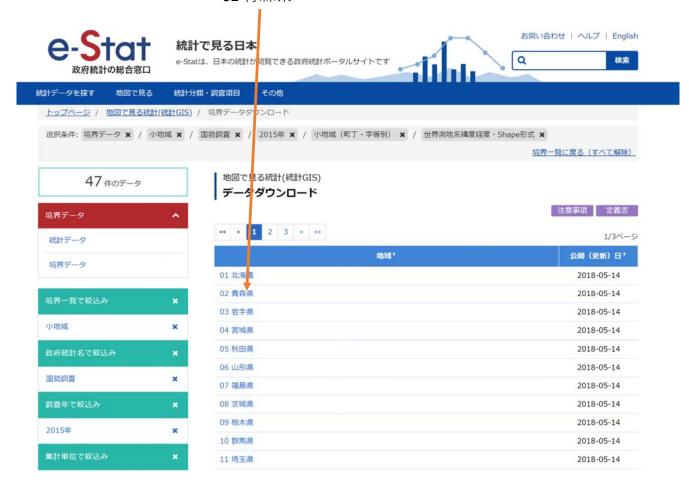
最新年度 小地域(町丁·字等別)

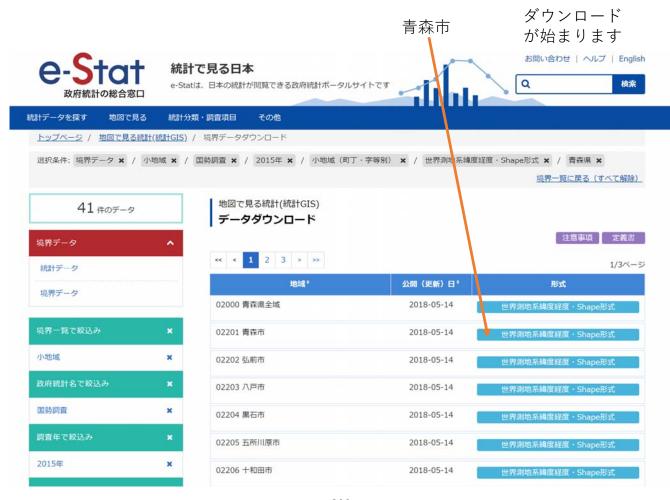


世界測地系緯度経度·Shape形式

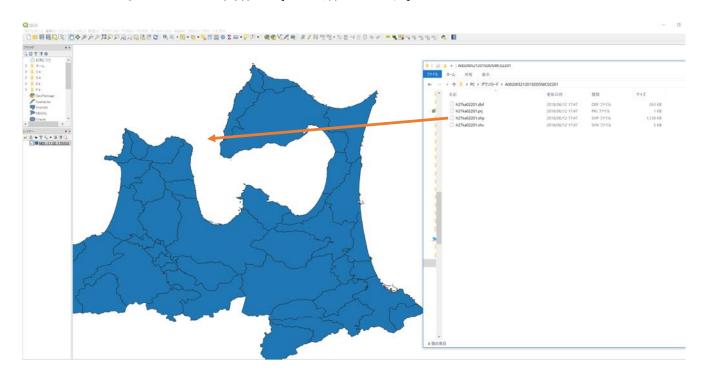


02 青森県

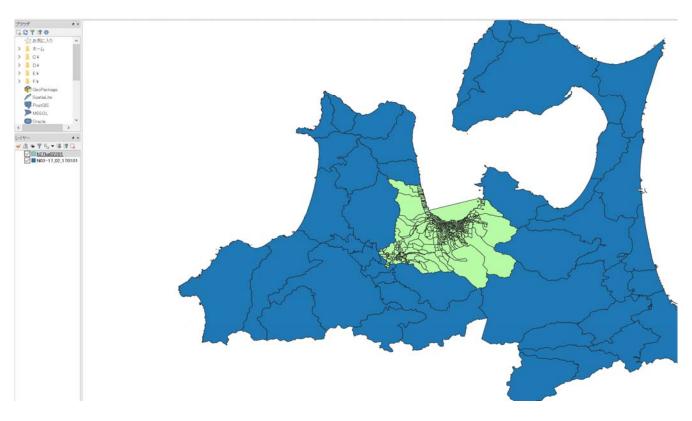




ダウンロードしたファイル内の.shpファイルを青森県を表示したときと同様にQGISに落とします。

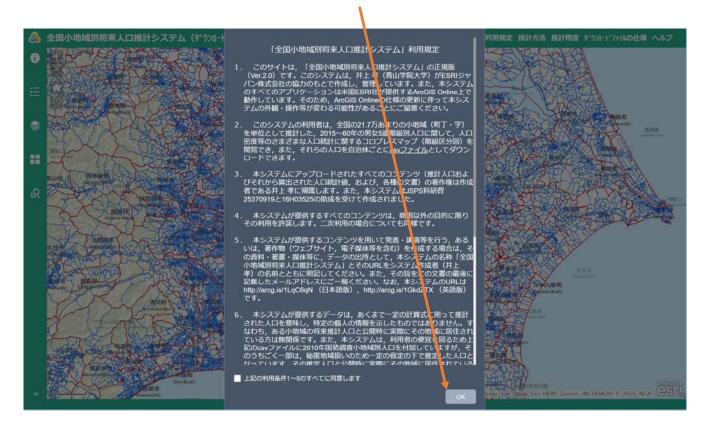


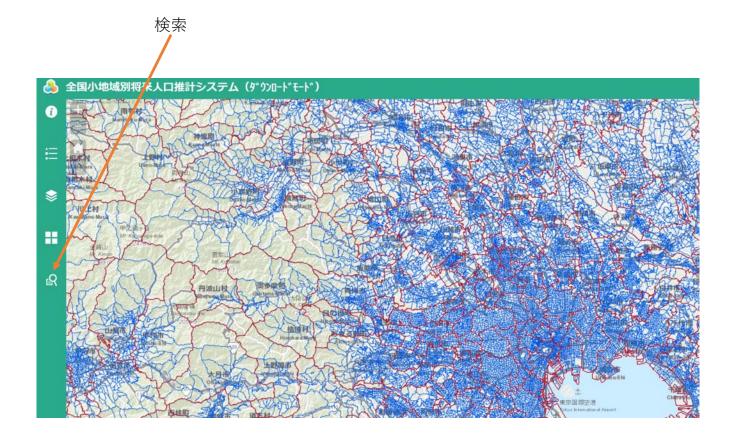
青森市内の小地域の境界線が表示されました。

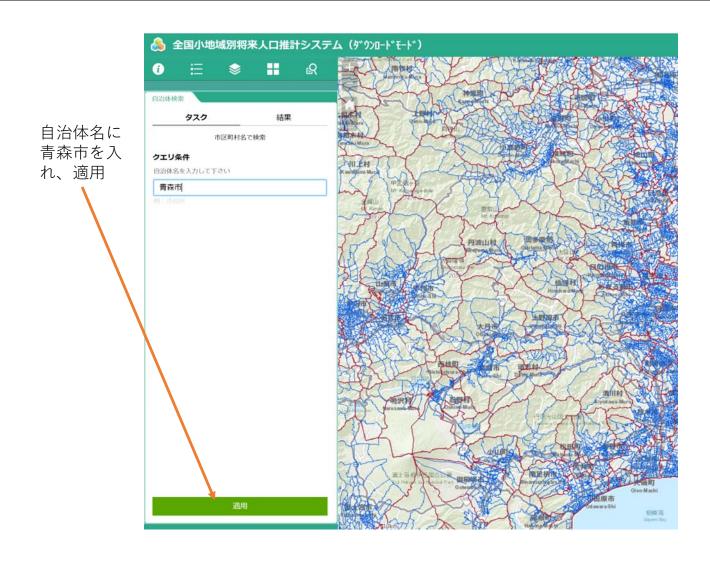


全国小地域別将来人口推計システム	
 http://agu- econ.maps.arcgis.com/apps/webappviewer/index.h tml?id=00804e1e1beb45e1864c5f24a65fd40d 	

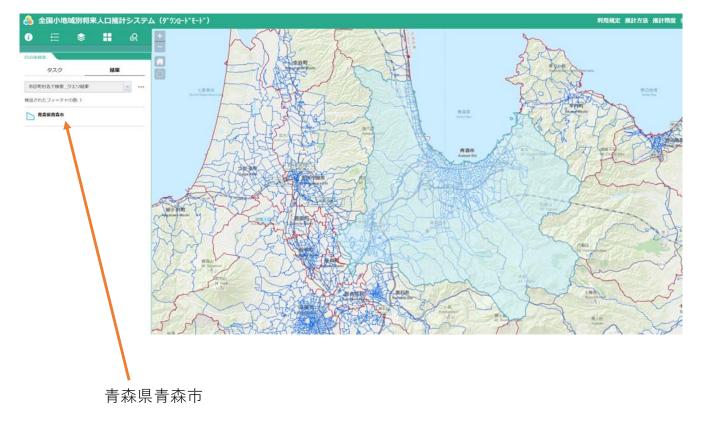
利用規定が出てくるので同意してOK

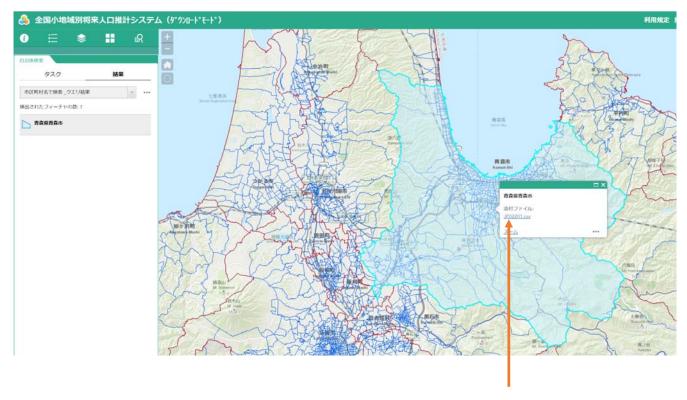






青森市が表示されます。



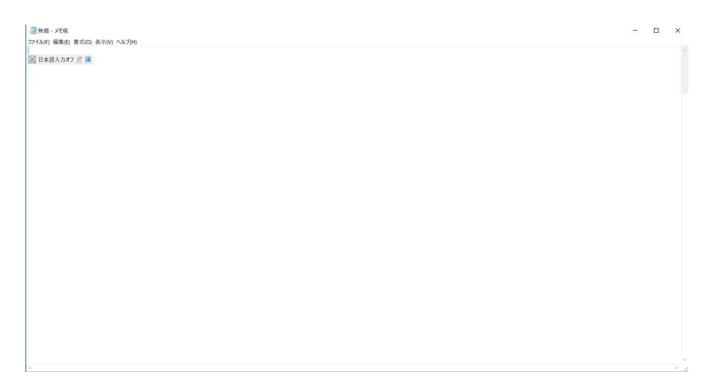


JP02201.csvをダウンロード

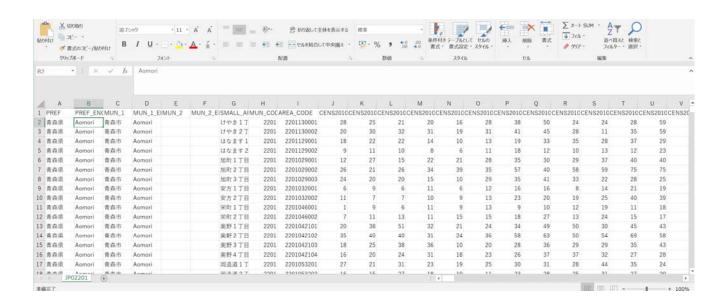
csvt.ファイルの作成

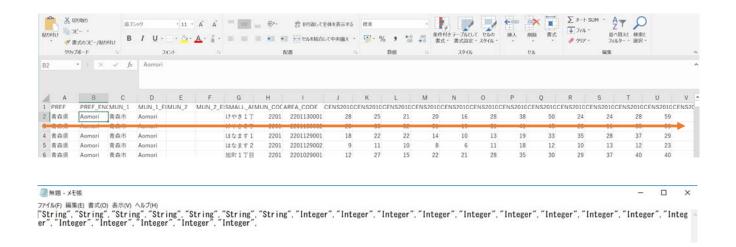
QGISではExcelのデータ(.csvファイル)を読み込むことができますが、そのまま読み込むとファイル内のデータをすべて文字として読み込みます。 そこで.csvファイルのあるフォルダ上に.csvtファイルを作り文字と数字を定義付けする必要があります。

メモ帳等を起動します。



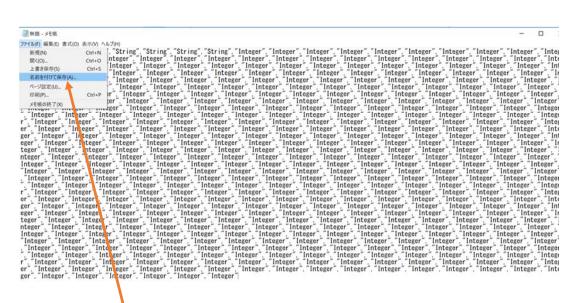
元となる.csvファイルを開き、二列目のAのセルからそのセルの情報が文字、整数、実数のどれかを確認していく。



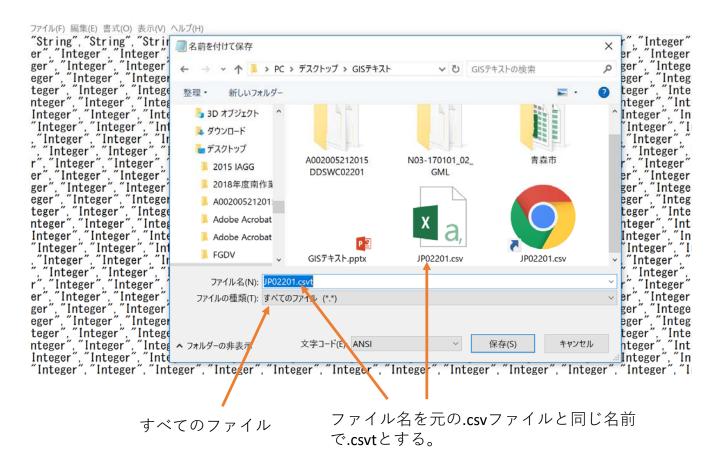


メモ帳にA2セルから右に、 文字なら"String" 整数なら"Integer" 実数なら"Real" を記入していきます。

上の図ではA2~G2は文字のため"String"を、H2~U2までは整数のため"Integer"が記入されています。

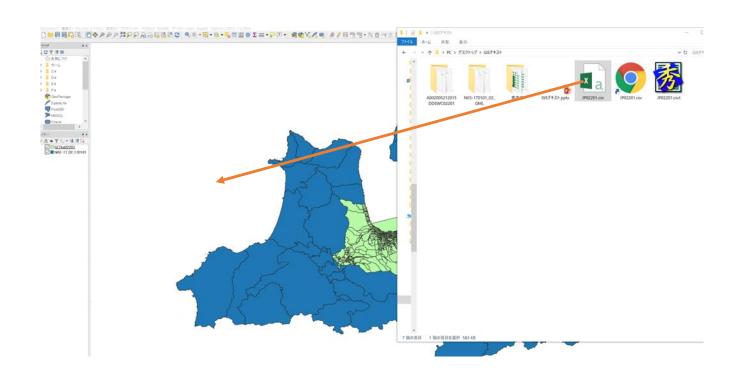


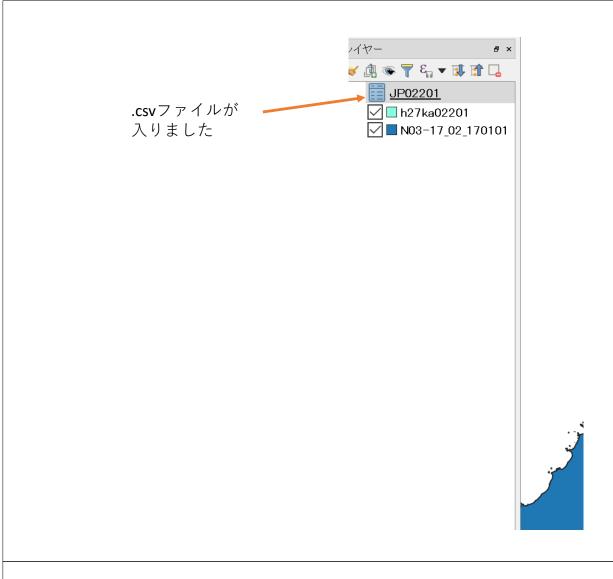
完成したら、ファイル>名前を付けて保存



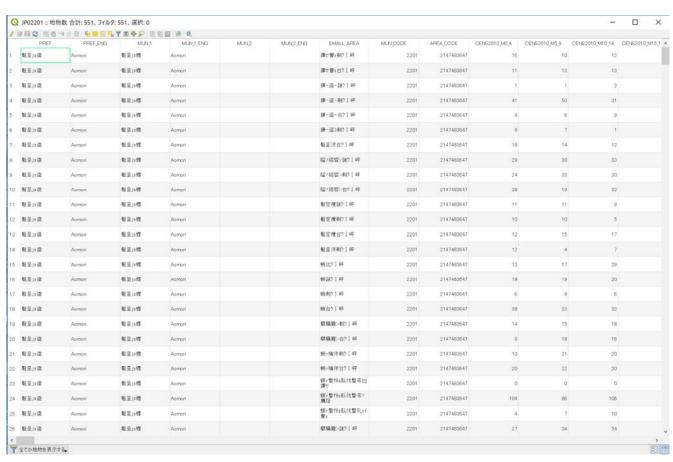
元の.csvファイルのあるフォルダに保存する。

.csvファイルをQGISに落とします。

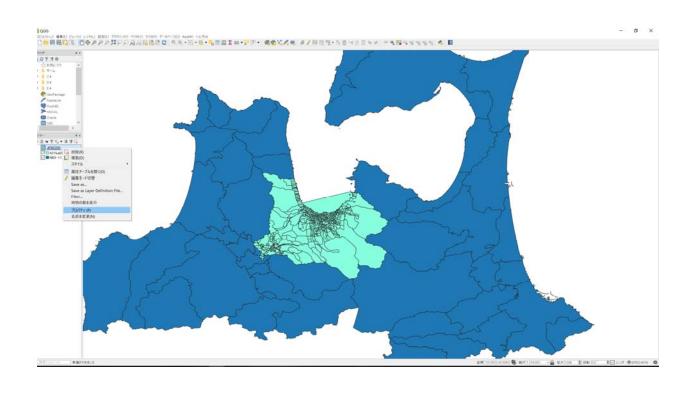




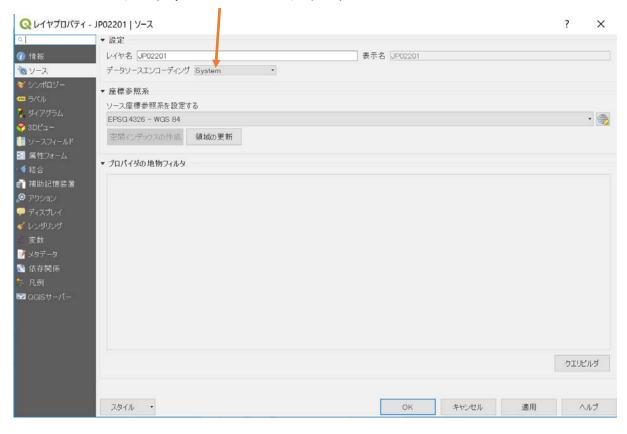
読み込んだ.csvファイルが下のように日本語を上手く読み込まなかった場合

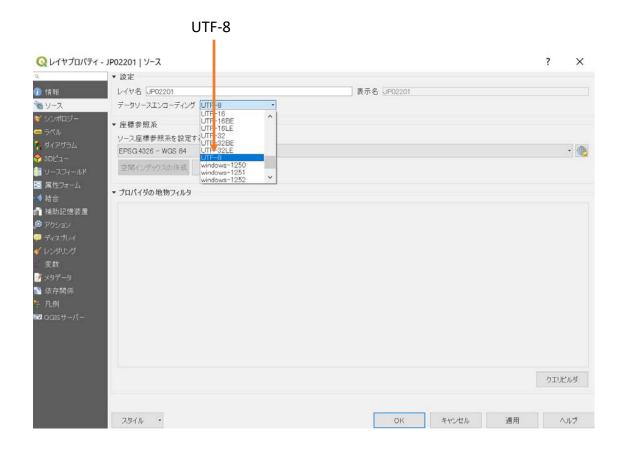


.csvファイルを右クリック>プロパティ

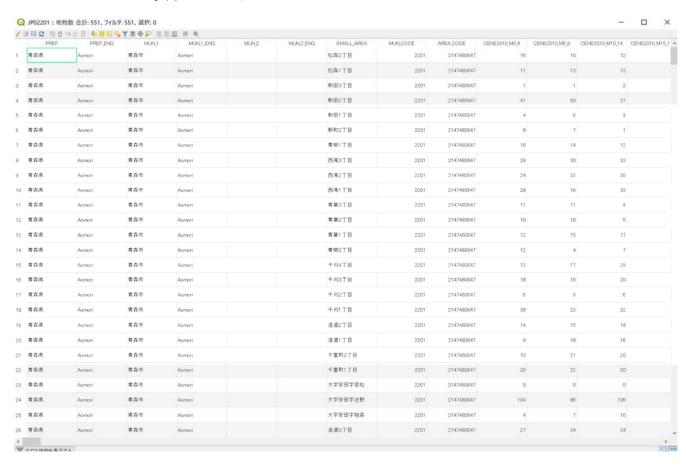


データソースエンコーディング



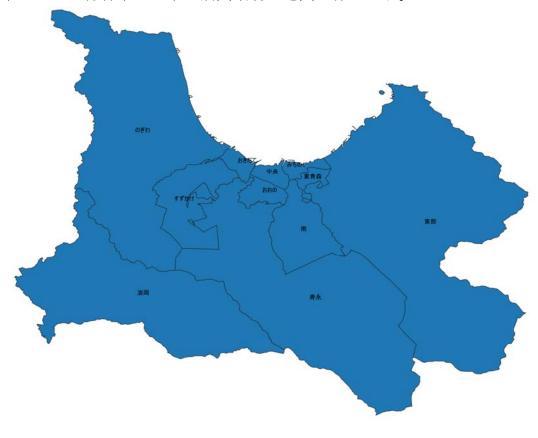


正しく表示されます



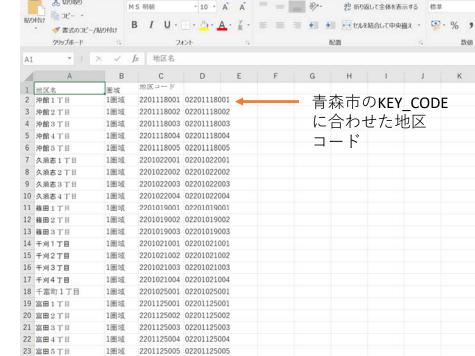
地域の結合

下のように青森市を日常生活圏域別の地図を作ります。



日常生活圏域

青森市では、地域包括ケアセンターごとに区域が設定されています。 全部で11あり、前の図の名前はセンターからとっています。



2201119001 02201119001

2201119002 02201119002

2201119003 02201119003

2201015002 02201015002

2201015003 02201015003

2201020001 02201020001

2201020002 02201020002

2201109001 02201109001

数值

JP02201.csvの地区を 圏域ごとに分けた表 を作ります。 併せてcsvtファイル も作りますが、地区 コードを文字 (String)と定義し てください。

青森市を表示させ、前のスライドの表をQ-Gisに落とします。

24 新田1丁目

25 新田2丁目

26 新田3丁目 27 新田字扇田

28 新田字忍

29 柳川1丁目

30 柳川2丁目 31 岩渡字熊沢 1團域

1圏域

1團域

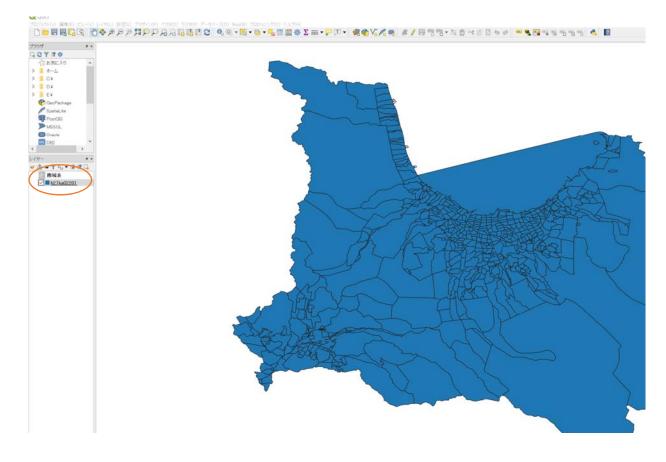
1團域

1團域

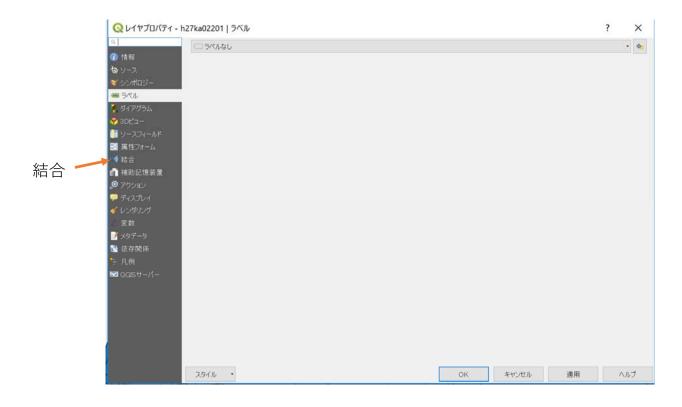
1團域

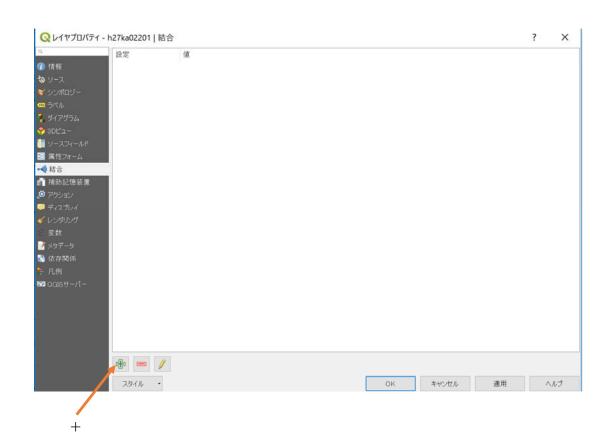
1團域

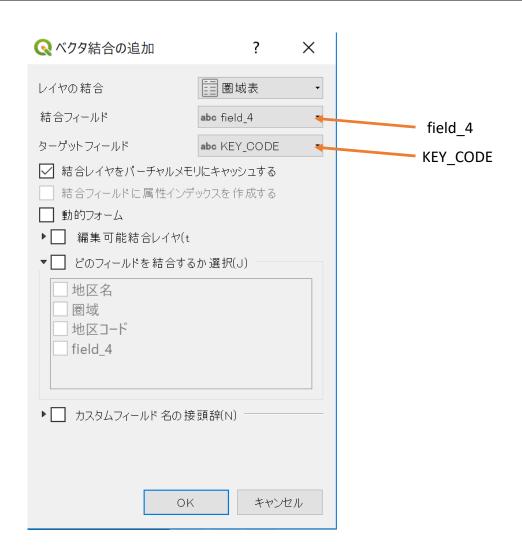
2图域



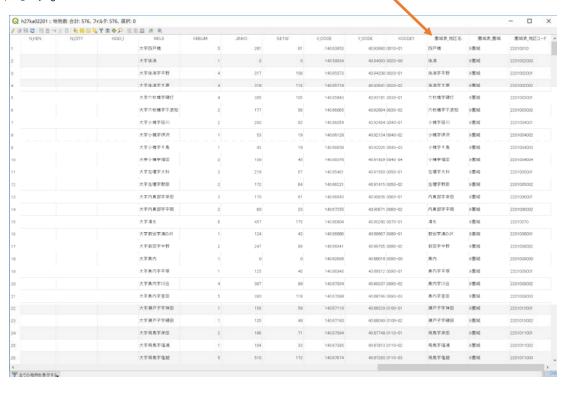
青森市のプロパティを開きます。



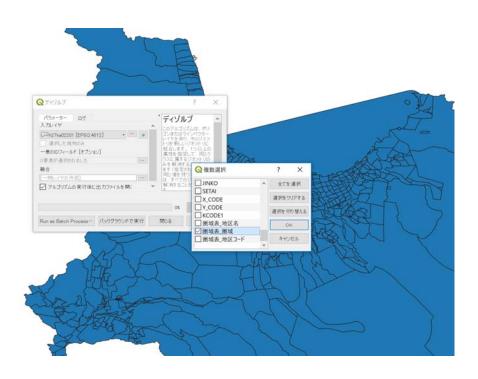




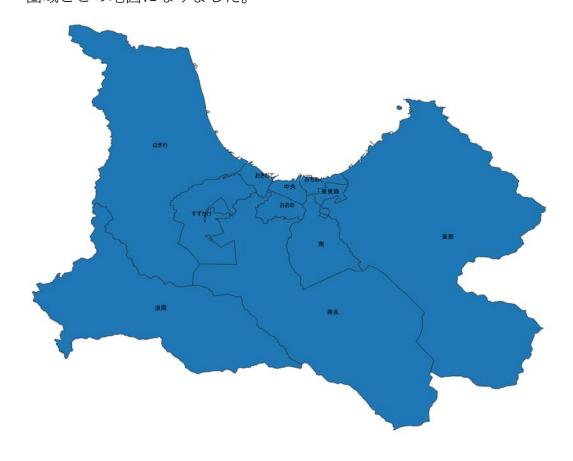
OKをクリックして青森市の属性テーブルを開くと圏域表のデータが地区ごとに結合されます。



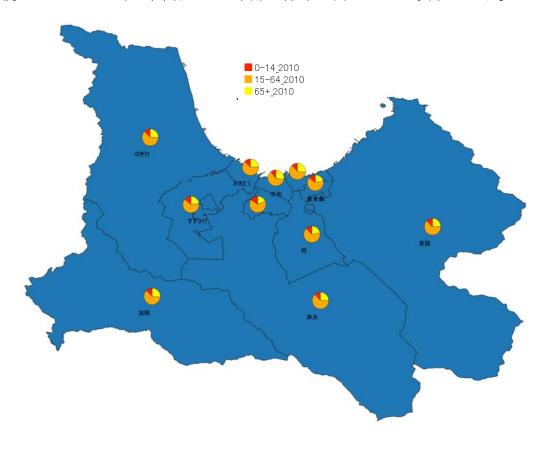
後はディソルブ作業と同様で、圏域を要素に実行します。



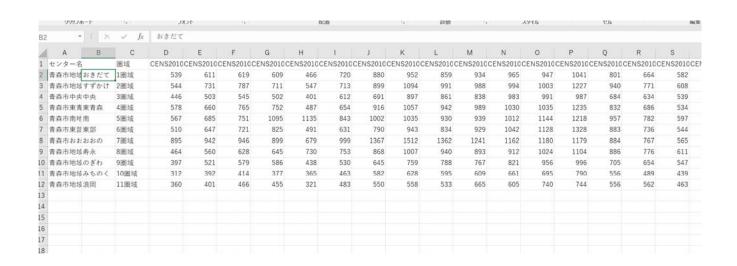
圏域ごとの地図になりました。



続いて2010年の圏域ごとに年齢の分布を円グラフで表示します。



まず、圏域ごとの年齢分布表をJP02201.csvから抽出します。

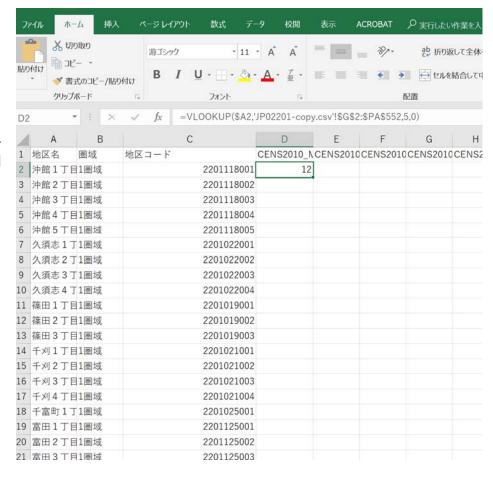


初めに、地区名と圏域 を表にしたものを用意 します。

「青森市 日常生活圏域」と調べて出てきたhttps://www.city.aomori.aomori.jp/kaigo-hoken/shiseijouhou/jyouhou-koukai/tiiki-mittyaku-service-shingikai/documents/08shiryou8keniki itiran.pdf に手を加えたものです。

	Α	В	С	D	Е
1	地区名	圏域	地区コード		
2	沖館1丁目	1圏域	2201118001		
3	沖館2丁目	1圏域	2201118002		
4	沖館3丁目	1圏域	2201118003		
5	沖館4丁目	1圏域	2201118004		
6	沖館5丁目	1圏域	2201118005		
7	久須志1丁	1圏域	2201022001		
8	久須志2丁	1圏域	2201022002		
9	久須志3丁	1圏域	2201022003		
10	久須志4丁	1圏域	2201022004		
11	篠田1丁目	1圏域	2201019001		
12	篠田2丁目	1圏域	2201019002		
13	篠田3丁目	1圏域	2201019003		
14	千刈1丁目	1圏域	2201021001		
15	千刈2丁目	1圏域	2201021002		
16	千刈3丁目	1圏域	2201021003		
17	千刈4丁目	1圏域	2201021004		
18	千富町1丁	1圏域	2201025001		
19	富田1丁目	1圏域	2201125001		
20	富田2丁目	1圏域	2201125002		
21	富田3丁目	1圏域	2201125003		
22	富田4丁目	1圏域	2201125004		

D2には、右図のように、**VLOOKUP**関数を使って**JP02201.csv**からその地区の**2010**年の**0**-5歳の人口を抽出したものです。



=VLOOKUP(\$A2,'JP02201-copy.csv'!\$G\$2:\$PA\$552,5,0)

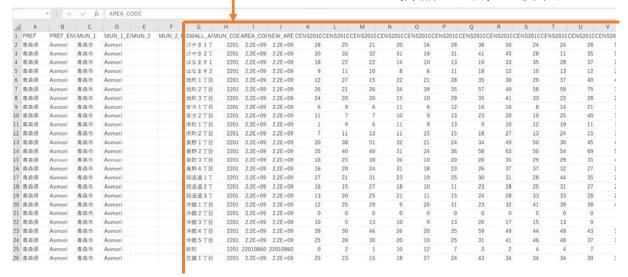
検索するワード

Δ	A B	C	D	E	F	G	Н
1	地区名 圏域	地区コード	CENS2010_N	CENS2010	CENS2010	CENS2010	CENS
2	沖館1丁目1圏域	2201118001	12				
3	沖館2丁目1圏域	2201118002					
4	沖館3丁目1圏域	2201118003					
5	沖館4丁目1圏域	2201118004					
6	沖館5丁目1圏域	2201118005					
7	久須志1丁1圏域	2201022001					
8	久須志2丁1圏域	2201022002					
9	久須志3丁1圏域	2201022003					
10	久須志4丁1圏域	2201022004					
11	篠田1丁目1圏域	2201019001					
12	篠田2丁目1圏域	2201019002					
13	篠田3丁目1圏域	2201019003					
14	千刈1丁目1圏域	2201021001					
15	千刈2丁目1圏域	2201021002					
16	千刈3丁目1圏域	2201021003					
17	千刈4丁目1圏域	2201021004					
18	千富町1丁1圏域	2201025001					
19	富田1丁目1圏域	2201125001					
20	富田2丁目1圏域	2201125002					
21	富田3丁月1圏域	2201125003					

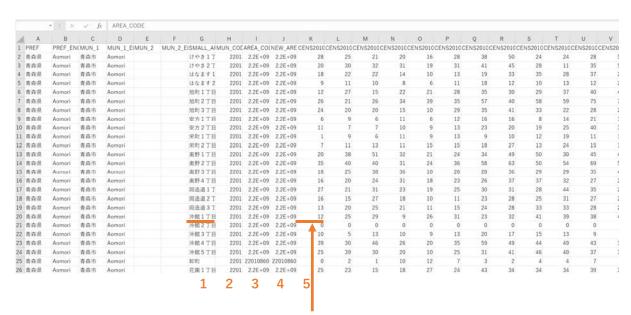
=VLOOKUP(\$A2,'<u>JP02201-copy.csv'!\$G\$2:\$PA\$552,</u>5,0)

検索する範囲

JP02201-copy.csv(JP02201.csvに同じ)中のG2-PA552のなかでA2(沖舘1丁目)を検索する



検索がヒットしたら、**G2**から数 えて5個目のセルを引き出す。

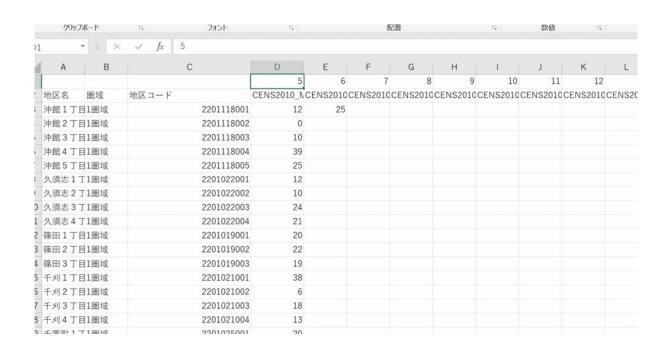


式のあるセルにはこの値が来ればよい。

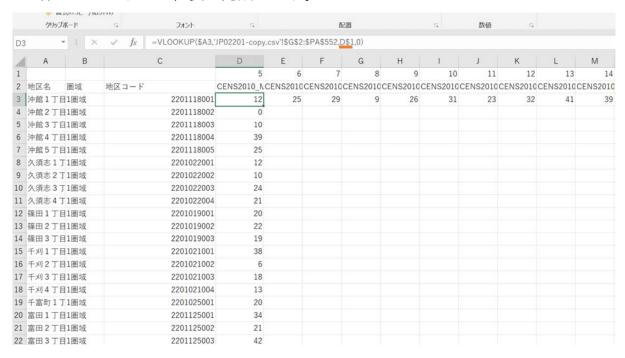
後はこの式をコピー&ペーストしていけば、表が完成していきますが、 矢印の値は自動で変わらないので、手動で変える・必要があります。

	クリップオ	(-F	5	フォント	Fig.		58	200
E2		i ×	✓ fx	=VLOOKUP(\$A2,'JF	02201-copy.cs	sv'!\$G\$2:\$	PA\$552,6,	0)
4	А	В		С	D	Ł	F	G
1	地区名	圏域	地区コード	9	ENS2010_NCE	NS2010C	ENS2010	CENS2010C
2	沖館1丁目	1圏域		2201118001	12	25		
3	沖館2丁目	1圏域		2201118002	0			
4	沖館3丁日	1回项		2201118003	10			
5	冲館4丁目	1圏域		2201118004	39			
6	沖館5丁目	1圏域		2201118005	25			
7	久須志1丁	1圏域		2201022001	12			
8	久須志2丁	1圏域		2201022002	10			
9	久須志3丁	1團域		2201022003	24			
10	久須志4丁	1圏域		2201022004	21			
11	篠田1丁目	1圏域		2201019001	20			
12	篠田2丁目	1圏域		2201019002	22			
13	篠田3丁目	1圏域		2201019003	19			
14	千刈1丁目	1圏域		2201021001	38			
15	千刈2丁目	1圏域		2201021002	6			
16	千刈3丁目	1圏域		2201021003	18			
17	千刈4丁目	1圏域		2201021004	13			
18	千富町1丁	1圏域		2201025001	20			
19	富田1丁目	1圏域		2201125001	34			
20	富田2丁目	1圏域		2201125002	21			
21	富田3丁目	1圏域		2201125003	42			
22	富田4丁目	1圏域		2201125004	39			
23	富田5丁目	1圏域		2201125005	38			
24	新田1丁目	1圏域		2201119001	4			
25	新田2丁目	1圏域		2201119002	41			
26	新田3丁目	1圏域		2201119003	1			

来るべき数字を連続して列にナンバリングしていきます。



そして、その数字の部分を**D\$1**としてコピーするとうまくいきます。 全体のコピペすれば、表が完成します。



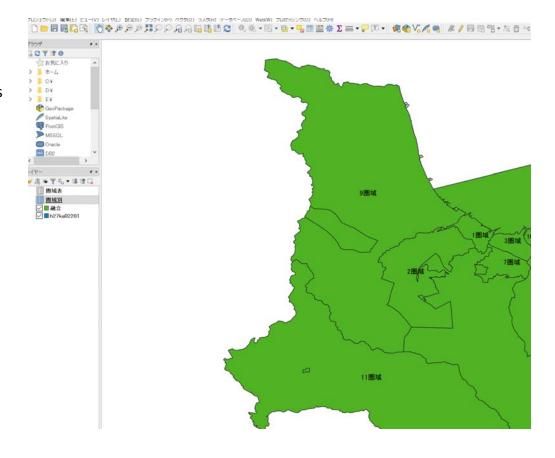
続いて新しいシートに圏域ごとの表を作ります。 そして下のようにSUMIF関数を使って圏域ごとの年齢別人口を割り出します。

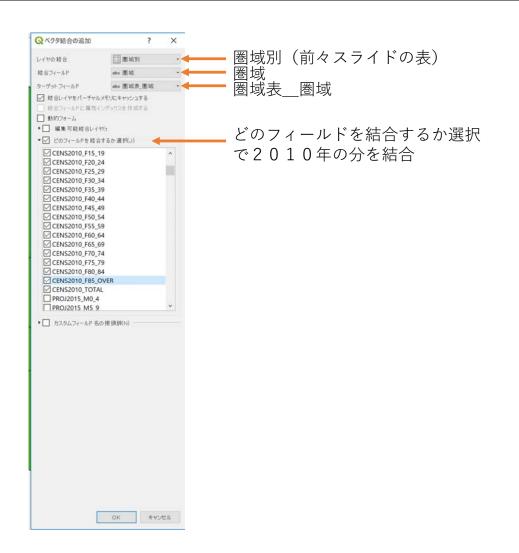


前シートのB2~B559のうち、A2(圏域名)を探し、その行のDのセルを足していく

全体にコピペし、csvファイルで保存し、例のごとくcsvtファイルを作成すれば、 準備完了です。

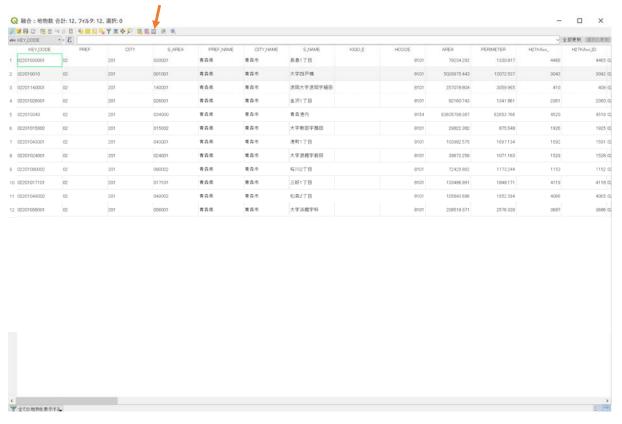
その表をQ-Gis に落とし、融 合と再度結合 します。

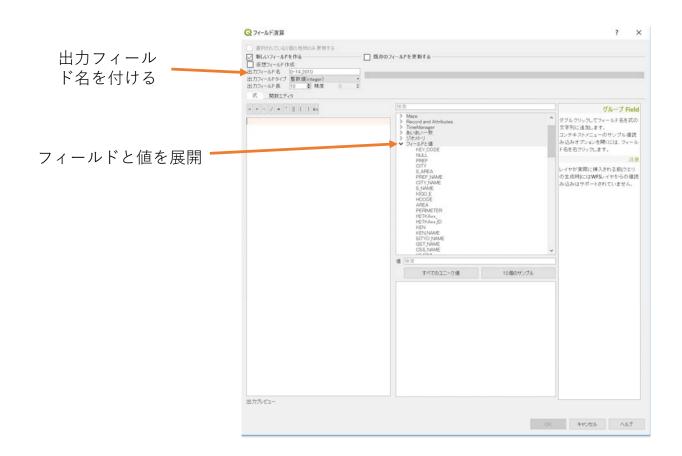


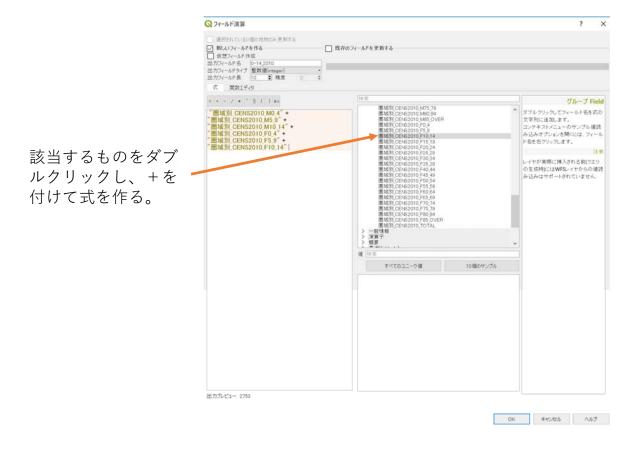


融合の属性テーブルを開く。

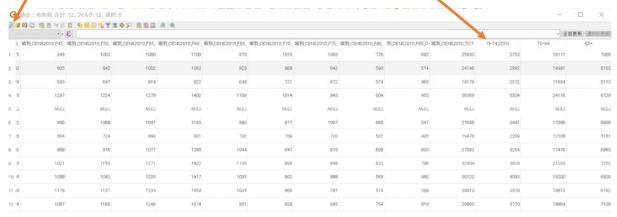
フィールド計算機を開く





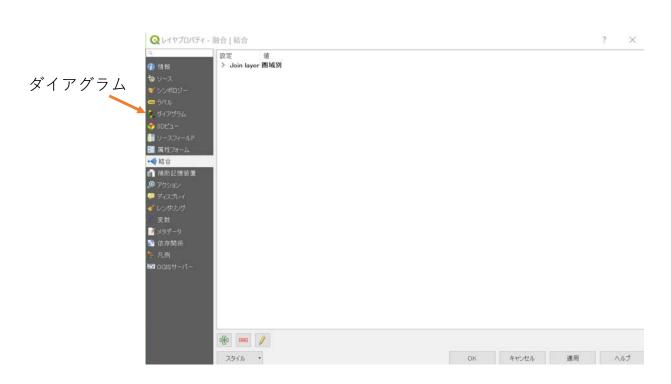


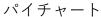
OKを押すと属性テーブルに新たなフィールドが追加され計算結果が出る。 年齢階級を三つ分作る。 編集モードで保存する。

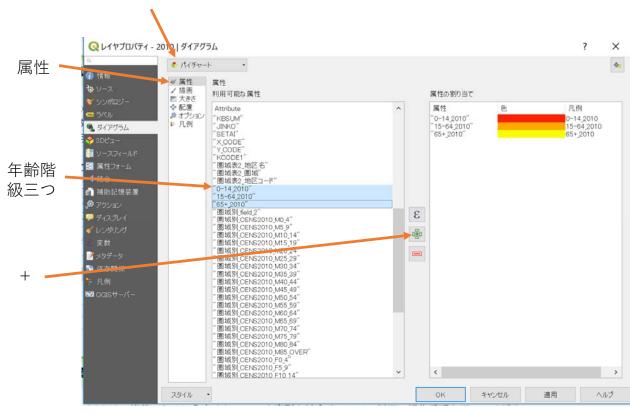


プロパティを開く

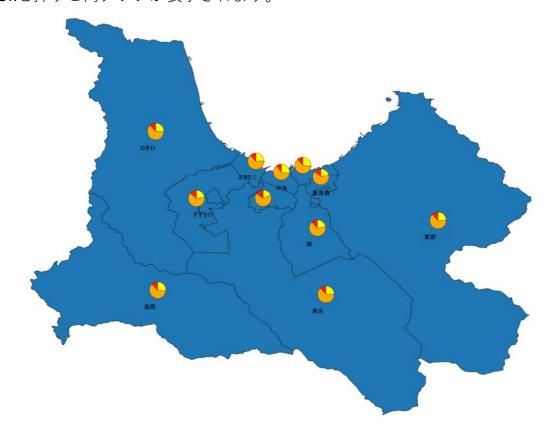
▼全ての地物を表示する。







OKを押すと円グラフが表示されます。



円グラフの色は各属性の色をダブルクリック で変更できます。 Q レイヤプロパティ - 2010 | ダイアグラム X ● パイチャート (1) 情報 ● 16 #R ★ ソース ◆ シンポロジー ■ ラベル 属性 / 描画/ 大きさ◇ 配置/ ハク/ ハク 利用可能な属性 属性の割り当て 0-14_2010" 15-64_2010" 0-14_2010 15-64_2010 "KBSUM" 🔦 ダイアグラム JINKO' SETAI"

X OODE"

KOODE"

KOODE1"

KOODE1"

I 國城表之 地区名"

圖城表2 地区一片"

15-64 2010"

65+2010"

I 國城別 Feld 2"

I 國城別 CENS2010 M0 4"

I 國城別 CENS2010 M10 14"

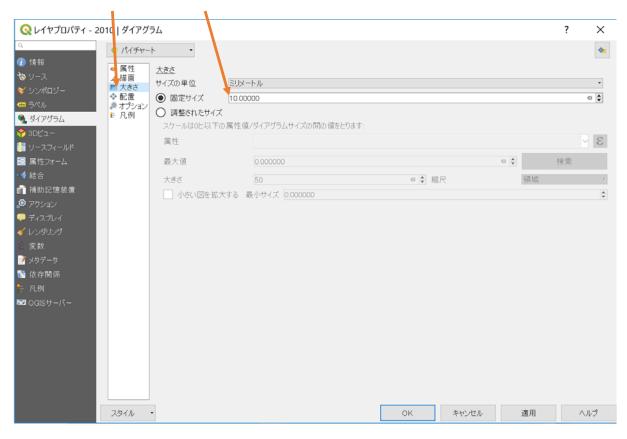
I 國城別 CENS2010 M15 19"

I 國城別 CENS2010 M15 19" SETAI" 65+2010 65+2010 3Dピュー 🎏 ソースフィールド 🗃 属性フォーム 前助記憶装置♪ アクション 3 4 圖域別。CENS2010,MIO_14 [9]
"團域別。CENS2010 M20_24"
「團域別。CENS2010 M25_29"
「團域別。CENS2010 M25_29"
「團域別。CENS2010 M30_34"
「團域別。CENS2010 M45_49"
「團域別。CENS2010 M45_49"
「團域別。CENS2010 M45_49"
「團域別。CENS2010 M50_54"
「團域別。CENS2010 M50_54"
「團域別。CENS2010 M50_59"
「團域別。CENS2010 M65_69"
「團域別。CENS2010 M65_69"
「團域別。CENS2010 M70_74"
「團域別。CENS2010 M70_76"
「團域別。CENS2010 M70_76"
「團域別。CENS2010 F5_6" 🛂 依存関係 ☑ QGISサーバー " 圏域別 CENS2010 F10 14"

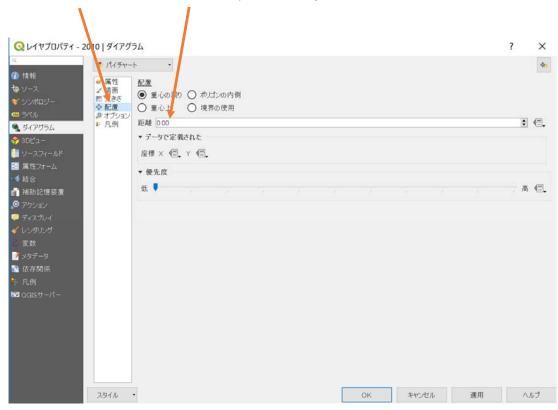
ヘルプ

大きさでは円グラフの大きさを調整できます。

スタイル



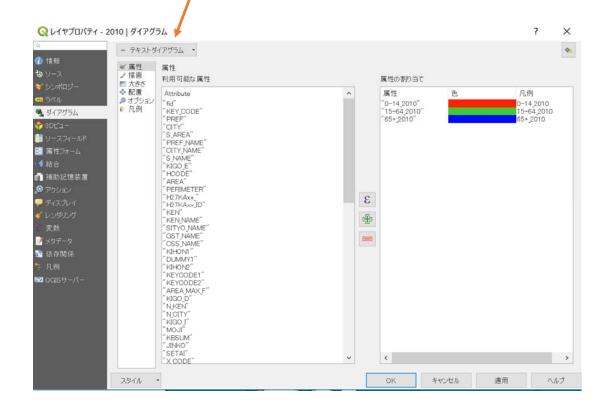
配置では円グラフの場所を調節できます。

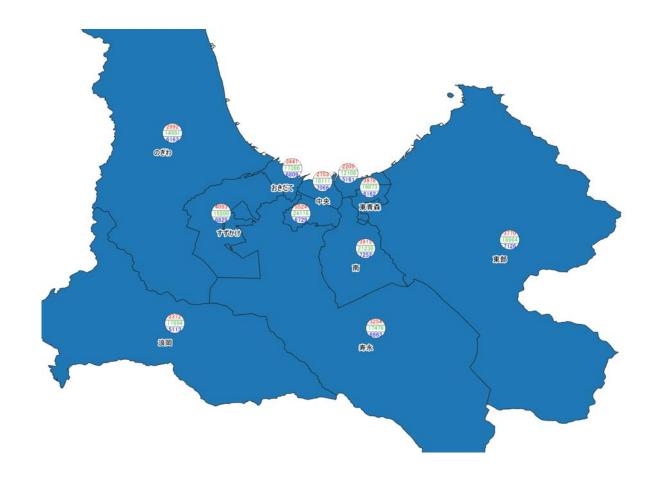


90-101を繰り返していくと下のような50年後との比較することも可能です。

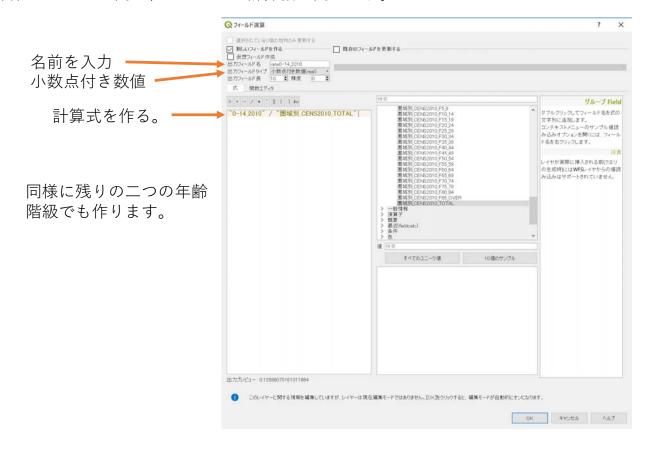


パイチャートではなく、テキストグラムを使えば、数字を表示することができます。

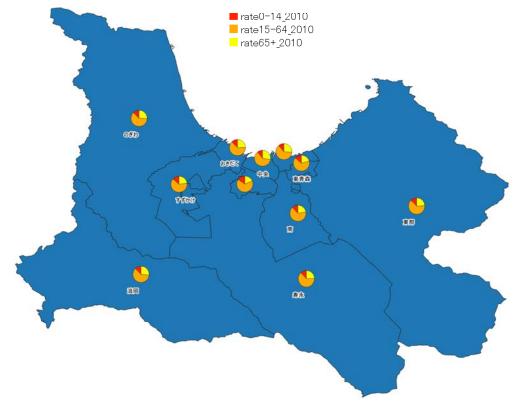




続いて、三つの年齢階級の総人口も対する比率のグラフを書きます。 属性テーブルを開き、フィールド計算機を開きます。



先ほどと同様にダイアグラムの設定をすれば完成です。

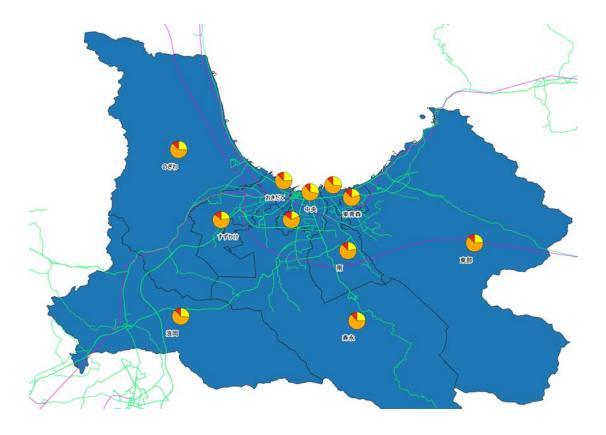


交通を地図上に表示させましょう。

国土数値情報ダウンロードサービスより、バスルートと鉄道を選び、青森県の時と同じようにダウンロードします。 /



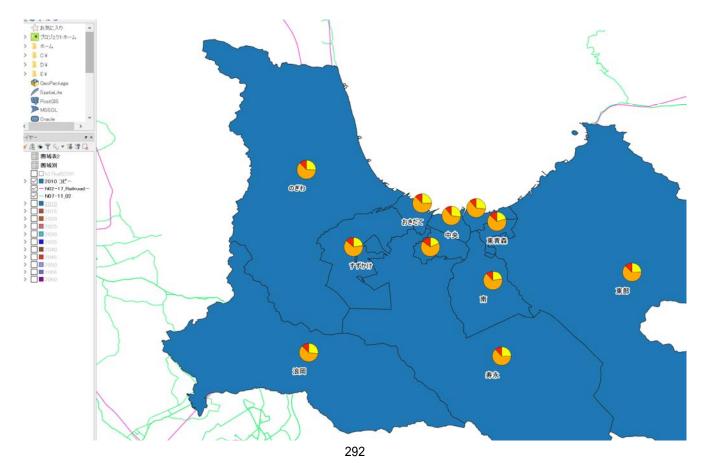
ダウンロードしたshpファイルをQ-gisに落とすと下のようになります。



鉄道はRailroadが路線、Stationが駅です。

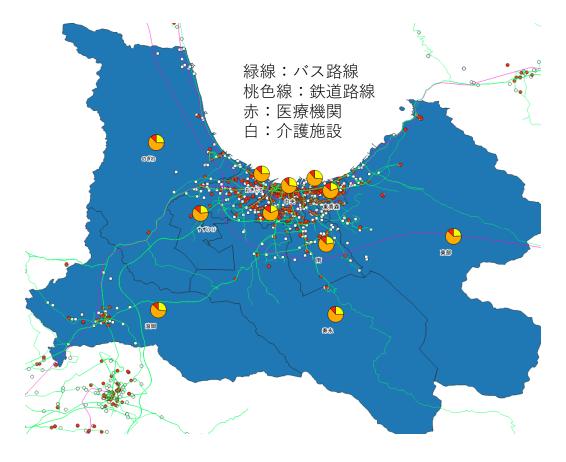
□ 名前	状態	更新日時	種類	サイズ
KS-META-N02-17.xml	۵	2018/07/18 17:58	XML ドキュメント	15 KB
N02-17.xml	۵	2018/07/18 17:58	XML ドキュメント	31,253 KB
N02-17_RailroadSection.dbf	0	2018/07/18 17:58	DBF ファイル	1,594 KB
N02-17_RailroadSection.geojson	۵	2018/07/18 17:58	GEOJSON ファイル	14,046 KB
☐ N02-17_RailroadSection.prj	0	2018/07/18 17:58	PRJ ファイル	1 KB
N02-17 RailroadSection.shp	0	2018/07/18 17:58	SHP ファイル	7,625 KB
N02-17_RailroadSection.shx	0	2018/07/18 17:58	SHX ファイル	173 KB
N02-17_Station.dbf	۵	2018/07/18 17:58	DBF ファイル	1,251 KB
N02-17_Station.geojson	۵	2018/07/18 17:58	GEOJSON ファイル	2,763 KB
N02-17_Station.prj	۵	2018/07/18 17:58	PRJ ファイル	1 KB
N02-17_Station.shp	0	2018/07/18 17:58	SHP ファイル	957 KB
N02-17 Station.shx	0	2018/07/18 17:58	SHX ファイル	81 KB

注意:下のようにレイヤーのパネルで路線図より地物が上にあると線に地物が重なり、表示されないので注意



<災害・防災> ● 研究支援 土砂災害・雪崩メッ シュ <u>平年値(気候)メッ</u> シュ
<u>竜巻等の突風等</u>
■ 遊覧施設 関連情報 <u>津波漫水想定</u> ◎ 浸水租定区域 医療機関や福祉施設 新善情報 リンク 新春川和 2015 か、 2015 か、 上参り落音末区域(十一) 29年第 〈田内IS2 1) の提供を開始しました。 957 月 2015 で、 57 日 2018 で / 「中広29年 2018 (ク/PIS2 1) が、 を製地しました。 2018 (ク/PIS2 1) が、 振興山村(平成29年度) がしました。 2018 (ク/PIS2 1) の提生を開 がしました。 も同様に示します。 消防墨 🔀 🗖 警察里 🕥 🗖 福祉施設 ■ ■更新 文化施設 🖸 上水道關連施設 下水道阴連施設 🖸 発電施設 🖸 燃料給油所 💿 ニュータウン 研究機関 🖸 地場産業別連施設 PRJファイルの提供につい エ <地域資源・観光> 郵道府県指定文化財 世界文化遺産 □ □ □ □ □ □ 世界自然遺産 💟 データ形式について 観光資源 □ 富泊容量メッシュ 地域資源 💿 <u>JPGIS準拠データ</u> 統一フォーマット 提供データー覧 〈保護保全〉 4. 交通 GISホームページ インターネットサービス ガイダンス GISに関する取組 **∠** • 更新 <u>バス停留所</u> ■ ■情報追加 調査データを見る 鉄道時系列 🖊 🔳 駅別乗降客数 🖊 対量アーダを見る 位置参照信報ダウンロー ドサービス 国土情報ウェブマッピン グシステム 土地分類調査・水調査 空港 🛇 🗖 空港時系列 🕥 🗖 港湾間流通量・海上 経路 ✓ ■更新 港湾 🖊 🔹 漁港 / • <パーソントリップ・交通変動量> 复物旅客地域流動量 図 ■更新 発生・集中量 🛛 🗾 ОD量 💟 🖊 1kmメッシュ別将 来推計人口 (H29国 政局推計) (shape 形式版) ●新規 形式版) ●新規 ▲ページの先頭に戻る

このように示すことが出来ます。



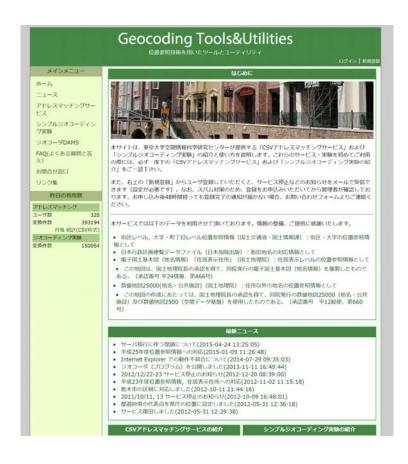
スーパーの位置の示し方

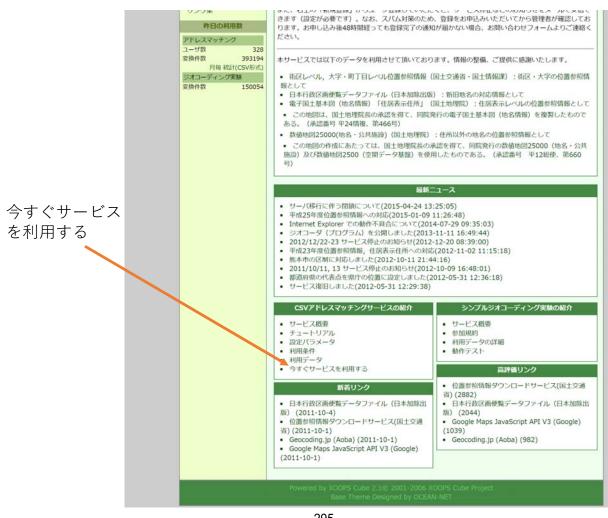


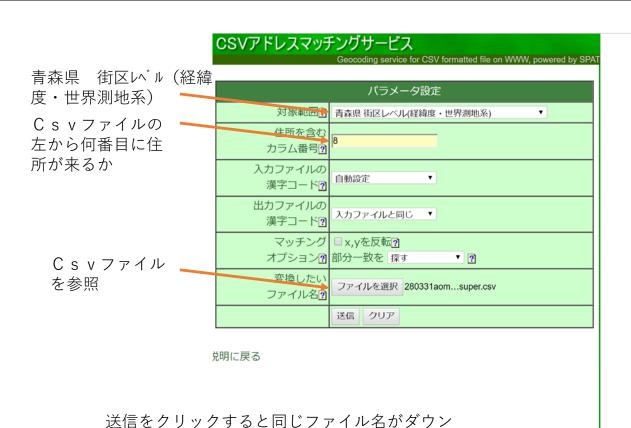
スーパーの位置を地図上に表示させます。 まずはスーパーの一覧をcsvファイルにて用意してください。

A	В	C	D	E	F	G	Н	I	J	K	L
д	市町村	大規模小売店舗の名称	→1 所在地	店舗面積(届出	8届出上の新設	日立地根拠法	£				
青森県	青森市	(仮称) カプセンター西バイバス店	石江字三好130-1	3450	2 H24. 1. 7	新大店法	青森県青	森市石江等	三好130-	1	
青森県	青森市	(仮称) スーパーふじわら戸山店	駒込字蛍沢48-230	172	2 H20, 1, 8	新大店法	青森県青	森市駒込守	蛍沢48- 2	230	
青森県	青森市	(仮称) マエダストア新城店	新城字平岡175-1	1870	0 H27. 10. 11	新大店法	青森県青	森市新城等	平岡175-	1	
青森県	青森市	イオンタウン決問	澳岡松島15				青森県青	森市浪岡杉	:鳥15		
青森県	青森市	イオンタウン青森浜田1プロック	浜田字玉川196-10	5641	1 H20. 3. 6	新大店法	青森県青海	森市浜田寺	王川196-	10	
青森県	青森市	イオンタウン青森浜田2ブロック	浜田字玉川196-10	825	7 H20. 3. 6	新大店法	青森県青	森市浜田学	玉川196-	10	
青森県	青森市	イオンタウン青森浜田3プロック	浜田学玉川196-10	312	3 H20. 3. 6	新大店法	青森県青	秦市浜田学	玉川196-	10	
青森県	青森市	イトーヨーカト"一青森ショッヒ"ング"センター	浜田1-14-1	20266	0 H12. 10. 5	旧大店法	青森県青	森市浜田1	14-1		
青森県	青森市	カプセンター大野店	大野学前田73-6	284	1 H18, 12, 18	新大店法	青森県青	森市大野等	前田73-6	5	
青森県	青森市	カプセンター西青森店	石江三好130-1	970	0 H11. 11. 1	旧大店法	青森県青	森市石江三	好130-1		
青森県	青森市	サンロード青森	₩3 丁 Ⅱ 9-2	21732	2 S52. 9. 2	旧大店法	青森県青	幕市緑3丁	⊞ 9-2		
青森県	青森市	ラ・セラ東バイバスショッピングセンター	八重田4-2-1	12645	5 H2. 4. 26	旧大店法	青森果青	森市八重田	4-2-1		
青森県	青森市	スーパー福や大野店	₩1丁目1-3	74	7 H5. 7. 1	旧大店法	青森県青	森市緑1丁	≣ 1-3		
青森県	青森市	ドリームタウンAL i	浜田三丁目1-1	7956	6 H19. 4. 1	新大店法	青森県青	森市浜田三	TE1-1		
青森県	青森市	フェスティバルシティーアウガ	新町1丁目3-7	1430	1 H13. 1. 26	旧大店法	青森県青	森市新町1	T ∃3-7		
青森県	青森市	ベニーマート観光通店	青菜3丁目6-4	1930	0 H9. 4. 27	旧大店法	青森県青	森市青葉3	T 🛮 6-4		
青森県	青森市	マエダガーラモール店	三年2-3-19				青森県青	森市三好2	3-19		
青森県	青森市	マエダストア旭町店	金沢1-3-10				青森県青	森市金沢1	3-10		
青森県	青森市	マエダストア富田店	富田1丁目6-17				青森県青	森市富田1	T ⊞ 6-17		
青森県	青森市	マエダストア沖館店	青森県青森市新田3-3-3	196	7 HS. 11. 30	旧大店法	青森県青	森市青森男	青森市新	⊞3-3-3	
青森県	青森市	マエダストア虹ケ丘店	虹ケ丘1丁目15-1	174	7 H11. 4. 21	旧大店法	青森県青	森市虹ケ丘	T 15-	1	
青森県	青森市	マエダストア八重田店	造道2丁目11-28	999	9 H7. 11. 30	旧大店法	青森県青	幕市造道2	T ⊞ 11-28		
青森県	青森市	マックスバリュ拳畑店	拳烟3丁目1番8号	1400	0 H17, 6, 23	新大店法	青森県青	森市幸畑3	丁目1番8号		
青森県	青森市	メガ青森勝田店	勝田二丁目20-1	1228	8 H26. 5. 6	新大店法	青森県青	森市勝田二	T ∄ 20−		
青菜県	青森市	メガ石江店	石江字岡部84-1	98	1 H9. 10. 18	旧大店法	青森県青	森市石江学	岡部84-1		
is siz till	nts strate	- a satisfication of the	****	111	1107 0 00	det de etche	105 W. 107 105 1	de de uteron in			

Geocoding Tool & Utilities を開きます。 (http://newspat.csis.u-tokyo.ac.jp/geocode/)





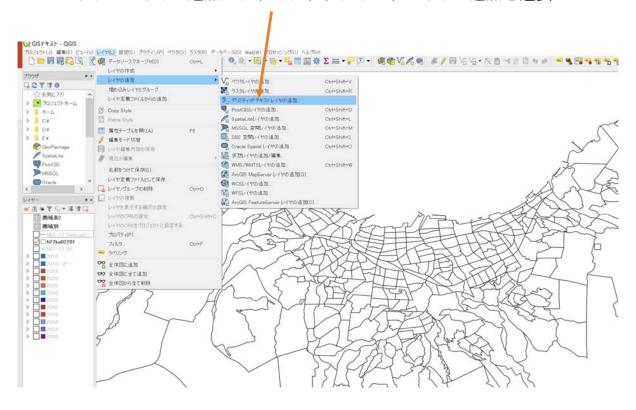


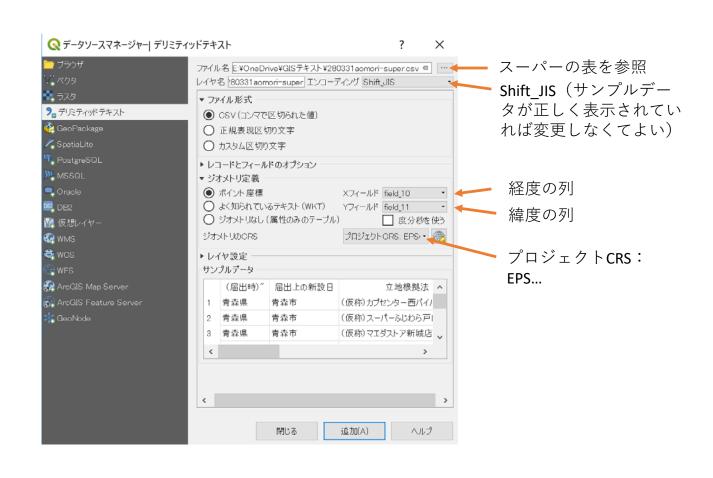
名前は同じですが、経緯度が足されています。

ロードされます。

d	Α	В	C	D	E	F	G	Н	1	J	K	L	M	N	0
	(届出時)	病) 届出上の新立地根拠法													
	青森県	青森市	(仮称)	カ石江字三好	3452	H24.1.7	新大店法	青森県青森	青森県/青浦	140.7034	40.83036	5	7		
	青森県	青森市	(仮称)	ス駒込字蛍沢	1722	H20.1.8	新大店法	青森県青森	青森県/青津	140.8053	40.79679	5	7		
	青森県	青森市	(仮称)	マ新城字平岡	1870	H27.10.11	新大店法	青森県青森	青森県/青浦	140.676	40.82817	5	7		
	青森県	青森市	イオンタ	ウ浪岡松島15				青森県青森	青森県/青浦	140.6263	40.73264	4	5		
	青森県	青森市	イオンタ	ウ浜田字玉川	5641	H20.3.6	新大店法	青森県青森	青森県/青浦	140.7615	40.79646	5	5		
	青森県	青森市	イオンタ	ウ浜田字玉川	8257	H20.3.6	新大店法	青森県青森	青森県/青浦	140.7615	40.79646	5	5		
	青森県	青森市	イオンタ	ウ浜田字玉川	3123	H20.3.6	新大店法	青森県青森	青森県/青	140.7615	40.79646	5	5		
	青森県	青森市	イトーヨ	一浜田1-14-1	20260	H12.10.5	旧大店法一	青森県青森	青森県/青浦	140.7485	40.80091	5	7		
)	青森県	青森市	カブセン	タ大野字前田	2841	H18.12.18	新大店法	青森県青森	青森県/青海	140.739	40.80091	5	7		
	青森県	青森市	カブセン	タ石江三好1	970	H11.11.1	旧大店法二	青森県青森	青森県/青浦	140.7034	40.83036	5	7		
2	青森県	青森市	サンロー	ド緑3丁目9-2	21732	S52.9.2	旧大店法一	青森県青森	青森県/青浦	140.7535	40.80791	5	7		
3	青森県	青森市	ラ・セラ	東八重田4-2-	12645	H2.4.26	旧大店法一	青森県青森	青森県/青浦	140.8001	40.8275	5	7		
1	青森県	青森市	スーパー	福緑1丁目1-:	747	H5.7.1	旧大店法二	青森県青森	青森県/青浦	140.7426	40.80956	5	7		
5	青森県	青森市	ドリーム	タ浜田三丁目	7956	H19.4.1	新大店法	青森県青森	青森県/青浦	140.7475	40.79932	5	7		
5	青森県	青森市	フェステ	ィ新町1丁目:	14301	H13.1.26	旧大店法一	青森県青森	青森県/青浦	140.736	40.82697	5	7		
,	青森県	青森市	ベニーマ	一青葉3丁目6	1930	H9.4.27	旧大店法二	青森県青森	青森県/青海	140.7557	40.80315	5	7		
3	青森県	青森市	マエダガ	-三好2-3-19				青森県青森	青森県/青浦	140.7021	40.83324	5	7		
)	青森県	青森市	マエダス	ト金沢1-3-10				青森県青森	青森県/青浦	140.7348	40.81552	5	7		
)	青森県	青森市	マエダス	ト富田1丁目6-	17			青森県青森	青森県/青浦	140.719	40.82963	5	7		
	青森県	青森市	マエダス	卜青森県青森	1967	H8.11.30	旧大店法二	青森県青森	青森県/青浦	140.7578	40.83002	4	5		
,	青森県	青森市	マエダス	ト虹ケ丘1丁	1747	H11.4.21	旧大店法二	青森県青森	青森県/青浦	140.7949	40.81153	5	7		
3	青森県	青森市	マエダス	ト造道2丁目:	999	H7.11.30	旧大店法二	青森県青森	青森県/青浦	140.788	40.83155	5	7		
1	青森県	青森市	マックス	バ幸畑3丁目:	1400	H17.6.23	新大店法	青森県青森	青森県/青津	140.7833	40.78133	5	7		
5	青森県	青森市	メガ青森	膀勝田二丁目	1228	H26.5.6	新大店法	青森県青森	青森県/青浦	140.7588	40.8192	5	7		

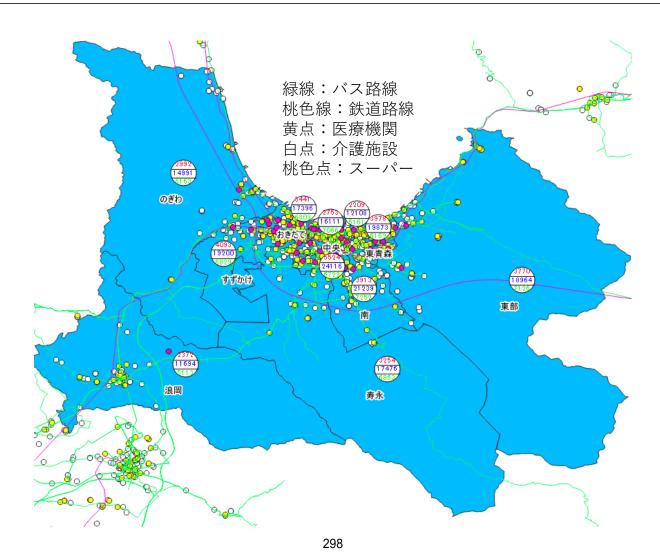
レイヤ<レイヤの追加<デリミテッドテキストレイヤの追加を選択



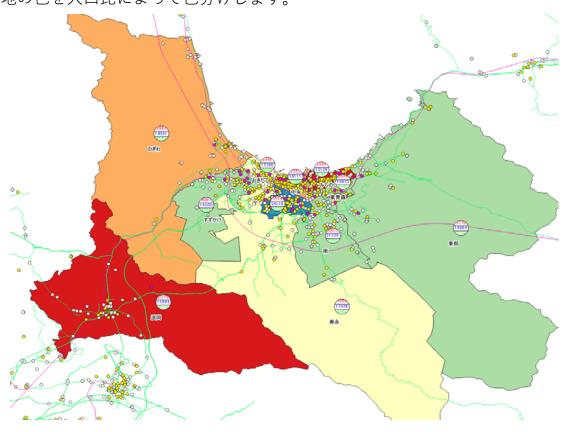


追加を押すとスーパーの位置が表示されます。

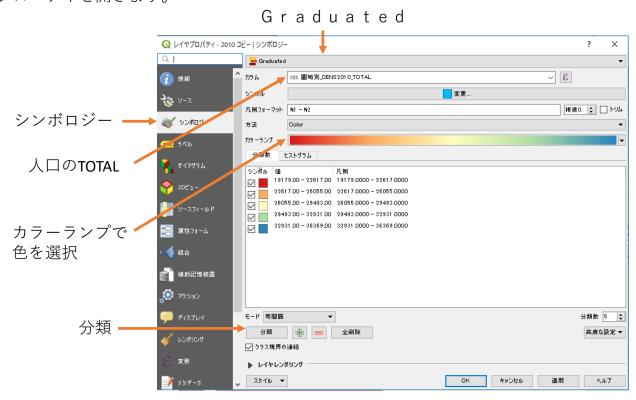




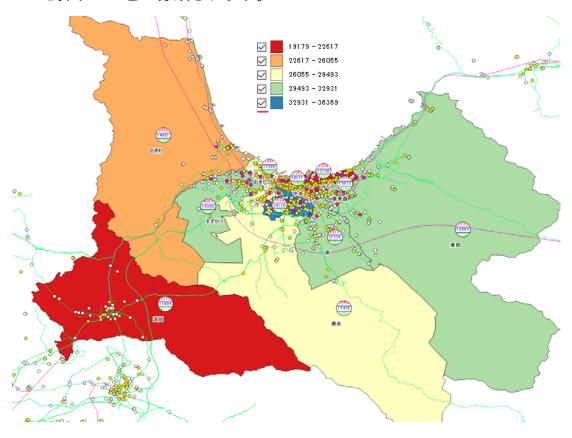
土地の色を人口比によって色分けします。



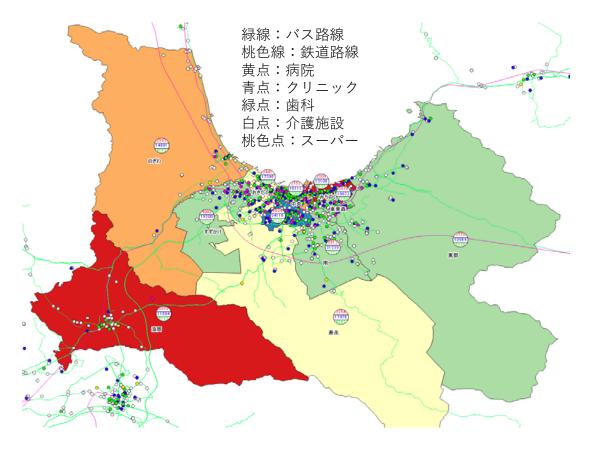
プロパティを開きます。



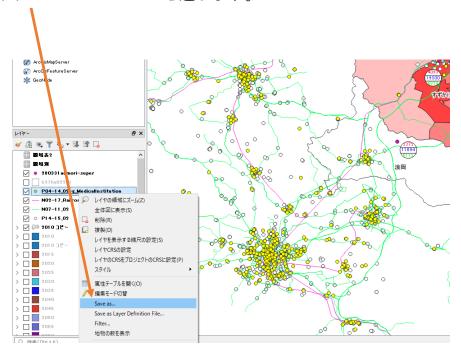
OKを押すと5色に分類されます。

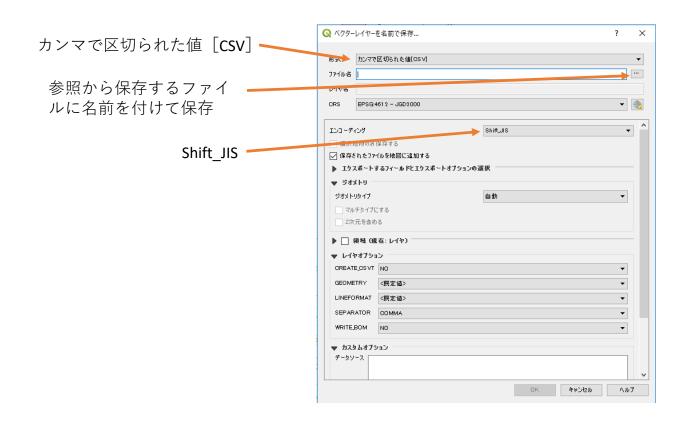


下のように医療機関をさらに三つに分類した地図をつくります。

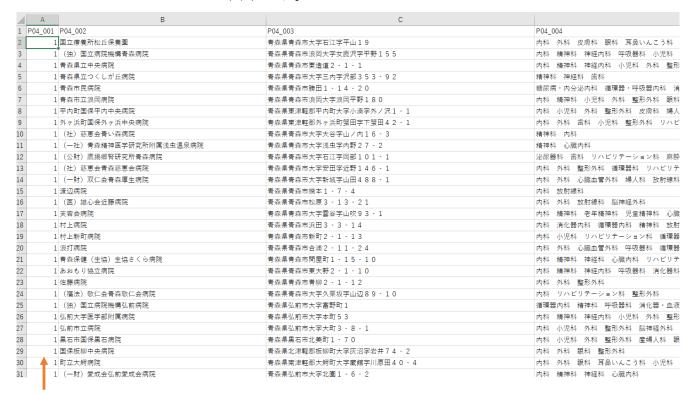


医療機関を右クリックでSave asを選びます。



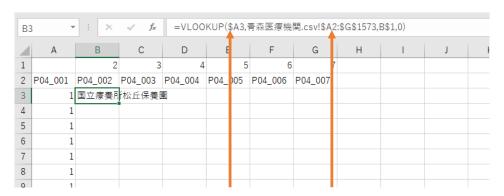


このようなCSVファイルが出来ます。



この列の1が病院、2がクリニック、3が歯科になります。

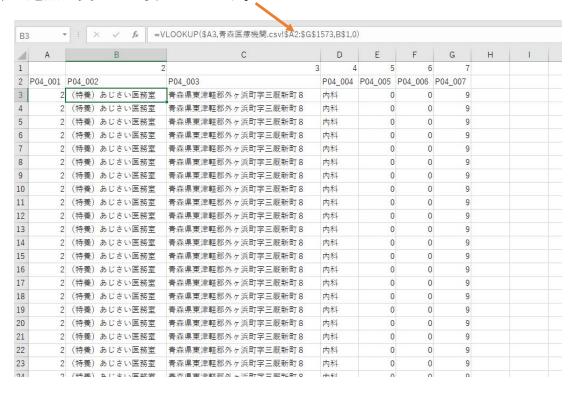
新しくブックを開き、VLOOKUP関数でそれぞれを引き出します。



\$の有無でコピペ時に上手く抽出されない ので注意

コピペして1の病院を抽出し、病院のみのcsvファイルを作ります。

二つ目のクリニックを同様にやろうとすると全部同じところを抽出してしまうため 検索の起点を変える必要があります。

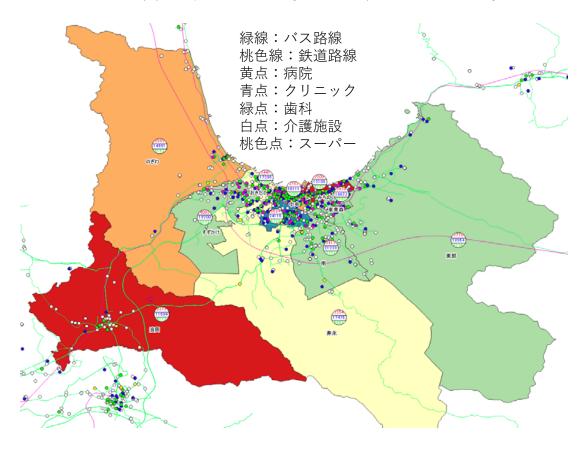


100からの設定にすれば上手く抽出できます。



3の歯科も同様にやって三種類を完成させます。

できたcsvファイルをスーパーの時と同じように経緯度を出し、デリミティッドテキストレイヤの追加で地図上に表示させます。色を調節すれば完成です。



地図に慣れ親しもう

国立社会保障·人口問題研究所 社会保障基礎理論研究部

0 地図に慣れ親しもう

- 小学校の社会科で、地図の勉強をしましたね
- 模造紙に近所の地図を描いて、公園や良く行く 駄菓子屋さんを記入したり
 - 地理の勉強なら都道府県、県庁所在地を覚えたりもしました
- 今回は、いわば、大人版の地図のお勉強です
 - 地域防災マップを作ってみましょう

1 地域防災マップとは

みなさんの住む地域で災害時に役に立つものや危険なものを、 みなさんが主体となって書き込んだ地図が「地域防災マッ プ」です。

- 自分たちが住むまちの避難所はどこ?
- 危険な場所はどこ?
- ・ 災害時に役立つお店や施設はどこ?

こうしたことをみなさんはご存知ですか。いざというとき、 自主防災組織の役員さんだけが地域の状況を知っていればいいのでしょうか。地域に住むみなさん自身が、地域の防災情報を共有して、災害時にはあわてず冷静にすばやく適切な対応ができるように備えることが大切です。

1 地域防災マップとは

- 一人ひとりが知っている情報を出し合い、地域の実状を確認しあいながら、その地域にあったオリジナルの「地域防災マップ」を作りましょう。
- 自分たちのまちの再発見、防災に関する地域の 課題がきっと見つかるとおもいます。
- こうしたマップ作りをすすめる中で、多くの住民の方の参加による地域コミュニティ(ご近所同士)の活性化、災害に強い地域防災力が生まれていきます。

2 地域防災マップ作りの手順

①はじめは話題から

地域安全・安心ネットワークや町内会、自主防 災会の役員会などで、自主防災活動や避難場所、 危険箇所などを話題にし、マップ作りの話をは じめます。

②計画しましょう

• 地域を歩いて回る日にちと時間を決め、参加の呼びかけ、道具の準備、会場(集会所)の手配などを行います。

2 地域防災マップ作りの手順

③みんなで歩こう

• 実際に自分たちの地域を歩きます。避難場所や危険箇所などをチェックして、気がついたことをメモして写真におさめます。

④マップを書こう

• 地域を歩いて確認できたことを、大きな地図に書き込んでいきます。みんなで意見を出し合い、地域防災マップにまとめていきます。

⑤パソコン等で作成

• まとめた意見は、パソコン等を利用して作成してみましょう。

2 地域防災マップ作りの手順

⑥実際に使ってみよう

できあがった地域防災マップを実際に利用します。マップを使っての学習会や地域防災訓練 (避難訓練)、家族で危険な場所を確かめる防災まち歩きなどを計画してみましょう。

3マップ作成の進め方

①はじめは話題から

【進め方】

- 1. 役員会などで災害時の対応について考えてみる機会を設ける
- 2. 自主防災会など地域の防災活動について考えてみる
- 3. 地域の避難場所、一時避難場所などをもう一度再確認してみる
- 4. 災害の危険箇所を出し合ってみる
- 5. 具体的に地図に落としてみることを考える
- 6. 地図の作成を計画してみる

①はじめは話題から

【準備するもの】

- 1. 地震ハザードマップ (http://www.city.nagareyama.chiba.jp/life/100360 4/1003691/1003692/1003693/1003694.html)
- 流山市浸水(内水)ハザードマップ (http://www.city.nagareyama.chiba.jp/life/100360 4/1003691/1003692/1003698.html)
- 3. 流山市災害時あんしんシート
- 4. 会場

3 マップ作成の進め方

『アドバイス①』

- 「最初から難しいことはできない」「良いモノを作らなければいけない」などと心配しないで、今あるみなさんの地域の実態をみんなで知ろうという思いからはじめましょう。
- 何となく知っているでは、本当の防災力にはなりません。
- あとでも出てきますが、『流山市都市計画情報』 で、基盤になるデジタル白地図が入手できますの で、パソコン上で腕をふるっていただき、あなた の地域の防災マップを作ってみてください。

②計画しましょう

【進め方】

- 1. 地域を歩いてまわる日にち、時間を決定
- 2. 参加者の呼びかけ方法の決定(参加人数の予測もしておきましょう)
- 3. 必要な道具(文具、カメラなど)の手配
- 4. 地域の載った地図の手配
- 5. 地図を作成する会場の手配(人数が多ければ、少し広いところになります)
- 6. 調査・確認内容と見てまわるコースの決定
- 7. 調査・確認する項目のチェックリストの作成(作成例を参考に)
- 8. 調査班の各役割を決定(作成例を参考に、班長は決めておきましょう)
- 9. 調査についての説明者と地図作成時の進行役(司会役、記録役)の決定

【準備するもの】

- 1. 参加を呼びかけるチラシ(回覧板)
- 2. 調査・確認するコースを決めるための地図

3マップ作成の進め方

『アドバイス②』

• 日時の決定は、多くの方が参加しやすくなるように、事前に調整をしましょう。女性やこどもが参加できるような工夫も大事です。できれば、いろんな職業、世代、団体が集まれるように呼びかけましょう。

また、災害は雨の日を避けてくれませんから、小雨でも実施できるように考えましょう。雨が降っているからこその気づきがあるかもしれません。

『アドバイス③』

- 対象地域(町内会の範囲から避難所まで)を歩いて回ることになりますので、目安としては1時間程度で回れるコースを考えましょう。また、時間を有効に使うために、点検・調査する対象施設・場所を決めておきましょう。ひとりで決めずに、何人かで相談して決めていきましょう。
- 調査・確認する内容は、みなさんで事前に相談して、チェックリストを作成します。別紙にありますリストの作成例を参考にしてみてください。

『アドバイス4』

• 地図を準備するのが難しい場合は、岡山市危機管理課に相談しましょう。

③みんなで歩こう

【進め方】

- 1. 当日の会場の準備
- ①班分けにあわせて机を並べます。
- ②歩いて帰ってきたあとに各班が発表するスペースを作ります。
- ③準備した必要な道具は各班ごとにまとめて机に置きましょう。
- ④参加者に、班分けした机に座ってもらいます。
- 2. 班分けと役割分担、コース順やチェック項目の説明(事前に説明者決定)
- 3. 調査・確認にスタート(各班ごとにまとまって出発)

【準備するもの】

- 1. チェックリスト (計画時に作成したもの)
- 2. 画板 (下敷きになるもの)
- 3. デジカメ (プリンターの準備ができない場合はインスタントカメラ)
- 4. 筆記用具(黒・赤ボールペン、ラインマーカーなど)
- 5. メジャー、巻尺(場合によっては、高さや距離を測ります)
- 6. 歩くコースの入った地図(危険箇所や気づいたことを記入します)
- 7. 班名簿・役割分担表(参考例があります)

3 マップ作成の進め方

『アドバイス⑤』

• 当日の所要時間は、班分け・役割分担の説明に15分、実際に歩いて回るのに1時間程度、班ごとのマップ作成と意見発表に1時間程度、全体の意見のとりまとめに30分くらいのペース配分を考えてみましょう。

『アドバイス⑥』

• 班分けは、1班が $6 \sim 1$ 1名程度を目安にしましょう。このとき、できるだけ性別、年齢、職業などが違ったメンバーで班を作りましょう。

『アドバイス(7)』

- 歩きながらの地図への記入は簡単なメモ程度で十分です。あとで 会場に戻って、大きな地図に清書していきます。
- 写真は、どこで撮影したかわかるように、地図に撮影地点を記入しましょう(最近のデジカメは緯度経度情報を付けられます)。

④マップを書こう

【進め方】

- 1. 地図の作成の準備
- ① 外から帰ってきたら、各班作成用の大きな地図を中心に、各班ごとに集まって地図作成の開始です。 (適度な休憩もとりましょう)
- 2. 各班で地図の作成(30分程度)
- ① 撮ってきた写真を大きな地図に貼り付けます。チェック箇所の場所はメモで確認しましょう。このとき、チェック箇所とは多少離して貼らないと隠れてしまうので注意してください。場所は矢印でわかるようにしましょう。
- ② 地域を歩いて見てきたこと、気が付いたことを話し合います。参加者が順番に意見を言ってみましょう。全員が発言することが大切です。
- ③ 班長は、スムーズに意見が出るように気をつけましょう。発言者に対して、否定的な意見が出ないように注意をしましょう。
- ④ リストにあった施設(追加を含む)などを地図に記入します。
- ⑤ 話し合いの中で気になった点は、地図や写真にコメントを記入しましょう。
- ⑥ 最後に、みなさんで相談して地図上に避難場所までもっとも安全な避難経路を書き込んでいきます。

3マップ作成の進め方

④マップを書こう

- 3. 各班作成の地図情報の発表、意見交換(30分程度)
- ① 事前に、司会役と記録役を決めておきます。
- ② 各班が順番で、作成した地図を広げ、他の班のみなさんに見えるようにして発表をはじめます。
- ③ 発表者は、班長でなくてもかまいません。相談して決めましょう。
- ④ 各班の発表が終わるたびに、司会役の方は他の班から意見や質問が無いかを確認します。発言があれば、発表した 班が回答をします。
- ⑤ 記録役の方は、大きめの付箋(ふせん)紙に各班の発表されたチェック内容(施設や意見)を書き込み、全体まとめ用の大きな地図に貼っていきます。同じ発表内容の場合は、重複させなくてもOK です。
- ⑥ 全ての班の発表が終われば終了です。
- 4. 地域防災マップの作成・完成 (30分程度)
- ① 司会役と記録役の方が引き続き進行をします。
- ② 全体まとめ用の地図を全員に見えるように広げます。
- ③ 付箋(ふせん)紙に書かれた内容を全員で再確認します。
- ④ 内容が異なった箇所では、話し合いをして一つにまとめていきます。
- ⑤ まとめられた内容を地図に清書していきます。
- ⑥ 各班の写真から選定したものを、該当箇所の近くに貼っていきます。
- ⑦ 地域防災マップ作成作業は終了です。

④マップを書こう

【準備するもの】

- ① チェックリストと記入済みの地図
- ② チェック箇所の写真(各班が撮影したもの)
- ③ 各班作成用の大きな地図(新聞を広げたくらいのもの)※班の数だけ用意
- ④ 全体まとめ用の大きな地図
- ⑤ 古新聞(マジックで書いた時に裏写りしないため)
- ⑥ セロテープ (写真を地図に貼り付けます)
- ⑦ 色つき(6色程度)マジック(地図記入用)
- ⑧ 大きめの付箋(ふせん)紙(出された意見をメモします)

3マップ作成の進め方

④マップを書こう

【準備するもの】

『アドバイス⑧』

ちょっとひと休みしてから、作業にかかりませんか。歩き疲れているかもしれないですね。それにお茶やお菓子があれば、話もはずむかも。

『アドバイス⑨』

- 大きな地図に記入するときは、避難施設や防災施設、危険 箇所などを色分けして書いた方が見やすくなります。 『アドバイス⑩』
- デジカメのプリンターやインスタントカメラが用意できない場合でも、写真は後日にして、メモをたよりに忘れないうちに地図を作成していきましょう。

⑤パソコンで作成してみよう

- ①~④までの作業をすすめてきて、地域防災マップは 完成しました。しかし、大きな地図が1枚だけでなく、 各家庭に配布したりするとさらに効果的です。
- そこで、みんなで集めて作った貴重な情報を地域全体のものにしていくために、パソコンを使って作成してみましょう。1例を紹介します。

【準備するもの】

- 1. インターネット接続可能なパソコン
- 2. 作成した地域防災マップ
- 3. プリンター、用紙など(地図を印刷してみます)

3マップ作成の進め方

【地図作成】

1. まず、パソコンでインターネットに接続し

http://www.city.nagareyama.chiba.jp/1013950/1014007/1014009.html

上記URL(流山市都市計画情報で検索しても行けます)にアクセスします。

- 2. 注意事項を読み、スクロールで画面を下部にし『同意する』ボタンをクリックします。
- 3. 流山市都市計画情報のトップページが開き、いろいろな検索ができますので、マップを作成したい付近の地図を表示してください。

注)建築基準法道路種別台帳マップ

を選んで下さい。

都市計画情報マップ

建築基準法道路種別台帳マップ

注) **建築基準法道路種別台帳**マップを選んで下 さい。



白地図にするには 全てはずすをクリック



3 マップ作成の進め方

【地図作成】

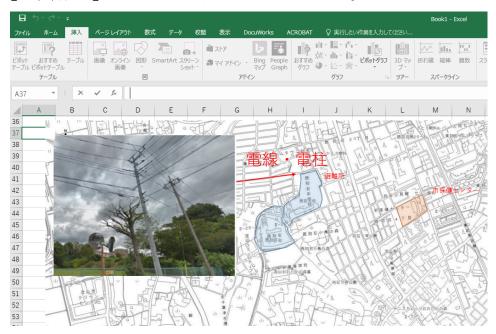
4. 流山市都市計画情報から出来た白地図を、保存してExcelに取り込みましょう(西初石5丁目付近を例にしています)。

5. 右上の画像保存をクリックします。



- 6. 保存する地図のサイズ、形式、縮尺を選択します。サイズは地域に応じて下さい。形式はJPEG、縮尺は1/7500で良いでしょう。
- 7. Excelを起動して、先ほどの白地図を読み込みます。
- 8. Excelの図形コマンドを利用して、写真におさめた避難場所や危険箇所などでの気づきを、地図上に貼っていきます。

【地図作成】いろいろ工夫してみましょう。



3 マップ作成の進め方

- Google Map を利用する方法もあります
 - 最近のデジタルカメラには、GEO情報(地理情報)を写真と共に記録できるものもあります
 - また、スマートフォンにも同様な機能があります。
 - ただし、GEO情報の取り扱いには注意しましょう
 - 位置を第三者に知られてしまうことがあります
 - 特にSNS(Facebook, Instagram, Twitter等)との紐付けには注意が必要です。位置情報をオフにするには、

Androidの場合 Googleマップ→「≡(メニュー)」→「設定」→「Google の位置情報設定」

iPhoneの場合 Google→「アカウントアイコン(設定)」→「プライバ シー」→「現在地」→「現在位置送信機能」 。

4 もっと凝った地図を作成したい場合

- 市町村提供の白地図は、解像度を上げても鮮明さに欠ける場合があります。
- その場合、地図自体をデジタル情報として活用することにより、鮮明な地図を作成できます。
- さらに、GIS(地理情報システム)を活用すれば、より正確な地図を作成できます。